

この事業は、厚生労働省が実施する「平成 25 年度障害者総合福祉推進事業」から国庫補助金の交付を受けて実施したものである。

# はじめに

この「補装具費支給事務ガイドブック」は、厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業で実施した「補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査(指定課題22) | の一環で作成・編集したものです。

当協会では、平成24年度の障害者総合福祉推進事業において、「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究(※)」を行いましたが、とりわけ多くの市町村等から以下に記述するようなご意見をいただきました。

- (\*) http://www.techno-aids.or.jp/research\_report.html
  - 運用に係る職員の人材育成については、現時点から改善することを目標とし、現行制度 の運用レベルを全国レベルで標準化する仕組みを検討していく。
  - 市町村におけるローテーション人事の中では、一定以上の専門知識は蓄積しない。更生 相談所が補装具に関する研修会を定期的に開催し、最低限の知識と補装具費を支給する際 の基本的な考え方や姿勢を身に付ける必要がある。
  - 申請者、中間ユーザー、医師、義肢装具士、市町村、更生相談所それぞれの立場において制度解釈の乖離がある。皆で共通理解が得られるようなマニュアルの作成や研修会等で改善を図る必要がある。
  - 支給決定にあたり、初任者にもわかりやすい支給決定の事務マニュアルやQ&Aを作成してほしい。また、補装具の中には、名称や部品名だけではどのような形態のモノであるかイメージがしにくいため、補装具の図録のようなものを作成してほしい。

こうしたご意見を踏まえ、本書は、補装具費支給制度の適切な理解と運用の促進を図るため、主に市町村の補装具費支給事務担当者向けに作成した標準テキストです。

本書が補装具費支給制度の適切な運用と障害のある方の福祉の増進に資することを期待しております。

最後になりましたが、本書の編さんにあたり、多大なるご協力を賜りました検討部会の先生 方や関係団体の皆様には、心から感謝申しあげます。

平成 26 年 3 月

公益財団法人テクノエイド協会

# もくじ

はじめい	<u>ت</u>			1			
もくじ							
ht 4 to	- 1	#V+ D /-		_			
第1草	Ŧ		- 関する制度 ····································				
	1		り定義と役割				
	2		総合支援法による補装具費支給と他法による補装具給付等				
	3		具支給制度選択チャート				
	Clo	ose Up	Q&A9	· 11			
Mr O #	- 1	#V+ C #		4.5			
弗2草	₹		骨支給制度の概要	15			
	1	障害者約	総合支援法の概要	16			
		1 – 1	法律制定の趣旨	16			
		1-2	新たな障害保健福祉施策の要点	16			
		1-3	法律の主な内容	18			
		1 – 4	市町村等の役割	21			
		1 – 5	障害者総合支援法による利用者負担	23			
		1-6	利用者負担額の上限(障害福祉サービス)	24			
	2		D定義について	25			
	3		<b>貴支給制度について</b>	27			
		3 – 1	補装具費の支給目的について	27			
		3-2	都道府県等の役割について	27			
		3-3	制度の具体的な取り扱いについて	28			
		3-4		30			
		3-5		35			
	4		D範囲と取り扱い ····································				
		4-1	難病患者等に対する補装具費の支給				
		4-2	難病患者等に対する補装具費支給の申請等				
		4-3	難病患者等に対する補装具の取り扱いで配慮すべきこと	51			
第3章	<b>½</b>	お 担 目 基	『支給事務の適切な理解と運用に向けて	53			
初し手							
	1			54 54			
		1-1	他法優先	54			
			特例補装具       複数支給	55			
		1-3		56			
			再支給	58			
		1-5		58			
		1-6	差額自己負担	60			
		1-7	高額な製品・部品への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
		1-8	業者の情報提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
			介護保険による福祉用具貸与との適用関係				
			引き渡し後、9ヶ月以内に生じた破損又は不適合				
		1 -11	児童補装具に関する助言 ····································				
	2	1 - 12	元里代表具に関する助言	66 67			
	_		医師意見書作成の留意点				
		_ '		<b>U</b> 1			

		2-2 市町村に対する期待	
		2-3 医師・専門職等との連携システムの構築 70	
		2-4 更生相談所の役割と機能、今後のあり方 71	
	3	判定困難事例	
		ose Up Q&A55· 57· 60· 65	
第4章	1 神	#装具に関する基礎知識	
	1	義肢	
		1-1 総論82	
		1-2 義手	
		1-3 義足 99	
		1-4 見積例114	
	2	装具135	
		2-1 下肢装具	
		2-2 靴型装具	
		2-3 体幹装具153	
		2-4 上肢装具	
		2-5 見積例	
	3	座位保持装置	
		3-1 主な解説と適応例194	
	4	車椅子· 電動車椅子 ······196	
	5	視覚障害者のための補装具	
	6	聴覚障害者のための補装具 ······222	
	7	重度障害者用意思伝達装置229	
	8	その他の肢体不自由者用補装具	
	9	障害児に係わる補装具238	
<b>答</b> 料 组	ī		
資料編			
参考 1		者総合支援法(第5節第76条)240	
参考2		者総合支援法施行令(第2条第4節 補装具費の支給 第43条の2及び3)240	
参考3		者総合支援法施行規則(第2条第3節 補装具費の支給 第65条の3~9)241	
参考4		等補装具支給要綱の改正等について	
参考5		の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
参考6		具費支給事務取扱指針について(H18.9.29 障発第 0929006号)252	
参考7		、装具及び座位保持装置等に係わる事務取扱要領」の制定について(H18.3.29 障地発第 0929002号) ······285	
		税物品に関する告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
参考9 +++10		障害者用物品の非課税扱い	
		具費支給に係わるQ&A(平成22年10月29日、平成26年3月31日付)381 ま者等における地域供送去援東業等の限り扱いに関するQ&A(要は25年3月15日現在)。201	
		患者等における地域生活支援事業等の取り扱いに関するQ&A(平成25年3月15日現在) …391	
		保険法における福祉用具貸与及び販売の種目398 先一覧406	
		先一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		の身体障害者更生相談所 聶知の情報<ホームページのご案内>	
HV 本川 ひ ノ 川川	1202 1-7	B VIA VIE +A マル サント イムル まんし	

# 第1章

# 補装具に関する制度

1	補装具の定義と役割	6	
2	障害者総合支援法による補装具費支給と 他法による補装具給付等	9	
3	福祉用具支給制度選択チャート	13	
Close Up Q&A			

※ 本書では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」と標記します。

そのため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」 を「障害者総合支援法施行令」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」と標記します。

# 1 補装具の定義と役割

#### (1) 補装具の定義に立ち返る

補装具の申請があった場合に申請者が希望する製品等を補装具として支給してよいものか どうか判断に迷う場合があります。そんな時は補装具の定義に立ち返ってかえって、その製 品の使用目的、使用頻度、個別の必要性を判断することが助けになります。

補装具の定義は、次の各頃に掲げる条件を全て満たすものです。特に支給の要件を決定するにあたり③の要件は重要です。

- ① 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように 製作されたものであること。
- ② 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- ③ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要と されるものであること。

障害者総合支援法施行規則第六条の二十より

ここでいう身体への適合を図るように製作されたものとは日常生活用具との違いを表しています。補装具は就学、就労をも含めた生活の中で使用するものであり、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものとは治療用装具との大きな違いです。医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づくものとは使用における理由に医学的根拠が求められるという意味で、あれば便利だから、希望しているからという理由だけでは支給できないものと解釈します。

#### (2) 補装具の使用目的の理解

補装具の定義から、補装具の使用目的は、「日常生活において又は就労若しくは就学のため」となっています。このことから、基本的に補装具は1種目につき1個の支給となりますが、作業用の義手や義足、学校で使用する車椅子など就労や就学のために日常用とは異なる目的で補装具を必要とする場合は、さらに1個の支給が認められています。

これとは別に、日常生活用に複数に補装具を使用したいというニーズがあります。食事用の座位保持装置、排泄用の座位保持装置と睡眠用の臥位目的の座位保持装置など、場面毎のニーズをかなえようとするときりがなくなります。原則1種目1個という考え方から、使用目的に合わせて1個で兼用できるような構造のものを作製したり、環境側で調整したり、日常生活用具の制度等の活用で対応できないかなどを検討することも大切です。

障害児においては立位訓練や歩行訓練等の訓練機器のニーズもあります。障害児については「将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長する」ことも目的としています。しかし、個人に対して基準額を超える高額な起立保持具や歩行器を訓練目的に支給することは、日常生活の能率の向上を主目的とする補装具費支給制度から逸脱するものと考え、基本的には訓練目的のみの機器は支給対象外となります。

#### (3) 申請受付、判定の基本姿勢

補装具申請の受付に際しては、補装具費の支給が対象者のケアマネジメントの一環であるとの視点が大切です。「障害者総合支援法」は他法優先を原則とするため他法での作製が可能かを市町村の窓口段階で検討する必要があります。一方、判定依頼を受けた身体障害者更生相談所(以下更生相談所)では、障害者総合支援法での支給が最後の砦となるため、その補装具がなかったら生活や就労がどうなってしまうか、あればどう役立つのか、使用しないことで医学的な問題が発生するかなどの視点で必要性を検討します。必要性が認められれば障害者ケアマネジメントの一助となるべく支給の適否を判定することはもちろんのこと、ここで重要なのは適切な補装具を支給するために技術的な側面から処方内容の決定に力を注ぐことが更生相談所の役割です。

判定困難事例は情報が不足した中で判定を行うことで生じてしまうのがほとんどです。申請依頼を受けた段階では判定が困難と予想される事例でも、直接判定で実際に様々な情報が得られると判定が容易となることがあります。限られた時間で市町村や更生相談所だけで全ての情報を得ることは困難です。実際に現場で関わっている医療関係者、中間ユーザーとなるリハ専門職、支援者、ご家族、補装具製作業者などが連携して様々な情報を持ち寄ることで判定も容易となります。市町村、更生相談所だけで決めるのではなく、関係機関、多職種が連携してチームを組むことが利用者にとって適切な補装具が支給されることにつながります。

#### (4) 補装具の役割を考える

補装具の支給にあたっては、日常生活又は就学・就労などの社会生活において、申請された補装具を使用することによって何がどのような形で実現し、享有する人権を尊重した自立生活支援に役立つのか、補装具の役割と機能を常に考えることが重要です。

補装具の利用によって環境因子、個人因子が変わり、社会参加や活動が促される場合がよい適用です。一方、1つの補装具だけで全てを解決できるものでもありません。例えば車椅子1台で全てのニーズを解決しようとするとあれもこれもと機能、オプションが付加されて大がかりで使い勝手の悪い高額な製品になってしまいます。また、限られた財源の中、公費

で作製する補装具でかなえられることには限界もあります。対象者の身体状況はもちろんのこと生活状況、環境因子を把握してニーズの優先度に応じて処方を決定します。中には住環境整備を行うことでニーズが解決し、補装具はシンプルなもので済む場合もあります。様々な支援の手段を講じる中の一つの手段として補装具でかなえられる役割を利用者にも理解していただくことが大切です。

# 2 障害者総合支援法による補装具費支給と 他法による補装具給付等

現在の社会保障制度においては、福祉用具に関わるものに限ってみても、障害者総合支援 法のほか、医療関係、労災関係、介護保険関係等の他法制度があります。

障害者総合支援法上の補装具費支給は、他法優先を原則としますので、他法との関係に十分留意し、適切な制度の活用を指導することが必要となります。

#### (1) 医療用(治療用) 装具と訓練用仮義肢

医療用装具は、疾病の治療過程において用いられる装具のことで、治療遂行上必要な範囲 に限り、各種医療保険において製作が認められています。

訓練用仮義肢も同じ考え方で、治療上必要と認められる場合に、各種医療保険において製作が認められています。

障害者総合支援法による補装具費支給は、治療遂行上必要とされた医療用装具等の段階を終え、日常生活や社会生活(職業生活)の便宜を図るために、その援護として失われた身体機能を補うことを目的とします。

# Close Up Q&A



障害者総合支援法と医療保険のどちらで作製するか考え方について教えてください。



治療的要素のある場合は医療保険で対応しますが、それが認められず、日常生活で長期にわたって使用するものであれば補装具費によることが原則です。例えば、関節疾患等の疼痛緩和を目的とした装具では、少なくとも初回は医療保険で対応するのが適当でしょう。疼痛緩和が得られ、今後も生活のなかで長期にわたって使用する必要がある場合は補装具費による支給となります。脳卒中片麻痺者に処方される短下肢装具や切断者の義足も、初回の作製は医療保険で対応するのが一般的です。明確な線引きは難しいこともありますが、補装具の使用で得られる障害の軽減対象が、手帳取得の原因となった疾病に起因するものであることが必要条件です。なお、手帳を取得していない難病患者についても医療で対応するか補装具費による支給とするか、その対応の考え方は同様です。

#### (2) 介護保険法による福祉用具貸与

介護保険法では一定の要件に該当する場合に、居宅サービスとして福祉用具の貸与(車椅子・ 電動車椅子・車椅子付属品・歩行器・歩行補助つえ)が受けられる制度があり、それによる 対応が可能な場合は、原則的には障害者総合支援法による補装具費支給の対象外となります。

ただし、介護保険法で貸与される福祉用具は既製品の中から選択することになるため、障害状況、身体状況等のため既製品では対応できない場合は、更生相談所の意見(判定)を経て障害者総合支援法による補装具費支給の対象として検討します。

なお、要支援 1、要支援 2、要介護 1等の軽度者においても「日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者」については、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員 のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通 じた適切なケアマネジメントにより、例外的に介護保険での対象(車椅子)となりますので、 関係課・係と十分協議願います。

なお、介護保険の対象者(被保険者)は、

第1号被保険者:65歳以上の方で要介護、要支援状態の方

第2号被保険者:40歳以上65歳未満で16疾病により要介護、要支援状態の方

16疾病とは、①がん(回復の見込みがないもの)

- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症(ALS)
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨粗鬆症(骨折を伴うもの)
- ⑥認知症(初老期)
- (7)進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髓小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ①多系統萎縮症
- ②糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- 15慢性閉塞性肺疾患
- ⑩変形性関節症 (両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴うもの)

※介護保険法における福祉用具貸与及び販売種目は P.400(資料編 参考 12)を参照

# Close Up Q&A

Q

介護保険で貸与できない既製品の車椅子が必要な場合、補装具として支 給が可能でしょうか?

Α

利用する制度として介護保険が優先される中、介護保険で貸与できない高機能性、 耐荷重性、サイズなどが申請者の必要性に合致する車椅子、電動車椅子の場合は、 既製品であっても補装具として認めることは可能です。

#### (3) その他の関連法

#### 

労働災害が原因で障害者となり、労災法での補償対象となっている方は当該制度からの補 装具費支給が可能な場合があります。申請窓口は、治療中であれば補償給付等を受けた労働 基準監督署、治ゆ後であれば各県労働局となります。

- ①労働者災害補償保険法
- ②国家·地方公務員災害補償法
- ③公共企業体職員等災害補償(労働協約)
- ④船員保険法

職務上の傷病により身体に受けた障害が残ったため、船員保険の障害給付を受ける被保険 者等を対象として、義肢、補聴器等の製作または修理に要した費用の支給が行われます。詳 細は「(一財) 船員保険会ホームページ (https://www.sempos.or.jp/)」参照

# Close Up Q&A

Q

労働者災害補償保険(労災法)の対象者が、「障害固定前」であるという 理由から障害者総合支援法による車椅子の支給を希望した場合、支給は 可能でしょうか?



障害固定前でも下記の条件を満たせば労災法が障害者総合支援法より優先されます。支給条件として、「両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養(補償)給付を受けている者(概ね3ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く)であって、症状が固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合」であり、通院、社会生活に車椅子が必要である者となります。また、上記の条件に満たなくても真に必要な場合は、労災法における基準外支給の取扱いが定められています。これらを検討しても労災法での支給条件に満たない場合には、障害者総合支援法による対応となります。

#### 社会福祉関係

- ①戦傷病者特別援護法
- ②介護保険法

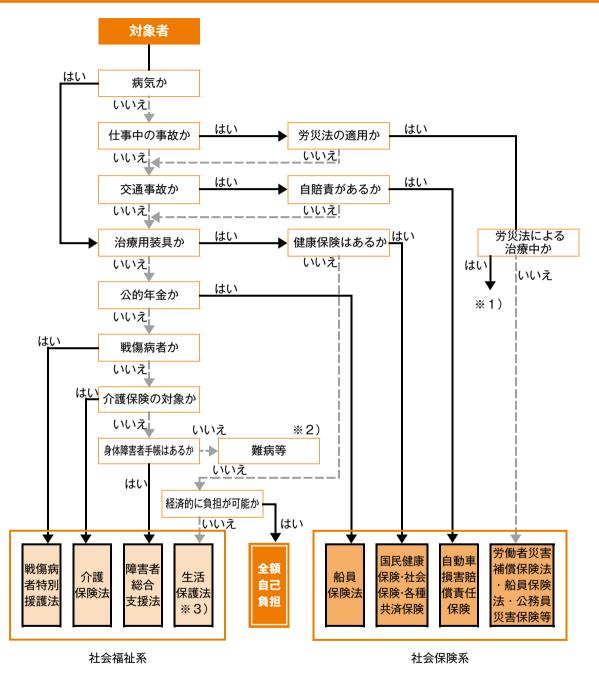
#### その他

- ①自動車損害賠償責任保険法
- ※厚生年金保険法による補装具給付事業(厚生年金保険の整形外科療養事業)につきましては、平成16年度で廃止となっております。

# 優先順位が高い **労災・損害補償・自賠責法**(雇用者責任) 医療保険法 (個人・雇用者責任) 介護保険法 (個人・公的責任) ----障害者総合支援法 (公的責任) 生活保護法 (公的責任)

制度間の優先性

# 福祉用具支給制度選択チャート



## 注)制度による支給可能種目ついて

福祉用具を選択する場合、対象者が使える制度の優先性を考慮することも大切ですが、制度によって支給可能な種目が限られていることも念頭に置く必要があります。

例えば各種健康保険による治療用装具では、義肢、装具は作製可能ですが車椅子、電動車 椅子、座位保持装置等は治療が目的でないため作製ができません。

#### ※1) 労働者災害補償保険法

かつて労災保険における車椅子支給については、障害(補償)給付認定又は症状固定を前提に支給されていました。しかし、平成20年3月31日に厚生労働省労働基準局長から通知(基発0331005号)のあった「義肢等補装具支給要綱の改正等について」(P.243参照)において支給対象者の拡大があり、症状固定後においても車椅子の使用が必要と認められる者については、症状固定前で療養中(療養(補償)給付受給中。概ね3ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。)であっても、下記の要件を満たし、通院治療、社会生活のために必要性が認められれば車椅子が支給可能となっています。

- ① 療養(補償)給付を受けている者(概ね3ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。)であって、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合
- ② 傷病(補償)年金の支給決定を受けた者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、義足及び下肢装具の使用が不可能である者

#### ※2)難病等

障害者総合支援法では政令で規定された難病等(130疾患+関節リウマチ)に該当する者は、 身体障害者手帳を取得していなくても要件を満たせば障害福祉サービスが利用可能となりま した。それに合わせて難病患者等日常生活用具給付事業が廃止となり、福祉用具の利用も障 害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業と補装具費の支給で対応することになりま した。医師意見書、身体障害者更生相談所の判定の必要性は従来の取り扱いと同様です。

#### ※3)生活保護法

生活保護の方に治療用装具が必要な場合は、生活保護法による医療扶助での装具作製となります。生活保護の方が身体障害者手帳を取得して補装具が必要な場合は、障害者総合支援法での補装具費支給が優先されます。一方、障害者総合支援法と介護保険法では介護保険法が優先されますが、生活保護者は原則として介護保険に入れませんので介護保険のレンタル種目に一致する種目、例えば車椅子などが必要となった場合は、障害者総合支援法での支給となります。ただし、65歳を過ぎれば、生活保護費から介護保険料を支払い、生活保護者でも介護保険でのレンタルを利用することも可能です。

# 第2章

# 補装具費支給制度の概要

1	障害者総合支援法の概要	16
2	補装具の定義について	25
3	補装具費支給制度について	27
4	難病等の範囲と取り扱い	48

# 1 障害者総合支援法の概要

#### 1-1 法律制定の趣旨

障害者制度改革については、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)に基づき、その推進を図っているところです。この中で、「応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す」とされていました。

平成22年4月に、内閣府に設置された障害者制度改革推進会議の下に障害者制度改革推進会 議総合福祉部会が設けられ、同部会は平成23年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合 福祉部会の提言-新法の制定を目指して-」(以下「骨格提言」という。)を取りまとめました。

また、この間、利用者負担を応能負担とすること等を盛り込んだ障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)が平成22年12月3日に成立し、平成24年4月から全面施行されました。さらに、障害の有無にかかわらず全ての国民が共生する社会を実現するため、個々の障害者等に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去を始めとした基本原則を定めること等を盛り込んだ障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号。以下「改正障害者基本法」という。)が平成23年7月29日に成立し、同年8月5日から施行されました。

この骨格提言や改正障害者基本法等を踏まえ、厚生労働省において、新たな法律の検討を進め、与党での議論も経て、平成24年3月13日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、同日国会へと提出しました。

本法律案は、衆議院において政府案に一部修正を加えた上で、平成24年4月18日に衆議院厚生労働委員会で、同月26日に衆議院本会議でそれぞれ可決され、同年6月19日に参議院厚生労働委員会で、同月20日に参議院本会議で可決され成立し、平成25年4月1日(一部については、平成26年4月1日)から施行されています。

## 1-2 新たな障害保健福祉施策の要点

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号。以下「整備法」という。)により講じられる新たな障害保健福祉施策の要点は以下のとおりです。

#### 1 障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「旧法」という)に規定していた法律の目的を変更し、改正障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設け、法律の名称を「障害者総合支援法」とした。

#### 2 制度の谷間のない支援の提供

旧法に規定する「障害者」の範囲は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害者を含む)に限られていたが、障害者総合支援法においては、これに加えて、政令で定める 難病等により障害がある者を追加することとした。

#### 3 個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備

障害者に対する支援を充実する観点から、障害者総合支援法においては、旧法において重度 の肢体不自由者に限られていた重度訪問介護の対象拡大や共同生活介護(ケアホーム)の共同 生活援助(グループホーム)への一元化を行うこととした。又、地域社会における共生を実現 するため、市町村が行う地域生活支援事業として、新たに障害者等に関する理解を深めるため の研修や啓発を行う事業等を追加するとともに、意思疎通支援に係る市町村と都道府県の地域 生活支援事業の役割分担を明確化することとした。さらに、障害の特性に応じて支援が適切に 行われるものとなるよう障害程度区分を障害支援区分とし、障害の多様な特性その他の心身の 状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとした。

#### 4 サービス基盤の計画的整備

障害福祉サービス等の基盤整備を計画的に行うことができるよう、国が定める基本指針、 市町村及び都道府県が定める障害福祉計画に障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めるとともに、障害福祉計画に地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めることとしたこと。又、基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化し、適時適切な見直し等を行うこととしたこと。さらに、基本指針や障害福祉計画の策定や見直しに当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見等を反映させる措置を講ずることとしたこと。

#### 5 障害者施策の段階的実施

障害者及び障害児の支援に関する施策を段階的に講じるため、この法律の施行後3年を目途として、障害福祉サービスの在り方や障害支援区分を含めた支給決定の在り方等について検討することとし、その検討に当たっては障害者やその家族、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとした。

#### 1-3 法律の主な内容

障害者総合支援法については、障害者自立支援法で定められていたサービスの利用手続、 事業者の指定制度などの骨格には大きな変更はありません。したがって、下記に記載されて いるものは、障害者総合支援法で新たに加わった部分、変更されている部分です。

それぞれの詳細な内容については、厚生労働省が開催する障害担当主管課長会議の公表資料等を参照してください。

## ■ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の 整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

#### ● 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

#### ● 概要

#### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(障害者総合支援法)」とする。

#### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本 理念として新たに掲げる。

#### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

#### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害 支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区 分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

#### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)。
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化。
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)。
- ④ 地域生活支援事業の追加 (障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)。

#### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定。
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化。
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化。
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化。

#### ● 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4.及び5.①~③については、平成26年4月1日)。

#### ● 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就 労の支援その他の障害福祉サービスの在り方。
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方。
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後 見制度の利用促進の在り方。
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方。
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方。
  - ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

なお、障害者総合支援法の施行に当たり、1-2の「5」障害者施策の段階的実施」(P.17) に記載した配慮規定並びに検討規定は、次ページのとおりです。

#### ■ 配慮規定・検討規定

#### 【配慮規定】(附則第2条)

障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 【検討規定】(附則第3条)

障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を目途として、

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、
- ④ 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、
- ⑤ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、
- ⑥ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。 また、検討に当たっては、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 1-4 市町村等の役割

障害者総合支援法では市町村(特別区を含む)は、この法律の実施に関し、次のような責務が規定されています。

#### 1 市町村の責務

- ① 障害者が自ら選択した場所に居住し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- ② 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び 指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- ③ 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

#### 2 都道府県の責務

- ① 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- ② 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的 に行うこと。
- ③ 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- ④ 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が 行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村 に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

## 3 国の責務

- ① 市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供との他の援助を行わなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に 努めなければならない。

市町村が実施しなければならない地域生活支援事業(追加事業)

- ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④ 意思疎通支援を行う者の養成 ※ 手話奉仕員の養成を想定

都道府県が実施しなければならない地域生活支援事業(追加事業)

- ① 意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業 ※手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の養成又は派遣を想定
- ② 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業 地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の 側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促 進及び意思疎通支援の強化などがあります。

#### ■地域生活支援事業の概要

#### 事業の目的

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施します。

#### 財源

補助金(一部交付税措置あり)

※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】国1/2以内で補助

【市町村事業】国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

#### 予算額

 22 年度
 23 年度
 24 年度
 25 年度

 440 億円 ⇒ 445 億円 ⇒ 450 億円
 → 450 億円

## 1-5 障害者総合支援法による利用者負担

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する補装具について、同一の月に購入又は修理に要した費用の額(基準額)を合計した額から、当該補装具費支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十を超えるときは、基準額に百分の十を乗じた額)を控除して得た額(補装具費)を支給するものです。

#### 公費負担

補装具の購入又は修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額(原則1割)を除した額を補装具費とし、この補装具費について以下の割合により公費負担されます。

負担割合 (国:50/100、 都道府県:25/100、 市町村:25/100)

#### 利用者負担

原則として定率1割負担です。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定しています。

#### ■ 所得区分及び負担上限月額〉

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200 円

※ ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(本人または世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)には補装具費の支給対象外とします。※生活保護への移行防止措置があります。

**第**2章

第3章

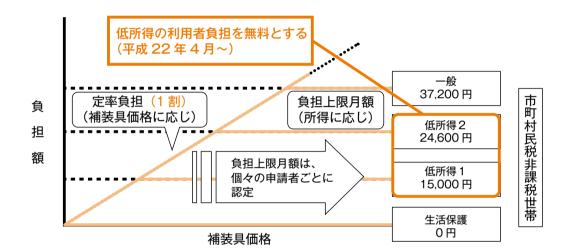
第4音

資料編

## 1-6 利用者負担額の上限(障害福祉サービス)

定率一割負担と所得に応じた負担上限月額を設定し、生活保護への移行防止措置をとっています。ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合<sup>(\*)</sup> は補装具費の支給対象外としています。

※ 一定所得以上の場合とは…障害者本人および配偶者のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上の場合です。



# 2 補装具の定義について

補装具とは、障害者総合支援法等では、下記のように定義されています。

#### ■障害者総合支援法

第5条 略

23 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるもの。

#### ■障害者総合支援法施行規則

(法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める基準)

- 第6条の20 法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るよう に製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しく は就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものである こと。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

#### ■障害者総合支援法第5条第23項の規定に基づく厚生労働大臣が定めるもの

「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18年 9月 29日厚生労働省告示第 528号。以下「告示」という。)が定められており、補装具に係る詳細な種目、名称、形式、基本構造、上限額等の具体的な事項が定められている。

なお、義肢等の生活に使用される完成用部品については、当該告示の一部として別に定めることとされており、「障害者総合支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について(平成25年7月1日障発0701第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」により指定しています。

#### ■補装具種目一覧

(単位:円)

種目		H26 購入基準	耐用 年数		
義肢	(注1,2)		367,700	1~5	
装具	(注1,2)	82,700	1~3		
座位保	持装置 (注	1)	327,000	3	
		グラスファイバー	3,550	2	
盲	普通用	木材	1,650		
궃		軽金属	2,200	5	
盲人安全つえ		グラスファイバー	4,400	2	
つ	携帯用	木材	3,700		
1		軽金属	3,550	4	
	身体支持併成	Ħ	3,800	4	
羊	普通義眼		17,000		
義眼	特殊義眼		60,000	2	
	コンタクト	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	60,000		
		6D 未満	17,600		
	矯正眼鏡	6D 以上 10D 未満	20,200		
	ADITE HICKE	10D 以上 20D 未満	24,000		
		20D 以上	24,000		
		前掛式	21,500		
眼	遮光眼鏡	6D 未満	30,000	4	
鏡		6D 以上 10D 未満	30,000		
		10D 以上 20D 未満 20D 以上	30,000		
		30,000			
	コンタクト	15,400			
	弱視眼鏡	掛けめがね式	36,700		
		焦点調整式	17,900		
	高度難聴用	34,200	5		
	高度難聴用	43,900			
1-45	重度難聴用	55,800			
補聴器	重度難聴用	67,300			
器	耳あな型(	87,000			
	耳あな型(	137,000			
	骨導式ポケ	70,100			
	骨導式眼鏡	型	120,000		
	普通型		100,000		
	リクライニ	120,000			
	ティルト式	148,000			
	リクライニ	173,000			
	手動リフト:	232,000			
	前方大車輪	100,000			
車	リクライニ	120,000			
椅 子	片手駆動型	117,000	6		
	リクライニ	133,600			
	レバー駆動	160,500			
	手押し型A	82,700			
	手押し型B	81,000	1		
	リクライニ	114,000	1		
	ティルト式		128,000		
	リクライニン	/グ・ティルト式手押し型	153,000		

(単位:円)						
種目	名称				H26 購入基準	耐用 年数
	普通型 (4.5km/h)			314,000		
	普通型 (6.0	329,000				
	毎日刊	切替式			157,500	
電動	簡易型 アシスト式				212,500	
動車椅子		· グ式普通型			343,500	6
荷   子	電動リクライ	イニング式普通型	빝		440,000	
,	電動リフトコ	尤普通型	-		701,400	
	電動ティル				580,000	
	電動リクライ	′ニング・ティル	ト式普通 かんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	型	982,000	
座位保	!持いす (児の	)み)			24,300	3
起立保	持具(児のみ	۲)			27,400	3
	六輪型				63,100	
	四輪型(腰掛	39,600				
歩	四輪型(腰掛	39,600	5			
歩行器	三輪型				34,000	
吞	二輪型				27,000	
	固定型	22,000				
	交互型		-		30,000	
頭部保	持具(児のみ	۲)			7,100	3
排便補	助具(児のみ	۲)			10,000	2
	松葉づえ	木材	A 普遍		3,300	2
			B 伸絲	宿	3,300	
歩行補助つえ		軽金属	A 普遍	<u> </u>	4,000	
補	B 伸縮				4,500	4
助つ	カナディアン・クラッチ				8,000	
Ź	ロフストランド・クラッチ				8,000	
	多点杖				6,600	
	プラットフォーム杖				24,000	
意重		(簡易なもの)			143,000	
思度	一 度	簡易な環境制御機能が付加 されたもの		191,000	5	
達害	入力方式	高度な環境制御機能が付加 されたもの		450,000		
装者	通信機能が付加されたもの				450,000	]
置用	生体現象方式			450,000		

- (注1) 義肢・装具・座位保持装置の基準額については、 平成24年度交付実績(購入金額)1件当たり平均単価 を記載。(千円未満は四捨五入。平成24年度社会福祉 行政業務報告より)
- (注2) 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月~1年6ヶ月の使用年数となっている。
- ----: 介護保険貸与の検討あり

# 3 補装具費支給制度について

補装具費支給制度は、各市町村が行う自治事務ではあるが、その適切な運用に資するため、地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として「補装具費支給事務取扱指針について(平成18年9月29日障発第092906号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」(以下「指針」という)を発出しています。

以下、指針の記載事項を中心として概説します。

#### 3-1 補装具費の支給目的について

指針では、補装具費の支給目的は、法の規定等を踏まえ、「補装具は、身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等(以下「身体障害者・児」という)の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等(以下「身体障害者」という)の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、又、身体障害児及び18歳未満の難病患者等(以下「身体障害児」という)については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。」としており、その目的に沿った取扱いがなされるよう、実際の支給に当たっては、次の点などを考慮して行うこととしています。

- ① 市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う業者「以下「補装具業者」という)との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うもの。
- ② 身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。
- ③ 補装具を必要とする身体障害者・児及び現に装着又は装用(以下「装着等」という) している身体障害者・児の状況を常に的確に把握し、装着等状況の観察、装着等訓練の 指導等の計画的な支援を積極的に行うこと。

# 3-2 都道府県等の役割について

## 1 都道府県

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うとともに、各市町村の区域を超えた広域的な見地から実状の把握に努めることが必要であり、必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うものとしている。さらに、身体障害者福祉法第9条第7項に定める身体障害者更生相

談所(以下「更生相談所」という)が、補装具費支給制度の技術的中枢機関としての業務が 遂行できるよう、必要な体制の整備に努めることとしています。

#### 2 市町村

各市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めることとしており、情報提供を行うに当たっては、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があることとしています。

特に、義肢及び装具に係る補装具業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこととしており、さらには、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、更生相談所及び補装具業者と情報の共有を図ることとしています。

#### 3 更生相談所

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、 補装具の専門的な直接判定の他に、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する 医師に対する指導、補装具業者に対する指導及び障害者総合支援法施行令第1条第1項に定 める医療を行う機関(以下「指定自立支援医療機関」という)並びに児童福祉法第19条の規 定に基づく療育の指導等を実施する保健所(以下「保健所」という)に対する技術的助言等 を行うこととしています。

## 3-3 制度の具体的な取り扱いについて

#### 1 補装具の基準額等について

補装具の基準額については、「告示の別表に定める価格は、別表の主材料、工作法又は基本構造、付属品等によった場合における上限の価格として定められているものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案のうえ、画一的な額の決定を行うことのないよう留意する必要があること。」としており、申請を行った身体障害児・者の個々の状況に応じて判断することとしています。

#### 2 特例補装具費の支給について

特例補装具は、告示本文1のただし書きに「身体障害者・児の障害の現症、生活環境その

他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、 別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具」として規定されており、 各市町村において定めるものとされています。

特例補装具費支給の取扱いについては、下記のとおりです。

- ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所(以下「更生相談所等」という)の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。
- イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補 装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

#### 3 補装具費の支給対象となる補装具の個数や耐用年数の取り扱いについて

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができることとしており、医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めることとしています。

補装具の耐用年数については、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮することとしており、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができることとしています。

## 4 差額自己負担の取り扱いについて

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこととしています。

# 5 介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

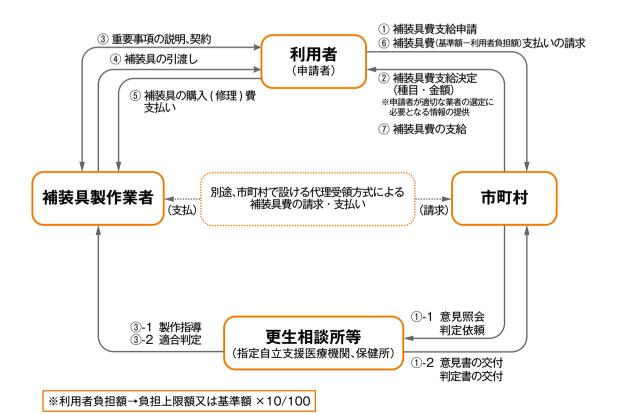
介護保険の対象となる身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、 介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与 が優先するため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしないこととしているが、 身体状況に適合させるため、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断され る者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し 支えないこととしています。

#### 3-4 補装具費支給手続きの流れ等について

補装具費の支給申請手続きについては、下図のとおりです。以下、手続きの中で重要となる点について、記載します。

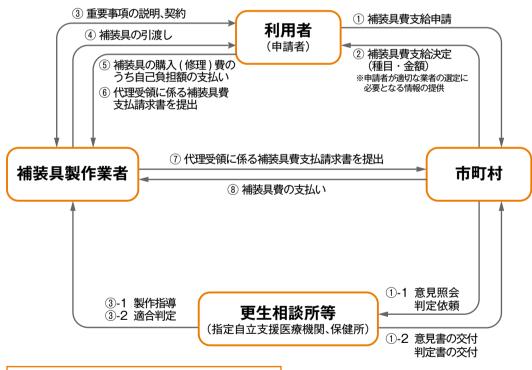
#### ■ 補装具費の支給の仕組み①(償還払方式の場合)

- ○補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- ○申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- ○補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- ○障害者等が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けた時は、
  - ・事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用を支払うとともに、
  - ・市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用(補装具費=基準額-利用者負担額) に相当する額を請求する。
- ○市町村は、障害者等から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



#### ■ 補装具費の支給の仕組み② (代理受領方式の場合)

- ○補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- ○申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- ○補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- ○障害者等が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けた時は、
  - ・障害者等は、事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用のうち利用者負担額を支払う とともに、
  - ・事業者は、市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。
- ○市町村は、事業者から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



#### ※利用者負担額→負担上限額又は基準額×10/100

#### | 1 | 身体障害者に係る判定

① 更生相談所等による判定

市町村は、当該申請が義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車椅子 (オーダーメイド)、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置の新規支給に係るものであるときには、更生相談所に対し、補装具費支給の要否に係る判定を依頼することとしています。

更生相談所では、判定依頼に基づき、申請があった身体障害者について、

- ア 義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子に係る申請の場合は、申請者の来所により、
- イ 補聴器、車椅子(オーダーメイド)及び重度障害者用意思伝達装置に係る申請で、補 装具費支給申請書等により判定できる場合は、当該申請書等により、医学的判定を行い、 判定結果を市町村に送付することとしており、必要に応じて補装具処方箋を添付するこ とができることとしています。

又、更生相談所においては、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期することとしており、補装具費の支給判定を行うに当たって、更生相談所に専任の医師又は適切な検査設備の置かれていないときは、身障法第15条第1項に基づく指定医又は指定自立支援医療機関において当該医療を主として担当する医師であって、所属医学会において認定されている専門医(平成14年厚生労働省告示第159号で定める基準を満たすものとして、厚生労働大臣に届け出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師)に医学的判定を委嘱することとしており、補装具の要否判定にあたり、相当の知識・経験を持った医師による判定を行うことを求めています。

#### ② 市町村による判定

当該申請が、義眼、眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)、車椅子 (レディメイド)、歩行器、盲人安全つえ及び歩行補助つえ (一本つえを除く)に係るものであって、補装具費支給申請書等により判断できる場合は、更生相談所の判定を要せず、市町村が決定して差し支えないこととしており、身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができることとしています。

#### 2 身体障害児に係る判定

市町村が、身体障害児の補装具に係る判定を行う際には、申請書や補装具費支給意見書により判断を行います。

身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができることとしており、補装具費支給意見書は、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであることとしています。

又、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助 言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めることとしています。

#### 3 難病患者等の補装具費支給

原則、身体障害者・児の手続きに準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付ける にあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令に規定する疾患に 該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとしている。又、特定疾患医療受給者証等により疾患名が確認できる場合には、医師の診断書の提出を求めないことができることとしています。

なお、難病患者等に係る補装具費支給意見書を作成することのできる医師については、身体障害者・児に対する意見書を作成できることとしている医師に加え、都道府県が指定する 難病医療拠点病院又は難病協力医療機関において難病治療に携わる医療を主として担当する 医師であって、所属学会において認定された専門医であることとしています(次項参照)。

#### ■ 補装具費支給の判定について

(身体障害者)

身体障	害者更生相 市町村	医師の意見書により 市町村が決定			
更生相談所に来所 談等含む) 判定	(巡回相	医師の意見書等により更生 相談所が判定		<ul><li>・義眼</li><li>・眼鏡(矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタ・</li></ul>	
<ul><li>・義肢</li><li>・装具</li><li>・座位保持装置</li><li>・電動車椅子</li><li>の新規購入</li></ul>		・補聴器 ・車椅子(オーダーメイド) ・重度障害者用意思伝達装置 の新規購入		トレンズ・弱視眼鏡) ・車椅子(レディメイド) ・歩行器 ・盲人安全つえ ・歩行補助つえ	
を行うときは、でき		見申請者に係る判定 きる限り切断その他 を医師と緊密な連絡 を期すること。		上記に係るものであって、補装具費支給申請書、医師意見書等により判断できる場合及び再支給、修理の場合。身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、医師の意見書を省略させることができる。	

#### (身体障害児)

市町村は、指定自立医療機関又は保健所の医師が作成した意見書により判断する。医師の意見書は、身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、省略させることができる。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。

#### 〔難病患者等〕

原則、身体障害者・児の手続きに準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令に規定する疾患に該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとする。

#### |4| 補装具費支給意見書の作成について

補装具費支給申請書等により更生相談所が判定又は市町村が判断のうえ決定する場合は、 具体的には、医師が作成する補装具費支給意見書により判定することとなります。

なお、補装具費支給意見書を作成する医師は、それぞれ、以下の要件を満たす者としており、 専門的な知識・経験を有することを求めています。

ア 補装具費支給意見書により更生相談所が判定する場合のこれを作成する医師は、身障 法第15条第1項に基づく指定医又は障害者総合支援法施行令第1条第2項に基づく医 療を行う機関(いわゆる「自立支援医療機関」)において当該医療を主として担当する 医師である専門医又は国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施している補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師であること。

- イ 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定する場合のこれを作成する医師 は、上記アと同等と認められる医師であること。
- ウ 難病患者等の場合は、アに示す医師に加え、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病協力医療機関において難病治療に携わる医療を主として担当する医師であって、 所属学会において認定された専門医であること。

又、身体障害児の補装具費支給申請における補装具費支給意見書は、原則として指定 自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであることとしています。

#### 5 適合判定等について

市町村は、補装具費の支給に当たって、市町村が自ら行う又は更生相談所、補装具費支給 意見書を作成した医師等と連携を図ることにより、適合判定の実施もしくは確認を行うこと としています。

なお、適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、 義肢装具士、補装具業者、補装具担当職員及び身体障害者福祉司等の関係者の立会いのもとに 実施することとしており、適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場 合や処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具業者に対し不備 な箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせることとしています。

補装具の引渡し後の不具合等については、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的変化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヶ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の責任において改善することとしています。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理基準に規定されていない修理のうち軽微なものについて、補装具業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヶ月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く)であることとしています。

#### 6 補装具費の支給について

市町村又は更生相談所等における判定の結果、補装具の引き渡しが行われた場合には、法の規定に基づき、補装具の購入又は修理に要する費用の額の原則1割(10 / 100)を利用者負担として負担することとなります。

利用者負担の額については、所得に応じた負担上限月額が設定されているとともに、一定以上の高額所得者(市町村民税所得割額 46 万円以上)がいる世帯については補装具費の支給対象外とされています。

なお、世帯の範囲については、障害者本人及び配偶者とすること (障害児の場合、従来通り申請は保護者が行い、住民基本台帳上の世帯が基本となる。)とされています。

又、平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の障害者等については、利用者負担の軽減が図られ、障害福祉サービスや補装具に係る利用者負担が無料となっています。

更には、平成22年12月10日に成立した「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害福祉サービスと補装具に係る利用者負担を合算し、負担上限月額を超える額について高額障害福祉サービスの対象となることとされており、平成24年4月から施行されています。

なお、補装具費の支給については、原則償還払い(一旦全額負担し、後で9割相当額を支給)とされているが、別途市町村で設ける代理受領方式による仕組みにより、障害者等は自己負担分(原則定率1割)のみの支払で済ませることができることとなっています。

# 3-5 費用の額の基準と消費税の関係

補装具の費用算定式は、対象品目及び製造団体によって3つに区分されます。以下の補装 具に関する説明における基準額と消費税の扱いについての区分は、次に示す表のとおりとな ります。

## ■ 消費税を考慮した補装具の費用算定式区分

品目	費用算定式 (補注 1)	説明
消費税非課税品	104.8/100	<ul><li>● 殻構造義肢、骨格構造義肢、装具、座位保持装置、その他の補装具は、身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格となります。</li><li>● ただし、これらの材料や部品の仕入れについての消費税を考慮した算定式となっています。</li></ul>
消費税課税品	108/100	● その他の補装具のうち「矯正眼鏡」「コンタクトレンズ」 は課税品として扱われます。 <sup>(補注2)</sup> ● このため消費税相当分を考慮した算定式となっています。
特定の団体が製造する場合	95/100	<ul> <li>● 消費税の課税・非課税に関わらず、次の団体が自ら製造する(完成用部品を除く)補装具について、この算定式が適用されます。</li> <li>● 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人、民法第34条の規定により設立された法人(編注3)の設置する補装具製作施設。</li> </ul>

※補注1 費用算定式:基準額に乗じる割合を示します。

※補注2 「矯正眼鏡」「コンタクトレンズ」は購入基準における課税品です。修理基準における課税品については、 第4章「視覚障害者のための補装具」(P219~)をご覧ください。

※補注3 民法第34条の規定により設立された法人:学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団または財団であって営利を目的としないもの、となります。

第3章

第4音

資料編

# 平成24年度 福祉行政報告例

# ■ 補装具購入件数、購入金額、修理件数及び修理金額(補装具の種類別)

			 購入		
				購入金額	
	申請件数	決定件数	総額	公費負担額	自己負担額
			(千円)	(千円)	(千円)
総数	164,703	163,378	20,703,686	19,806,563	897,123
義   肢	6,968	6,876	2,528,388	2,417,646	110,742
義 手	1,393	1,370	213,303	202,517	10,786
義 足	5,575	5,506	2,315,085	2,215,129	99,956
装  具	44,964	44,508	3,680,714	3,488,139	192,575
下 肢	33,627	33,309	2,701,860	2,557,947	143,913
靴 型	9,453	9,340	862,373	820,599	41,774
体 幹	1,177	1,164	76,497	71,981	4,516
上 肢	707	695	39,984	37,612	2,372
座位保持装置	9,542	9,457	3,095,380	2,976,310	119,070
姿勢保持機能付車いす	3,314	3,279	1,176,602	1,134,186	42,416
姿勢保持機能付電動車いす	217	220	139,252	136,651	2,601
その他	6,011	5,958	1,779,526	1,705,473	74,053
盲人安全つえ	8,556	8,540	45,622	43,241	2,381
義  眼	1,327	1,324	86,759	83,244	3,515
普通義眼	204	203	13,406	12,914	492
特殊義眼	1,057	1,056	69,355	66,511	2,844
コンタクト義眼	66	65	3,998	3,819	179
眼鏡	7,081	7,055	190,381	179,203	11,178
矯正眼鏡	1,840	1,828	42,073	39,710	2,363
遮光眼鏡	4,395	4,388	133,294	125,283	8,011
コンタクトレンズ	133	132	2,731	2,582	149
弱視眼鏡	713	707	12,283	11,628	655
補 聴 器	45,870	45,659	3,065,876	2,914,150	151,726
高度難聴用ポケット型	3,207	3,191	128,470	124,067	4,403
高度難聴用耳掛け型	23,046	22,933	1,241,586	1,180,445	61,141
重度難聴用ポケット型	1,847	1,843	115,286	112,070	3,216
重度難聴用耳掛け型	16,425	16,370	1,382,458	1,312,996	69,462
耳あな型(レディメイド)	88	87	8,586	8,060	526
耳あな型(オーダーメイド)	1,134	1,112	174,937	162,840	12,097
	63	63	7,121	6,726	395
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	60	60	7,432	6,946	486

				修理金額	
	申請件数	決定件数	総額	公費負担額	自己負担額
			(千円)	(千円)	(千円)
総数	123,047	122,507	5,353,044	5,162,152	190,892
義   肢	8,082	8,040	1,339,262	1,283,678	55,584
義 手	697	692	67,553	64,044	3,509
義 足	7,385	7,348	1,271,709	1,219,634	52,075
装具	17,960	17,875	330,756	316,951	13,805
下  肢	13,207	13,153	251,308	240,685	10,623
靴型	4,511	4,482	75,845	72,763	3,082
体幹	138	137	2,183	2,123	60
上 肢	104	103	1,420	1,380	40
座位保持装置	7,948	7,904	641,015	614,432	26,583
姿勢保持機能付車いす	3,238	3,224	244,868	235,895	8,973
姿勢保持機能付電動車いす	448	447	34,239	33,509	730
その他	4,262	4,233	361,908	345,028	16,880
盲人安全つえ	111	111	518	490	28
義  眼	6	6	186	178	8
普通義眼	1	1	15	14	1
特殊義眼	5	5	171	164	7
コンタクト義眼	-	-	-	_	
眼鏡	343	342	4,528	4,220	308
矯正眼鏡	156	156	1,673	1,532	141
遮光眼鏡	165	164	2,681	2,527	154
コンタクトレンズ	5	5	63	58	5
弱視眼鏡	17	17	111	103	8
補 聴 器	29,588	29,436	518,165	490,431	27,734
高度難聴用ポケット型	1,171	1,167	12,597	12,228	369
高度難聴用耳掛け型	10,025	9,969	160,754	153,099	7,655
重度難聴用ポケット型	1,048	1,042	11,934	11,620	314
重度難聴用耳掛け型	15,920	15,844	288,828	272,108	16,720
耳あな型(レディメイド)	50	50	1,478	1,418	60
耳あな型(オーダーメイド)	1,132	1,123	36,758	34,739	2,019
骨導式ポケット型	131	131	2,439	2,250	189
骨導式眼鏡型	111	110	3,377	2,969	408

			購入		
				購入金額	
	申請件数	決定件数	総額	公費負担額	自己負担額
			(千円)	(千円)	(千円)
車いす	26,147	25,864	5,490,604	5,274,595	216,009
普通型	14,915	14,795	2,715,601	2,603,229	112,372
リクライニング式普通型	375	367	93,458	90,531	2,927
ティルト式普通型	239	233	65,629	63,059	2,570
リクライニング・ティルト式普通型	435	429	123,861	120,445	3,416
手動リフト式普通型	11	9	2,310	2,219	91
前方大車輪型	11	11	2,853	2,737	116
リクライニング式前方大車輪型	4	4	1,019	964	55
片手駆動型	171	167	37,100	36,564	536
リクライニング式片手駆動型	19	19	5,295	5,249	46
レバー駆動型	27	24	5,778	5,684	94
手押し型	2,789	2,762	486,864	467,370	19,494
リクライニング式手押し型	1,752	1,726	443,660	428,052	15,608
ティルト式手押し型	2,057	2,036	544,348	517,972	26,376
リクライニング・ティルト式手押し型	2,703	2,688	822,444	795,764	26,680
その他	639	594	140,384	134,756	5,628
電動車いす	3,337	3,273	1,818,383	1,764,944	53,439
普通型 (4.5km/h)	392	379	175,533	171,761	3,772
普通型 (6km/h)	527	517	241,665	237,446	4,219
手動兼用型	1,347	1,332	661,061	630,273	30,788
リクライニング式普通型	117	114	69,073	68,437	636
電動リクライニング式普通型	112	108	73,438	72,803	635
電動リフト式普通型	75	67	55,780	54,141	1,639
電動ティルト式普通型	91	92	76,559	75,665	894
電動リクライニング・ティルト式普通型	176	175	201,080	197,095	3,985
その他	500	489	264,194	257,323	6,871
座位保持いす	2,070	2,059	193,248	183,020	10,228
起立保持具	233	235	48,660	45,935	2,725
步行器	2,670	2,638	169,379	158,730	10,649
頭部保持具	473	474	4,099	3,310	789
排便補助具	31	31	1,458	1,322	136
歩行補助つえ	4,901	4,857	47,195	45,060	2,135
重度障害者用意思伝達装置	533	528	237,540	227,714	9,826

普通型       32.042       31,938       1,187,130       1,148,015       39,118         リクライニング式普通型       699       693       25,668       24,912       756         ティルト式普通型       170       170       6,554       6,335       218         リクライニング・ティルト式普通型       294       292       12,765       12,105       666         手動リフト式普通型       62       61       2,234       2,197       33         前方大車輪型       27       27       791       785       66         リクライニング式前方大車輪型       5       5       134       133       158         ド手駆動型       436       436       14,777       14,659       118         リクライニング式片手駆動型       28       28       961       950       1         レバー駆動型       61       61       1,628       1,623       3         手押し型       2,720       2,706       85,874       84,453       1,42         ナイルト式手押し型       1,130       1,119       40,769       38,855       1,91         リクライニング式手押し型       1,356       1,352       49,443       47,936       1,50         老の他       1,175       1,164       42,461       41,176       1,28         <				修理		
車いす         42.556         42.388         1.555.752         1.506.876         48.876           普通型         32.042         31.938         1.187.130         1.148.015         39.118           リクライニング式普通型         699         693         25.668         24.912         756           ティルト式普通型         170         170         6.554         6.335         218           リクライニング・ティルト式普通型         294         292         12.765         12.105         666           手動リフト式普通型         62         61         2.234         2.197         33           前方大車輪型         27         27         791         785         6           リクライニング式前方大車輪型         436         436         14.777         14.659         118           リクライニング式片手駆動型         28         28         961         950         1           レバー駆動型         61         61         1.628         1.623         3           手押し型         2.720         2.706         85.874         84.453         1.42           リクライニング式手押し型         1.130         1.119         40.769         38.855         1.91           リクライニング・ティルト式手押し型         1.356         1.352         49.443         47.936         1.50					修理金額	
車いす       42.556       42.388       1.555.752       1.506.876       48.876         普通型       32.042       31.938       1.187.130       1.148.015       39.118         リクライニング式普通型       699       693       25.668       24.912       756         ティルト式普通型       170       170       6.554       6.335       218         リクライニング・ティルト式普通型       294       292       12.765       12.105       666         手動リアト式普通型       62       61       2.234       2.197       37         前方大車輪型       27       27       791       785       6         リクライニング式前方大車輪型       5       5       134       133         片手駆動型       436       436       14.777       14.659       118         リクライニング式片手駆動型       28       28       961       950       1         リクライニング式片手駆動型       2.720       2.706       85.874       84.453       1.42         リクライニング式手押し型       2.351       2.336       84.563       82.742       1.82         デルト式手押し型       1.350       1.119       40.769       38.855       1.91         リクライニング・ディルト式手押し型       1.358       1.352       49.443       47.936       1.50 </th <th></th> <th>申請件数</th> <th>決定件数</th> <th>総額</th> <th>公費負担額</th> <th>自己負担額</th>		申請件数	決定件数	総額	公費負担額	自己負担額
普通型 32.042 31.938 1.187.130 1.148.015 39.118 リクライニング式普通型 699 693 25.668 24.912 756 ティルト式普通型 170 170 6.554 6.335 218 リクライニング・ティルト式普通型 294 292 12.765 12.105 666 手動リフト式普通型 62 61 2.234 2.197 33 前方大車輪型 27 27 791 785 6 リクライニング式前方大車輪型 5 5 134 133 14.859 118 リクライニング式前方大車輪型 28 28 961 950 118 リクライニング式前方大車輪型 61 61 1.628 1.623 3.859 1.914 レバー駆動型 61 61 1.628 1.623 3.859 1.914 リクライニング式手押し型 2.351 2.336 84.563 82.742 1.82 ティルト式手押し型 1.130 1.119 40.769 38.855 1.914 リクライニング式手押し型 1.356 1.352 49.443 47.936 1.503 その他 1.175 1.164 42.461 41.176 1.288 電動車いす 14.947 14.910 917.461 901.804 15.655 普通型(4.5km/h) 2.449 2.444 148.594 145.790 2.804 普通型(6km/h) 3.210 3.206 206.629 204.170 2.456 単動車いす 5.461 5.447 306.201 300.193 6.004 リクライニング式普通型 5.461 5.447 306.201 300.193 6.004 リクライニング式普通型 5.461 5.447 306.201 300.193 6.004 リクライニング式普通型 5.461 5.447 306.201 300.193 6.004 ログライニング式普通型 331 330 28.522 27.899 623 電動リクライニング・ティルト式普通型 304 302 20.455 20.289 166 摩伽(序持いす 202 198 9.023 8.607 4.16 摩伽(序持具 152 150 5.810 5.482 325 歩行器 510 509 14.591 13.737 855 頭部保持具 2 2 24 22 24 歩変行編助りえ 211 209 731 691 446				(千円)	(千円)	(千円)
リクライニング式普通型       699       693       25,668       24,912       756         ディルト式普通型       170       170       6,554       6,335       215         リクライニング・ティルト式普通型       294       292       12,765       12,105       666         手動リフト式普通型       62       61       2,234       2,197       33         前方大車輪型       27       27       791       785       66         リクライニング式前方大車輪型       5       5       134       133       133         片手駆動型       436       436       14,777       14,659       118         リクライニング式片手駆動型       28       28       961       950       1         レバー駆動型       61       61       1,628       1,623       3         手押し型       2,720       2,706       85,874       84,463       1,42         リクライニング式手押し型       1,130       1,119       40,769       38,855       1,91         リクライニング・ティルト式手押し型       1,356       1,352       49,443       47,936       1,50         その他       1,175       1,164       42,461       41,176       1,288         電動車は、よいトボート、大谷町       14,947       14,910       91,841       145,790       2,80	車いす	42,556	42,388	1,555,752	1,506,876	48,876
ディルト式普通型       170       170       6,554       6,335       215         リクライニング・ティルト式普通型       294       292       12,765       12,105       666         手動リフト式普通型       62       61       2,234       2,197       3         前方大車輪型       27       27       791       785       6         リクライニング式前方大車輪型       5       5       134       133         片手駆動型       436       436       14,777       14,659       118         リクライニング式手駆動型       28       28       961       950       1         レバー駆動型       61       61       1,628       1,623       3         手押し型       2,720       2,706       85,874       84,453       1,42         リクライニング式手押し型       2,351       2,336       84,563       82,742       1,82         ディルト式手押し型       1,356       1,352       49,443       47,936       1,50         その他       1,175       1,164       42,461       41,176       1,28         電動車いす       14,947       14,910       917,461       901,804       15,65         普通型(4,5km/h)       3,210       3,206       206,629       204,170       2,65         普通型(5km/h) <td></td> <td>32,042</td> <td>31,938</td> <td>1,187,130</td> <td>1,148,015</td> <td>39,115</td>		32,042	31,938	1,187,130	1,148,015	39,115
リクライニング・ティルト式普通型       294       292       12.765       12.105       666         手動リフト式普通型       62       61       2.234       2.197       33         前方大車輪型       27       27       791       785       66         リクライニング式前方大車輪型       5       5       134       133       133         片手駆動型       436       436       14.777       14.659       118         リクライニング式手駆動型       28       28       961       950       1         レバー駆動型       61       61       1.628       1.623       3         手押し型       2.720       2.706       85.874       84.453       1.42         リクライニング式手押し型       2.351       2.336       84.563       82.742       1.82         ディルト式手押し型       1.356       1.352       49.443       47.936       1.50         その他       1.175       1.164       42.461       41.176       1.28         電動車いす       14.947       14.910       917.461       901.804       15.65         普通型(4.5km/h)       2.449       2.444       148.594       145.790       2.80         普通型(6km/h)       3.210       3.206       206.629       204.170       2.456	リクライニング式普通型	699	693	25,668	24,912	756
手動リフト式普通型       62       61       2.234       2.197       3         前方大車輪型       27       27       791       785       6         リクライニング式前方大車輪型       5       5       134       133         片手駆動型       436       436       14.777       14.659       118         リクライニング式手駆動型       28       28       961       950       1         レバー駆動型       61       61       1.628       1.623       3         手押し型       2.720       2.706       85.874       84.453       1.42         リクライニング式手押し型       2.351       2.336       84.563       82.742       1.82         ディルト式手押し型       1.130       1.119       40.769       38.855       1.914         リクライニング・ティルト式手押し型       1.356       1.352       49.443       47.936       1.507         その他       1.175       1.164       42.461       41.176       1.288         電動車いす       14.947       14.910       917.461       901.804       15.667         普通型(6km/h)       3.210       3.206       206.629       204.170       2.458         重動型(6km/h)       3.210       3.206       206.629       204.170       2.458	ティルト式普通型	170	170	6,554	6,335	219
前方大車輪型       27       27       791       785       6         リクライニング式前方大車輪型       5       5       134       133         片手駆動型       436       436       14.777       14.659       118         リクライニング式片手駆動型       28       28       961       960       1         レバー駆動型       61       61       1.628       1.623       3         手押し型       2.720       2.706       85.874       84.453       1.42         リクライニング式手押し型       2.351       2.336       84.563       82.742       1.82         ティルト式手押し型       1.350       1.319       40.769       38.855       1.91-         リクライニング・ティルト式手押し型       1.356       1.352       49.443       47.936       1.50-         その他       1.175       1.164       42.461       41.176       1.28         電動車いす       14.947       14.910       917.461       901.804       15.65         普通型(4.5km/h)       3.210       3.206       206.629       204.170       2.456         普通型(6km/h)       3.210       3.206       206.629       204.170       2.456         重動リクライニング式普通型       653       651       43.924       43.323       60	リクライニング・ティルト式普通型	294	292	12,765	12,105	660
リクライニング式前方大車輪型       5       5       134       133         片手駆動型       436       436       14.777       14.659       118         リクライニング式片手駆動型       28       28       961       950       1         レバー駆動型       61       61       61       1.628       1.623       3         手押し型       2.720       2.706       85.874       84.453       1.42         リクライニング式手押し型       2.351       2.336       84.563       82.742       1.82         ティルト式手押し型       1.130       1.119       40.769       38.855       1.91         リクライニング・ティルト式手押し型       1.356       1.352       49.443       47.936       1.50         その他       1.175       1.164       42.461       41.176       1.28         電動車いす       14.947       14.910       917.461       901.804       15.65         普通型(4.5km/h)       2.449       2.444       148.594       145.790       2.80         普通型(6km/h)       3.210       3.206       206.629       204.170       2.45         手動兼用型       5.461       5.447       306.201       300.193       6.00         電動リクライニング式普通型       554       552       38.897       38.481	手動リフト式普通型	62	61	2,234	2,197	37
片手駆動型   436   436   14.777   14.659   118	前方大車輪型	27	27	791	785	6
リクライニング式片手駆動型   28   28   961   950   11     レバー駆動型   61   61   1.628   1.623   8     手押し型   2.720   2.706   85.874   84.453   1.42     リクライニング式手押し型   2.351   2.336   84.563   82.742   1.82     ティルト式手押し型   1.130   1.119   40.769   38.855   1.914     リクライニング・ティルト式手押し型   1.356   1.352   49.443   47.936   1.50     その他   1.175   1.164   42.461   41.176   1.28     電動車いす   14.947   14.910   917.461   901.804   15.65     普通型 (4.5km/h)   2.449   2.444   148.594   145.790   2.80     普通型 (6km/h)   3.210   3.206   206.629   204.170   2.45     手動兼用型   5.461   5.447   306.201   300.193   6.00     リクライニング式普通型   653   651   43.924   43.323   60     電動リクライニング式普通型   554   552   38.897   38.481   416     電動リフライニング式普通型   331   330   28.522   27.899   625     電動リフライニング・ティルト式普通型   338   336   23.259   22.795   46     その他   1.647   1.642   100.980   98.864   2.116     座位保持具   152   150   5.810   5.482   326     歩行器   510   509   14.591   13.737   85     頭部保持具   2   2   24   22   3     排便補助具   2   2   17   17   -	リクライニング式前方大車輪型	5	5	134	133	1
レバー駆動型       61       61       1,628       1,623       8         手押し型       2,720       2,706       85,874       84,453       1,42         リクライニング式手押し型       2,351       2,336       84,563       82,742       1,82         ティルト式手押し型       1,130       1,119       40,769       38,855       1,91         リクライニング・ティルト式手押し型       1,356       1,352       49,443       47,936       1,50         その他       1,175       1,164       42,461       41,176       1,28         電動車いす       14,947       14,910       917,461       901,804       15,65         普通型(6,5km/h)       2,449       2,444       148,594       145,790       2,804         普通型(6,6km/h)       3,210       3,206       206,629       204,170       2,455         手動兼用型       5,461       5,447       306,201       300,193       6,008         電動リクライニング式普通型       554       552       38,897       38,481       416         電動リフト式普通型       331       330       28,522       27,899       623         電動ナイト式普通型       338       336       23,259       22,795       466         電動ナイト大計通型       338       336       23,259	片手駆動型	436	436	14,777	14,659	118
手押し型       2.720       2.706       85.874       84.453       1.42         リクライニング式手押し型       2.351       2.336       84.563       82.742       1.82         ティルト式手押し型       1.130       1.119       40.769       38.855       1.914         リクライニング・ティルト式手押し型       1.356       1.352       49.443       47.936       1.50         その他       1.175       1.164       42.461       41.176       1.28         電動車いす       14.947       14.910       917.461       901.804       15.65         普通型 (4.5km/h)       2.449       2.444       148.594       145.790       2.80         普通型 (6km/h)       3.210       3.206       206.629       204.170       2.456         手動兼用型       5.461       5.447       306.201       300.193       6.00         リクライニング式普通型       554       552       38.897       38.481       416         電動リフト式普通型       331       330       28.522       27.899       623         電動ティルト式普通型       338       336       23.259       22.795       466         その他       1.647       1.642       100.980       98.864       2.116         座位保持いす       202       198       9.023 <td>リクライニング式片手駆動型</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>961</td> <td>950</td> <td>11</td>	リクライニング式片手駆動型	28	28	961	950	11
リクライニング式手押し型       2.351       2.336       84.563       82.742       1.82         ティルト式手押し型       1.130       1.119       40.769       38.855       1.914         リクライニング・ティルト式手押し型       1.356       1.352       49.443       47.936       1.50         その他       1.175       1.164       42.461       41.176       1.28         電動車いす       14.947       14.910       917.461       901.804       15.65         普通型 (4.5km/h)       2.449       2.444       148.594       145.790       2.80         普通型 (6km/h)       3.210       3.206       206.629       204.170       2.458         手動兼用型       5,461       5.447       306.201       300.193       6.00         リクライニング式普通型       554       552       38.897       38.481       416         電動リクライニング式普通型       331       330       28.522       27.899       623         電動ティルト式普通型       338       336       23.259       22.795       464         その他       1.647       1.642       100.980       98.864       2.116         座位保持具       152       150       5.810       5.482       326         歩行器       510       509       14.591	レバー駆動型	61	61	1,628	1,623	5
ティルト式手押し型       1.130       1.119       40.769       38.855       1.914         リクライニング・ティルト式手押し型       1.356       1.352       49.443       47.936       1.507         その他       1.175       1.164       42.461       41.176       1.288         電動車いす       14.947       14.910       917.461       901.804       15.657         普通型 (4.5km/h)       2.449       2.444       148.594       145.790       2.804         普通型 (6km/h)       3.210       3.206       206.629       204.170       2.458         手動兼用型       5.461       5.447       306.201       300.193       6.008         リクライニング式普通型       653       651       43.924       43.323       60         電動リクライニング式普通型       331       330       28.522       27.899       623         電動ティルト式普通型       304       302       20.455       20.289       166         電動ティルト式普通型       338       336       23.259       22.795       466         その他       1.647       1.642       100.980       98.864       2.116         座位保持いす       202       198       9.023       8.607       416         起立保持具       152       150       5.810	手押し型	2,720	2,706	85,874	84,453	1,421
リクライニング・ティルト式手押し型	リクライニング式手押し型	2,351	2,336	84,563	82,742	1,821
その他 1.175 1.164 42.461 41.176 1.285 電動車いす 14.947 14.910 917.461 901.804 15.65 普通型 (4.5km/h) 2.449 2.444 148.594 145.790 2.804 普通型 (6km/h) 3.210 3.206 206.629 204.170 2.455 手動兼用型 5.461 5.447 306.201 300.193 6.005 リクライニング式普通型 653 651 43.924 43.323 60 電動リクライニング式普通型 554 552 38.897 38.481 416 電動リフト式普通型 331 330 28.522 27.899 622 電動ティルト式普通型 304 302 20.455 20.289 166 電動リクライニング・ティルト式普通型 338 336 23.259 22.795 46年 その他 1.647 1.642 100.980 98.864 2.116 座位保持いす 202 198 9.023 8.607 416 起立保持具 152 150 5.810 5.482 328 歩行器 510 509 14.591 13.737 85年 頭部保持具 2 2 2 24 22 2 4 22 4 22 4 4 22 4 4 22 4	ティルト式手押し型	1,130	1,119	40,769	38,855	1,914
電動車いす 14.947 14.910 917.461 901.804 15.657 普通型 (4.5km/h) 2.449 2.444 148.594 145.790 2.804 普通型 (6km/h) 3.210 3.206 206.629 204.170 2.458 手動兼用型 5.461 5.447 306.201 300.193 6.008 リクライニング式普通型 653 651 43.924 43.323 600 電動リクライニング式普通型 331 330 28.522 27.899 623 電動ティルト式普通型 304 302 20.455 20.289 166 電動リフト式普通型 338 336 23.259 22.795 464 その他 1.647 1.642 100.980 98.864 2.116 座位保持いす 202 198 9.023 8.607 416 起立保持具 152 150 5.810 5.482 328 新行器 510 509 14.591 13.737 854 頭部保持具 2 2 2 24 22 2 4 22 4 22 4 422 44 45.300 2 1 2 2 1 7 1 7 1 7 5 5 6 7 3 1 6 9 1 4 6 9 1 4 6 9 1 2 2 1 1 2 2 9 7 31 6 9 1 4 6 9 1 4 6 9 1 4 6 9 1 2 1 1 2 2 9 7 31 6 9 1 4 6 9 1 4 6 9 1 4 6 9 1 2 1 1 2 2 9 7 31 6 9 1 4 6 9 1 4 6 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	リクライニング・ティルト式手押し型	1,356	1,352	49,443	47,936	1,507
普通型 (4.5km/h)       2,449       2,444       148,594       145,790       2,804         普通型 (6km/h)       3,210       3,206       206,629       204,170       2,456         手動兼用型       5,461       5,447       306,201       300,193       6,008         リクライニング式普通型       653       651       43,924       43,323       60         電動リクライニング式普通型       554       552       38,897       38,481       416         電動リフト式普通型       331       330       28,522       27,899       623         電動リフト式普通型       304       302       20,455       20,289       166         電動リクライニング・ティルト式普通型       338       336       23,259       22,795       464         その他       1,647       1,642       100,980       98,864       2,116         座位保持いす       202       198       9,023       8,607       416         起立保持具       152       150       5,810       5,482       326         歩行器       510       509       14,591       13,737       854         頻解便補助具       2       2       17       17         歩行補助つえ       209       731       691       40	その他	1,175	1,164	42,461	41,176	1,285
普通型 (6km/h)       3,210       3,206       206,629       204,170       2,458         手動兼用型       5,461       5,447       306,201       300,193       6,008         リクライニング式普通型       653       651       43,924       43,323       60         電動リクライニング式普通型       554       552       38,897       38,481       416         電動リフト式普通型       331       330       28,522       27,899       623         電動ティルト式普通型       304       302       20,455       20,289       166         電動リクライニング・ティルト式普通型       338       336       23,259       22,795       464         その他       1,647       1,642       100,980       98,864       2,116         座位保持いす       202       198       9,023       8,607       416         起立保持具       152       150       5,810       5,482       326         歩行器       510       509       14,591       13,737       85         頭部保持具       2       2       24       22       2         排便補助具       2       2       17       17          歩行補助つえ       211       209       731       691       40	電動車いす	14,947	14,910	917,461	901,804	15,657
手動兼用型       5,461       5,447       306,201       300,193       6,008         リクライニング式普通型       653       651       43,924       43,323       600         電動リクライニング式普通型       554       552       38,897       38,481       416         電動リフト式普通型       331       330       28,522       27,899       623         電動リフト式普通型       304       302       20,455       20,289       166         電動リクライニング・ティルト式普通型       338       336       23,259       22,795       464         その他       1,647       1,642       100,980       98,864       2,116         座位保持いす       202       198       9,023       8,607       416         起立保持具       152       150       5,810       5,482       326         歩行器       510       509       14,591       13,737       854         頭部保持具       2       2       24       22       2         排便補助具       2       2       17       17          歩行補助つえ       211       209       731       691       40	普通型 (4.5km/h)	2,449	2,444	148,594	145,790	2,804
リクライニング式普通型       653       651       43,924       43,323       600         電動リクライニング式普通型       554       552       38,897       38,481       416         電動リフト式普通型       331       330       28,522       27,899       623         電動ティルト式普通型       304       302       20,455       20,289       166         電動リクライニング・ティルト式普通型       338       336       23,259       22,795       464         その他       1,647       1,642       100,980       98,864       2,116         座位保持いす       202       198       9,023       8,607       416         起立保持具       152       150       5,810       5,482       328         歩行器       510       509       14,591       13,737       854         頭部保持具       2       2       24       22       2         排便補助具       2       2       17       17       -         歩行補助つえ       211       209       731       691       40	普通型 (6km/h)	3,210	3,206	206,629	204,170	2,459
電動リクライニング式普通型 554 552 38,897 38,481 416 電動リフト式普通型 331 330 28,522 27,899 623 電動ティルト式普通型 304 302 20,455 20,289 166 電動リクライニング・ティルト式普通型 338 336 23,259 22,795 464 その他 1,647 1,642 100,980 98,864 2,116 座位保持いす 202 198 9,023 8,607 416 起立保持具 152 150 5,810 5,482 328 歩 行器 510 509 14,591 13,737 854 頭部保持具 2 2 2 17 17 一歩行補助り具 2 2 17 17 一歩行補助つえ 211 209 731 691 40	手動兼用型	5,461	5,447	306,201	300,193	6,008
電動リフト式普通型 331 330 28,522 27,899 623 電動ティルト式普通型 304 302 20,455 20,289 166 電動リクライニング・ティルト式普通型 338 336 23,259 22,795 464 その他 1,647 1,642 100,980 98,864 2,116 座位保持いす 202 198 9,023 8,607 416 起立保持具 152 150 5,810 5,482 328 歩行器 510 509 14,591 13,737 854 頭部保持具 2 2 2 24 22 2 排便補助具 2 2 17 17 - 歩行補助つえ 211 209 731 691 40	リクライニング式普通型	653	651	43,924	43,323	601
電動ティルト式普通型 304 302 20,455 20,289 166 電動リクライニング・ティルト式普通型 338 336 23,259 22,795 464 その他 1,647 1,642 100,980 98,864 2,116 座位保持いす 202 198 9,023 8,607 416 起立保持具 152 150 5,810 5,482 328 歩 行器 510 509 14,591 13,737 854 頭部保持具 2 2 24 22 3 排便補助具 2 2 17 17 - 歩行補助つえ 211 209 731 691 40	電動リクライニング式普通型	554	552	38,897	38,481	416
電動リクライニング・ティルト式普通型 338 336 23,259 22,795 464 その他 1,647 1,642 100,980 98,864 2,116 座位保持いす 202 198 9,023 8,607 416 起立保持具 152 150 5,810 5,482 328 歩 行 器 510 509 14,591 13,737 854 頭部保持具 2 2 2 24 22 2 排便補助具 2 2 17 17 17 - 歩行補助つえ 211 209 731 691 40	電動リフト式普通型	331	330	28,522	27,899	623
その他 1,647 1,642 100,980 98,864 2,116 座位保持いす 202 198 9,023 8,607 416 起立保持具 152 150 5,810 5,482 328 歩行器 510 509 14,591 13,737 854 頭部保持具 2 2 24 22	電動ティルト式普通型	304	302	20,455	20,289	166
座位保持いす     202     198     9,023     8,607     416       起立保持具     152     150     5,810     5,482     328       歩行器     510     509     14,591     13,737     854       頭部保持具     2     2     24     22     2       排便補助具     2     2     17     17     -       歩行補助つえ     211     209     731     691     40	電動リクライニング・ティルト式普通型	338	336	23,259	22,795	464
起立保持具     152     150     5,810     5,482     328       歩行器     510     509     14,591     13,737     854       頭部保持具     2     2     24     22     2       排便補助具     2     2     17     17     -       歩行補助つえ     211     209     731     691     40	その他	1,647	1,642	100,980	98,864	2,116
歩 行器 510 509 14,591 13,737 854 頭部保持具 2 2 24 22 第便補助具 2 2 17 17 17 歩行補助つえ 211 209 731 691 40	座位保持いす	202	198	9,023	8,607	416
歩 行器 510 509 14,591 13,737 854 頭部保持具 2 2 24 22 第便補助具 2 2 17 17 17 歩行補助つえ 211 209 731 691 40	起立保持具	152	150	5,810	5,482	328
排便補助具     2     2     17     17     -       歩行補助つえ     211     209     731     691     40	歩 行 器	510	509	14,591		854
排便補助具     2     2     17     17        歩行補助つえ     211     209     731     691     40	頭部保持具	2	2	24	22	2
歩行補助つえ 211 209 731 691 40	排便補助具	2	2	17	17	_
		211	209	731	691	40
1 10 10,000	重度障害者用意思伝達装置	427	425	15,205	14,536	669

注:本表は年度分報告である。

■平成24年度 補装具購入・修理に係る申請・決定件数及び購入金額

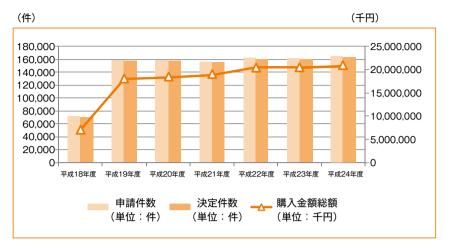
一一次 27 千及 情致失勝人 沙廷气体 6 平的 次是自然及 5 勝入並於								
			購入			修理		
		申請件数	決定件数	購入金額(千円) (公費 + 自己負担)	申請件数	決定件数	修理金額(千円) (公費 + 自己負担)	
総	数	164,703	163,378	20,703,686	123,047	122,507	5,353,044	
義	肢	6,968	6,876	2,528,388	8,082	8,040	1,339,262	
装	具	44,964	44,508	3,680,714	17,960	17,875	330,756	
座位保持数	麦置	9,542	9,457	3,095,380	7,948	7,904	641,015	
盲人安全	つえ	8,556	8,540	45,622	111	111	518	
義	眼	1,327	1,324	86,759	6	6	186	
眼	鏡	7,081	7,055	190,381	343	342	4,528	
補聴	器	45,870	45,659	3,065,876	29,588	29,436	518,165	
車い	す	26,147	25,864	5,490,604	42,556	42,388	1,555,752	
電動車い	ヽす	3,337	3,273	1,818,383	14,947	14,910	917,461	
座位保持し	ず	2,070	2,059	193,248	202	198	9,023	
起立保持	具	233	235	48,660	152	150	5,810	
歩 行	器	2,670	2,638	169,379	510	509	14,591	
頭部保持	見	473	474	4,099	2	2	24	
排便補助	〕具	31	31	1,458	2	2	17	
歩行補助つ	つえ	4,901	4,857	47,195	211	209	731	
重度障害者 意思伝達装		533	528	237,540	427	425	15,205	

出典:平成24年 社会福祉行政報告例

「第1表 身体障害者・児の基準の補装具購入件数、購入金額、修理件数及び修理金額、補装具の種類別」を加工注:本表は年度分報告である。

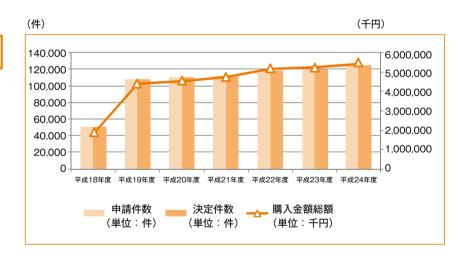
#### ■補装具費支給状況の推移(一般)

# 購入



		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
購	申請件数 (単位:件)	71,201	158,533	158,873	157,026	162,471	161,991	164,703
聃	決定件数 (単位:件)	70,607	157,601	157,334	155,142	160,946	160,636	163,378
^	購入金額総額 (単位:千円)	7,007,155	17,967,348	18,386,503	18,746,482	20,490,749	20,418,494	20,703,686

# 修理



		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
修	申請件数 (単位:件)	51,115	108,449	110,186	111,689	118,672	119,994	123,047
理	決定件数 (単位:件)	50,875	107,632	109,788	111,097	118,292	119,591	122,507
垤	購入金額総額 (単位:千円)	1,830,035	4,417,222	4,542,027	4,731,587	5,156,445	5,254,372	5,353,044

#### 注:福祉行政報告例の数値をグラフ化したもの

ただし、平成18年度については、障害者自立支援法による平成18年10月から平成19年3月までの件数等である。

# 平成24年度 福祉行政報告例

# ■ 特例補装具購入件数、購入金額、修理件数及び修理金額(特例補装具の種類別)

	購入							
	申請件数	決定件数	総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)			
総数	3,369	3,323	913,993	874,078	39,915			
義   肢	39	39	29,681	28,858	823			
義 手	23	23	20,511	20,000	511			
義 足	16	16	9,170	8,858	312			
装 具	200	200	12,697	12,105	592			
下 肢	77	78	7,712	7,326	386			
靴 型	96	97	3,012	2,834	178			
体幹	10	10	1,013	994	19			
上肢	17	15	960	951	9			
座位保持装置	383	376	127,275	121,837	5,438			
姿勢保持機能付車いす	88	85	35,039	33,202	1,837			
姿勢保持機能付電動車いす	20	20	18,712	17,928	784			
その他	275	271	73,524	70,707	2,817			
盲人安全つえ	10	10	49	44	5			
義  眼	2	2	195	195	_			
普通義眼	-	_	_	_	_			
特殊義眼	1	1	124	124	_			
コンタクト義眼	1	1	71	71	_			
眼鏡	24	24	737	607	130			
矯正眼鏡	9	9	386	261	125			
遮光眼鏡	2	2	67	67	_			
コンタクトレンズ	11	11	252	249	3			
弱視眼鏡	2	2	32	30	2			
補 聴 器	660	661	126,160	117,151	9,009			
高度難聴用ポケット型	20	20	981	928	53			
高度難聴用耳掛け型	162	162	22,863	21,017	1,846			
重度難聴用ポケット型	23	23	3,295	3,176	119			
重度難聴用耳掛け型	338	342	76,167	70,778	5,389			
耳あな型(レディメイド)	1	1	1,617	1,600	17			
耳あな型(オーダーメイド)	54	52	9,810	9,298	512			
骨 導 式ポケット型	37	36	7,036	6,299	737			
骨導式眼鏡型	25	25	4,391	4,055	336			

			 修理		
				修理金額	
	申請件数	決定件数	総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額(千円)
総 数	1,864	1,851	98,837	93,396	5,441
義  肢	36	36	11,012	9,154	1,858
義 手	21	21	6,198	5,970	228
義 足	15	15	4,814	3,184	1,630
装 具	12	12	164	159	5
下 肢	8	8	93	89	4
靴 型	4	4	71	70	1
体幹	_		_	_	_
上 肢	_	-	_	-	_
座位保持装置	224	224	17,956	17,360	596
姿勢保持機能付車いす	72	73	5,716	5,481	235
姿勢保持機能付電動車いす	30	30	3,845	3,785	60
その他	122	121	8,395	8,094	301
盲人安全つえ	_	_	_	_	_
義  眼	_	_	_	_	_
普通義眼	_	_	_	_	_
特殊義眼	_	_	_	_	_
コンタクト義眼	_	_	_	_	_
眼鏡	2	2	34	32	2
矯正眼鏡	1	1	24	22	2
遮光眼鏡	1	1	10	10	_
コンタクトレンズ	_	_	_	_	_
弱視眼鏡	_	_	_	_	_
補 聴 器	696	692	16,912	15,534	1,378
高度難聴用ポケット型	16	16	213	202	11
高度難聴用耳掛け型	122	122	2,995	2,757	238
重度難聴用ポケット型	13	13	445	410	35
重度難聴用耳掛け型	422	418	10,561	9,690	871
耳あな型(レディメイド)	_	_	_	_	_
耳あな型(オーダーメイド)	43	42	937	887	50
骨 導 式ポケット型	56	57	1,326	1,194	132
骨導式眼鏡型	24	24	435	394	41

			 購入		
				購入金額	
	申請件数	決定件数	総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
車いす	481	466	144,898	139,454	5,444
普通型	109	106	26,480	25,558	922
リクライニング式普通型	2	2	918	918	_
ティルト式普通型	9	9	3,321	3,223	98
リクライニング・ティルト式普通型	5	5	4,666	4,666	_
手動リフト式普通型	-	_	_	-	_
前方大車輪型	-	_	_	-	_
リクライニング式前方大車輪型	1	1	842	842	_
片手駆動型	1	1	260	260	_
リクライニング式片手駆動型	_	=	_	-	_
レバー駆動型	1	1	23	23	_
手押し型	37	37	8,636	8,303	333
リクライニング式手押し型	41	39	12,213	11,532	681
ティルト式手押し型	82	84	22,609	21,427	1,182
リクライニング・ティルト式手押し型	78	79	26,168	25,014	1,154
その他	115	102	38,762	37,688	1,074
電動車いす	170	163	174,535	172,822	1,713
普通型 (4.5km/h)	27	27	16,661	16,327	334
普通型 (6km/h)	14	13	9,386	9,348	38
手動兼用型	32	31	18,783	18,362	421
リクライニング式普通型	2	2	2,159	2,159	_
電動リクライニング式普通型	11	11	15,276	15,124	152
電動リフト式普通型	7	7	8,397	8,397	_
電動ティルト式普通型	12	12	10,565	10,454	111
電動リクライニング・ティルト式普通型	21	20	55,688	55,585	103
その他	44	40	37,620	37,066	554
座位保持いす	278	275	36,330	34,433	1,897
起立保持具	631	622	146,460	138,162	8,298
步行器	436	431	96,988	90,714	6,274
頭部保持具	6	6	100	95	5
排便補助具	15	15	5,928	5,814	114
歩行補助つえ	19	19	321	297	24
重度障害者用意思伝達装置	15	14	11,639	11,490	149

			修理		
				修理金額	
	申請件数	決定件数	総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
車いす	383	381	19,402	18,857	545
普通型	109	107	4,618	4,488	130
リクライニング式普通型	2	2	172	159	13
ティルト式普通型	4	4	136	136	_
リクライニング・ティルト式普通型	5	5	279	277	2
手動リフト式普通型	2	2	59	59	_
前方大車輪型	_	=	_	_	_
リクライニング式前方大車輪型	_	=	_	_	_
片手駆動型	3	3	146	146	_
リクライニング式片手駆動型	_	=	_	_	_
レバー駆動型	-	_	_	-	_
手押し型	22	22	871	863	8
リクライニング式手押し型	18	18	574	543	31
ティルト式手押し型	20	20	494	475	19
リクライニング・ティルト式手押し型	20	20	1,572	1,536	36
その他	178	178	10,481	10,175	306
電動車いす	212	212	20,932	20,557	375
普通型 (4.5km/h)	12	12	662	662	=
普通型 (6km/h)	16	16	1,078	1,072	6
手動兼用型	27	27	2,075	2,060	15
リクライニング式普通型	5	5	486	476	10
電動リクライニング式普通型	7	7	404	404	_
電動リフト式普通型	13	13	2,294	2,239	55
電動ティルト式普通型	9	9	762	741	21
電動リクライニング・ティルト式普通型	12	12	1,041	1,035	6
その他	111	111	12,130	11,868	262
座位保持いす	17	16	447	431	16
起立保持具	166	163	7,488	7,120	368
歩 行 器	107	104	4,191	3,903	288
頭部保持具	_	_	_	_	_
排便補助具	3	3	73	73	-
歩行補助つえ	1	1	5	5	_
重度障害者用意思伝達装置	5	5	221	211	10

■平成 24 年度 特例補装具購入・修理に係る申請・決定件数及び購入金額

	購入			修理		
	申請件数	決定件数	購入金額(千円) (公費 + 自己負担)	申請件数	決定件数	修理金額(千円) (公費 + 自己負担)
総数	3,369	3,323	913,993	1,864	1,851	98,837
義    肢	39	39	29,681	36	36	11,012
装 具	200	200	12,697	12	12	164
座位保持装置	383	376	127,275	224	224	17,956
盲人安全つえ	10	10	49	-	-	-
義 眼	2	2	195	-	-	-
眼 鏡	24	24	737	2	2	34
補 聴 器	660	661	126,160	696	692	16,912
車 い す	481	466	144,898	383	381	19,402
電動車いす	170	163	174,535	212	212	20,932
座位保持いす	278	275	36,330	17	16	447
起立保持具	631	622	146,460	166	163	7,488
歩 行 器	436	431	96,988	107	104	4,191
頭部保持具	6	6	100	-	-	-
排便補助具	15	15	5,928	3	3	73
歩行補助つえ	19	19	321	1	1	5
重度障害者用 意思伝達装置	15	14	11,639	5	5	221

出典: 平成24年 社会福祉行政報告例

「第4表 身体障害者・児の特例補装具購入件数、購入金額、修理件数及び修理金額,特例補装具の種類別」を加工 注:本表は年度分報告である。

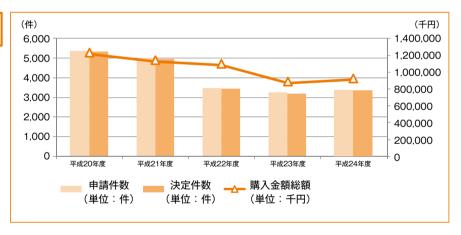
## ■補装具費支給状況の推移(特例)





		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度
D##	申請件数 (単位:件)	5,375	5,016	3,467	1,988	1,864
購	決定件数 (単位:件)	5,346	4,965	3,449	1,979	1,851
	購入金額総額 (単位:千円)	1,231,445	1,135,286	1,095,366	103,327	98,837

# 修理



		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
l.Ar	申請件数 (単位:件)	2,092	2,352	1,986	3,241	3,369
修	決定件数 (単位:件)	2,081	2,357	1,950	3,199	3,323
理	購入金額総額 (単位:千円)	111,411	112,304	112,895	887,273	913,993

注:福祉行政報告例の数値をグラフ化したもの。特例補装具は、平成 20 年度から統計を取っている。 ただし、平成 18 年度については、障害者自立支援法による平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月までの件数等である。

# 4 難病等の範囲と取り扱い

# 4-1 難病患者等に対する補装具費の支給

平成25年4月から「障害者総合支援法」に定める障害者及び障害児の対象に難病等(難治性疾患克服研究事業 [臨床調査研究分野]の対象疾患(130疾患)及び関節リウマチ)(以下「難病患者等」という)が加わり、補装具費の支給対象とされています。

そのため、市町村は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、従来、難病患者等日常生活用 具給付事業により給付してきた「車椅子」、「電動車椅子」、「歩行器」、「意思伝達装置」、「整 形靴」を障害者総合支援法に基づく補装具として、必要と認められる難病患者等に対し、補 装具費の支給を行うこととなります。

なお、上記5種目以外のその他の補装具についても、支給の申請が行われることになるため、 市町村においては、窓口において丁寧な対応が必要です。

#### ■ 障害者総合支援法の対象疾患一覧

1	IgA 腎症
2	亜急性硬化性全脳炎
3	アジソン病
4	アミロイド症
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎
6	ウェゲナー肉芽腫症
7	HTLV-1 関連脊髄症
8	ADH 不適合分泌症候群
9	黄色靭帯骨化症
10	潰瘍性大腸炎
11	下垂体前葉機能低下症
12	加齢性黄斑変性症
13	肝外門脈閉塞症
14	関節リウマチ
15	肝内結石症
16	偽性低アルドステロン症
17	偽性副甲状腺機能低下症
18	球脊髄性筋萎縮症
19	急速進行性糸球体腎炎
20	強皮症
21	ギラン・バレ症候群
22	筋萎縮性側索硬化症
23	クッシング病
24	グルココルチコイド抵抗症
25	クロウ・深瀬症候群

06	40 \vec
26	クローン病
27	劇症肝炎
28	結節性硬化症
29	結節性動脈周囲炎
30	血栓性血小板減少性紫斑病
31	原発性アルドステロン症
32	原発性硬化性胆管炎
33	原発性高脂血症
34	原発性側索硬化症
35	原発性胆汁性肝硬変
36	原発性免疫不全症候群
37	硬化性萎縮性苔癬
38	好酸球性筋膜炎
39	後縦靭帯骨化症
40	拘束型心筋症
41	広範脊柱管狭窄症
42	高プロラクチン血症
43	抗リン脂質抗体症候群
44	骨髄異形成症候群
45	骨髓線維症
46	ゴナドトロピン分泌過剰症
47	混合性結合組織病
48	再生不良性貧血
49	サルコイドーシス
50	シェーグレン症候群

51       色素性乾皮症         52       自己免疫性肝炎         53       自己免疫性溶血性貧血         54       視神経症         55       若年性肺気腫         56       重症急性膵炎         57       重症筋無力症         58       神経性適食症         59       神経性食欲不振症         60       神経線維腫症         61       進行性核上性麻痺         62       進行性骨化性線維形成異常症         63       進行性多巣性白質脳症         64       スティーヴンス・ジョンソン症候群         65       スモン         66       正常圧水頭症         67       成人スチル病         68       脊髄空洞症         69       脊髄小脳変性症         70       脊髄性筋萎縮症         71       全身性エリテマトーデス         72       先端巨大症         73       先天性QT延長症候群         74       先天性副腎皮質酵素欠損症         75       先天性副腎皮質酵素欠損症		
53 自己免疫性溶血性貧血 54 視神経症 55 若年性肺気腫 56 重症急性膵炎 57 重症筋無力症 58 神経性過食症 59 神経性食欲不振症 60 神経線維腫症 61 進行性核上性麻痺 62 進行性骨化性線維形成異常症 63 進行性多巣性白質脳症 64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	51	色素性乾皮症
54 視神経症 55 若年性肺気腫 56 重症急性膵炎 57 重症筋無力症 58 神経性過食症 59 神経性過食症 60 神経線維腫症 61 進行性核上性麻痺 62 進行性骨化性線維形成異常症 63 進行性多巣性白質脳症 64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	52	自己免疫性肝炎
55 若年性肺気腫 56 重症急性膵炎 57 重症筋無力症 58 神経性過食症 59 神経性食欲不振症 60 神経線維腫症 61 進行性核上性麻痺 62 進行性骨化性線維形成異常症 63 進行性多巣性白質脳症 64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	53	自己免疫性溶血性貧血
56 重症急性膵炎 57 重症筋無力症 58 神経性過食症 59 神経性食欲不振症 60 神経線維腫症 61 進行性核上性麻痺 62 進行性骨化性線維形成異常症 63 進行性多巣性白質脳症 64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	54	視神経症
57 重症筋無力症 58 神経性過食症 59 神経性食欲不振症 60 神経線維腫症 61 進行性核上性麻痺 62 進行性骨化性線維形成異常症 63 進行性多巣性白質脳症 64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	55	若年性肺気腫
58 神経性過食症 59 神経性食欲不振症 60 神経線維腫症 61 進行性核上性麻痺 62 進行性骨化性線維形成異常症 63 進行性多巣性白質脳症 64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	56	重症急性膵炎
59 神経性食欲不振症 60 神経線維腫症 61 進行性核上性麻痺 62 進行性骨化性線維形成異常症 63 進行性多巣性白質脳症 64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	57	重症筋無力症
60 神経線維腫症 61 進行性核上性麻痺 62 進行性骨化性線維形成異常症 63 進行性多巣性白質脳症 64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	58	神経性過食症
61 進行性核上性麻痺 62 進行性骨化性線維形成異常症 63 進行性多巣性白質脳症 64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	59	神経性食欲不振症
62 進行性骨化性線維形成異常症 63 進行性多巣性白質脳症 64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	60	神経線維腫症
63 進行性多巣性白質脳症 64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	61	進行性核上性麻痺
64 スティーヴンス・ジョンソン症候群 65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	62	進行性骨化性線維形成異常症
65 スモン 66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	63	進行性多巣性白質脳症
66 正常圧水頭症 67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群
67 成人スチル病 68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	65	スモン
68 脊髄空洞症 69 脊髄小脳変性症 70 脊髄性筋萎縮症 71 全身性エリテマトーデス 72 先端巨大症 73 先天性 QT 延長症候群 74 先天性魚鱗癬様紅皮症	66	正常圧水頭症
69     脊髄小脳変性症       70     脊髄性筋萎縮症       71     全身性エリテマトーデス       72     先端巨大症       73     先天性 QT 延長症候群       74     先天性魚鱗癬様紅皮症	67	成人スチル病
70     脊髄性筋萎縮症       71     全身性エリテマトーデス       72     先端巨大症       73     先天性 QT 延長症候群       74     先天性魚鱗癬様紅皮症	68	脊髄空洞症
71     全身性エリテマトーデス       72     先端巨大症       73     先天性 QT 延長症候群       74     先天性魚鱗癬様紅皮症	69	脊髄小脳変性症
72	70	脊髄性筋萎縮症
73	71	全身性エリテマトーデス
74 先天性魚鱗癬様紅皮症	72	先端巨大症
7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -	73	先天性 QT 延長症候群
75 先天性副腎皮質酵素欠損症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症
	75	先天性副腎皮質酵素欠損症

76	側頭動脈炎
77	大動脈炎症候群
78	大脳皮質基底核変性症
79	多系統萎縮症
80	多巣性運動ニューロパチー
81	多発筋炎
82	多発性硬化症
83	多発性嚢胞腎
84	遅発性内リンパ水腫
85	中枢性尿崩症
86	中毒性表皮壊死症
87	TSH 産生下垂体腺腫
88	TSH 受容体異常症
89	天疱瘡
90	特発性拡張型心筋症
91	特発性間質性肺炎
92	特発性血小板減少性紫斑病
93	特発性血栓症
94	特発性大腿骨頭壊死

95	特発性門脈圧亢進症
96	特発性両側性感音難聴
97	突発性難聴
98	難治性ネフローゼ症候群
99	膿疱性乾癬
100	嚢胞性線維症
101	パーキンソン病
102	バージャー病
103	肺動脈性肺高血圧症
104	肺胞低換気症候群
105	バッド・キアリ症候群
106	ハンチントン病
107	汎発性特発性骨増殖症
108	肥大型心筋症
109	ビタミン D 依存症二型
110	皮膚筋炎
111	びまん性汎細気管支炎
112	肥満低換気症候群
113	表皮水疱症

114	フィッシャー症候群
115	プリオン病
116	ベーチェット病
117	ペルオキシソーム病
118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
121	慢性膵炎
122	ミトコンドリア病
123	メニエール病
124	網膜色素変性症
125	もやもや病
126	有棘赤血球舞踏病
127	ランゲルハンス細胞組織球症
128	リソソーム病
129	リンパ管筋腫症
130	レフェトフ症候群
	·

- ※ 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲については、新たな難病対策における医療 費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、今後、見直しを行うこととしています。
- ※ 難病に関する情報:「難病情報センター (http://www.nanbyou.or.jp/)」

## 4-2 難病患者等に対する補装具費支給の申請等

#### 1 補装具費支給の申請について

市町村は、難病患者等から補装具費支給申請書の提出とともに、障害者総合支援法の政令で定める疾病に該当するかを判断するため、医師の診断書等の提出を求めることとなります。なお、特定疾患治療研究事業(56 疾患)対象者は、特定疾患医療受給者証の写しで代替することができることとしています。

#### 2 補装具費支給の決定について

難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づき支給する補装具については、他の身体障害者と同様に身体障害者更生相談所の判定を経て市町村が決定又は医師作成の補装具費支給意見書により市町村が決定することとなります。

なお、難病患者等日常生活用具給付事業では、車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴について、難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の要件を満たした難病患者等に対して保健師又は市町村職員による訪問調査を経た上で状態を把握し、市町村長が真に必要と認めた者に給付しているという実態があるため、日常生活上の必要性については、難病患者等の状況に応じて保健師と連携することも必要です。

既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整 形靴を給付された者から、再支給・修理の申請があった場合には、補装具費の支給決定が認 められないことがないように配慮する必要があります。その際、支給決定は迅速に行うよう 努めなければなりません。

# 第1

#### 第 2 章

# 第3

# 4-3 難病患者等に対する補装具の取り扱いで配慮すべきこと

#### 1 車椅子

難病患者等は、その症状が日内変動する者もいるため、歩行の可否のみで判断することなく、 症状の変化に配慮し、症状がより重度である状態をもって判定する必要があります。

なお、日常には不要な機能まで取り付けて使い勝手が悪くならないように、生活実態を十分に確認した上で、移動手段としての有効性を的確に判断することに留意してください。

## 2 電動車椅子

電動車椅子については、申請者の来所(又は身体障害者更生相談所の職員による訪問)により、身体障害者更生相談所において医学的判定を行った上で、支給の判定を行うこととなります。

その際、身体障害者更生相談所において、使用者及び他の歩行者等の安全を確保するため、 操作訓練、使用上の留意事項の周知等についてしっかりと指導を行うことが必要です。

又、支給に際しては、症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車 椅子を認めるといった配慮も必要です。

## 3 重度障害者用意思伝達装置

難病患者等日常生活用具給付事業において、意思伝達装置の対象者は、「言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者」となっているが、現行の補装具費支給事務取扱指針では、「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者」となっているため、言語機能の障害のみでは、重度障害者用意思伝達装置が支給できないこととなるため、難病患者等の対象者は、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とします。

筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うように配慮する必要があります。

# 4 その他の補装具の取り扱い

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、座位保持椅子、起立保持具、 歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえについては、原則、身体障害者・児と同様 に支給決定の可否を決定することとなるが、難病の性質・特性に配慮した上で、必要に応じ て身体障害者更生相談所の助言を求めることとします。

#### ■ 難病患者等に対する補装具の取扱いについて

補装具の種目	申請時	判定時	配慮等すべき事項
義肢			義肢については、ほぼ身体障害者手帳の対象と なり得る。
装具			既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
座位保持装置			_
盲人安全つえ		  ○判定の際は、 <u>「症状</u>	_
義眼		がより重度の状態」	-
眼鏡		を基に補装具の要否	-
補聴器	補装具費支給申請書	<u>を判定</u> するように配	_
車椅子	<b>及び</b>	慮する。また、その際には様装見として	既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付
電動車椅子		際には補装具としての有効性を的確に判	された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
座位保持椅子	<u>医師の診断書</u>	断の上、不要な部品 を取り付けることが	_
起立保持具	又は	ないように留意する。	_
歩行器	特定疾患医療 受給者証の写し	○身体障害者・児と 同様に補装具の要否	既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
頭部保持具 排便補助具	の提出	を判定することとなるが、難病患者等の 状況に応じ、保健師	
歩行補助杖		と連携の上、要否を	_
重度障害者用意思伝達装置		判定する。	・既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。 ・進行性疾患については、急速な進行により明らかに支給要件を満たす場合は、早期支給を行うように配慮する。 ・難病患者等の対象者は、言語機能障害及び神経・筋疾患である者とする。

## 5 その他

厚生労働省より、「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A」(平成 25 年 3 月 15 日 各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主幹課宛事務連絡)が発出されており、補装具の取扱等について記載されています。

※ 資料編参考 11 「難病患者等における地域生活支援事業等の取り扱いに関するQ&A」 P.391 参照

# 第3章

# 補装具費支給事務の適切な理解と 運用に向けて

1	補装具費支給にあたっての適切な	理解	54
2	補装具費支給事務の円滑な運用に	ついて	67
3	判定困難事例		72
Clo	Close Up Q&A 55 · 57 · 60 · 6		

# 1 補装具費支給にあたっての適切な理解

# 1-1 他法優先

#### 1 給付の優先

障害者総合支援法以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者について は、当該関係各法に基づく給付等を優先します。

#### 社会保障制度間の選択優先順

① 労災関係

労働者災害補償保険法、公務員災害補償法など、業務上に起因する疾病及び障障害への 補償として行われる制度

② 社会保険制度

健康保険、国民健康保険、介護保険、船員保険等の医療保険及び共済年金、国民年金などの各種年金法など、疾病や不慮の事故、また老後の生活に備えてあらかじめ拠出金をかけておく制度

③ 社会福祉制度

障害者総合支援法(旧 身体障害者福祉法、旧 児童福祉法)、老人福祉法など、社会連帯の理念に則り、身体障害者(児)、高齢者等の日常生活ならびに社会参加上の支援を行う制度

④ 公的扶助制度

社会保険及び社会福祉法各法のいずれもが適用困難とされた場合に、初めて、健康で文化的な最低限の生活水準を補償するために適用される制度(生活保護)

#### 2 障害者総合支援法での対応

自費購入又は他法で交付された補装具の更新、修理については、他法適用の余地がないものは、当該補装具がその身体障害者にとって真に必要なものであるか判断した上で、必要性があれば、障害者総合支援法で対応して差し支えありません。

#### 更生相談所での判定

例えば、医療保険で給付された義足を障害者総合支援法で修理したいという場合、労災法 等他法適用の余地がないと判断されれば、総合支援法での修理が可能です。ただし、その場 合は、義足を障害者総合支援法で支給するのが適当かどうかの判定を更生相談所に依頼し、 判定を受けることが必要となります。 〈補足〉旧身体障害者福祉法及び旧児童福祉法における補装具交付制度は障害者自立支援法 (現障害者総合支援法)の補装具費支給制度に一本化されましたが、更生相談所で判 定を行うのは18歳以上の身障者分に限られているところが多いのが現状です。従っ て18才未満から補装具の給付を受けている者が満18歳以後に補装具の申請を行う 場合には、新規申請のみならず補装具の更新又は修理においても、更生相談所の判 定を受けることが必要です。18歳未満の補装具費の支給決定で市町村が判断に迷う 場合は、更生相談所へ助言を求めることが大切です(参考:P.66、第3章1-12)。

# 1-2 特例補装具

補装具の種目には該当するが、基準表に定められた名称、型式、基本構造等に含まれない ものは、通常は支給対象となりません。

障害の状況や生活環境などの真にやむを得ない事情で、こうした補装具の費用の支給が必要な場合は、更生相談所の判定に基づいて支給することができます。これを「特例補装具」といいます。この場合は特例補装具を必要とする明確な理由が認められる必要があります。

又、補装具に特例の付属部品や特別な機能を追加する場合も、特例補装具として扱っているところもあります。

特例補装具判定は、直接判定により行い、判定会議等により決定されます。

# Close Up Q&A

# ()

#### 真にやむを得ない事情の考え方を教えてください。



補装具は「身体機能を補完または代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められないものです。特例補装具における「真にやむを得ない」要件とは、その用具、機能がなければ生活、就労、就学が困難であるかどうか、その用具を使わないことで痛みや褥瘡、変形が発生するなど医学的な問題が生じるかなどの視点も踏まえて必要性を判断するとよいでしょう。

# 1-3 複数支給

補装具の支給数は、原則として、1種目につき1個です。

しかし、身体障害者・児の障害の状況、環境に応じて、職業上または学校教育上など、特に必要と認めた場合には、2個目の支給を検討することができます。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所の判定や意見を求めることになります。

#### 1 複数支給の条件

障害の状況等を勘案し、職業上又は教育上等特に必要と認められる場合は、2個目の支給又は2個分同時の支給をすることができます。

#### 2 個支給の例 ...

- ①車椅子:環境因子に応じて機能等が違う車椅子を使い分けする必要性が認められた場合
- ②下肢装具:職業上等、清潔区域内で使用するため、生活上と使い分ける必要性が認められた場合
- ③義足:常用と作業用の併給
- ④補聴器:職業上、教育上両耳装用が必要と認められた場合
- ⑤眼鏡:遠用、近用の両方の必要性が認められた場合の矯正眼鏡 屋外、屋内で使い分けの必要性が認められた場合の遮光眼鏡
- ⑥盲人安全つえ(白杖):生活や就労など環境条件により、普通用と折りたたみのできる携帯 用を使い分ける必要性が認められた場合

#### 2 2個支給と再支給の考え方

2個支給とは、1回の申請で同一種目の補装具を同時に2個支給する場合と現在使用可能 な補装具がある上に同一種目をもう1個支給するという場合があります。両者とも使用目的、 使用場所、使い分けの頻度などを十分に吟味して、必要性を判断することが重要です。

再支給とは、使用中の補装具が修理不能となった場合に、その代わりとして新たに補装具費を支給することです。まだ使用可能な補装具があった場合に再支給を認めてしまうと、2個目、場合によっては3個目となってしまうので注意が必要です。

# Q

#### 杖を左右2本支給するのは2個支給にあたるのでしょうか?

Α

歩行能力の程度によって杖が左右2本必要な方に支給するものであって2個支給にはあたりません。ただし、1本しか必要がない方への2本の支給は2個支給にあたり適当ではありません。

# Close Up Q&A

# Q

#### 入浴用に2個目の短下肢装具を支給できるでしょうか?



支給対象となる補装具は、職業または教育上特に必要と認められる場合を除いて、 1種目につき1個です。入浴用の硬性短下肢装具の支給は、風呂場の設備や介護 側の状況などを含めて具体的な入浴方法を検討し、入浴動作がより自立し、また 安全性の向上が図られるなどの効果があれば2個目の支給を考慮することが可能 です。

# Close Up Q&A

# O

# 補装具の3個目の支給は可能でしょうか?



補装具費の支給対象となる補装具の個数は、「原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができる」とされています。このことから3個目の支給は原則としては考えられません。「3個目がなければならない」とする場合は、補装具費支給制度内における全体的な支給のバランス等も考慮し慎重に対応すべきと考えます。

# 1-4 再支給

#### 1 再支給の判断

補装具の種目や型式ごとに耐用年数(通常の装用状態において当該補装具が修理不能となるまでの想定年数)が設定されており、通常の補装具費の再支給は耐用年数を過ぎてから行われます。しかし、障害状況の変化等で身体に適合しなくなった場合や、著しく破損し修理不能な場合は、耐用年数内でも再支給が可能です。ただし、耐用年数の経過後でも、修理等で継続して使用可能な場合は、再支給の対象になりません。

災害など本人の責任によらない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補 装具費の支給が可能です。

#### 2 前回の判定とまったく同じ補装具の購入費用を再支給する場合

身体状況に変化がなく、前回の判定と全く同じ処方内容で済む補装具の場合、種目によっては、判定を省略して区市町村判断で支給決定する場合があります。取扱いは各自治体の更生相談所によって異なります。

#### 3 障害状況や社会生活上の条件等に変化のある場合

補装具の名称や型式等を障害状況、社会生活の状況に合わせて変更する可能性があります。 更生相談所の再判定を受けることが必要になることがありますので、申請受付時に援護の実 施機関で、障害状況や生活環境、社会生活上の条件等について詳しく確認し、更生相談所へ の情報提供とともに再判定の必要性を相談してください。

# 1-5 耐用年数

告示に規定されている耐用年数は、想定し得る通常の装用状態で使用した場合に、その補 装具が修理不能となるまでの予想年数を目安として定めているものです。

補装具の使用頻度や使用環境、作業状況等により、実際の耐用年数には相当の長短があるものと予想されます。

したがって、補装具の再支給(更新)については、耐用年数を経過したことのみの理由で 認められるものではなく、部品の交換を行うよりも新たに支給したほうが真に合理的・効果 的である場合に認められます。

そのため、耐用年数を経過した後も補装具の性能が十分に保たれ引き続き使用できる場合は、再支給は認められません。また耐用年数の経過前に修理不能となり再支給を行うこともあります。

第1音

第2

第 3 章

育4章

なお、身体障害児に係る義肢および装具については、成長等の年齢による特殊性を考慮し、 耐用年数に代えて使用年数を定めています。使用年数以内の故障に際しては、原則として小 部品の取り替えにより修理又は調整を行うこととされています。

骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、義肢の耐用年数を特に規定せず、材料・部品名ごとの耐用年数が定められています。部品の交換修理のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合または部品の交換によることよりも義肢全体を再作成することの方が真に合理的・効果的であると認められる場合には再支給ができます。

#### 1 実状に沿った対応

耐用年数は、通常の装用状態で使用した場合に、その補装具が修理不能となるまでの予想年数です。個々の障害者の身体状況や使用頻度等により、実際の耐用年数は相当の長短が予想されますので、再支給にあたっては、実情に沿った対応をするよう十分な配慮が必要となります。

#### 耐用年数のポイント

- ① 耐用年数が経過していないからというだけの理由で再支給の申請を却下することは適当ではありません。
- ② 耐用年数が経過したからといって、必ずしも再支給が認められるということではありません。
- ③ あくまでも、補装具の使用状況、使用頻度等を勘案し、当該補装具が修理不能なのかどうかを判断すべきです。

# 2 亡失・毀損した場合

災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装 具費を支給することができます。

# 3 本人の責任の場合

本人の責任による事情により紛失(盗難を含む)または破損した場合には、原則として自己責任による対応ですが、実情を勘案した結果、再支給がやむを得ないと各市町村が判断できるものについては、必要と認められる補装具を新たに支給することができます。

※盗難については、管轄の警察署へ届け出が行われているか、確認すると良いでしょう。

## 1-6 差額自己負担

支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、形式、基本構造等は支給要件を満たしても、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超える場合は、その基準額との差額を本人が負担することは差し支えありません。

#### 1 障害者総合支援法によらない補装具の修理について

補装具の修理については、補装具費支給制度で支給された補装具であるか否かは問わない こととなっていますが、以下の事項についての留意が必要です。

- ① 労災制度等他の制度において支給された補装具については、その後も継続して当該制度 が適用される場合は、原則として、当該制度において修理を行うこととなります。
- ②介護保険制度で貸与された車椅子等については、介護保険制度で対応することとなります。また介護保険制度に限らず、貸与物品は補装具費支給制度における修理の対象とはなりません。
- ③自費で購入または寄贈を受けたものについては、まずはその補装具がその身体障害者 (児)にとって真に必要なものであるかどうかの判断をすることになります。その上で 必要性が認められた場合には、修理の対象とすることができます。

## 2 差額自己負担の留意点

障害者本人が、希望するデザイン・素材等を選択することにより基準額を超える部分を差額自己負担することは、差し支えありませんが、以下の点に留意する必要があります。

- ① 種目、名称、型式、基本構造等が告示に定める要件を満たしていること
- ② 差額を自己負担すれば希望が取り入れられるのは、あくまでもデザイン・素材等の嗜好 に関わる部分であること

# Close Up Q&A



#### 差額自己負担が認められるのはどのような場合でしょうか?



当該種目の補装具の必要性が認められていることが大前提です。例えば車椅子のデザイン性を重視して基準額を超えるものを希望する場合などがあげられます。 必要性が認められないにもかかわらず、差額自己負担を理由に基準額までを支給することは不適当です。

#### 

① 眼鏡の場合

チタンフレーム、鼈甲フレーム、超薄型ハードコートレンズ等

② 補聴器の場合 基準額より高額な補聴器

③ 車椅子の場合

スポーツタイプ車椅子(日常生活に使用可能な形状を有するものに限る。)、チタンフレーム、特殊な塗装色等

#### 

① 補装具の名称が異なるため認められない場合等

例えば「立ち上がり補助機能付き車椅子」を希望するケースについては、当該機能の必要性が認められなければ、「補装具の名称」に係る本人の希望と市町村の判断(例えば「普通型車椅子」)が異なるため、「却下」することとなります。

なお、「立ち上がり補助機能付き車椅子」の必要性が認められれば、特例補装具として取り扱うこととなります。

② 補装具の種目が異なるため認められない場合等

例えば、「電動(電動アシストを含む)車椅子」の必要性を希望するケースについては、 当該種目の必要性が認められなければ、「補装具の種目」に係る本人の希望と市町村の判断 (例えば「手動の普通型車椅子」)が異なるため、「却下」することとなります。

なお、「電動 (電動アシストを含む。) 車椅子」の必要性が認められれば、通常の方法により補装具費を支給することとなります。

# 3 補聴器の場合

障害者本人が希望する補聴器の名称と更生相談所の判定が異なる場合であっても、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば(以下に示す同一枠内)、差額自己負担を条件として支給の対象とすることは各自治体の判断であり得ます。

- ① 高度難聴用ポケット型、耳かけ型及び耳あな型の選択
- ② 重度難聴用ポケット型と耳かけ型の選択
- ③ 骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型の選択

#### 4 差額負担のポイント

使用者本人が基準額を超える部分を差額自己負担し、希望するデザイン・素材等を選択した結果、当該補装具の修理について基準額では対応できない事態が生じた場合は、その修理費の差額についても自己負担することとなります。

## 1-7 高額な製品・部品への対応

#### 1 高額な完成用部品

類似の機能がある完成用部品の中から高額な完成用部品を選択する場合は、その理由を明確にする必要があります。例えば、膝継手の選択などで同等の機能で使用効果に大きな差がなければ、同等安価の考えで基準額の安い方を選択するのが基本です。ただし、本人が使い慣れているものなどがある場合、別の製品ではボディイメージが変わることで使いにくいことがあり、慎重な判断が求められます。また、申請者側に高い製品だと今以上に歩けるようになるなどの想いが先行している場合もあり、注意が必要です。処方する製品の機能を使いこなすことができるかを確認することが重要です。

#### 2 基準額以上の高額な製品・部品

基準額以上の高額な製品や完成用部品を選択する場合は、特例補装具となります。判定にあたってはその必要性につき明確な理由が求められ、確認するとよいと思われる事項を下記に示します。

- ① 今まで使用してきた補装具がある場合
  - どうしてこれまでの製品・部品では対応できなくなったのか?
  - 活動性の向上という理由は本当か? (義足の継手をより高機能、高額なものに変更希望の場合など)
  - その製品・部品がなくては生活・就労ができないのか?
- ② 初めてその補装具を使用する場合
  - その製品・部品がない今はどうやって生活・就労しているのか?
  - その製品・部品を使用することで何が期待できるのか?
  - 使用により日常生活で自立する部分があるのか?
- ③ 共通事項
  - 高額・高機能なものに過度な期待ではないか?
  - ボディイメージを変えられるか? 使いこなせるのか?
  - その製品・部品を使用しないことによる医学的な問題はあるか?

# 1-8 業者の情報提供

#### | 1 | 適切な選定のために

市町村は、申請者が補装具業者の選定及び契約等をするにあたって適切な補装具業者を選定できるように、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検証したうえで情報提供することが必要です。

#### 義肢及び装具に係る補装具業者の選定 ......

義肢装具士を配置していることが望ましい。詳細は(公財)テクノエイド協会が提供している情報(ホームページ等)を参考にしてください。

【参考】(公財) テクノエイド協会ホームページ http://www.techno-aids,or.jp

#### 補聴器について

(公財) テクノエイド協会が認定している認定補聴器技能者の従事する販売店などを参考に してください。

## 1-9 介護保険による福祉用具貸与との適用関係

#### 1 優先順位

車椅子及び電動車椅子(付属品を含む)、歩行器、歩行補助つえについては、障害者総合支援法の補装具費支給制度より介護保険の貸与の方が優先されます。

ただし、医師や更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断 される障害者については、これらの品目についても、障害者総合支援法に基づく補装具費と して支給して差し支えありません。

#### 根拠となる通知

「障害者総合支援法に基づく総合支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成 19年3月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知)

#### 留意点

① 介護保険の認定を受けている場合(対象者であるが認定を受けていない者も含む)は、 まず介護保険の貸与による対応を検討します。

その結果、介護保険制度での貸与の必要性は認められても、身体等の状況から介護保険の 福祉用具では対応出来ず、オーダーメイド等での対応が必要と考えられる場合に、障害者 総合支援法での補装具費支給申請を受け、更生相談所の判定に基づき支給決定をします。 判定依頼をする場合は、介護保険の貸与による検討を行った結果を調査書等に市町村の 意見として記載してください。

② 40歳以上65才未満であって特定疾病により障害がある場合は、介護保険の第2号被保険者となる可能性がありますので、注意してください。第2号被保険者に認定されれば、介護保険優先の原則が適用になります。

ただし、生活保護の介護扶助を受けている 40 歳以上 65 才未満の医療保険未加入者で、 特定疾病(次ページ参照)により要介護又は要支援の状態にある者については、障害者 総合支援法の補装具費支給制度が優先となります。(「介護扶助と障害者総合支援法に基づく総合支援給付との適用関係等について」(平成19年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照のこと)

#### 特定疾病とは…

- 1 がん末期 (医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 2 筋萎縮性側索硬化症
- 3 後縦靭帯骨化症
- 4 骨折を伴う骨粗鬆症
- 5 多系統萎縮症
- 6 初老期における認知症
- 7 脊髄小脳変性症
- 8 脊柱管狭窄症
- 9 早老症
- 10 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 11 脳血管疾患
- 12 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 13 閉塞性動脈硬化症
- 14 関節リウマチ
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症(介護保険法施行令第2条)

# 1-10 引き渡し後、9ヶ月以内に生じた破損又は不適合

契約の内容にもよりますが、これまでの取扱では通常、補装具の引き渡し後9ヶ月以内に、通常の使用状態のもとで破損または不適合があった場合には、その補装具を製作した補装具製作業者の責任において改善することになります。

また、一度修理した部位について、修理後3ヶ月以内に再度生じた破損または不適合についても、その補装具を製作した補装具製作業者の責任において改善することになります。

#### 1 破損等の取り扱い

補装具の引き渡し後9ヶ月以内に、通常の使用状態(災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的または病理的変化により生じた不適合、目的外使用、取扱不良等のために生じた破損または不適合を除く)のもとで破損または不適合があった場合には、当該補装具を製作した補装具製作業者の責任において改善しなければなりません。

又、一度修理した部位について、修理後3ヶ月以内に再度生じた破損または不適合(告示の修理基準に規定されている調整、小部品の交換または修理基準の種目欄、名称欄、型式欄および修理部位欄に定められていない修繕のうち軽微なものであること。上記括弧書きの災害等により免責となる事由を除く)についても、補装具製作業者の責任において改善しなければなりません。その他の事由(上記括弧書きの災害等により免責となる事由等)については、修理の妥当性を判断のうえで行うこととなります。

# 1-11 施設や病院への入所、入院中の補装具の取り扱い

#### 1 取扱いのポイント

- ① 医療保険の治療材料の対象となる義肢・装具等は、医療保険で対応します。
- ② 上記以外については、以下の場合は実態を十分調査したうえで必要性があれば、更生相談所の判定に基づき支給できます。
- 退院の見込みがあり、退院後も使用が予定され、入院中から補装具を使用することにより装着訓練、使用訓練等で有効な利用が図られる場合
- 車椅子で、障害者の体型・体格、障害状況の理由でどうしてもオーダーメイドの車椅子 を作製しなければならず、病院の備品の車椅子では著しく対応不可能な場合
- 療養型病床、精神科病棟等に長期入院している者で入院生活の中で補装具が必要な場合。 車椅子の場合は、病院の備品では対応できない身体状況である場合。

#### 十分な確認を

入院中の場合は、障害が固定していない場合もあります。障害(身体状況)の変化により 支給後の不適合が生じることも懸念されるので、障害が固定しているかどうかの確認は十分 に行う必要があります。

# Close Up Q&A

# Q

## 施設入所者に個別に車椅子を支給することは可能でしょうか?

A

標準的な機能の施設備品では対応できず、真に本人用の車椅子が必要なケースについては、個別支給することは可能です。身体機能が変化して恒常的に車椅子を使用する必要性が生じ、施設備品ではサイズが合わないために姿勢が崩れて車椅子の操作や駆動が困難な場合や、適切な車椅子の利用により明らかに作業能率やADLの向上が見込まれる場合などが考えられます。ただし、通過型の施設利用者で申請者が介護保険の対象である場合は、多機能な車椅子がレンタルできるようになった現在、本人用として支給すべきか否か慎重な判定が求められるところです。

第2章

第 3 章

第4章

八料編

# 1 - 12 児童補装具に関する助言

補装具費支給事務取扱指針(P.252参照)では、児童補装具の市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること、とされています。自治体によっては児童補装具の判定まで行っている更生相談所がありますが、多くは助言で対応しています。

指定自立支援医療機関の医師が作成した補装具費支給意見書の内容からだけでは希望する 補装具の必要性が判断できないこともあります。義肢や装具など失なわれた身体機能を補完 する補装具の支給決定に迷うことはないと思われますが、訓練的な要素のある高額な起立保 持具、外国製の高額な車椅子、特例補装具になるものなどを求められた場合は、慎重な判断 が必要です。

対象児の身体状況はもちろんのこと、生活状況、補装具の使用場所、頻度、付属品がある場合はその必要性などを十分に吟味した上で支給決定する必要があります。意見書を作成した主治医との情報交換を密にすることが望まれます。

# 補装具費支給事務の円滑な運用について

# 2-1 医師意見書作成の留意点

補装具に係る医師の意見書(補装具費支給意見書)は補装具処方の根幹を成す書類であり、支給の根拠となるものです。そのため補装具費の支給に際しては、身体障害者手帳を確認すれば支給できるような一部の補装具(例:盲人安全つえなど)を除き、更生相談所の直接判定を含めてすべての種目に求められています(P.68参照)。

補装具は、①身体機能を補完・代替するもので身体に装着(装用)して用いる、②使用目的としては日常生活又は就学・就労に用いる、③支給に際しては専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要すると定義されています。なお補装具の対象種目の範囲は次ページの表に示したとおりです。

そこで医師による意見書の作成にあたっては、第1に、身体の構造や機能を十分に理解したうえで製作する必要があり、そこに医師が医学的観点から処方する意義があります。したがって、医学的にみた補装具の必要性と期待される効果を明記することが必須条件です。

第2には、補装具使用者の日常生活、就学・就労の状態、その目的を達成するために何が 必要かなど、種々の社会生活要件を考慮する必要があります。結果として、標準装備ではな い部品を使用することが適当と判断されることも多々ありますので、それらの部品を選択・ 処方した理由として、身体構造や機能だけでなく使用場所や使用環境、使用頻度などの社会 生活要件についても併せて明記する必要があるでしょう。

第3は、判定書又は意見書は医師だけで作成するものではないことに留意する必要がります。補装具の処方にあたっては、前述したように医学的判断だけでは済まない社会的情報の必要性も多々ありますが、それだけでなく、耐用年数に対する配慮や製作業者が提出する見積書との突き合せなど、事務的な側面にも配慮しなければなりません。医師の意見書に基づいて更生相談所が判定する補装具あるいは市町村が判断する補装具では、医師の意見書による文書判定で支給決定されますが、意見書はそれらすべての要件を組み込んだ唯一の証拠書類です。そのため内容的には、処方チーム全体の情報と判断を反映したものとする必要があり、医師はそれらを代表して作成する立場にあります。

なお、医師の意見書は市区町村の窓口に提出され、多くの場合、事務職の担当者がそれらを分類し、必要な書類を更生相談所に送って判定を依頼することになっています。したがって、最初に意見書を見るのは医師やリハビリテーション専門職ではなく、医学的知識が乏しい事務職であることに配慮すべきです。その意味でも、誰もが理解できるように、要点をまとめて分かりやすく記載することに留意する必要があるでしょう。

以下次ページに、意見書に記載すべき具体的事項を示しますので、参考にしてください。

①診断名、②障害名、③医学的所見、とくに補装具を必要とする根拠となる所見、④処方 する補装具の正式名称、⑤使用目的と見込まれる使用効果、⑥使用環境や使用頻度など、製 作上の工夫に関係する社会生活要件、⑦具体的な処方内容など。

#### 補装具の種目範囲(2014年3月現在)

#### [肢体不自由関係]

1. 義 肢

義 手:上腕義手、肩義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手 義 足:股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、果義足、足根中足義足、足指義足

2. 装具

上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具

- 3. 座位保持装置
- 4. 車椅子

普通型、リクライニング式普通型、ティルト式普通型、リクライニング・ティルト式普通型、 手動リフト式普诵型、前方大車輪型、リクライニング式前方大車輪型、片手駆動型、リクライ ニング式片手駆動型、レバー駆動型、手押し型、リクライニング式手押し型、ティルト式手押 し型、リクライニング・ティルト式手押し型

5. 電動車椅子

普通型(4.5km/h.6.0km/h)、簡易型(切替式、アシスト式)、リクライニング式普通型、電動 リクライニング式普通型、電動リフト式普通型、電動ティルト式普通型、電動リクライニング・ ティルト式普通型

6. 歩行器

六輪型、四輪型 (腰掛付&腰掛なし)、三輪型、二輪型、固定型、交互型

7. 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、多点杖、プラットフォーム杖

#### [視覚障害関係]

- 1. 盲人安全つえ:普通用、携帯用、身体支持併用
- 2. 義 眼:普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼
- 3. 眼 鏡:矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡

#### [聴覚障害関係]

補聴器

高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳かけ型、 耳あな型 (レディ)、耳あな型 (オーダー)、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型

「肢体不自由・音声言語機能障害関係」 重度障害者用意思伝達装置

[児童のみ:18歳未満]

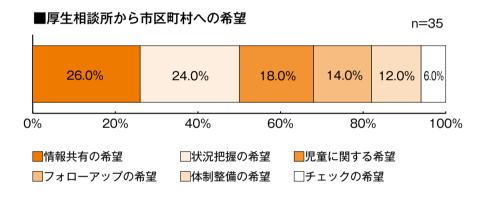
座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

# 2-2 市町村に対する期待

市区町村は、補装具費の支給事務における窓口であると同時に、最終の支給決定を行う機関です。そのため市区町村における相談、情報収集、更生相談所との連携、フォローアップ体制などの整備は、補装具費支給事務の流れを左右する重要な役割を担っています。

平成24年度にテクノエイド協会が実施した調査報告書によれば、全国の更生相談所から補装具費の支給事務に係る市区町村に対する要望として次のような意見が寄せられています。詳しくは、「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業報告書(114ページ) | をご覧ください。

報告書:http://www.techno-aids.or.jp/research\_report.html



分類	件数	主なコメント
情報共有の希望	13件	①市町判断可とされている再交付について、件数を含め実情を教えてほしい。
情報共有の布室	131+	②判定助言等求めるだけでなく、ケースごとの情報をもっと共有させて欲しい。
状況把握の希望	12件	①補装具の判定依頼に際しては事前に聞き取り調査等を充分に行い、本人の状況や 要望を把握した上で判定依頼をお願いしたい。
		②事務手続きに留まらず、生活支援の視点で相談者の話を聞いて欲しい。
児童に関する希望	9件	①児童の判定について各市町村の判断理由を教えてほしい。またそれらのフィード バックをしてほしいし、市町村間でも共有してほしい。
		②児童の支給にあたっても疑問があれば相談等をしてもらいたい。
フォローアップの希望	7件	①補装具給付後のフォローアップを行い、その情報をフィードバックしてほしい。
体制整備の希望	6件	①補装具費支給制度の知識が継承できるよう、職員の異動について配慮してほしい。
チェックの希望	3件	①必要書類や、記載の不備について確実にチェックしてほしい。

## 2-3 医師・専門職等との連携システムの構築

(公財) テクノエイド協会で実施した同報告書内では、以下のような提言がなされています。

#### 医療機関等との連携、情報共有

- ① 短期~中期的な目標
  - ・ 更生相談所から判定医師やリハ専門職、事業者に対して定期的な会議の開催、判定に関する情報交流を図る。
  - ・情報共有するためのシステムの在り方を検討する。
- ② 中期~長期的な目標
  - ・(公財) テクノエイド協会において、市町村職員・更生相談所向けの情報提供システム を整備する。(具体的には、時間的経過による情報の更新と分野別情報の整理など)

#### 検討委員会における主な意見

- ① 更生相談所における情報交流として
  - ・市町村担当者との定期会議や研修会を拡充強化するように指導する。
  - ・判定医師やリハ専門職、事業者に対しても定期的な会議を開催し、判定に関する情報交流を図る(制度、技術、価格の決め方など)。
  - ・(公財) テクノエイド協会などから、更生相談所向けの情報提供システム (時間的経過 による情報の更新と分野別情報の整理) を整備する。
    - (市町村向け&更生相談所向け&補装具業者向け etc.)
- ② 市町村職員や更生相談所職員(事務職)が補装具の知識を身に着けるには限界があり、 異動もある。知識不足よりも情報不足が判定困難の根源であり、情報の共有化が図れる システムを検討したい。
- ③ 医療機関従事者への補装具制度に関する研修が十分に行われているとは考えにくく、定期的に行う必要があると考えられる。場合によっては、認定制の導入なども検討する必要がある。
- ④ 更生相談所の主催で、毎年、市町村と契約事業者との間で懇談会を開催する。情報共有セミナーは大切である。

# 2-4 更生相談所の役割と機能、今後のあり方

身体障害者更生相談所(以下、更生相談所)は、身体障害者福祉法第11条に基づき設置されている専門機関で、都道府県が身体障害者の更生援護の利便のため、又市町村の援護の適切な実施を支援するために設けなければならないとされているものです。なお、政令指定都市にも更生相談所を置くことができるとされており、大都市のある県では複数の更生相談所が設置(最多は神奈川県の4か所)されています。

補装具に係る更生相談所の役割は、いうまでもなく専門の立場からみた要否判定と適合判定です。具体的には、①来所された障害当事者(補装具使用者)を実際に診察して判定する場合、②主治医などの意見書に基づいて判定する場合、③地域の拠点会場に出向いて判定する場合、④自宅を訪問して判定する場合などがありますが、これらはいずれも障害当事者の社会生活上の便宜を図るために設けられているもので、いずれにおいても、補装具をより適切に、より早く支給するために行われるものです。そのため、医学的観点からみた補装具の必要性、使用目的に対する有効性、使用環境や使用頻度を勘案した補装具製作上の工夫が適切に処方に反映できるよう、医師をはじめ、リハビリテーション専門職、社会福祉職、事務職などがチームを組んで対応する体制が求められています。迅速に支給することは重要なことですが、適切なものでなければ元も子もありませんので、その質的保障を図ることは何よりも重要です。

しかし、全国の更生相談所の現況はかなり厳しく、種々の条件から十分な人材を配置できない事情があります。その結果、各更生相談所の体制には地域格差が生じており、補装具の要否判定においても全国一様とはいえません。

更生相談所の今後のあり方としては、国民の生存権を保障する憲法 25 条の趣旨からみても、このような地域格差を改善し、補装具判定の内容を全国一様に近づけることは焦眉の課題です。そのためには、補装具費の支給判定に係る疑義解釈集 (Q&A) やガイドブックを編纂して情報の共有を図るとともに、その継続性を保障するシステムの構築を急ぐ必要があるでしょう。また更生相談所にとって、日進月歩する知識や技術を常に収集できることは、補装具判定の質を担保するうえで必須の要件です。そのため、全国の総合リハビリテーションセンターや更生相談所がそれぞれの臨床経験を交流するとともに、補装具に係る国内外の技術情報を共有できるネットワーク・システムの構築が今後の課題となっています。

# 3 判定困難事例

# 1 介護環境から判断して高額部品を却下した事例

<mark>障害名・等級</mark>両上肢機能障害1級

性 別 : 年 齢 男性 40代

原 因 疾 病 名 頸髄損傷

補装具の種目・型式等電動車椅子

価格 314,000 円 (電動チンコントローラーアーム部分の価格)

#### 事例概要

高位頸髄損傷で両上下肢、体幹機能は全廃している。顎の随意動作でチンコントローラーを介して電動車椅子の操作が可能である。パソコン作業を仕事として就労している。マウススティックによるパソコン操作時に、目前にあるチンコントローラーが操作範囲を制限してしまうため、これまでは、介助者が手動でコントロールボックスを移動して対応する必要があった。又、単独での外出時にチンコントローラーの位置がずれると一人で対応できないことも不便であった。これらの問題に対応するために、チンコントローラー自体を電動で目前まで移動できる機能を希望して修理対応の申請がなされた。

#### 判定の経過・結果と根拠

耐用年数内の電動車椅子本体はもちろんのこと、チンコントローラー部分も破損しているわけではない。これまでと同様の使い方であれば使用可能である。電動でのチンコントローラーアームの移動は便利な機能であることは理解できるが、本事例の生活スタイルでは常時介護者がついていることもあり、判定結果は不適当とした。

#### 特記事項・コメント

高位頸髄損傷でチンコントロール操作を使用する場合、コントロールボックスやアームがパソコン操作など正面での作業を妨げない環境が設定できるかという視点が、判定時にも要求される。一般的には介助者がいれば手動対応が選択される。確かに、姿勢保持の観点からずれが生じにくい電動ティルト機能による姿勢変換、チンコントローラーを電動で内外に振る機能は、より多くの自立活動の支援となりうる。ただし、より多くの電動化で、介護が不要となるわけではないため、公費負担の観点からも、どこまで対応するべきかは対象事例の生活スタイルを考慮して判定すべきである。

# 2 医学的根拠から高額な電動車椅子を却下した事例

障害名・等級 左上肢右下肢機能障害1級

性 別· 年 齢 女性 30 代

原 因 疾 病 名 外傷性低髄液圧症候群 反射性交感神経性ジストロフィー

補装具の種目・型式等 電動車椅子(6輪4輪駆動式)、車いす 普通型

価格 3,400,000円

#### 事例概要

外傷性低髄液圧症候群 反射性交感神経性ジストロフィーと診断され、右下肢機能全廃3級、左上肢機能全廃2級の1級身障手帳を取得している。平地は車椅子の自走が可能である。週3回の通院をしており、急で長い坂道があるため、電動車椅子の希望となった。電動車椅子の条件として、振動があると低髄液圧症のため気分が悪くなり使用できないとの理由から震動が少ない機種として、6輪4輪駆動の電動車椅子、併せて普通型車椅子を希望しての申請である。

#### 判定の経過・結果と根拠

医学的に自覚症状の永続性、通院治療の必要な期間が明確でないと考えられた。又、希望する機種でなければならない理由、他の機種では対応できないのかが不明確なことから、振動と機種による使用上の違いを、工学研究所で測定してもらい分析まで行った。 結論として、希望する機種であっても障害への影響や有効性などを明確に示す根拠は得られなかった。したがって、判定としては標準的な機種で処方し、どうしても当該機種を希望する場合は差額自己負担とした。申請から判定結果まで1年半を要した。

#### 特記事項・コメント

本事例は平地での普通型車椅子の自走が可能であり、電動車椅子の支給対象である「重度の歩行困難者であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代償できない者」に該当しない。ただし、日常生活圏に悪路、坂道等が認められる場合は対象となることもある。本事例は標準的な電動車椅子の必要性は認められるものの通院手段に振動が少ない高額な電動車椅子を使用しなければならないという理由は、永続性と使用効果が不明確であり、生活の自立に必要な補装具として支給することは不適当と考えられる。

# 3 過体重に対して同等安価で対応できた電動車椅子の事例

障害名・等級 体幹機能障害1級

性 別· 年 齢 女性 30 代

原 因 疾 病 名 関節炎

補装具の種目・型式等 電動車いす 電動リクライニング・ティルト式 普通型

**価格** 見積約 2,500,000 円 最終 1,172,000 円

#### 事例概要

関節炎治療のために、ステロイド剤を使用している。歩行は数mしかできず、上肢には痛みもあり、普通型車椅子自走は困難。体重が120kgを超えており、国産の標準的な電動車椅子は、耐荷重的に選択できないとの理由から高額な外国製電動車椅子の申請となった。

#### 判定の経過・結果と根拠

もともとの生活支援が必要であるため、服薬・通院・栄養指導等でも介入した。デモ機での操作訓練も含めて、生活相談は15回以上関わった。同一姿勢による痛み、過体重による呼吸苦もあり、姿勢変換の必要性が認められ、単身生活者であることから電動リクライニング・ティルト機能の利用は適当と判断した。メーカーと調整し、国産電動車椅子のフレームを補強することで対応可能となり、適当と判定した。

#### 判定後の状況

福祉車両併用で単独での通院が可能となり、有効に利用されていることを確認した。

#### 特記事項・コメント

車椅子・電動車椅子の規格に示されている制限体重以上の方の相談が増えてきている。 座幅などサイズの問題だけでなく、過体重に対する製品の耐久性、安全性への配慮が 必要である。過体重の障害者に対しては耐荷重対応の車椅子・電動車椅子を支給すると いう環境因子への対応だけでなく、生活習慣の改善、服薬管理、栄養指導等の健康管理 など総合的な関わりが重要となる。本事例のように、生活改善の相談にも更生相談所が 対応し、操作訓練を経て判定結果を出すことは適切な対応である。国産品を補強するこ とで対応できたことは同等安価の観点からも適当であったと言える。

# 4 介護保険の適用のため却下した車椅子の事例

 障害名・等級
 四肢体幹機能障害1級

 性別・年齢
 女性60代

 原因疾病名
 後縦靭帯骨化症

 補装具の種目・型式等車椅子普通型

 格
 144,000円

#### 事例概要

障害者自立支援法施行前に身体障害者福祉法で車椅子普通型(レディメイド)が給付されている。

その作り替えを希望。医師の意見書に「オーダーメイド (寸法は今までと同じもの)」と記載されていた。介護保険にて要介護認定を受けており、介護給付の福祉用具貸与の利用が可能な対象者である。今回は、自分のものが欲しいとのことで障害者総合支援法補装具費支給制度での申請に至る。

#### 判定の経過・結果と根拠

市の障害福祉担当者に確認したところ、介護保険の毎月の利用料(自己負担分)を支払うことに抵抗があり、申請に至った経緯が判明。介護保険で貸与していただくこととして不適とした。

#### 判定後の状況

介護保険での貸与には抵抗がある様子で、障害者自立支援法施行前に身体障害者福祉 法で給付された車椅子普通型(レディメイド)を継続して利用しているとのこと。

#### 特記事項・コメント

障害者総合支援法に基づく総合支援給付と介護保険制度との適用関係等については厚生労働省からの通知(障企発第0328002 障障発第0328002 平成19年3月28日)を参照。介護保険サービスが優先されるが、介護保険で貸与される福祉用具は標準的な既製品の中から選択するため、障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合は障害者総合支援法での対応となる。本事例のように標準的なサイズの車椅子であれば、介護保険制度の利用を優先せざるを得ない。

# 5 高額な既製品座位保持装置を不適と助言した児童事例

障 害 名· 等 級 両上肢·移動機能障害 1 級

性 別 · 年 齢 男性 10代

原 因 疾 病 名 脳性麻痺

**補装具の種目・型式等** 座位保持装置(リクライニング・ティルト式手押し型車椅子機能付き)

価格 1,239,000円

#### 事例概要

重度の脳性麻痺児童で、高度側彎と股関節脱臼を併発。筋緊張が強く、背筋へのボトックス治療を継続して受けている。主治医から既製品のリクライニング・ティルト式車椅子付き座位保持装置を勧められ申請に至った。特別支援学校中等部に在籍し、主に学校内での使用を前提としていた。主治医意見書では、筋緊張亢進が高度であり、従来の座位保持装置を移動具と組み合わせて使用した場合、良好な姿勢保持が困難であること。申請補装具ではティルト操作時に重心位置が変わらずスムーズな操作が可能であること。座部がモジュラー式で選択可能であり、成長に合わせて調節できることが記載されていた。児童特例補装具となるため所管する福祉事務所から助言の依頼があった。

#### 判定の経過・結果と根拠

書類により判断した。障害状況からリクライニング・ティルト機能がある座位保持装置は必要と認められた。ただし、基準額内のオーダーメイドによる補装具として作製することが可能であり、当該補装具でなければならない身体的条件及び環境要因は認められなかった。過剰な筋緊張亢進が出現しないような姿勢管理は、従来のティルト機構により可能と思われた。特例補装具としては不適である旨、福祉事務所に助言した。

#### 特記事項・コメント

多くの高額・多機能な既製品のモジュラー式座位保持装置が開発され、福祉用具の開発・改良という点では評価される。ただし、介助操作のスムーズさ、モジュラー式や成長対応の調節式等の製品として優れた機能があることをもって特例補装具の支給根拠とはなり得ない。障害児や介助者にとって便利なものであることは理解できるが、この製品でなければならないという医学的根拠が乏しいことが多い。

# 6 検討を重ねて却下した児童の歩行器の事例

障害名·等級 脳原性両上肢·移動機能障害1級、言語機能障害3級、

呼吸機能障害4級、最重度知的障害

性 別 · 年 齢 男性 10代

原 因 疾 病 名 脳性麻痺、肺疾患

補装具の種目・型式等上歩行器(姿勢保持機能付き)

価格 97,000円

## 事例概要

脳性麻痺による重度の四肢体幹麻痺、不随意運動に伴う筋緊張亢進、姿勢コントロール不良により抱っこ及び座位保持装置使用以外は寝ている状態である。しかし遊びや声かけに対し反応があり、安楽な姿勢を介助することで、四肢及び頭部の随意的運動も見られる。医療機関で週2回の立位訓練を行い、姿勢保持機能付き歩行器を試したところ、足が出せたことから歩行訓練になるとの主治医の勧めで申請に至る。

#### 判定の経過・結果と根拠

来所による医学的判定を実施したが、デモ機による試乗の結果、使用操作が不充分であった。訓練及び操作時の動画を要すると判断したため処方は見送りとした。後日、動画で判断したが希望する機種を使用しての歩行は実用性に乏しく、現時点では訓練用としての道具であり、補装具の処方には相当しないと判断した。

その後、当該機種の貸し出しを受けて使用してきたが、時間をかければ歩行は可能との理由で再度判定依頼があった。来所による医学的判定では再度歩行器操作が不充分の状態と判断。訓練時の動画を再び求め、昨年より歩行距離の延長などある程度の効果を認めた。家族に使用計画の提出、近隣各県・市への照会、メーカーへの支給実績を求め所内検討会議で協議した。厚生労働省から「当該ケースの使用目的は訓練用であり補装具とは認められない」との意見も得た。以上を踏まえ協議の結果、補装具としては不適当と判定した。

#### 特記事項・コメント

最重度の知的障害が操作不充分の一因であったこともあり、判断に苦慮した事例である。 高額な類似の姿勢保持機能付き歩行器が開発されているが、障害児の訓練器具としての 有効性が実証されていても補装具として個別に処方することは慎重な対応が求められる。

# 7 既製品歩行器を認めた児童事例

障	害	名・	等	級	体幹機能障害 1 級
性	別		年	齢	女性 10代
原	因	疾	病	名	脳性麻痺
補装具の種目・型式等		弋等	歩行器(腰掛付き前方支持型)		
価 格				格	100,000 円

#### 事例概要

体幹機能障害のため移動に制限がある。歩行時には体幹を支える必要があり、これまで腰掛付き前方支持型の歩行器を学校で使用してきた。身体的な成長に伴いサイズが合わなくなったとの理由から身体に適合する同じ機種の歩行器を希望し判定に至った。

#### 判定の経過・結果と根拠

医師意見書を参考に書類判定を行った。身体機能の状況から体幹を支えることで歩行が可能であるとの意見であった。また、既にサイズの小さい同機種の歩行器の使用経験があり、この歩行器を使用することで学校内の移動が実用的となると判断した。しかし、本歩行器は既製品であり、学校内だけの移動に使用するのであれば同様の障害状況の誰もが使用可能な器具と捉え、個別の事例に支給してよいものか判断に苦慮した。

対象児の生活様式を確認したところ、学校内に限らず、学校以外での移動にも使用する機会があるとのことであった。申請にあたり他の歩行器を試用してみたが体幹が安定せず実用的な移動が困難であることが確認され、本事例の判定結果は適当とした。

#### 特記事項・コメント

補装具の種目の内、他の障害児も共用できる既製品であって学校のみで使用するものについては、教育上、学校に具備すべき備品の範囲で対応できるのかどうかを確認する必要がある。又、学齢前であっても通所している施設のみで訓練用として使用する場合も同様に考えられる。

ただし、学校・施設内の移動にとどまらず、対象者の日常の移動に必須となる場合は、補装具としての対応が適切と思われる。その場合、基準額内での対応を原則とするが、告示された歩行器の基本構造、基準額では対応できない場合のみ歩行器の特例補装具として扱われることが望ましい。

# 8 高額な歩行器を差額自己負担とした児童事例

障	害	名・	等	級	両上下肢機能全廃1級
性	性別・年齢		齢	男性 10 代	
原	因	疾	病	名	頭部外傷後遺症
補裝	補装具の種目・型式等			代等	歩行器
価 格				格	253,000 円

## 事例概要

交通事故により受傷。遷延性意識障害、四肢麻痺が存在したが、徐々に回復がみられた。リハビリテーション目的の入院中に既製品歩行器を使用し歩行訓練開始。歩行機能は徐々に改善し、現在は外来通院しつつ、家庭内及び学校内で今回申請の歩行器をレンタルで使用し、今回の申請に至った。

特例補装具として所管する福祉事務所から助言の依頼があった。

#### 判定の経過・結果と根拠

申請書類からは歩行器の必要性が充分に認められなかった。意見書作成医師、家族に使用状況などを問い合わせたところ、以前使用していた歩行器では不整地、学校運動場などでの歩行がスムーズでないこと。日常活動として、運動場で活発に活動しており意欲が高いことの説明があった。しかし、以前から使用していた既製品の同等安価な特例補装具歩行器が現状で充分機能しており、今回申請された補装具でなければならない理由が認められなかった。自治体において特例補装具費支給限度額に関する内規を定めており、この内規に示した額の範囲内で同等安価な特例補装具歩行器は認めることとし、高機能高額な歩行器を希望し限度額を超えた場合は差額自己負担とした。

#### 特記事項・コメント

本事例の日常の移動手段は、学校内に限らず家庭においても歩行器を必要としていたことから、補装具として歩行器を支給することは適当である。補装具の適応においては同等安価を原則としているが、特に特例補装具費の支給にあたっては申請された補装具でなければならない理由を明確にすることが重要である。場合によっては、同等の機能を持つ、より安価な他の補装具の適応を進める視点も忘れてはならない。

# 9 高額膝継手を他の継手と比較して却下した事例

障	害	名・	等	級	右大腿切断3級
性	別	•	年	齢	男性 40 代
原	因	疾	病	名	糖尿病性壊疽
補装	長Φ.	種目	·型i	弋等	大腿義足 膝継手 単軸膝遊動式(空圧·油圧式電子制御)
価	価 格			格	膝継手 836,500 円

# 事例概要

糖尿病性壊疽による大腿切断例。健側下肢に問題はない。事務所を経営し、職場の4階まで日常的に階段昇降が行われている。現在、多軸膝遊動空圧式電子制御の膝継手を使用しているが、交通機関内での揺れや他者との接触で膝折れ、転倒することがあった。職業上の理由から公共交通機関での移動や階段昇降は不可欠であり、安定性を求めてより高機能な膝継手の希望に至った。

#### 判定の経過・結果と根拠

希望する高機能な単軸膝遊動式(空圧・油圧式電子制御)膝継手に加えて、現有の多軸膝遊動空圧式電子制御の膝継手、多軸膝ロック式バウンシング機能付き膝継手の3種の膝継手の比較試用を行い処方の検討を行った。希望する膝継手を使いこなす能力があることは認められたが、その膝継手でなければならない理由はなく、適応対象として該当しないと判断した。ソケットの不適合があったため、ソケット交換の修理対応のみ行った。

#### 特記事項・コメント

職業・住環境の特性からも適応の可能性があり、希望する膝継手を含めて複数の膝継手を比較試用して検討された事例である。結果的には希望する膝継手でなくても対応できると判定された。本事例のように既に義足を使いこなしている利用者から、さらに高機能な膝継手の希望申請があがることがある。基本に立ち返り、生活上、就労上、真に必要であるか、その部品でなければ対応できないのかを慎重に検討する必要がある。

# 第4章

# 補装具に関する基礎知識

1	義肢	82
2	装具	135
3	座位保持装置	194
4	車椅子・電動車椅子	196
5	視覚障害者のための補装具	215
6	聴覚障害者のための補装具	222
7	重度障害者用意思伝達装置	229
8	その他の肢体不自由者用補装具	233
9	障害児に係る補装具	238

#### ●本章に掲載の写真・イラストについて

- ・「1義肢」「2装具」に掲載の写真は一般社団法人日本義肢協会から提供されたものです。
- ・「4車椅子・電動車椅子」に掲載の写真は一般社団法人日本車椅子シーティング協会から提供されたものです。
- ・「5視覚障害者のための補装具」に掲載の写真は社会福祉法人日本盲人会連合から提供されたものです。
- ・「6聴覚障害者のための補装具」に掲載の写真は一般社団法人日本補聴器工業会から提供されたものです。
- ・「7重度障害者用意思伝達装置」に掲載のイラストは一般社団法人日本リハビリテーション工学協会から提供されたものです。

<sup>※</sup> 採型区分及び価格体系は P.285「補装具費支給事務取扱要領」 を参照してください

# 1 義肢

#### 1-1 総論

#### (1) 義肢とは

先天的に、又は切断により四肢の一部を欠損した場合に、元の手足の形態又は機能を復元するために装着する人工の手足を義肢といい、上肢の切断に用いる義肢を義手、下肢の切断に用いる義肢を義足と呼びます。

#### 義手.....

切断された上肢の機能を補完することを目的として用いる義肢で、その名称は切断部位に よって付けられています。上肢の複雑・精緻な作業を行う義手は丈夫で操作性に優れている 必要があり、装飾用義手は美観に優れている必要もあります。

#### 義足

切断された下肢の機能を補完することを目的として用いる義肢で、義足の名称も切断部位に よって付けられています。下肢の役割は立つこと、歩くことであるため、体重を支え安定し た歩行ができるように軽くて丈夫な義肢でなければなりません。

#### (2) 切断の原因

切断の適応となる原因には、次のようなものがあります。

#### ■ 末梢循環障害

①閉塞性動脈硬化症 ②閉塞性血栓性血管炎 (バージャー病) ③動脈瘤、動静脈瘻

#### ■ 悪性腫瘍

①骨肉腫 ②軟骨肉腫 ③巨細胞肉腫、線維肉腫 ④ユーイング肉腫 ⑤癌の骨転移

#### ■ 外傷及び後遺症

- ①複雑骨折による治療が期待できない場合 ②血管損傷(動脈栓塞、血栓症)による壊死
- ③火傷、凍傷による壊疽及びその後の瘢痕

#### ■ 炎症

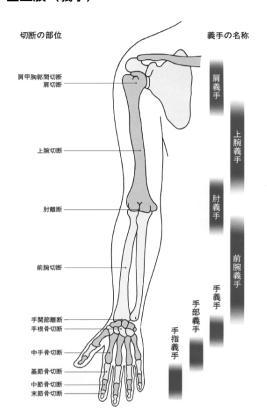
- ①骨髄炎、骨関節結核、化膿性関節炎により骨関節の著明な破壊を認め治療が期待できないとき
- ②ガス壊疽、菌感染による壊疽

#### ■ 神経性疾患

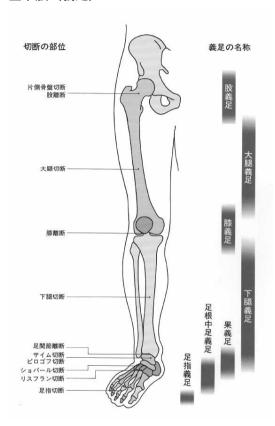
①脊椎破裂、脊髄損傷による四肢の変形、潰瘍形成 ②らい

#### (3) 切断の部位と義肢の名称

#### ■上肢(義手)



#### ■下肢(義足)



#### (4) 義肢の分類

義肢は、その構造により殻構造義肢と骨格構造義肢に分けられます。

#### 殼構造義肢

甲殻類の肢体の構造と同じように義肢に働く外力を殻で負担し支持すると同時に、この殻の 形が元の手足の外観を復元する構造をもつ義肢です。プラスチック、木材、アルミニウム、セ ルロイドなどを用いて製作され、外骨格義肢ともいいます。

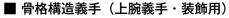
#### 骨格構造義肢 .....

人体の手足の構造と同様に、中心軸に沿ってパイプなどの骨格が通り、これで外力を支持し、 外観の復元にはプラスチックフォームなどの軟材料の成形品をかぶせた構造をもつ義肢です。 骨格構造義肢はパイプ、継手などの部品が規格化され互換性を持ち、組み合わせが自由にで きるため、モジュラー義肢と同義に使用され、内骨格構造義肢ともいいます。

### ■ 殼構造義手(上腕義手·装飾用)



■ 殻構造義足(股義足・カナディアン式)





■ 骨格構造義足(大腿義足・吸着式)



→ (外装をはずした状態)

# 1-2 義手

#### (1) 義手の主な解説

#### 1 義手の分類

義手は、使用目的により装飾用義手、作業用義手、能動義手の3種に分類されます。

#### 装飾用

外観の復元を第一義的に考えた義手で、各関節に相当する部には他動的に可動する継手が組 み入れられています。

#### 作業用

外観は考慮に入れずに、個々の作業(農耕、山林作業や工業関係の重作業)に適した手先具

が交互に取り付けられる構造になっている義手です。堅牢、軽量、取り外しが簡単でしかも 取り付けた手先具が任意の角度で確実に連結されることが大切です。

#### 能動式

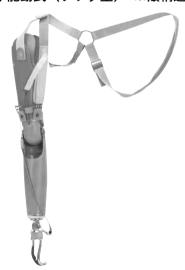
主として上肢帯(肩甲、上腕部のこと)及び体幹の運動を、義手の制御のための力源に利用し、 ケーブルを介して専用の継手、手先具を操作するような構造の義手です。

自分の体の残存運動を利用して、コントロールケーブルを引っ張り、手先具(指に相当する機能を持つ先端部分)の開閉や、肘継手の固定、遊動のコントロールができます。手先部分が随意に開閉するもので、摘み動作が可能となります。この義手を有効に使うためにはコントロールケーブルシステムのチェック、装着後の訓練などが必要で、切断者が職業復帰をするためにはもっとも多く用いられます。

#### ■ 作業用 ※殼構造上腕義手



#### ■ 能動式(フック型) ※殻構造上腕義手



# 2 義手の構成要素

#### ソケット ......

切断端を差し込んで、義手を身体に固定する部分。切断端と義手との接触部分で重要な要素です。 ソケットは、切断の部位や断端の状態に合わせて使用するソケットを選択する必要があります。

#### ソフトインサート .....

硬質のソケットが身体切断面にあたって痛み・傷などの支障を生じるのを防ぐ目的で、中間 に挿入する軟性のプラスチック、スポンジ、皮革を用いて断端全体を覆う内側のソケットです。

#### 支持部

義手のソケットと遠位部の継手又は継手部分間を結合し、外力を支持・伝達し、相互の距離 を維持する部分。上腕部、前腕部に相当する重量を支える幹の部分です。

# 継手

身体の肩、肘、手、指関節部に相当する義手の関節部分。人体の関節運動を代償するために、 屈曲・伸展・内転・外転・回旋などの運動が可能な構造を持ちます。

## 外装 ......

義手の外側を包んで美観上の外観を整える部品。

# ハーネス

義手を懸垂し、上肢帯(肩周辺)の運動をケーブルの牽引力に変換する目的で肩・胸郭などに装着する装置です。

# 手先具

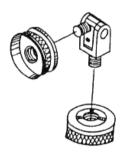
身体の手の形に似せたハンド型と、機能を重視して鉤状の形にしたフック型があります。

#### 継手のいろいろ

#### ■眉継手



屈曲・外転式 肩関節の屈曲・伸展方向と外転、 内転の2軸方向に動く継手



ユニバーサル式 可動域を自由な方向に動く継手



隔板式 2枚合わせての板を軸方向に締めつ けて屈曲、伸展方向に摩擦で制動す る継手

#### ■肘継手



能動単軸ブロック式 (肩、上腕義手用)



単軸ヒンジ式(能動式) (肘離断、上腕義手長断端用)



倍動ヒンジ式 (前腕義手短断端用)



多軸ヒンジ式 (前腕義手用)



単軸ヒンジ式(手動式)※筋金式



単軸ヒンジ式(手動式) (骨格用手動式肘継手 肩、上腕義手用)

## ■手継手



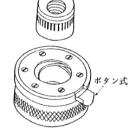
面摩擦式 手先具をねじ込みと摩擦により、 適当な角度で作業できる機構



軸摩擦式 コネクターを締めつけて手 先具の回転を制御する機構



屈曲式 手先具をねじ込み手先具を 屈曲したり、屈曲位の固定 ができる機構



迅速交換式 手先具の交換を迅速に行える機構

# 手先具のいろいろ



装飾用手先具



装飾用手先具(シリコングローブ)



曲鉤(きょっこう)



双嘴鉤(そうしこう)





鍬持ち金具



能動式ハンド



13024

能動式手先具



能動フック

#### (2) 支給要件と適応例

### 1 支給要件

上肢切断または先天性の欠損があり、義手の装着により日常生活能力や作業能力の改善が 図られる者。

作業用は、職場および家庭で重作業を行う者、能動式では職場および家庭で作業を行う者で、 医療機関等において装着訓練を受けているか、受ける予定の者。

## 2 適応例

適応例としては主に次の例が挙げられます。

- ①短断端若しくは長断端等により、標準断端の義手に対応できない場合、近位若しくは遠 位の義手が処方される。
- ②必要に応じて装飾用と作業用、若しくは装飾用と能動式の併給が可能である。
- ③能動式について、ハンド型とフック型の併給はできない。(完成用部品の交換で対応)
- ④作業用の外装は、塗装等必要最小限とする。

#### (3) 適応例と製作項目

#### 1 肩義手

#### 基本要件

肩甲胸郭間切断者

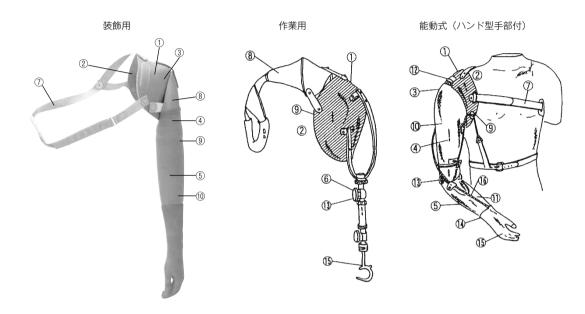
肩関節離断者

#### 適応例

- ①肩甲胸郭間切断、肩関節離断、上腕の極短断端切断者が適応となる。
- ②切断肢の機能が用廃し義手の装着による機能の改善は希薄であるため、多くは装飾用が 必要とされる。
- ③重量や外観の観点から骨格構造義肢が適当である。
- ④稀に使用目的により能動式、作業用が必要となる。

# 義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
+11.1#\#-		• 装飾用	4年
	۸ ،	• 作業用	3年
<b>設構造</b>	A – 1	• 能動式普通用<ハンド型手部付、フック型手部付>	3年
		• 能動式肩甲鎖骨切除用<ハンド型手部付、フック型手部付>	3年
骨格構造	A – 1	<ul><li>装飾用</li></ul>	_



殼構造

# 製作項目

	構造		殼構造	骨格構造
	区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
	採型区分	<del></del>	A-1	A-1
	型式等		装飾用 作業用 能動式	装飾用
	ソケット ①		アルミニウム、セルロイド 皮革	熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサーI	<b>2</b>	皮革 軟性発泡樹脂 皮革·軟性乳	<b>給泡樹脂</b>
		肩 部③		肩義手用
	支持部	上腕部④	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	
製作要素	太祖明	前腕部⑤	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	
素		作業用⑥	上腕部 → 幹部を使用する場合に限る	
	義手用ハーネス	肩義手用①	胸郭用ベルトハーネス一式 肩たすき一式	肩義手用
		肩 部⑧	皮革 プラスチック 塗装	肩義手用
	外 装	上腕部 ⑨	皮革 プラスチック 塗装	
		前腕部⑩	皮革 プラスチック 塗装	
	肩継手⑫		隔板式 屈曲・外転式 ユニバーサル式	屈曲・外転式 ユニバーサル式
	義手調整用部品			チューブ
	肘継手⑬		手動単軸ブロック式 能動単軸ブロック式 作業用幹部式	単軸式(単軸固定式)
完成	義手調整用部品			チューブ
完成用部品	手継手⑭		面摩擦式	軸摩擦式
船品	外装用部品			コネクションプレート
	手先具⑮		装飾手袋 (コスメチックグラブ) 能動ハンド 能動フック 装飾ハンド 作業用手先具	装飾ハンド 装飾手袋(コスメチックグラブ)
	外装用部品			フォームカバー
	その他⑯		ケーブルセット	

## 2 上腕義手

#### 基本要件

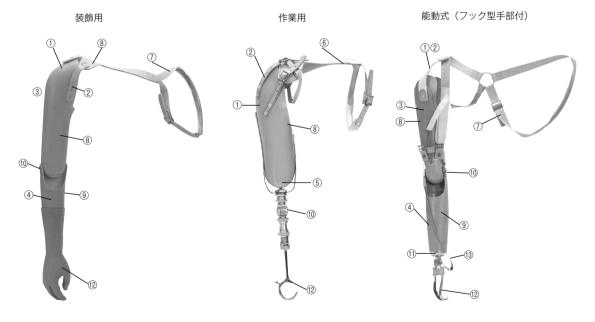
上腕切断者

#### 適応例

- ①上腕切断者が適応となる。
- ②切断肢の残存機能が少ないことにより義手装着による機能の改善は希薄である。このため、多くは装飾用が必要とされる。
- ③重量や外観の観点から骨格構造義肢が適当である。
- ④稀に使用目的により能動式、作業用が必要とされる。

#### 義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
		• 装飾用	4年
殼構造	A-2	• 作業用	3年
		• 能動式 <ハンド型手部付、フック型手部付>	3年
骨格構造	A-2	• 装飾用	_



殼構造

#### 製作項目

	構造		殻構造	骨格構造
	区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
	採型区分	<del>}</del>	A-2	A-2
	型式等		装飾用 作業用 能動式	装飾用
	ソケット ①		アルミニウム、セルロイド 皮革	熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサー	<b>卜</b> ②	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発	<b>於</b> 泡樹脂
		上腕部③	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	上腕義手用
製作要素	支持部	前腕部④	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	
要表		作業用⑤	上腕部 → 幹部を使用する場合に限る	
210	義手用ハーネス	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式 肩たすき一式(⑥) 8字ハーネス一式(⑦)	
	AI 3±	上腕部⑧	皮革 プラスチック 塗装	上腕義手用
	外 装	前腕部 9	皮革 プラスチック 塗装	
	肘継手⑩		手動単軸ブロック式 能動単軸ブロック式 作業用幹部式	単軸式(単軸固定式)
	手継手⑪	,	面摩擦式	面摩擦式 軸摩擦式 手部コネクタ
完成	外装部品			コネクションプレート
完成用部品	手先具⑫		装飾手袋 (コスメチックグラブ) 能動ハンド 能動フック 装飾ハンド 作業用手先具	装飾ハンド 装飾手袋(コスメチックグラブ)
	外装部品			フォームカバー
	その他⑬		ケーブルセット 断端袋(上腕用)	

# 3 肘義手

## 基本要件

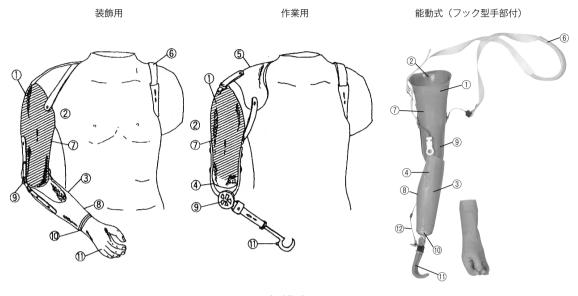
肘関節や肘関節の近位での切断者

# 適応例

- ①肘関節離断者や肘関節近位での切断者が適用となる。
- ②切断肢の残存機能がそれほど多くはないため、多くは装飾用が必要とされる。
- ③骨格構造義肢はない。
- ④稀に使用目的により能動式、作業用が必要とされる。

# 義手の種類等

構造区分	採型区分			型式等	耐用年数
殼構造	A - 3	• 装飾用	• 作業用	• 能動式	3年



殼構造

# 製作項目

	区分		使用材料・種類・部品等
	採型区分	<del></del> 分	A-3
	型式等		装飾用 作業用 能動式
	ソケット①		アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
<u>#</u> 11	ソフトインサー	- 12	皮革   軟性発泡樹脂   皮革·軟性発泡樹脂
製作要素	支持部	前腕部③	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
要表	ハーネス	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式(④) 肩たすき一式(⑤) 8字ハーネス一式(⑥)
710	61 X±	上腕部⑦	皮革 プラスチック 塗装
	外 装 	前腕部⑧	皮革 プラスチック 塗装
完	肘継手⑨		多軸ヒンジ式 能動式 作業用幹部式
成	手継手⑩		面摩擦式
完成用部品	手先具①		装飾手袋(コスメチックグラブ) 能動ハンド 能動フック 作業用手先具
品	その他⑫		ケーブルセット 断端袋(前腕用)

# 4 前腕義手

#### 基本要件

前腕切断者

#### 適応例 \_\_\_\_\_\_

- ①前腕切断者が適応となる。
- ②切断部位的に切断肢の残存機能が多く、義手装着により作業が容易になりやすいので、 装飾用に加えて作業用も多く必要とされる。
- ③使用目的により、稀に能動式が処方される。
- ④骨格構造義肢は外見上のメリットはあるが、重量的には殻構造との違いはあまりない。

#### 義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数							
		<ul><li>装飾用</li><li>作業用</li></ul>								
殻 構 造	Δ-4	• 能動式<長断端用ハンド型、長断端用フック型>	3年							
殻 構 造	A – 4	A-4	A-4	A-4	A-4	A-4	A-4	A-4	<中断端用ハンド型、中断端用フック型>	3年
		<短断端用ハンド型、短断端用フック型>								
骨格構造 A-3 ・装飾用		_								



殼構造

#### 製作項目

	構造		設構造	骨格構造
	区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
	採型区分	<del></del>	A-4	A-3
	型式等		装飾用 作業用 能動式	装飾用
	ソケット①		アルミニウム、セルロイド 皮革熱硬	化性樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサー	h@	皮革 軟性発泡樹脂皮革・軟性発泡樹	指
	支持部	前腕部③	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	前腕義手用
製作		作業用④	前腕部 → 幹部を使用する場合に限る	
製作要素	義手用ハーネス	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式 8字ハーネス一式(⑤) 9字ハーネス一式 たわみ継手(1組) 前方支持バンド 上腕カフ(三頭筋パッド)(⑥)	胸郭用ベルトハーネス一式 8字ハーネス一式 9字ハーネス一式 上腕カフ(三頭筋パッド)
	外 装	前腕部⑦	皮革 プラスチック 塗装	前腕義手用
	肘継手⑧		遊動式	
	手継手⑨		面摩擦式 作業用幹部式	軸摩擦式
	義手調整用部品			ソケットアダプター チューブ
完成用部品	手先具⑩		装飾手袋(コスメチックグラブ) 能動ハンド 能動フック 作業用手先具	装飾ハンド 装飾手袋(コスメチックグラブ)
	外装用部品			コネクションプレート フォームカバー
	その他⑪		ケーブルセット 断端袋(前腕用)	

# 5 手義手

#### 基本要件

手関節離断又は手根部を残した手部の切断者

#### 適応例

- ①1手関節離断または手根骨部を残した手部の切断者が適応となる。
- ②多くは装飾用で使用目的により、稀に作業用が処方される。
- ③手義手には骨格構造のものはない。

# 義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殼構造	A-5	<ul><li>装飾用 • 作業用 • 能動式</li></ul>	3年



シリコングローブ



パッシブフィンガー

#### 製作項目

	区分		使用材料・種類・部品等
	採型区分	<del>}</del>	A-5
	型式等		装飾用 作業用 能動式
	ソケット		アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
製	ソフトインサー	<b>\</b>	皮革  軟性発泡樹脂  皮革·軟性発泡樹脂
製作要素	支持部	前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
素	ハーネス	前腕義手用	8字ハーネス一式 上腕カフ(三頭筋パッド)
	外 装	前 腕 部	皮革 プラスチック 塗装
完	手継手		面摩擦式  作業用幹部式
完成用部品	手先具		装飾手袋(コスメチックグラブ)  能動ハンド 能動フック  作業用手先具
品	その他		ケーブルセット 断端袋(前腕用)

# 6 手部義手

# 基本要件

中手骨部 (手掌部) 切断者



#### 適応例

- ①手根部又は一部の指が残存した手裳部の切断者が適応となる。
- ②ほとんどは装飾用であるが、把持動作を行うため、まれに作業 用として処方されることもある。
- ③手部義手には、骨格構造のもの及び能動式のものはない。



#### 義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	۸ <b>-</b> 6	• 装飾用	1年
7汉(冉)旦	A-6	• 作業用	2年

## 製作項目

区分					使用材料	種類·部品等		
採型区分				A-6				
型式等				装飾用	作業用			
製作要素価格	ソケット		セルロイド	皮革	熱硬化性樹脂	熱可塑性樹脂		
完成用部品 手 先 具				装飾手袋(二	コスメチッ	クグラブ)		

## 7 手指義手

基本要件	

指切断者

# 適応例

- ①基節骨を残した指の切断者が適応となる。
- ②多くは装飾用で、使用目的により作業用が必要となる。
- ③手指義手には、骨格構造のもの及び能動式のものはない。

# 手指義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	۸ <b>–</b> 7	• 装飾用	1年
1 7以件2	A-1	• 作業用	2年

# 製作項目

区分	<b>\</b>		使用材料・種類・部品等
採型区分		A-7	
型式等		装飾用	作業用
製作要素 ソケット		皮革	熱硬化性樹脂熱可塑性樹脂
完成用部品	手 先 具	装飾手袋	(コスメチックグラブ) 装飾ハンド





# 1-3 義足

#### (1) 義足の分類

義足は、使用目的により常用、作業用の2種に分類されます。

#### ①常 用

日常生活において使用しうる機能と外観を備えた義足。

#### ②作業用

農耕作業、その他の重作業に適する義足であり、具体的には鉄脚やドリンガー足部を 取り付けた義足で極めてまれにしか必要とされない。





農作業などに便利で、外観に主眼をおかず、作業のしや すさと耐久性に重点をおいた義足で、足部には木製のド リンガータイプなどを装着する。

常用 殼構造大腿義足

#### (2) 義足の構成要素

#### ①ソケット

切断端を差し込んで、義足を身体に固定する部分。切断端と義足との接触部分で重要な要素である。ソケットは、切断の部位や断端の状態に合わせて使用するソケットを選択する必要がある。

#### ②ソフトインサート

硬質のソケットが身体切断面にあたって痛み・傷などの支障を生じるのを防ぐ目的で、 中間に挿入する軟性のプラスチック、スポンジ、皮革を用いて断端全体を覆う内側のソケット。

#### ③支持部

義足のソケットと遠位部の継手又は継手部分間を結合し、外力を支持・伝達し、相互の 距離を維持する部分。大腿部、下腿部に相当する重量を支える幹の部分である。

#### ④継手

身体の股、膝、足関節部に相当する義足の関節部分。人体の関節運動を代償するために、 屈曲・伸展・内転・外転・回旋などの運動が可能な構造を持つ。

#### ⑤外装

義足の外側を包んで美観上の外観を整える部品。

#### ⑥義足用懸垂部品

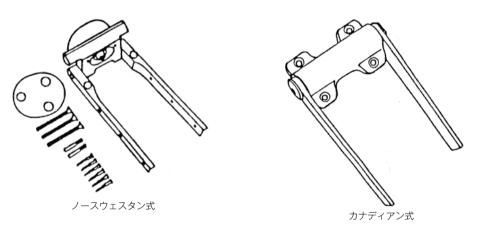
義足が断端部から脱落することを防ぐために取り付けられる装置。肩吊バンド、シレジアバンド、腰バンドなどがある。

#### ⑦足部

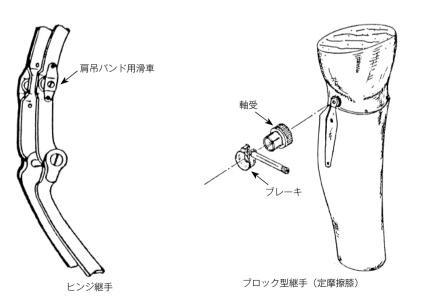
人の足関節、外観、機能を代償補填するもので、単軸足部、多軸足部、固定足部、SACH足部などがある。

#### 継手と足部

#### 1 股継手



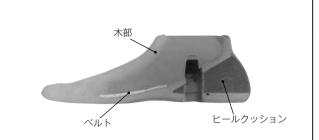
## 2 膝継手



# 3 足継手及び足部

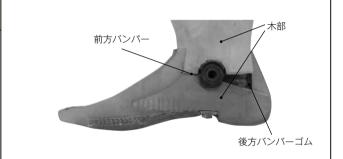
#### SACH足部 (Solid Ankle Cussion Heel)

機械的な足継手はないが、踵がクッション 材で出来ていて、荷重がかかると沈み、足 継手の役割をはたす。軽量で活動的な足部 であり、外装は軟質のプラスチックである。



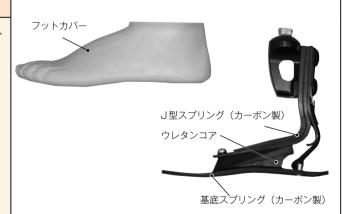
#### 単軸足部

単軸足部は、機械的継手で前後で動きを制限するバンバーがあり、踵部には、クッション材としてゴムが使用されている。安定性が良い。



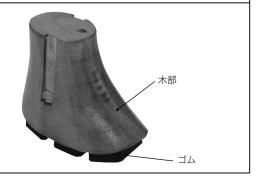
#### 多軸足部

底屈、背屈、内転、外転が出来る足部で、 運動するときには便利である。



#### ドリンガー足部

作業用足部として用いられ、主に農作業に 適している。



#### (3) 支給要件と適応例

#### 1 支給要件

下肢切断又は先天性の欠損があり、義足の装着により歩行能力や作業能力の改善が図られる者。

作業用としては、職場および家庭で特殊な作業をする者。

### 2 適応例

- ①短断端若しくは長断端等により、標準断端の義足に対応できない場合、近位若しくは遠位の義足が処方される。
- ②必要に応じて常用と作業用の併給が可能である。
- ③作業の内容により鉄脚及びドリンガー足部の必要がない場合も作業用とみなす。
- ④作業用の外装は、塗装等必要最小限とする。

#### (4) 適応例と製作項目

1	股義足
---	-----

#### 基本要件

骨盤切断者

股関節離断者

#### 適応例

- ①片側骨盤切除、股関節離断、股関節近位の大腿切断者が適応となる。
- ②ソケットの違いから普通型(主として受皿式ソケット)とカナディアン式がある。
- ③受皿式ソケットは、長年この型を使用して他の型式に変更できない者が適応となる。
- ④新規の切断者には義足を懸垂しやすく骨盤を包み込む形式のソケットであるカナディアン式が適応となる。
- ⑤カナディアン式には骨格構造と殻構造があるが、外観や重量の面から骨格構造が適当で ある。

#### 義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殼構造	B-1	• 常用 <普通、カナディアン式> • 作業用	4年
骨格構造	B-1	• カナディアン式	_



# 製作項目

					殻構造	骨格構造
区分					使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分					B-1	B-1
					受皿式 カナディアン式	カナディアン式
	ソケット				アルミニウム、セルロイド 熱硬化性	樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサート	`			皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡	尌脂
		股		部		股義足用
	支持部	大	腿	部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	
製作要素		下	腿	部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	
素		作	業	用	大腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る	
	義足懸垂用部品 股義足用			用	懸垂带一式	
		股		部	皮革 プラスチック 塗装	股義足用
	外 装	大	腿	部	皮革 プラスチック 塗装	
		下	腿	部	皮革 プラスチック 塗装	
		足		部	表革 裏革 塗装 リアルソックス	
	義足調整用部品					コネクタ
完成	股継手				ヒンジ継手<伸展制限付外転式> カナディアン式	カナディアン式 ロック式
完成用部品	義足調整用部品					チューブ クランプアダプタ コネクタ ターンテーブル
	膝継手				ヒンジ継手<前止め固定式> 鉄脚 ブロック継手<遊動式>	単軸膝<遊動式、ロック式> 安全膝 多軸膝<遊動式、ロック式>

	構造	殼構造	骨格構造
	義足調整用部品		チューブ クランプアダプタ 伸展屈曲装置 トルクアブソーバー
	外装用部品		コネクションプレート
完成	足継手		固定式(SACH 足用) 遊動式単軸足用
完成用部品	足部調整用部品		ボルト
品	足部	単軸足部 SACH足部 ドリンガー足部	SACH足部 単軸足部
	外装用部品		フォームカバー (股・大腿用) ストッキネット (股・大腿用)
	その他	SACH用アンクルブロック	

## 2 大腿義足

#### 基本要件

大腿切断者

#### 適応例

- ①大腿切断者が適応となる。
- ②差込式は、肩吊帯等の懸垂装置が必要となる。長年差込式を使用して他の形式に変更が 出来ない者が適応となる。
- ③吸着式は陰圧を利用して懸垂するため特別な場合を除き懸垂装置が不要となる。新規の 切断者は、主に吸着式の適応となる。
- ④段端部に瘢痕があったり、筋の萎縮が著しく、骨の突出があるなど、十分な陰圧を利用 出来ない者については、差込式の適応となる。
- ⑤外観や重量の面から骨格構造が適当である。
- ⑥作業用があるが、常用が使用されることが多い。
- ⑦ライナー式は、断端にライナーを装置してから義足を着ける。

#### 義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-2	<ul><li>・常用</li><li>・吸着式常用(差込吸着式を含む)</li><li>・作業用</li></ul>	3年 5年 3年
骨格構造	B-2	• 差込式 ・吸着式 (差込吸着式を含む)	_



# 製作項目

構造					殻構造	骨格構造	
区分					使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等	
採型区分					B-2	B-2	
型式等					差込式 ライナー式 吸着式	差込式 ライナー式 吸着式	
	ソケット				木製 アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂		
	ソフトインサート	`			皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルトシリコーン		
44.1		大	腿	部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	大腿義足用	
製作要素	支持部	下	腿	部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂		
素		作	業	用	大腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る		
	義足懸垂用部品 大腿義足		2用	シレジアバンド一式 肩吊帯 腰バンド 横吊帯 義足用股吊帯			
	外装	大	腿	部	皮革 プラスチック 塗装	大腿義足用	
		下	腿	部	皮革 プラスチック 塗装		
		足		部	表革 裏革 塗装 リアルソックス		
完成用部品	義足調整用部品					ブロック コネクタ クランプアダプタ チューブ ターンテーブル	
	膝継手				ヒンジ継手<前止め固定式>、 鉄脚、ブロック継手<遊動式>	単軸膝<遊動式、ロック式> 安全膝 多軸膝<遊動式、ロック式>	
	義足調整用部品					伸展屈曲装置 チューブ クランプアダプタ	

構造		殻構造 骨格構造	
	外装用部品		コネクションプレート
	足継手		固定式(SACH 足用) 遊動式<単軸足用>
	足部調整用部品		ボルト
完成用部品	足部	単軸足部 SACH足部 ドリンガー足部	SACH足部 単軸足部
部品	外装用部品		フォームカバー (股・大腿用) ストッキネット (股・大腿用)
	その他	吸着バルブ SACH用アンクルブロック	吸着バルブ 断端袋(大腿用) バッテリーキット ライナーロックアダプター シリコンライナー

2	<b>欧</b> 美兄
J	1000年12人口

基本要件	
坐作头口	

膝関節離断者

# 適応例 \_\_\_\_\_

- ①膝関節離断、膝関節近位の切断者が適応となる。
- ②基本的にソケットは差込式である。
- ③殻構造と骨格構造があるが、外観的な面からは骨格構造が適当である。
- ④常用と作業用があるが、常用が処方されることが多い。

#### 義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殼構造	B-3	<ul><li>常用</li><li>作業用</li></ul>	3年 2年
骨格構造	B-3	• 常用	_



					設構造	骨格構造
区分					使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分					B-3	B-3
左型	型式等				差込式 ライナー式 吸着式	差込式 ライナー式 吸着式
	ソケット				アルミニウム、セルロイド 皮革 熱研	硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサート				皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡機	尌脂 皮革・フェルト シリコーン
製	支持部 下腿部		腿	部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	大腿義足用
作要			用	大腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る		
素	義足懸垂用部品	大朋	退義足	足用	シレジアバンドー式 肩吊帯 腰バン	ド 横吊帯 義足用股吊帯
		大	腿	部	皮革 プラスチック 塗装	膝義足用
	外 装	下	腿	部	皮革 プラスチック 塗装	
		足		部	表革 裏革 塗装 リアルソックス	
	義足調整用部品					コネクタ
	膝継手				ヒンジ継手<横引き固定式> 鉄脚	単軸膝<遊動式、ロック式> 安全膝 多軸膝<遊動式、ロック式>
	義足調整用部品					チューブ クランプアダプタ 伸展屈曲装置
完成用部品	足継手					固定式(SACH 足用) 遊動式<単軸足用>
部	外装用部品					コネクションプレート
НН	足部調整用部品					ボルト
	足部				SACH足部 ドリンガー足部	SACH足部 単軸足部
	外装用部品					フォームカバー (股・大腿用) ストッキネット (股・大腿用)
	その他				SACH用アンクルブロック	断端袋(大腿用)

# 4 下腿義足

其	*	亜	生
來	ᄱ	7	_

下腿切断者

#### 適応例

- ①下腿切断者が適応となる。
- ②ソケットの形式としては、差込式、PTB式、PTS式、KBM式がある。
- ③差込式は長年差込式を使用して他の形式に変更ができない者が適応となり、新規の切断者には、ほとんど適応とならない。断端の体重支持部に瘢痕のある者や重作業をする者、 極短断端の者については、新規の切断者でも適応となる。
- ④ P T B式は多くの下腿切断者が適応となるが、膝関節の安定性に問題がある者や、短断端には不適である。
- ⑤PTS式は、短断端や膝関節の安定性に問題がある者に適している。
- ⑥KBM式は、短断端には適さないが膝関節の安定性のない者に適している。
- ⑦骨格構造は外見上のメリットがあり、重量的にも軽量なものが多い。
- ⑧作業用があるが、常用が使用されることが多い。
- ⑨ライナー式は、PTB、PTS、KBM式、どの型式でも用いることができる。

# 義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殼構造	B-4	•常用<普通、PTB式、PTS式、KBM式> •作業用	2年
骨格構造	B-4	・PTB式 ・PTS式 ・KBM式 ・長断端用	_







骨格構造 (PTB式)

# 製作項目

	構造		設構造	骨格構造
			使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分			B-4	B-4
型式	 〕等		差込式 PTB式 PTS式 KBM式	差込式 PTB式 PTS式 KBM式
	ソケット		アルミニウム、セルロイド 皮革 熱	硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサート		皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡	樹脂 皮革・フェルト シリコーン
製			木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	下腿義足用
製作要素		作 業 用	下腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る	
素	義足懸垂用部品	下腿義足用	腰バンド 横吊帯 大腿もも締め一式 PTB膝カフ一式	
	外 装 下 腿		皮革 プラスチック 塗装	下腿義足用
	外 衣 	足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス	
	義足調整用部品			ブロック コネクタ チューブ クランプアダプタ
	膝継手		ヒンジ継手<下腿遊動式> 鉄脚	
	外装用部品			コネクションプレート
完成用部品	足継手			固定式(SACH 足用) 遊動式<単軸足用>
用郭	足部調整用部品			ボルト
매	足部		単軸足部 SACH足部 ドリンガー足部	SACH足部 単軸足部
	外装用部品			フォームカバー(下腿用) ストッキネット(下腿用)
	その他		SACH用アンクルブロック KBMウェッジ	KBMウエッジ 断端袋(下腿用)

# 5 サイム義足

# 基本要件

サイム切断者

# 適応例

- ①サイム切断、足関節離断等の者が適応となる。
- ②下端部に骨の膨盛があるため、装着できるようにソケットの一部に窓を開けている有窓 式である。
- ③補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準では、下腿義足に含まれる。
- ④骨格構造もあるが、外観・重量とも殼構造との違いはない。
- ⑤作業用があるが、常用が使用されることが多い。

# 義足の種類等

構造区	分 採型区	分	型式等	耐用年数
殼構	告 B−5	• 常用 <	〈差込式、有窓式> • 作業用	2年
骨格棒	造 B-5		• 有窓式	_



# 製作項目 \_\_\_\_\_\_\_

	構造				殻構造	骨格構造
区分					使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型	採型区分				B-5	B-5
型式	大等				差込式 有窓式	差込式 有窓式
	ソケット				アルミニウム、セルロイド 皮革 熱格	硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサート				皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡	尌脂
製作要素	支持部	下	腿	部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	下腿義足用
素	素	作	業	用	下腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る	
	外装	下	腿	部	皮革 プラスチック 塗装	下腿義足用
	外衣	足		部	表革 裏革	表革 裏革
	義足調整用部品					コネクタ
完成用部品	完 足継手					固定式(SACH 足用) 遊動式<単軸足用>
部	足部				SACH足部 ドリンガー足部	サイム用足部 SACH足 単軸足部
品	外装用部品		·	·		ストッキネット(下腿用)
	その他					断端袋(下腿用)

# 6 果義足

# 基本要件

ピロゴフ切断

ボイド切断等

果の下から踵にかけての切断者

# 適応例

- ①ピロゴフ切断、ボイド切断等、果の下から踵にかけての切断者が適応となる。
- ②断端が長いので完成用部品の足部は使用できない場合は、軟性発泡樹脂で個別に成形された足部を使用する。
- ③骨格構造のもの及び作業用のものはない。

# 義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殼構造	B-6		2年







有窓式

	構造				殼構造
区分	区分				使用材料・種類・部品等
採型	採型区分				B-6
世士	型式等				
	ソケット				セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
製	ソフトインサート	`			皮革・軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂
製作要素	支持部	足部		部	軟性発泡樹脂
素	外 装 下 腿 部		部	皮革 プラスチック 塗装	
	足部		部	表革 裏革 塗装 リアルソックス	
完成	用部品	そ	の	他	ベルト付先ゴム

# 7 足根中足義足

# 基本要件

ショパール切断

リスフラン切断

中足骨部切断等

踵から前足部にかけての切断者

# 適応例 ......

- ①ショパール切断、リスフラン切断、中足骨部切断等、踵から前足部にかけての切断者が 適応になる。
- ②形式としては鋼板式と足袋式がある。
- ③骨格構造のもの及び作業用のものはない。

# 義足の種類等 \_\_\_\_\_\_

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殼構造	B-6	<ul><li>鋼板入り</li><li>足袋型</li></ul>	2年 1年







足袋式

	型式等				鋼板入り	足袋型
区分	区分				使用材料・利	重類·部品等
採型	採型区分				B-6	B-7
	ソケット				セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂	熱可塑性樹脂
製	ソフトインサート				皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性乳	<b></b>
製作要素	支持部	足		部	軟性発泡樹脂	
素	外装	下	腿	部	皮革 プラスチック 塗装	
	<b>7</b> ト 衣	足		部	表革 裏革 塗装 リアルソックス	ζ
	完成用部品			部	装飾足袋	
	767%/1710 81788	そ	の	他	ベルト付先ゴム	-

# 8 足指義足

# 基本要件

足指切断者

# 適応例

- ①足指切断者
- ②足指切断者
- ※骨格構造のもの及び作業用のものはない。

# 義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殼構造	B-7		1年





区分		使用材料・種類・部品等
採型区分		B-7
型式等		
製作要素	ソケット	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
完成用部品	足 部	装飾足部

# 1 — 4 見積例

# 1 義手

# **肩義手**

# 殼構造肩義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-1
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩部	
製作	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
要素	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
価格	義手用ハーネス	肩たすき一式	
	外装	肩部 プラスチック	
		上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
		肩継手 屈曲外転式	FAJ-100
完成用部品		肘継手 能動単軸ブロック式	E -50 F
7	בוואם ביו אלי	手先具 装飾ハンド	佐藤 5-8 P
		手先具 装飾手袋	佐藤 5-44



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 肩義手

# 殼構造肩義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-1
<b>基本</b> 個恰	加算	肩甲胸郭間切断用	A-1
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩部	
製作		加算	
要素	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
価格	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	胸郭用ベルトハーネス一式	
	外装	肩部 プラスチック	
		手先具 装飾ハンド	佐藤 5-8 S
完成用部品		手先具 装飾手袋	佐藤 1-0 X
7.	DD 01 DD	手先具 装飾手袋	佐藤 2-452
		手先具 装飾手袋	佐藤 5-44





#### **眉義**手

殻構造肩義手 能動式 フック型

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-1
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩部	
製作	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
要素	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
価格	義手用ハーネス	胸郭用ベルトハーネス一式	
	外装	肩部 プラスチック	
		上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
		肩継手 屈曲外転式	F A J -100
		肘継手 能動単軸ブロック式	E-200
		肘継手 能動単軸ブロック式	E-460
_		手継手 迅速交換式	ホスマー FM-100
完成用部品		手先具 能動フック	ホスマ− 8 X
		その他 ケーブルセット	<b>ホスマー 2250</b>
		その他 ケーブルセット	近畿 KPI-6
		その他	フック用先ゴム

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 上腕義手

殻構造上腕義手 能動式 ハンド型

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
+ 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	能動式		A-2
基本価格	加算	吸着式	A-2
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
製作	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
要素	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
価格	外装	上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
		肘継手 能動単軸ブロック式	E200
		肘継手 能動単軸ブロック式	E450
完成用部品		手継手 屈曲式	ポスマ− FW-300
		手先具 能動ハンド	オットーホ`ック 8 K 27
		手先具 装飾手袋	オットーホ゛ック 8 S 11 N
		その他 ケーブルセット	近畿 KPI-6

この適用例は、あくまで参考資料です。



# 上腕義手

# 殻構造上腕義手 能動式 フック型

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-2
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
製作	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
要素	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
価格	外装	上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
		肘継手	E-200
			E-460
		手継手 屈曲式	ホスマー FW-300
完成用部品		手先具 能動フック	ホスマ− 8 X
		その他 ケーブルセット	<b>ホスマ- 2250</b>
		その他 フック用先ゴム	
		その他 ハーネス部品	ホスマー



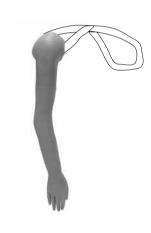
この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 上腕義手

# 殼構造上腕義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-2
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
m-1 //	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
製作要素	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
価格	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
IM10	外装	上腕部 プラスチック	
		手先具 装飾ハンド	佐藤 5-8 S
		手先具 装飾手袋	佐藤 2-452
完成用部品		手先具 装飾手袋	佐藤 5-44
		ハーネス部品	<b>ホスマー</b>
		その他 断端袋 上腕用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 上腕義手

#### 殼構造上腕義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-2
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
製作	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
要素			
価格			
		手先具 装飾ハンド	佐藤 5-8 P
		手先具 装飾手袋	佐藤 1-52
完成用部品		手先具 装飾手袋	佐藤 2-452
		手先具 装飾手袋	佐藤 5-44
		ハーネス部品	<b>ホスマ− 50115</b>
		その他 断端袋 上腕用	

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 上腕義手

#### 殼構造上腕義手 作業用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	作業用		A-2
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	ソフトインサート	皮革	A-2
製作	支持部	上腕部	
要素	義手用ハーネス	肩たすき一式	
価格	外装	上腕部 プラスチック	
		肘継手 作業用幹部式	
完成用部品		作業手先具 × 3	
7.		その他 ハーネス部品	ホスマー 50115
		その他 断端袋 上腕用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 肘義手

殻構造肘義手 能動式 フック型

/WX 113X=7339.	20 3 130 23 2 0 7		
	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-3
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-3
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
製作	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス	
要素	外装	上腕部 プラスチック	
価格	外装	前腕部 プラスチック	
		肘継手 単軸ヒンジ 能動式	ホスマー E-1500
		手継手 面摩擦式	#スマー WE-500
		手先具 能動フック	<b>ホスマー 5</b>
		その他 ケーブルセット	<b>ホスマー 2250</b>
完	尼成用部品	その他 フック用先ゴム	
		その他 断端袋 上腕用	
		その他 ハーネス部品	ホスマー 50115
		手先具 能動ハンド	オットーボック 8K23
		ケーブルセット	ホスマー 50444
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 前腕義手

殼構造前腕義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
₩/m.th	装飾用		A-4
基本価格	加算	顆上支持式	
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
製作	外装	前腕部 プラスチック	
要素			
価格			
		手先具 装飾ハンド	佐藤 5-8 S
完成用部品		手先具 装飾手袋	佐藤 3-452
7.		手先具 装飾手袋	佐藤 5-44
		その他 断端袋 前腕用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

#### 殼構造前腕義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-4
本本価位	基本加算	顆上支持式	
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
製作	外装	前腕部 プラスチック	
要素			
価格			
完成用部品		手先具 装飾手袋	佐藤 5-92X
——————————————————————————————————————	ᅃᄱᅙᄧᄊᄊ	その他 前腕用 断端袋	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 前腕義手

# 殻構造前腕義手 能動式 ハンド型

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
44 1 5 1 1 5	能動式		A-4
基本価格	加算	顆上支持式	
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	前腕義手用 8字ハーネス一式	
製作	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ	
要素	義手用ハーネス	前腕義手用 たわみ継手	
価格	外装	前腕部 プラスチック	
		手継手 屈曲式	オットーホ゛ック 10 V 39
		手先具 能動ハンド	オットーホ゛ック 8 K 23
完成用部品		手先具 装飾手袋	オットーホ゛ック 8 S 11 N
		その他 断端袋 前腕用	
		その他 ケーブルセット	ホスマー 2251
		その他 ハーネス部品	ホスマー



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 殻構造前腕義手 能動式 フック型

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号	
基本価格	能動式		A-4	
本本価値	加算	顆上支持式		
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂		
製作	義手用ハーネス	前腕義手用 8字ハーネス一式		
要素	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ		
価格	価格 義手用ハーネス 前腕義手用 たわみ継手			
	外装	前腕部 プラスチック		
		手継手 屈曲式	オットーホ`ック 10 V 39	
		手先具 能動フック	#スマー 5XA	
_	· 出班 🗆	その他 フック用先ゴム		
完成用部品		その他 断端袋 前腕用		
		その他 ケーブルセット	<b>ホスマー 2251</b>	
		その他 ハーネス部品	ホスマー	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 前腕義手

# 殼構造前腕義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-4
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
製作	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ	
要素	義手用ハーネス	前腕義手用 たわみ継手	
価格	外装	前腕部 プラスチック	
		手先具 装飾ハンド	佐藤 5-8 P
完成用部品		手先具 装飾手袋	佐藤 3-452
1 7	나 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그	手先具 装飾手袋	佐藤 5-44
		その他 断端袋 前腕用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

殼構造前腕義手 作業用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	作業用		A-4
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	ソフトインサート	皮革	A-4
製作	支持部	作業用前腕部	
要素	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ	
価格	外装	前腕部 プラスチック	
		肘継手 単軸ヒンジ遊動式	
完成用部品		手継手 作業用幹部	
		作業手先具 × 3	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 手部義手 ......

殼構造手部義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-6
製作			
要素			
価格			
		手先具 装飾ハンド	佐藤 4-8 P 5
完	成用部品	手先具 装飾手袋	佐藤 4-45
		加算 マジック取付け	



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 手部義手

殼構告手部義手 装飾用

ACTIVE STEPS STEED				
	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号	
基本価格	装飾用		A-6	
	ソケット	熱可塑性樹脂	A-6	
製作				
要素				
価格				
		手先具 装飾ハンド	佐藤 4-8 P5	
完成用部品		手先具 装飾手袋	佐藤 4-91 X	
1 7		加算 マジック取付け		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 手部義手

手部義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-6
製作			
要素			
価格			
		手先具 装飾手袋	佐藤 4-92
完成用部品		加算 マジック取付け	
1 7		加算 指芯	指×3



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 手指義手

# 手指義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-7
製作			
要素			
価格			
		手先具 装飾手袋	佐藤 4-95X
完成用部品		加算 指芯	指× 2



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# **手指義手**

#### 手指義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-7
製作			
要素			
価格			
完成用部品		手先具 装飾手袋	佐藤 610



この適用例は、あくまで参考資料です。

# **肩義手**

#### 

自怕悔退自我于 农郧州				
	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号	
基本価格	装飾用		A-1	
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1	
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1	
製作	支持部	肩義手用		
要素	支持部加算			
価格	義手用ハーネス	胸郭用ベルトハーネス一式		
	外装	肩義手用		
		肩継手 ユニバーサル式	オットーホ゛ック 12 S 7	
		肘継手 単軸式	オットーボック 12 R 4	
		手継手 軸摩擦式	オットーボック 10 R 2	
		手継手 手部コネクタ	啓愛 KI-H-064	
完成用部品		手先具 装飾ハンド	佐藤 5-8 P	
		手先具 装飾手袋	佐藤 5-44	
		外装部品 フォームカバー	オットーホ`ック 15 K 3	
		外装部品 コネクションプレート	オット-ボック 13 R 9	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# **肩義手**

#### 骨格構造肩義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-1
	ソケット	熱硬化性樹脂	
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	
製作	支持部	肩義手用	
要素	義手用ハーネス	肩義手用 胸郭用ベルトハーネス一式	
価格	外装	肩義手用	
		肩継手 ユニバーサル式	オットーホ゛ック 12S7
		軸摩擦式	オットーホ`ック 10R2
		肘継手 単軸式(軸固定式)	オットーホ`ック 12R4
_	2.4.H. 47. F	手継手 軸摩擦式	オットーホ`ック 10R2
完成用部品		手継手 手部コネクタ	啓愛 KI-H-064
		手先具 手袋	佐藤 5-92X
		外装部品 フォームカバー	オットーホ`ック 15K3



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 上腕義手

#### 骨格構造上腕義手 装飾用

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-2
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
#11 //-	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-2
製作要素	支持部	上腕義手用	
価格	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
ІЩ11	外装	上腕義手用	
完成用部品		財継手 単軸式 手継手 軸摩擦式 手継手 手部コネクタ 手先具 装飾 チ袋 手先具 装飾 手袋 外装部品 フォームカバー 外装部品 コネクションブレート ハーネス部品 その他 断端袋 上腕用	オットーボック 12 R 2 オットーボック 10 R 2 啓愛 KI-H-064 佐藤 5-8 S 佐藤 3-452 佐藤 5-44 オットーボック 15 K 2 オットーボック 13 R 9 叔マー 50115 上腕用
		Caste Mismax Tingli	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 上腕義手

#### 上腕筋雷雷動義手

工施別电电到我于					
名称·形式·部位	使用·材料部	品	整理番号		
筋電電動式			A-2		
加算	吸着式				
加算	透明チェックソケット				
ソケット	筋電電動式 熱硬化性樹脂	指	A-2		
支持部	上腕部筋電電動式 熱硬化	化性樹脂			
義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス	ス一式			
外装	上腕部 プラスチック				
成用部品	電動ハンド リストユニット エルボーユニット 電極 接続ケーブル電極用 ローテーター コントローラー バッテリーボックス 接続ケーブルバッテリード バッテリー 充電器 スイッチ 装飾手袋 吸着バルブ ハーネスルャット	×2 ×2 ** ** **	オット・ボック 8 E 38 = 9 オット・ボック 10 S 1 オット・ボック 10 S 1 オット・ボック 13 E 202 = 60 オット・ボック 13 E 129 = G オット・ボック 13 E 129 = G オット・ボック 757 Z 190 = 1 オット・ボック 757 B 21 オット・ボック 757 L 20 オット・ボック 9 X 24 オット・ボック 9 X 24 オット・ボック 9 X 24 オット・ボック 9 X 24 オット・ボック 9 X 21 オット・ボック 9 X 24 オット・ボック 9 X 21 オット・ボック 9 X 24 オット・ボック 8 S 11 ラボック M 0255 オスマー 50115		
	筋電電動式 加算 加算 ソケット 支持部 義手用ハーネス	<ul> <li>筋電電動式</li> <li>加算</li> <li>吸着式</li> <li>加算</li> <li>透明チェックソケット</li> <li>対布電動式 熱硬化性樹脂</li> <li>支持部</li> <li>上腕部筋電電動式 熱硬化性樹脂</li> <li>養手用ハーネス</li> <li>上腕部 ブラスチック</li> <li>電動ハンド リストユニット 電極 接続ケーブル電極用 ローテーター コントローラー バッテリーボックス 接続ケーブルバッテリー バッテリー 充電器 スイッチ 装飾手袋 吸着バルブ ハーネス部品</li> </ul>	<ul> <li>筋電電動式</li> <li>加算</li> <li>吸着式</li> <li>加算</li> <li>透明チェックソケット</li> <li>ソケット</li> <li>筋電電動式 熱硬化性樹脂</li> <li>支持部</li> <li>上腕部筋電電動式 熱硬化性樹脂</li> <li>義手用ハーネス</li> <li>上腕部 ブラスチック</li> <li>電動ハンド リストユニット 電極 ×2 接続ケーブル電極用 ×2 ローテーター コントローラー バッテリーボックス 接続ケーブルバッテリー用 バッテリーボックス 接続ケーブルバッテリー用 バッテリー 不電器 スイッチ 装飾手袋 吸着バルブ ハーネス部品</li> </ul>		



この適用例は、あくまで参考資料です。

#### 前腕筋電電動義手 (成人用)

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号	
基本価格	筋電電動式		A-4	
本本価値	加算	顆上支持式		
基本加算	加算	透明プラスチック チェックソケット		
#11/6-	ソケット	筋電電動式 熱硬化性樹脂	A-4	
製作	支持部	前腕部筋電電動式 熱硬化性樹脂		
要素 価格	外装	前腕部 プラスチック		
1111/111				
完成用部品		電動ハンド リストユニット リストユニット用部品 リストユニット用部品 電極 × 2 接続ケーブル電極用 × 2 リストユニット ローテーター コントローラー	オットーボック 8 E 44 = 6 オットーボック 10 V 38 オットーボック 9E397 オットーボック 9 S 266 オットーボック 13E200=60 オットーボック 13E129=G オットーボック 10 S 1 オットーボック 10 S 17 オットーボック 13E205	
		接続ケーブルバッテリー用 バッテリーボックス バッテリー × 2 充電器 スイッチ 装飾手袋	オットーボック 13E188 オットーボック 757 Z 190 = 1 オットーボック 757 B 21 オットーボック 757 L 20 オットーボック 9 X 24 オットーボック 8 S 11	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 前腕義手

#### 前腕筋電電動義手(小児用)

名称·形式·部位	使用・材料部品			整理番号
筋電電動式			B-4	
顆上支持式	顆上支持式			
加算	透明プラスチック チェックソ	ケット		
ソケット	筋電電動式 熱可塑性樹脂		B-4	
支持部	前腕部筋電電動式 熱硬化性樹	脂		
外装	前腕部 プラスチック			
3成用部品	電動ハンド リストユニット 電極 接続ケーブル電極用 コントローラー コントローラー用部品 接続ケーブルバッテリー用 バッテリーボックス バッテリー 充電器 装飾手袋	×2 ×2 ×2	オットーボ ック オットーボ ック オットーボ ック オットーボ ック オットーボ ック オットーボ ック オットーボ ック オットーボ ック オットーボ ック オットーボ ック	13E184 13E132 757 Z 149 757 B 13 757 L 13=2 8 S 20
	筋電電動式 顆上支持式 加算 ソケット 支持部 外装	新電電動式  類上支持式  類上支持式  類上支持式  加算  透明プラスチック チェックソー  が電電動式 熱可塑性樹脂  対表  前腕部筋電電動式 熱硬化性樹脂  が表  前腕部 プラスチック  電動ハンド  リストユニット 電極  接続ケーブル電極用  コントローラー コントローラー コントローラー用部品 接続ケーブルバッテリー用 バッテリーボックス バッテリー 充電器	筋電電動式       類上支持式         加算       透明プラスチック チェックソケット         ソケット       筋電電動式 熱可塑性樹脂         支持部       前腕部筋電電動式 熱硬化性樹脂         外装       前腕部 プラスチック         電動ハンド リストユニット 電極 ×2 接続ケーブル電極用 ×2 コントローラー コントローラー用部品 接続ケーブルバッテリー用 バッテリーボックス バッテリーボックス バッテリー 充電器 装飾手袋       ×2	筋電電動式       B-4         類上支持式       類上支持式         加算       透明プラスチック チェックソケット         ソケット       筋電電動式 熱可塑性樹脂         支持部       前腕部筋電電動式 熱硬化性樹脂         外装       前腕部 プラスチック         電動ハンド リストユニット 電極       メ2 オット・ボック オット・ボック オット・ボック ストローラー コントローラー用部品 接続ケーブルバッテリー用 バッテリーボックス バッテリーボックス バッテリーボックス バッテリー 表電器 装飾手袋       メット・ボック オット・ボック オット・ボック オット・ボック オット・ボック オット・ボック 表電器 装飾手袋



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 2 義足

# 股義足

骨格構造股義足 カナディアン式

名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
カナディアン式		B-1
ソケット	熱硬化性樹脂	B-1
支持部	股義足用	
支持部	支持部加算	
外装	股義足用	
	股継手 カナディアン式	オットーホ゛ック アE7
	膝継手 多軸遊動式	オットーホ゛ック 3R60-Pro
	義足調整用部品 クランプアダプタ	オットーホ゛ック 4R56
	義足調整用部品 ターンテーブル	オットーホ゛ック 4R57
· 出 田 並 口	義足調整用部品 クランプアダプタ	オットーホ゛ック 4R52
	義足調整用部品 トルクアブソーバー	オットーホ゛ック 4R39
	足部 SACH 足部	オットーホ゛ック 1C40
	外装用部品 フォームカバー 股・大腿用	オットーホ゛ック 3S107
	外装用部品 ストッキネット 股・大腿用	オットーホ゛ック 4R32
	カナディアン式 ソケット 支持部 支持部	カナディアン式



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 大腿義足 \_\_\_\_\_

骨格構造大腿義足 吸着式

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-2
<b>基本</b> 個恰	加算	透明プラスチック チェックソケット	
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
#11 //-	ソケット	熱可塑性樹脂	B-2
製作	ソケット	カーボンストッキネット	B-2
要素価格	支持部	大腿義足用	
1ш/ <del>111</del>	外装	大腿義足用	
		膝継手 単軸膝 ロック式	ラポック SL0708
		足継手 遊動式 単軸足用	ラポック M1055
		義足調整用部品 コネクタ	ラポック MO2O7
		義足調整用部品 チューブ	ラポック M0860
=	○成用部品	義足調整用部品 ターンテーブル	ラポック SL0250
Л	TO THE CLUSSIC	足部 単軸足部	ラポック M1150
		外装用部品 コネクションプレート	ラポック M12-005
		外装用部品 フォームカバー 股・大腿用	ラポック M1203-L
		外装用部品 ストッキネット 股・大腿用	ラポック M1222
		その他 吸着バルブ	ラポック M0257



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 大腿義足

# 殼構造大腿義足 吸着式

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-2
基本価値	加算	透明プラスチック チェックソケット	
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	カーボンストッキネット	B-2
製作	支持部	常用 大腿部 熱硬化性樹脂	
要素	支持部	常用 下腿部 熱硬化性樹脂	
価格	外装	外装 大腿部 プラスチック	
	外装	外装 下腿部 プラスチック	
		膝継手 ブロック継手 安全膝	オットーホ゛ック 3P23
氕	成用部品	足部 単軸足部	オットーホ゛ック 1H37
		その他 吸着バルブ	オットーホ゛ック 21 Y 1 3



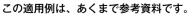
補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

大腿義足



# 骨格構造大腿義足 ライナー式

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	ライナー式		B-2
	加算	IRC ソケット	
	加算	ライナー使用によるチェックソケット	
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	B-2
製作	ソケット	カーボンストッキネット	B-2
要素	支持部	大腿義足用	
価格	外装	大腿義足用	
		膝継手 多軸膝 遊動式	センチュリー TK-2000
		義足調整用部品 コネクタ	オス゛ール A-114030
		義足調整用部品 コネクタ	オス゛ール A-144300
		義足調整用部品 コネクタ	オズール A-834300
		義足調整用部品 チューブ	オズール A-742020
		義足調整用部品 ターンテーブル	オットーホ゛ック 4R57
		義足調整用部品 伸展屈曲装置	センチュリー TK-2070
完	已成用部品	足部 SACH 足部	ね゛ール Vari-Flex Evo
		外装用部品 フォームカバー 股・大腿用	センチュリー TK-2075
		外装用部品 ストッキネット 股・大腿用	オットーホ゛ック 99B14
		外装用部品 ストッキネット 股・大腿用	オットーホ゛ック 99B15
		外装用部品 保護力バー	センチュリー TK-2045
		外装用部品 保護カバー	センチュリー TK-2052
		その他 吸着バルブ	オズール L-552000
		その他 ライナー ビンアタッチメントなし	オズール I-TF673-size





# 大腿義足

# 骨格構造大腿義足 ライナー式

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-2
基本価格	加算	IRC ソケット	
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	B-2
製作	ソケット	カーボンストッキネット	B-2
要素	支持部	大腿義足用	
価格	外装	大腿義足用	
		膝継手 単軸膝 遊動式	オットーホ` ック 3C98
		義足調整用部品 コネクタ	オットーホ`ック 4R41
		義足調整用部品 チューブ	オットーホ` ック 2R82
		義足調整用部品 ターンテーブル	オットーホ゛ック 4R57
完	成用部品	足部 SACH 足部	オットーホ゛ック 1060
		外装用部品 フォームカバー 保護カバー	オットーホ゛ック 4×160
		その他 バッテリーキット	オットーホ゛ック 4E50
		その他 バッテリーキット	オットーホ`ック 757L16
		その他 吸着バルブ	オットホ゛ック 21 Y 1 4
ての海田側は、 ちノホズ弁子姿料です			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 大腿義足

#### 骨格構造大腿義足 吸着式

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
#+/##	吸着式		B-2
基本価格	加算	IRC ソケット	
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
製作	ソケット	カーボンストッキネット	B-2
要素	支持部	大腿義足用	
価格	外装	大腿義足用	
		膝継手 単軸膝 遊動式	オットーホ`ック 3R80 +
		義足調整用部品 コネクタ	オットーホ゛ック 4R41
		義足調整用部品 ターンテーブル	オットーホ゛ック 4R57
		足部 SACH 足部	オットーホ゛ック 1063
完	民成用部品	外装用部品 フォームカバー 股・大腿用	オットーホ゛ック 3S107
		外装用部品 ストッキネット 股・大腿用	オットーホ゛ック 99B14
		外装用部品 ストッキネット 股・大腿用	オットーホ゛ック 99B15
		その他 吸着バルブ	オットーホ゛ック 21Y13



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 膝義足

# 骨格構造膝義足 吸着式

	H III I I I I I I I I I I I I I I I I I				
	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号		
基本価格	吸着式		B-3		
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-3		
	ソケット	カーボンストッキネット	B-3		
製作	ソフトインサート	皮革·軟性発泡樹脂	B-3		
要素	支持部	大腿義足用			
価格	外装	膝義足用			
		膝継手 多軸遊動式	オットーホ` ック 3R60-EBS		
		義足調整用部品 クランプアダプタ	オットーホ`ック 4R52		
		義足調整用部品 チューブ	オットーホ゛ック 2R38		
_	··成用部品	足部 SACH 足部	オットーホ゛ック 1060		
元成州市中山		外装用部品 フォームカバー 股・大腿用	オットーホ`ック 3R24		
		外装用部品 ストッキネット 股・大腿用	オットーホ゛ック 99B14		
		外装用部品 ストッキネット 股・大腿用	オットーホ` ック 99B15		
		その他 吸着バルブ			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 膝義足

#### 殼構造膝義足

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
甘士压均			B-3
基本価格	加算	大腿支柱付	
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-3
	ソケット	カーボンストッキネット	B-3
製作	ソフトインサート	皮革·軟性発泡樹脂	B-3
要素	支持部	常用 下腿部 熱硬化性樹脂	
価格	外装	大腿部 プラスチック	
	外装	下腿部 プラスチック	
		膝継手 ヒンジ継手 横引き固定式	小原 27B-021
		足部 SACH 足部	ラポック X1170
完成用部品		その他 SACH 用アンクルブロック	ラポック X1370
		その他 断端袋 大腿用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 下腿義足

#### 骨格構造下腿義足 PTB式

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	PTB式		B-4
本本価値	加算	透明プラスチック チェックソケット	
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
	ソケット	熱可塑性樹脂	B-4
製作	ソケット	カーボンストッキネット	B-4
要素	ソフトインサート	皮革·軟性発泡樹脂	B-4
価格	支持部	下腿義足用	
	義足懸垂用部品	下腿義足用 PTB 膝カフー式	
	外装	下腿義足用	
		義足調整用部品 コネクタ	オットーホ゛ック 4R100
		義足調整用部品 チューブ	オットーボック 2R37
		義足調整用部品 クランプアダプタ	オットーホ゛ック 4R52
完成用部品		足部 SACH 足部	オットーホ゛ック 1061
		外装用部品 フォームカバー 下腿用	オット−ボック 6R6
		外装用部品 ストッキネット 下腿用	オットーホ゛ック 99B16
		その他 断端袋 下腿用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 下腿義足

#### 骨格構造下腿義足 PTB 式

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	PTB式		B-4
	加算	ライナー使用によるチェックソケット	
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
製作	ソケット	カーボンストッキネット	B-4
要素	支持部	下腿義足用	
価格	外装	下腿義足用	
		義足調整用部品 コネクタ	オズール L-672000
		義足調整用部品 チューブ	オズール A-742010
		義足調整用部品 クランプアダプタ	オズール A-342100
		足部 SACH 足部	オズール FAPO-size
_		外装用部品 フォームカバー 下腿用	オズール FCX0002
完成用部品		外装用部品 ストッキネット 下腿用	オットーホ* ック 99B16
		その他 ライナーロックアダプタ	オズール L-621000
		その他 ライナー	オズール I-4313-size
		その他 断端袋 下腿用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 下腿義足

#### 殼構造下腿義足 PTB 式

		,	
	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	PTB式		B-4
	加算	大腿支柱付き	
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
	ソケット	カーボンストッキネット	B-4
製作	ソフトインサート	皮革·軟性発泡樹脂	B-4
要素	支持部	常用 下腿部 熱硬化性樹脂	
価格	義足懸垂用部品 下腿義足用 大腿もも締め一式		
	外装	下腿部 プラスチック	
		膝継手 ヒンジ継手 下腿遊動式	小原 23B-001
完成用部品		足部 単軸足部	オットーホ゛ック 1 H37
元队州部面		その他 断端袋 下腿用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 下腿義足

# 殼構造下腿義足 PTB 式

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	PTB式		B-4
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
	ソケット	カーボンストッキネット	B-4
製作	ソフトインサート	皮革・軟性発泡樹脂	B-4
要素	支持部 常用 下腿用 熱硬化性樹脂		
価格	義足懸垂用部品	下腿義足用 PTB 膝カフー式	
	外装	下腿部 プラスチック	
		足部 単軸足部	オットーホ`ック 1 H37
完成用部品		その他 断端袋 下腿用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 果義足

# 果義足 有窓式

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	有窓式		B-5
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-5
	ソケット	カーボンストッキネット	B-5
製作	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	B-5
要素	支持部	下腿義足用	
価格	外装	プラスチック	
		足部 サイム用足部	オットーホ゛ック 1020
完成用部品		その他 断端袋 下腿用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 足根中足義足

# 足根中足義足

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格			B -6
	ソケット	皮革	B -6
	支持部	下腿部 熱硬化性樹脂	
製作	支持部	軟性発泡樹脂	
要素	外装	下腿部 皮革	
価格	外装	外装 足部 表革	
	外装	足部裏革	
		その他 ベルト付先ゴム	啓愛K I - S G - C 9
完成用部品		その他 断端袋 下腿用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 足根中足義足

足根中足義足 足袋式

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格			B -7
	ソケット	皮革	B -7
	支持部	足部 軟性発泡樹脂	
製作	外装	足部 表革	
要素	外装	足部裏革	
価格			
		その他 ベルト付先ゴム	啓愛KI-SG-C9
完成用部品		その他 断端袋 下腿用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 足根中足義足

足根中足義足

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格			B-6
	ソケット	熱硬化性樹脂	B-6
	ソケット	カーボンストッキネット	B-6
製作	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	B-6
要素	支持部	下腿部 熱硬化性樹脂	
価格	外装	下腿部 プラスチック	
		足部 SACH 足部	オットーホ゛ック 1 E80
完成用部品		その他 断端袋 下腿用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 2 装具

# 2-1 下肢装具

# (1) 下肢装具とは

立位保持(関節固定)、拘縮、変形の予防及び矯正、不随意運動の抑制、体重の支持及び免荷を目的として下肢に用いる装具です。

対象となる障害は下肢機能障害(体幹機能障がい3級以上で歩行困難な者を含む)で、障害の状態が下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり、歩行能力の低下した状態をいいます。

# (2) 下肢装具の特徴

#### 金属製下肢装具

# 利点

- ①強度が大で破損しにくい
- ②継手に種々のものがあり、背屈・底屈可動域を容易にコントロールできる
- ③ストラップやパッドによる内・外反変形の矯正がしやすい
- ④仮合わせや完成時の修正、破損時の修理、部分的交換が比較的容易
- ⑤通気性が良好

# 問題点

- ①重い
- ②外見が悪い
- ③金属が錆びたり、皮革が不潔になったりする
- ④使用中に足継手及びあぶみが摩耗して底・背屈角度が変化することがある
- ⑤使用時に雑音が生ずることもある

# プラスチック製下肢装具

# 利点

- ①軽量
- ②外見がよい
- ③清潔で汚れにくい
- ④錆びない
- ⑤使用時の雑音がない
- ⑥正確な形が得られやすい
- ⑦可撓性があり強靱でもある
- ⑧加熱により形の調整がある程度可能
- ⑨装具の上から靴が履きやすい

#### 問題点

- ①継手部の耐久性に問題あり
- ②破損した場合の修理が困難
- ③採型時の肢位が重要で製作後に角度の調整が しにくい
- ④製作技術高度、設備を要す
- ⑤汗を诵さず诵気性の悪いものが多い
- ⑥ 褥瘡や擦り傷を作ることもある
- (7)股継手・膝継手に満足できるものがまだない

# (3) 下肢装具に使われる主な部品・付属品

#### 支柱

下肢装具を構造上支持するもので、両側支柱、片側支柱、らせん状支柱、後方板ばね支柱 などがあり、材料としては高力アルミニウム合金、プラスチックなどがある。

## 半月

下肢装具の支柱に取り付け、下肢の後面または前面を半周する半円筒状の帯板部品。装具を肢体に固定するとともに、支柱の位置決めの機能を持ち、装具の強度も高める。

#### カフバンド

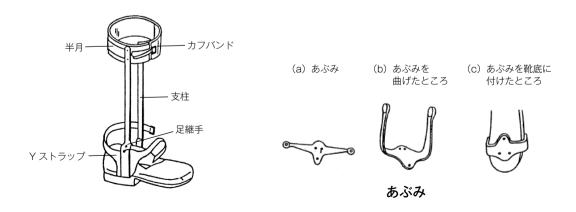
上肢又は下肢の一部を一周するように被覆する部品で皮革、プラスチックなどで作られる 固定用のバンド。

#### あぶみ

足部又は靴と装具とを連結するもので、両側支柱の足継手以下の部分がついている。

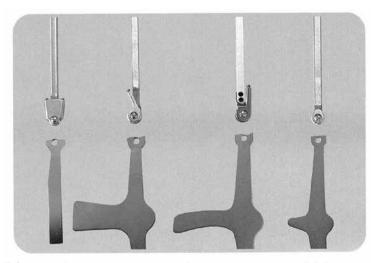
#### 継手

各関節の動きを代償し、制御するものであるが、多くの種類があるので、目的に応じて最 も適したものを選択する必要がある。



# 足断手の機能と適応

種類		機能	適応
遊動式		背屈・底屈フリー 内がえし・外がえしはストップ	足の側方不安定 (内反足・外反足傾向などに)
	底屈制御付	背屈フリー、底屈ストップ 内がえし・外がえしはストップ	背屈筋力低下(下垂足など)、 底屈筋痙縮、反張膝
	背屈制御付	底屈フリー、背屈ストップ 内がえし・外がえしはストップ	底屈筋力低下 (脛骨神経麻痺など)、 背屈筋痙縮、膝折れ
制御式(制限付)	背·底屈制御付 (含固定)	背屈と底屈を制御またはストップ 内がえし・外がえしはストップ	足関節周囲筋の高度の筋力低下、関 節不安定、足関節の安静・固定が必 要な場合
	背·底屈制御付、調節式	背屈・底屈の運動制限の程度を簡単 に調節できる。内がえし・外がえし はストップ	背屈・底屈筋力や膝伸展筋力が変化 しつつある時期
	背屈補助付 (クレンザック)	底屈をばねで制御し、背屈は補助 (ばねの強さは調節式が多い)	背屈筋力低下(下垂足など)
制御式(補助付)	底屈補助付 (逆クレンザック)	背屈をばねで制御し、底屈は補助 (ばねの強さは調節式が多い)	底屈筋力低下(脛骨神経麻痺など)
	背・底屈補助付 (ダブルクレンザック)	背屈・底屈運動をそれぞればねで補助する(ばねの強さは調節式が多い)	足関節周囲筋の筋力低下
たわみ継手 (プラスティック短下肢装具の足継手)		背屈・底屈運動を弾力的に制御する 側方への運動はほぼストップ	足関節周囲筋の筋力低下、 関節不安定



ダブルクレンザック

クレンザック

遊動式

# 膝継手の機能と適応

種類	機能	適応
①伸展制限付	屈曲はフリー 過伸展はストップ	関節側方不安定(内反·外反膝傾向など) 反張膝
②伸展制限付・輪止め式	膝伸展位でストップ 輪止めを上げる と屈曲フリー	歩行時の膝折れ、著明な関節不安定、 膝関節の安静・固定が必要な場合
③伸展制限付・スイスロック式	膝伸展位でストップ 膝部後方レバーを上げると屈曲フリー	歩行時の膝折れ(対麻痺などで両側装 具と杖を用いている場合など)
④伸展制限付・オフセット式	屈曲はフリー 過伸展はストップ	膝伸筋麻痺(膝折れが起こりにくい)
⑤ダイアルロック (ファンロック)	関節運動の一方向をストップし、他方 向はフリー。ストップ角度調節可能	関節の屈曲拘縮又は伸展拘縮の改善
⑥多軸式継手	屈曲・伸展運動が生理的運動に近似する	膝関節を深く屈曲する必要がある場合







オフセット式



スイスロック式



ダイヤルロック式

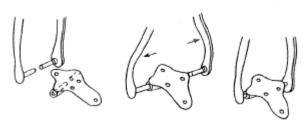
# 股継手の機能と適応

種類	機能	適応
①遊動式	屈曲・伸展ともフリー 内・外転、内・外旋はストップ	股関節内転筋や外転筋の筋力アンバランス、関 節側方不安定
②伸展制限付・輪止め式	股関節のすべての運動はストップ 輪止めを上げると屈曲はフリー	股関節周囲筋の高度の筋力低下、関節不安定、 股関節の安静・固定が必要な場合
③外転蝶番継手付	屈曲・伸展、外転はフリー 内転、内・外旋はストップ	股関節内転筋が外転筋より強い、内転筋痙縮、 はさみ肢位

# (4) その他の加算要素



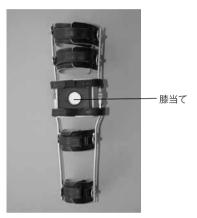
膝サポーター (支柱なし)



キャリバー 足部に使用している装具(例えば靴等)と支柱部の接 続を行い、足の装具の交換を容易にするもの(例えば 屋内用と屋外用)



ツイスター 骨盤帯と足部とを剛線等で連絡し、 下肢の回旋変形を矯正するもの。



膝当て 膝の変形や屈曲拘縮等を改善するもの。



ストラップ 足関節の内反、外反変形を矯正する目的で 支柱に向かって引きよせる帯状のもの



Tストラップ (右内反足用)



Yストラップ (右外反足用)



ターンバックル(膝関節伸展装置) 関節可動範囲を調節するもので、 関節拘縮の改善等に用いる。



ダイヤルロック(膝関節伸展装置) 円盤状をなし、固定ねじなどにより 可動範囲を制限するもの。



補高用足部 著しい下肢の短縮による脚長差を 補正するために用いる。

# (5) 適用例と製作項目

# 1 股装具

# 基本要件

股関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者。

# 適応例

股関節の安定性が不良で、運動制限しなければならない者が 適応となり、骨盤から大腿部に及ぶ構造をもち、股関節の運動 を制御する装具をいいます。



# 基本構造

	基本構造	
A金属枠	• 骨盤部が金属枠で作られているもの。(S型支柱も含まれる)	
B硬性	<ul><li>・骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。</li><li>・補強用の支柱付きのものを基本とする。</li><li>1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック製</li></ul>	3年
C軟性	<ul><li>・布を主材料としたもの</li><li>・弾力性の布を股関節に中心に骨盤部から大腿部まで巻いたもの</li></ul>	2年

# 製作項目\_\_\_\_\_\_\_

区分			使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造			A金属枠 B硬性 C軟性	A 金属枠	B 硬性	C 軟性
採型区分			A-1	A – 1	A – 1	A – 1
休至巨刀			採型·採寸	採型 採寸	採型	採型 採寸
	股継手		① 固定 ② 遊動	2	2	
製作要素	支持部	大腿支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 大腿コルセット Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂 D坐骨支持式加算	A×2 B1×2	A C 2	B 1
	付属品	仙腸支持部	Aモールド(熱可塑性樹脂) 1 支柱付き 2 支柱なし Bフレーム C軟性	В	A 1	С
完成用部	部品	股 継 手	ロック式<ストッパー付輪止め式>	0	0	

# 2 長下肢装具

#### 基本要件

膝関節、足関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者で、膝関節、足関節に加え、 股関節にも異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者。

また、股関節、大腿骨、膝関節の何れかに異常があるため、下肢への体重負荷が難しい者。

# 適応例

ポリオ、脊髄損傷等で下肢による支持性をほとんどなくした者が適応となります。

#### 基本構造

- ①大腿上部より足底に及ぶ構造をもち、膝関節と足関節との運動を制御する装具
- ② long leg brace の頭文字をとって L L B と省略することもある。
- ③大腿支持部が、金属支柱かプラスチック支柱かによって、2種類に大別される。

基本構造			
A両側支柱	<ul><li>・下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの。</li><li>1 高力アルミニウム合金 2 鋼</li><li>・金属製短下肢装具に膝継手と大腿部が加わったもの。</li></ul>		
B片側支柱	<ul><li>・下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの。</li><li>1 高力アルミニウム合金 2 鋼</li><li>・小児や体重の軽い大人の場合に処方される。</li></ul>	3年	
C硬性	・陽性モデルを用いてモールドされたもので、内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とする。 1 不燃性セルロイド製 2 皮革 3 プラスチック		

#### 【解説】

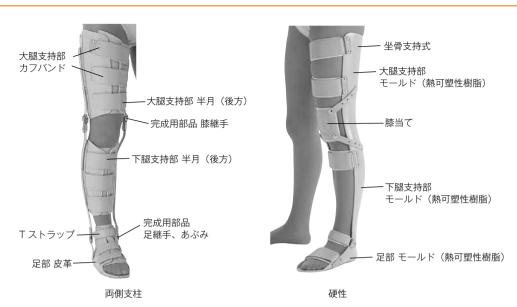
膝の屈曲拘縮や伸展拘縮ではダイアルロックやファンロックが取り付けられ、膝関節の側方不安定や外反膝、内反膝の場合は、側方金属支柱に対し、膝ストラップや膝パッドを取り付けて矯正を行います。

坐骨支持長下肢装具としては以下のものがあります。

- ①長下肢装具のうち坐骨結節で体重を支持するもの。現在はほとんど 四辺形ソケット式に製作されている。
- ②本装具はソケット部をプラスチックとし、両側金属支柱、歩行あぶ み付きのものが多く製作されている。
- ③膝継手は遊動にすると歩行しにくく、免荷度も低下する恐れがある ので、輪止めとすることが多い。



区分			使用材料・種類・部品等		適用例	
基本構造			A両側支柱 B片側支柱 C硬性	A両側支柱	C硬性	C 硬性 骨盤付
採型区分			A-3 A-2 (骨盤付) A-10 (両側骨盤付)	A-3	A-3	A-2
			採型・採寸	採型	採型	採型
	股継手		①固定 ②遊動	_		2
	膝継手 (片側)		①固定 ②遊動 ③プラスチック継手	②×2	②×2	②×2
	足継手(片側)		①固定 ②遊動 ③プラスチック継手	②×2	②×2	①×2
		仙腸支持部	Aモールド(熱可塑性樹脂) 1 支柱付き 2 支柱なし	_	_	A – 1
		大腿支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 大腿コルセット	A ×2	А	
		, (%C) () All	Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	C-2	C-2	C-2
製作要素	支持部	下腿支持部	D坐骨支持式加算A半月B皮革1 カフバンド 2 下腿コルセット	А	А	D
素			Cモールド   1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	C-2	C - 2	C-2
		足部	A あぶみ B 足部 1 皮革 大 小 2 モールド (熱硬化性樹脂) 3 (熱可塑性樹脂)	А	А	А
			C 標準靴	B-3	B - 3	
	その他の加算		①膝当て ②Tストラップ ③Yストラップ ④補高 ⑤足底裏革(すべり止め用) ⑥高さ調整 ⑦内張り 1大腿部2下腿部3足部	1 2 5	1) (5)	
	   付属品等の加算		①健足補高			1)
	膝継手		<ul><li>①ロック式</li><li>1 ストッパー付輪止め式</li><li>2 ダイヤルロック</li><li>②遊動式普通型</li></ul>	①-1	①-2	①-1×2
完成用部品	足継手		①制御式(制限付) ②制御式(補助付) 1 一方向 2 二方向 ③遊動式	②-2	②-2	
	あぶみ		①制御式(制限付) 1 足板なし 2 足板付 ②制御式(補助付) 1 一方向 2 足板付一方向 3 二方向 4 足板付二方向 ③歩行あぶみ	<b>2</b> -3	2-3	3
	その他		①標準靴 ②あぶみゴム			2



### 3 膝装具

### 基本要件

膝関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者。

### 適応例

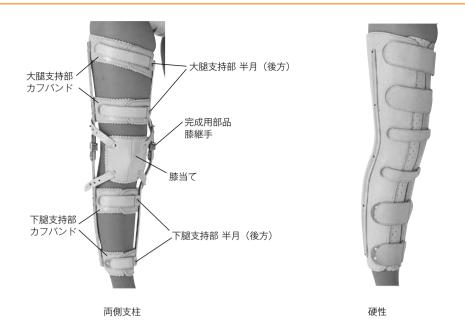
膝関節の動揺、膝反張のある者が適応となります。大腿部から下腿部に及ぶ構造をもち、 膝関節の運動を制御する装具です。

### 基本構造

	基本構造	耐用年数
A両側支柱	内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部で それぞれ一つ以上もつもの	
B硬性	陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばね の入ったものも含まれる。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	3年
Cスウェーデン式	<ul><li>・反張膝を矯正するための膝装具でスウェーデンで開発された</li><li>・膝継手がなく、大腿部と下腿部に前方半月、膝窩部に後方半月があり、 膝関節が過伸展しないようにやや屈曲位でストップするように作られる</li></ul>	2年
D軟性	弾性のある織布を主材料に用いた膝装具である。	

### 【解説】

- ①膝伸展筋力低下では継手に輪止めを付けて、ロック状態で歩行させる。
- ②内反膝や外反膝変形に対しては、矯正用ストラップやパッドを付加する
- ③膝関節の屈曲拘縮や伸展拘縮に対しては、膝継手にダイアルロックやファンロックを取り付けたり、膝当てや膝窩部押さえを付加する。
- ④膝伸展補助装置を膝継手に組み込んで歩行時の膝折れを防ぐこともある。



	区分	<del></del>	使用材料・種類・部品等		適用例	
基本	基本構造		A両側支柱 B硬性 Cスウェーデン式 D軟性	A両側支柱	B3 硬性	D 軟性
拉那	선베다스		A-4	A-4	A-4	A-4
採型区分			採型・採寸	採寸	採型	採寸
	膝継手(片	側)	①固定 ②遊動 ③プラスチック継手	② ×2	② ×2	
		大腿支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 大腿コルセット	А	B-2	
製作要素	支持部	人腿又捋部	Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	C-2		
		下腿支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 下腿コルセット	А	B-2	
要素			Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	C-2		
			①膝サポーター 1 軟性支柱つき 2 軟性支柱なし	24		①-1 ②
	その他の加	算	②膝当て ③ターンバックル ④ダイヤルロック			
			⑤内張り 1 大腿部 2 下腿部			
完成用部品	膝継手		①ロック式 1 ストッパー付輪止め式 2 ダイヤルロック	①-1	①-1	
品	その他		①ターンバックル	1		

### 4 短下肢装具

### 基本要件

足関節、足部に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者、下腿骨に異常があり、下 腿への体重負荷が難しい者。

#### 適応例

脳血管障害、ポリオ、脊髄損傷等で足関節の支持性が低下している者等が適応となります。

- ①下腿部から足底に及ぶ構造をもち、足関節の運動を制御する装具である。
- ② short leg brace の頭文字をとって S L B と省略することもある。
- ③下腿支持部が、金属支柱かプラスチック支柱によって2種類に大別される。

### 基本構造

	基本構造		耐用年数
А	両側支柱	・下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼	
В	片側支柱	• 下腿の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼	
С	S型支柱	<ul><li>・下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの。</li><li>1 高力アルミニウム合金 2 鋼</li></ul>	3年
D	鋼線支柱	• 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。	3#
Е	板ばね	• 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。 ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとすること。	
F	硬性	•陽性モデルを用いてモールドされたもの(材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等)。	
	HX IT	1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの 2 支柱なし 金属支柱のないもの	1.5年
G	軟性	• ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの。	2年

#### 【解説】

#### 金属支柱付短下肢装具とは

- ①金属支柱を使うために、変形矯正に有利で、痙性が強くても足部の保持が可能である。
- ②靴型装具を取り付けられるので、足部の著明な変形や拘縮の矯正を行ったり、足部を安 定化することができる。

### プラスチック短下肢装具とは

- ①軽量で外見がよいことから、金属支柱付きに代わって処方されることが多くなっている。
- ②足関節固定の程度によって、硬性 (rigid) タイプと可撓性 (flexible) タイプの 2 種類に大別される。
- ③支持部の位置によって、後方支柱、前方支柱、側方支柱、らせん柱などさまざまなもの が実用化されている。



両側支柱 硬性(支柱なし)

			使用材料・種類・部品等		適用例	
基本	基本構造		A両側支柱 B片側支柱 CS型支柱 D鋼線支柱 E板バネ F硬性 G軟性	A 両側 支柱	F 硬性 支柱つき	F 硬性 支柱なし
垃刑	 !区分		A-6	A-6	A-6	A-6
小土	<u>- 147</u> 7		採型・採寸	採型	採型	採型
	足継手(片側	U)	①固定 ②遊動 ③プラスチック継手	② ×2	② ×2	3
製作要素	支持部	下腿支持部	A半月B皮革 1 カフバンド 2 下腿コルセットCモールド1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂※PTB支持式	A B – 1	A C-2	C-2
		足部	Aあぶみ B足部 1 皮革 大 小 2 モールド(熱熱硬化性樹脂) 3 (熱可塑性樹脂) C標準靴	A B-3	A B-3	B-3
	その他の加算		①膝当て②Tストラップ③Yストラップ④補高⑤足底裏革(すべり止め用)⑥高さ調整⑦内張り1 足部	② ⑦-1	② ⑤	⑤ ⑦— 1
	付属品等の加算		①補高 1 敷き革式 2 靴の補高 ②ヒールの補正 ③足底の補正			
	足継手		①制御式(制限付) ②制御式(補助付) 1 一方向 2 二方向 ③遊動式	②-1	②−2	
完成用部品	あぶみ		①制御式(制限付)1 足板なし2 足板付②制御式(補助付) 1 一方向 2 足板付一方向 3 二方向 4 足板付二方向 ③歩行あぶみ	②-1	②-3	
	その他		①標準靴 ②あぶみゴム ③足板 ④歩行あぶみ			

## 5 ツイスター

### 基本要件

下肢に内旋又は外旋変形がある者、又は歩行時に 内旋又は外旋が出現する者。

### 適応例

下肢に内旋又は外旋変形がある者、又は歩行時に 内旋又は外旋が出現する者等が適応となります。





軟性

鋼性ケーブル式

## 基本構造

	耐用年数		
骨盤帯と足部を布ひも	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの。		
A軟性	布ひも又はゴムひもを用いたもの。	2年	
B鋼製ケーブル	鋼製ケーブルを用いたもの。	3年	

	区分		使用材料・種類・部品等		適用例	
基本	基本構造		A軟性 B鋼製ケーブル	A 軟性①	A 軟性②	B 鋼製ケーブル
拉开	採型区分		A-7	A-7	A-7	A-7
1木生	些人力		採型・採寸	採寸	採型	採寸
	股継手		①固定 ②遊動			2
	膝継手 (片側)		①固定 ②遊動 ③プラスチック継手			2
製作要素	足継手(片側)		①固定 ②遊動 ③プラスチック継手			2
	支持部	大腿支持部	B皮革 1 カフバンド			В
		足部	Aあぶみ B足部 1 皮革 大 小 C標準靴	С	В	A C
	その他の加算要素		<ul><li>①ツイスター 1 軟性 2 鋼性ケーブル</li><li>②仙腸支持部 D骨盤帯 芯のあるもの</li></ul>	①-1 ②	①-1 ②	①-2 ②
完成用部品	あぶみ		①制御式(制限付) 1 足板なし 2 足板付			①-1
部品	その他		①標準靴	1		1)

## 6 足底装具

### 基本要件

足部に変形、痛みなどがある者で、足部に異常はないが、〇脚・X脚などがあり下肢がアライメント不良の者、または下肢に短縮がある者。

#### 適応例

脳性麻痺などで足部の変形がある者、脚長差のある者、〇脚X脚等があり下肢のアライメントが不良の者等が適応となります。

### 基本構造

	基本構造		
足部	足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの。		
А	アーチサポート (ふまず支え)	足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とする。 1 陽性モデルを用いてモールドされたもの 2 採寸によって製作されたもの	
В	メタタルザルサポート (中足支え)	足の中足アーチを支えるもの。	1.5年
С	補高	1 2 c m未満 2 2 c m以上	
D	内側及び外側楔		

## 【注意事項】

- ① 靴型装具の中に入れて用いられる場合は、足底装具として 加えることができない。
- ②踵骨棘用装具は、補高に含まれること。
- ③スピッツイ及びトムゼンライン(ふまず支え)は、A-2 に含まれる。
- ④ランゲ(ふまず支え)は、A-2に含まれる。





区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		Aアーチサポート         Bメタタルザルサポート         C補高         D内側及び外側楔	A アーチ サポート	B メタタルザル サポート	D 外側楔
採型区分		A-7	A-7	A-7	A-7
林至区为		採型·採寸	採型 採寸	採型	採型 採寸
製作要素	足部	B足部 1 皮革 小 2 モールド(熱可塑性樹脂)	B – 1	B-2	B-1

## 2-2 靴型装具

### (1) 主な解説と適応例

## 1 靴型装具とは

足部を覆う装具で、内反・外反扁平足などの変形の矯正や、高度の病的変形に対応し、疼痛や圧力集中の軽減を図ったり、障害が目立たぬように補正します。靴及び靴に類似したものをいいます。

### 対象となる障害

対象となる障害は下肢機能障害で、下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり、歩行能力 の低下した状態です。

### 2 靴型装具の用語等

整形靴	標準木型に、皮革等で修正して作られたもので、整形外科疾患用として作られる。					
特殊靴	標準不望に、皮革等で修正して作りれたもので、整形外科疾患用として作りれる。 場性モデルから製作した特殊木型を用いて作られたもの。					
アッパー	場性モデルから製作した特殊木型を用いて作られたもの。 化の底部より上の甲部を覆う部分の総称。					
月型	アッパーの型くずれを防ぎ、ヒールを固定するために靴後部かかと部位の立ち上がりの表革と裏革の間へ挿入する補強材。					
靴の補高	脚長差を補うためにヒール(かかと)又は靴底の厚さを増すこと。					
ヒールの補正	ヒールとは靴のヒール・シート部の下に取り付けた支えで、所定の高さをもつ。ヒールの補正の主なものは以下のとおり。         1.0 - 1.5cm ①サッチ・ヒール         ①カットオフ・ヒール         ②カットオフ・ヒール         外側         小上ール         ①5 - 1.0cm ③フレア・ヒール (外側)         1.2 - 1.3cm ③キールヒール					

足底の補正	①内側ソール・ウェッジ ②外側ソール・ウェッジ ③メタタルザル・バー ④デンバー・バー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>⑥トーマス・バー</li><li>⑦ハウザー・バー</li><li>⑥ロッカー・バー</li><li>⑨蝶型ふみ返し</li></ul>
月型の延長	月型を足底より近位(靴のトップライン)に 延長する。尖足の矯正に有効。	
スチールバネ入り	アッパーの内部に焼入りリボンを足底より近位に延長する。尖足の矯正に有効。	
足背バンド	足背及び内外を押さえるバンド。	
トウボックス補強	靴の先部の表革と裏革の間に挿入してアッパーの先端部を保護するもので、皮革及び樹脂等で補強したもの。	

### 3 支給要件等

### 基本要件

足関節、足部に異常運動、筋力低下、変形、痛み等があり靴型装具によって改善される者で、 足関節、足部に異常はないが、〇脚 · X脚などがあり下肢がアライメント不良の者。下肢に 短縮がある者。

### 適応例

脳性麻痺による足部の変形がある者、脚長差のある者、〇脚X脚等があり、下肢のアライメントが不良の者、リウマチによる疼痛がある者等が適応となります。

### 基本構造

	基本構造		
医	医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とする。		
Α	長靴	下腿の上部に及ぶもの。	
В	半長靴(編上靴)	側革が果部より高いもの。	1.5年
С	チャッカ靴	側革が果部に及ぶもの。	1.54
D	短靴	側革が果部より低いもの。	

### ①靴型装具の要素

整形靴は陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの。 矯正靴は内・外反足の矯正用。

②靴型装具の中に入れて用いられる足底装具は、靴型装具に加えることは出来ない。

### 【備考】

- ①装具の上から装用する靴型装具は患足の靴型装具として処方される。
- ②患足の尖足補正等の結果、健足に大幅な仮性短縮が生じて 2 cm を超える補高が必要になった場合は、健足側も患足の靴型装具として処方される。
- ③長靴の靴型装具は、障害の状況や職業上必要とされる場合などに処方され、単に装飾の目的などの場合は除かれる。



### (2) 製作項目の適用例

	区分	使用材	料・種類・部品等		適用例	
基本	A長靴 B半長靴 Cチャッカ靴 D短靴 B半長靴 Cチャッカ靴		Cチャッカ靴	D短靴		
		B-1	B-2	B-2	B-2	B-2
採型	区分	長靴	短靴 チャッカ靴 半長靴	半長靴	チャッカ靴	短靴
		採型・採寸		採型	採型	採型
		① 短靴	1 整形靴 2 特殊靴			
	患足	② チャッカ靴	1 整形靴 2 特殊靴	3-2×2	②-2×2	①-1
		③ 半長靴	1 整形靴 2 特殊靴			
		④ 長靴	1 整形靴 2 特殊靴			
製作要素	健足	採型・採寸		_	_	採寸
要素	I NEAL	①短靴 ②チャッ	力靴 ③半長靴 ④長靴	_	_	1)
素	付属品等の加算	<ul><li>①月型の延長 ②スチールバネ入り</li><li>③トウボックス補強 ④鉛板の挿入</li><li>⑤足背バンド ⑥マジックバンド (裏付き)</li><li>⑦補高 1 敷き革式 2 靴の補高</li><li>⑧ヒールの補正 ⑨足底の補正</li></ul>		① ⑦-1 ⑧	⑦- 1 ⑨	⑦-2 ⑨

## 2-3 体幹装具

## (1) 主な解説と適応例

## 1 体幹装具とは

障害部位の固定または保持・体幹の変形の防止・矯正、不随意運動の抑制を目的として体 幹に用いる装具をいいます。

## 2 対象となる障害

体幹機能障害の者で、体幹に筋力低下や変形拘縮があり、座位または歩行が困難な状況の 者です。

## (2) 適応例と製作項目

## 1 頸椎装具

#### 基本要件

頸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

### 適応例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下、変形があり、脊柱の固定、支持を必要とする者が適応となります。

#### 基本構造

肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とする、頸椎の動きを制限する装具です。

	基本構造		
A金属枠		3年	
B硬性(スポンジラバーを含む)	・陽性モデルを用いてモールドされたもの 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2年	
Cカラー	1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの		
• 高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。			

### 【解説】

#### ①金属支柱付き

数本の金属支柱を頭の前後に立てた装具。支柱の高さ調節により頸椎の屈曲伸展の角度を調節する。

頸椎の屈曲伸展の角度ともに、頸椎の回旋運動、側屈の制限、頭の重量の頸椎への負担の軽減及び頸椎の牽引が可能である。

支柱の長さを調節することができるので望ましいアライメントや牽引の程度を選択で きる特徴を持つ。

### ②頸椎カラー

頸椎部を取り囲み頸椎部の運動を制限(前屈を制限)するとともに、頭の重量の頸椎への負担を軽減する。

#### ③頸椎装具モールド式

頸部の完全な固定や免荷を必要とするときに、陽性モールド上でモールドして製作される。



金属枠



カラー(あご受けがないもの)



硬性 (腰椎装具付き)

		区分	使用材料・種類・部品等	適用例		
基本	構造		A金属枠 B硬性 Cカラー	A 金属枠 B 硬性 腰椎装具付		Cカラー あご受けあり
採型区分		,	C-1 (胸椎装具付) C-2	C-2	C — 1	C-2
			採型・採寸	採型	採型	採寸
制	支持部	頸椎支持部腰椎支持部	Aモールド (熱可塑性樹脂)         1 支柱付き 2 支柱なし         Bフレーム         Cカラー	B C – 1	A — 1	C – 1
製作要素			1 あご受けあり 2 あご受けなし			
素			Aモールド(熱可塑性樹脂) 1 支柱付き 2 支柱なし	_	A — 1	_
			Bフレーム C軟性			
	その	他の加算	①高さ調節	1		

## 2 胸椎装具

### 基本要件

上部腰椎又は胸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

### 適応例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下・変形があり、脊柱の固定・支持を必要とする者が適応となります。

### 基本構造

骨盤から胸背部に及び、胸椎、腰椎、仙腸関節の動きを制限する装具です。

基四	基本構造		
А	金属枠		3年
В	硬性	•陽性モデルを用いてモールドされたもの。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2年
С	軟性	・主に布製の材料で、体幹の輪郭に合わせて作製され、腹腔及び胸腔内圧を上昇させることによって椎体と椎間板の付加を減少させる役割をもっている。	1.5年

### 【解説】

①テーラー型

上部腰椎から胸椎部を支持する脊椎装具の代表的なもの。

後方に金属支柱があり、肩を固定する紐を付け、前面を軟性とした装具で、前屈と後屈 を制限する。

②ジュエット型

胸骨部と恥骨上部に対して前方から、胸腰椎部に対して後方から力を加えて前屈を制限

し、後屈を可能にしたもの。

後方パッドにより後彎矯正を図る装具であり、後方パッドと胸骨パッド、恥骨パッドの 3点固定からなる装具である。

③ナイト・テーラー型

ナイト型装具の後方支柱を上方に伸ばし、肩を固定する紐をつけ、前面を軟性とした装 具である。

前屈、後屈及び側屈を制限する。

④スタインドラー型

体幹の輪郭に合わせて金属枠で作った硬性の装具で、胸椎装具の中で最も固定力がある。 前屈、後屈、側屈及び回旋を制限する。







軟性

金属枠 硬性

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A金属枠 B硬性 C軟性	A金属枠	B硬性	C軟性
採型区分		C-3	C-3	C-3	C-3
床空色刀		採型・採寸	採型	採型	採寸
製作要素	胸椎支持部	A モールド (熱可塑性樹脂) 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性	В	A — 1	С

### 3 腰椎装具

### 基本要件

下部腰椎、腰仙関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

#### 適応例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下・変形があり、脊柱の固定・支持を必要とする者が適応となります。

#### 基本構造

骨盤から腰部におよび、腰椎と仙腸関節の動きを制限する装具です。

	基本構造	耐用年数
A金属枠	<ul><li>ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。</li><li>ウイリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。</li></ul>	3年
B硬性	•陽性モデルを用いてモールドされたもの。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2年
C軟性	・主に布製の材料を体幹の輪郭に合わせて作ったもの。一般にコルセットと呼ばれる。 ・腹腔内圧を上昇させることにより、椎体と脊椎間板の付加を減少させるものである。	1.5年

### 【解説】

①ナイト型 (ナイトブレイス)

2本の強固な後方支柱と側方支柱、骨盤帯、胸椎バンドからなる腰部疾患に対する脊椎装具の代表的なもの。典型的な逆T字型の構造をもっている。

背部が金属枠製で前部が軟性なので半硬性装具ともいわれる。

腰椎の伸展、屈曲、側屈及び回旋の制限、腹圧による体重の支持、腰椎前彎の軽減を はかる。

腰部椎間板ヘルニア、変形脊椎症等の腰仙椎疾患に用いられる。

②ウイリアムス型 金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。

骨盤帯、胸椎バンドと側方支柱、後側方支柱からなる、後屈と側屈を制限し、前屈を 可能にするもの。

腰椎前彎をきたす疾病、脊椎分離症などに用いられる。



金属枠



硬性



軟性



ウイリアムス型

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A金属枠 B硬性 C軟性	A金属枠 B硬性 C車		C軟性
採型区分		C-5	C-5	C-5	C-5
		採型·採寸	採型	採型	採寸
	腰椎支持部	Aモールド(熱可塑性樹脂) 1 支柱付き 2 支柱なし	В	A-2	С
製作要素		Bフレーム C軟性			
	その他の加算	①高さ調節 ②腰部継手 ③腹圧強化バンド	②×2 ③	②×2	
完成用部品	足継手	①制御式(補助付)—方向	1	1)	

## 4 仙腸装具

## 基本要件 ......

仙腸関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

## 適応例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下・変形があり、脊柱の固定・支持を必要とする者が適応となります。

## 基本構造

骨盤を包み、仙腸関節の動きを制限する装具です。

	基本構造	耐用年数		
A金属枠		3年		
B硬性	•陽性モデルを用いてモールドされたもの。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2年		
C軟性	布を主材料にし、板ばねで補強したもの。	1.5年		
D骨盤帯	骨盤を帯状に一周するもの。 1 芯のあるもの 2 芯のないもの	2年		
• オスグッド	<ul><li>オスグッドブレイス、コールドウェイトブレスは、金属枠仙腸装具に含まれること。</li></ul>			







硬性



軟性

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A金属枠 B硬性 C軟性 D骨盤帯	A金属枠	B硬性	D骨盤帯
採型区分		C-5	C-5	C-5	C-5
		採型・採寸	採型	採型	採寸
	仙腸支持部	Aモールド(熱可塑性樹脂) 1 支柱付き 2 支柱なし	В	A-2	D – 1
製作要素		Bフレーム C軟性			
		D骨盤帯 1 芯のあるもの 2 芯のないもの			
	その他の加算	①会陰ひも ②バタフライ	1)		2

## 5 側彎矯正装具

### 基本要件

脊柱に側彎変形がある者。

### 適応例

脊柱に側彎変形がある者が適応となります。

### 基本構造

側彎症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであることです。

基本構造		
Aミルウォーキーブレイス	骨盤から頭部に及ぶもの。	2年
	1 金属枠	2年
Bアンダーアームブレイス (頭部に及ばないもの)	2 硬性(仙腸装具に準ずる) ・陽性モデルを用いてモールドされたもの 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	1年
	3 軟性(帯状のものを含む)	1年

### 【解説】

①ミルウォーキー型

側彎を、垂直方向の牽引力と側方からの圧迫力により矯正しようとする装具である。



ミルウォーキーブレイス





頭部に及ばないもの(アンダーアームブレス)

	区分	使用材料・種類・部品等		適用例	
基本構造		Aミルウォーキーブレイス Bアンダーアームブレイス	A ミルウォーキー ブレイス①	A ミルウォーキー ブレイス②	B アンダーアーム ブレイス
141	· · · · ·	C-5	C-5	C-5	C-4
小土	· [四刀	採型・採寸	採型	採型	採型
	骨盤支持部	A皮革(補強材を含む。) Bモールド(熱可塑性樹脂) ペルビックガードル	В	А	В
製作要素	その他の加算	<ul><li>①胸椎パッド ②腰椎パッド</li><li>③ショルダーリング</li><li>④腋窩パッド ⑤アウトリガー</li><li>⑥前方支柱</li><li>⑦後方支柱 ⑧側方支柱</li><li>⑨ネックリング</li><li>⑩胸郭パンド(プラスチック製)</li></ul>	① ② ④ ⑤×2 ⑥ ⑦×2 ⑨	① ② ④ ⑤×2 ⑥ ⑦×2 ⑨	① ② ⑤ ⑥ ⑦×2 ⑩
完成用部品		<ul><li>①ミルウォーキーネックリング</li><li>②前方支柱</li><li>③後方支柱</li><li>・アウトリガー</li><li>④蝶番 二重式</li><li>⑤前方支柱固定金具</li></ul>	① ② ③ ④×2 ⑥	① ② ③ ④×2 ⑤	2 3 4

## 2-4 上肢装具

## (1) 主な解説と適応例

## 1 上肢装具とは

機能を失った筋又は起動力の代用、弱い筋又は関節の補助、固定・保持及び矯正、牽引を 目的として上肢に用いる装具をいいます。

## 2 対象となる障害

上肢機能障害、上肢に筋力低下や変形拘縮がある状態です。

## (2) 適応例と製作項目

## 1 肩装具

### 基本要件

肩関節に筋力低下、変形などがある者が対象です。

### 適応例

ポリオ、靱帯損傷等で肩関節に筋力低下、変形などが生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となります。

## 基本構造

	基本構造		
肩関	<b>  買関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。</b>		
Α	金属枠	体幹の部分が金属枠のもの。	
В	硬性	陽性モデルによってモールドされたもの。 金属支柱により補強されたものも含まれる。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	3年
通	通常、肩関節外転 70 ~ 90°、 肘関節約 90° 屈曲位で上肢を保持し、下部は骨盤で支持する。		



金属枠

	区分		使用材料・種類・部品等		適用例			
基本	基本構造		   A金属枠   B硬性	A 金属枠①	A 金属枠②	B 硬性		
+₩ H	採型区分		D-1		D-1	D-1	D-1	D – 1
1木笠	ミムカ		採型·採寸	採型	採型	採型		
	肩緞	<b>送手</b>	A固定(片側) B遊動(片側) C肩回旋装置	вс	А	А		
	肘総	⊭手 (片側)	A固定 B遊動 Cプラスチック継手	В	А	А		
	手総	<b>迷手(片側)</b>	A固定 B遊動 Cプラスチック継手 D鋼線支柱	А	А	_		
		胸郭支持部(半身)	Aモールド(熱可塑性樹脂) Bフレーム	В	В	А		
製	支持部	骨盤支持部(半身)	Aモールド(熱可塑性樹脂) Bフレーム	В	В	А		
製作要素		上腕支持部	A半月B皮革 1 カフバンド 2 上腕コルセットCモールド (熱可塑性樹脂)	С	O	С		
		前腕支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット Cモールド(熱可塑性樹脂)	С	С	С		
		手裳パッド	Aモールド Bフレーム	А	В	_		
完成	対用部	品	①殻構造義肢肘継手単軸ヒンジ式遊動式	1)				

## 2 肘装具

### 基本要件

肘関節に筋力低下、変形などがある者。

### 適応例

ポリオ、靱帯損傷等で肘関節に筋力低下・変形などが生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となります。

### 基本構造

	基本構造	耐用年数
上腕から前腕	に及ぶもの。	
A両側支柱	両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの。	
B硬性	陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれる。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	3年
C軟性		2年

### 【解説】

- ①関節拘縮・筋力低下・関節不安定及び機能的肢位の保持などの目的 で用いる。通常両側支柱をとる。
- ②肘継手は、単軸継手がもっともよく用いられる。
- ③変形矯正(屈曲拘縮・伸展拘縮)には、拘縮改善方向にのみ可動性があり、悪化の方向への動きを制限させる作用をもったダイヤルロック式継手を用いる。



**| 向側支柱** 

区分		 分	使用材料・種類・部品等		適用例	
基本	構造		A両側支柱 B硬性 C軟性	A両側支柱 B硬性 C軟性		C軟性
採型区分			D-3	D-3	D-3	D-3
林笠	<u>₹</u> [△7]		採型・採寸	採型	採型	採寸
	肘継手	(片側)	A固定 B遊動 Cプラスチック継手	B×2	$A \times 2$	
製作	11145	上腕支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 上腕コルセット Cモールド(熱可塑性樹脂)	A × 2 B – 1 × 2	B-2	B-2
製作要素	支持部	前腕支持部	A半月B皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセットC モールド (熱可塑性樹脂)	A × 2 B – 1 × 2	B-2	B-2
	その他の加算		①ターンバックル ②ダイヤルロック			
完成用部品			③ターンバックル ④ダイヤルロック ⑤殻構造義肢肘継手単軸ヒンジ式遊動式	3		

### 3 手背屈装具

### 基本要件

手関節手指に筋力低下、変形などがある者。

### 適応例

脳血管障害、神経損傷等で手関節に掌屈拘縮がある者等が適応となります。

#### 基本構造

前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの。

手関節伸筋群に麻痺又は筋力低下などのある場合に、手関節を軽度背屈して良肢位に保持するための装具である。

	基本構造	耐用年数
Aバネル型	• 前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの。	
Bトーマス型	• ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの。	3年
Cオッペンハイマー型	• 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外展位をとらせるもの。	3#
D硬性	1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	

### 【解説】

①バネル型

前腕を受ける前腕指示板と楕円形の手掌部パッド、手関節を背屈位に保持する金属製 ばね板、前腕に装具を固定するベルトなどから構成される。

②トーマス型懸垂装具

手関節、MP関節、母指の伸展補助機能を持つ装具である。前腕背側板から手の背側に出るピアノ線及びゴム紐を用いる。

③オッペンハイマー型

手関節、MP関節の伸展補助機能を持つ装具である。前腕背側・手関節背側・母指及び指を支持点とし、ピアノ線及びゴム紐を用いる。



バネル型

区分		区分	使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造			Aバネル型 Bトーマス型 Cオッペンハイマー型 D硬性	A バネル型	B トーマス型	C オッペン ハイマー型
採型区分			D-4	D-4	D-4	D-4
林笠	<u>≟</u> [△]]		採型·採寸	採寸	採寸	採寸
	手組	)手(片側)	A固定 B遊動 Cプラスチック継手 D鋼線支柱	В	D	D×2
製作要素	支持部	前腕支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット Cモールド(熱可塑性樹脂)	С	С	A×2
素		部	手掌パッド	Aモールド Bフレーム	В	А
	その	他の加算	①伸展・屈曲補助バネ		①×2	1

## 4 長対立装具

### 基本要件

手関節母指に筋力低下、変形などがある者。

### 適応例

脳血管障害、慢性関節リウマチ等で母指での対立動作が困難な者が適応となり、手関節の 安定性が低い場合に使用されます。

### 基本構造

母指を他の4指、とりわけ示指・中指と対立位を保持するために用いる装具です。

基本構造等	耐用年数
<ul><li>・前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。</li><li>・高カアルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。</li><li>・手関節を一定の肢位に固定するものである。</li></ul>	3年

### 【解説】

①ランチョ型

前腕及び手の背側面を走り手の尺側をまわり 第2中手骨頭まで伸びるバーと対立バーで構成。

②エンゲン型

プラスチック製手掌部と前腕腹側面に沿って 手関節を背屈位に保持する金属製の前腕部から 構成。



ランチョ型

③ベネット型

前腕部が中手骨まで伸びる背側バーと、手背を横切り尺側で第5中手骨頭を支持する バー、対立バーなどで構成。ランチョ型と異なり掌側の支持バーがない。

区分		区分	使用材料・種類・部品等	適月	月例	
基本	基本構造     長対立装具       長対立装具       ランチョ型		長対立装具			
拉开	<b>型区分</b>		D-4	D-4	D-4	
1木生	ミムル		採型·採寸	採寸	採寸	
	手絲	±手(片側)	A固定 B遊動 Cプラスチック継手 D鋼線支柱	А	А	
	支	, 前腕支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット	A×2	A×2	
		支	支持部	削脆又付部	Cモールド (熱可塑性樹脂)	A^Z
製作	部	手部背側パッド	Aモールド Bフレーム	В	В	
製作要素		手掌パッド	Aモールド Bフレーム	В	В	
茶	その	)他の加算	①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ③対立バー ④Cバー ⑤アウトリガー ⑥伸展・屈曲補助バネ	3 4	①-2 ③ ④ ⑤ ⑥×4	

## 5 短対立装具

#### 基本要件

母指に筋力低下、変形などがある者。

### 適応例

脳血管障がい、慢性関節リウマチ等で母指での対立動作が困難な者が適応となり、母指に 筋力低下、変形などがある者で、手関節の安定性が高い場合に使用されます。

### 基本構造

母指を他の4指、とりわけ示指・中指と対立位を保持するために用いる装具です。

基本構造等	耐用年数
<ul><li>母指を対立位に保つもの。</li><li>高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。</li><li>手関節の運動を制限しないものである。</li><li>C型バー、ランチョ型、エンゲン型などさまざまなデザインのものがある。</li></ul>	3年

### 【解説】

①ランチョ型

手背から小指側を経て手掌を下から支えるアーチと、対立バーで構成。

②エンゲン型

プラスチック製手掌部が小指球外側まで延長したもの。母 指対立位の保持・手掌の安定がより確実。

③ベネット型 (ウォームスプリング型)

手掌部はCバー及び手背部より小指球へ突出したバーのみで支えられたもの。ランチョ型と異なり掌側支持バーがない。



ランチョ型

		区分	使用材料・種類・部品等	適用例
基本	基本構造		短対立装具	短対立装具
KING ()			D-5	D-5
1木生	採型区分		採型·採寸	採寸
	支持部	手部背側パッド	Aモールド Bフレーム	В
製		手掌パッド	Aモールド Bフレーム	В
製作要素	その他の加	算	①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ③対立バー ④Cバー	3 4

## 6 把持装具

### 基本要件

全手指に高度な筋力低下がある者で、把持装具を使うことができる者。

#### 適応例

頸随損傷等で手指の筋力に高度の低下がある者で、把持装具の使用によって 把持(つまみ)動作が可能となる者が適応となります。

#### 基本構造

母指及び他の手指に筋力低下がある場合に、母指を対立位に保持し、第2~3指を金属枠で固定して、この3指で3点つまみを行う装具です。

#### ①手関節駆動式

屈筋腱固定術の原理を利用して、手関節背屈によって示指・中指のMP関節を他動的 に屈曲させ、対立位にある母指との間で把持を行わせるもの

### ②ハーネス駆動式

肩甲骨の運動を用いてハーネスとコントロールケーブルによって駆動させるもの

基本構造			
	示中指間におけるつまみを可能にするもの。 ェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主	3年	
A 手関節駆動式	手関節の運動によってつまみを可能にするもの。		
B ハーネス駆動式	ハーネスを力源とするもの。		



手関節駆動式

		区分	使用材料・種類・部品等	適月	用例
基本	基本構造		A手関節駆動式 Bハーネス駆動式	A手関節駆動	Bハーネス駆動
拉开	採型区分		D-4	D-4	D-4
林鱼	ミムカ		採型·採寸	採寸	採寸
	手総	送手 (片側)	A固定 B遊動 Cプラスチック継手 D鋼線支柱	В	
	MF	)継手	A固定 B遊動	В	
	ΙP	継手	A固定1 金属(アルミニウム) 2 モールド(熱可塑性樹脂)B遊動 C鋼線支柱	A – 1	
製作要素		前腕支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット Cモールド(熱可塑性樹脂)	А	С
素		手部背側パッド	Αモールド Βフレーム		А
		手掌パッド	Aモールド Bフレーム	А	А
	その	他の加算	①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ③対立バー ④Cバー ⑤アウトリガー ⑥伸展・屈曲補助バネ ⑦前腕用8字ハーネス	①-2 ②-2 ③ ④	①-2 ②-1 ③ ④ ⑦
完成	完成用部品		①把持装具用部品 ②殻構造義肢 その他 ケーブルセット	①	1 2

## 7 MP屈曲装具(ナックルベンダー)及びMP伸展装具(逆ナックルベンダー)

#### 基本要件

示~小指のMP関節に過伸展、伸展拘縮など(MP屈曲装置)あるいは屈曲拘縮(MP伸展装置)がある者。

### 適応例

示~小指のMP関節に過伸展、伸展拘縮など(MP屈曲装置)あるいは屈曲拘縮(MP伸展装置)がある者に適応されます。

- ①MP屈曲装置
  - 示~小指のMP関節に過伸展、伸展拘縮などがある者
- ②MP伸展装置

示~小指のMP関節に屈曲拘縮がある者

## 基本構造

	基本構造	耐用年数
○MP屈曲装具(元中手骨と基節骨 掌バーを鋼線ででのMP伸展装具(近中手骨と基節骨	リ小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲又は伸展させるもの。 トックルベンダー) ・中節骨との背側面に当てる金属プレートと第2~5中手骨頭掌側面を横切る手 のなぎ、このプレート間をゴムバンドなどで牽引してMP関節を屈曲させる。 逆ナックルベンダー) ・中節骨を掌側面より、第2~5中手骨頭を背側面より圧迫し、背側面にゴムバ してMP関節を伸展させる。	3年
Aバネル型	ゴムを用いるもの。	
Bプラスチック		
C軟性		



MP屈曲装具(ナックルベンダー) 指伸展補助付

区分			使用材料・種類・部品等	適用例			
基本構造			Aパネル型 Bプラスチック C軟性	A バネル型	B プラスチック	C 軟性	
Kalic ()			D-5	D-5	D-5	D-5	
林至四	採型区分		採型·採寸	採寸	採型	採寸	
	MP継手		A固定 B遊動	В			
製	支持部	手部背側パッド	Aモールド Bフレーム	В	А		
製作要素	文材部	手掌パッド	Aモールド Bフレーム	В	А		
素	その他の	加算	①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム	①-2	①-1		

## 8 指装具(指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー)

### 基本要件

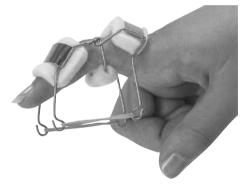
指のDIP、PIP関節に過伸展、伸展拘縮あるいは屈曲拘縮がある者。

## 適応例

靱帯損傷、慢性関節リウマチ等により、指節間関節の筋力低下や変形が生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となります。

## 基本構造

基本構造				
<ul><li>PIP及びDIP関節を</li></ul>	伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの。			
指用ナックルベンダー (IP屈曲補助装具)	• 指の   P関節に伸展拘縮のある場合などに用い、ゴムバンドにより   P関節を屈曲させる装具。	3年		
指用逆ナックルベンダー (   P伸展補助装具)	• 指の   P関節に屈曲拘縮のある場合などに用い、ゴムバンドにより   P関節を伸展させる装具。			







指用逆ナックルベンダー

区分		使用材料・種類・部品等	適用例
基本構造		指装具	指装具
117 H	」区分	D-6	D-6
林生		採型·採寸	採寸
製作	IP継手	A固定 1 金属(アルミニウム) 2 モールド(熱可塑性樹脂) B遊動 C鋼線支柱	В
製作要素	その他の加算	①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム	①-2 ②-2

## 9 B. F. O. (食事動作補助器)

### 基本要件

上肢に高度な筋力低下がある者で、B.F.O. を使うことができる者。

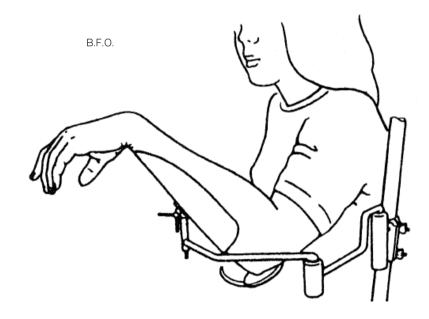
### 

頸随損傷、筋萎縮性側索硬化症等により上肢筋力に高度の低下がみられ、B.F.O.の使用によって食事等の目的動作が可能になる者が適応となります。

### 基本構造

2つの玉軸受と軸を利用して、食事その他の日常生活動作の独立を目的とするもので、車 椅子に取り付けて使用します。

基本構造	耐用年数
<ul><li>・前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの。</li><li>・付属品として車椅子を加えることができること。</li></ul>	3年



X	<b>分</b>	使用材料・種類・部品等	適用例
基本構造		B. F. O.	B. F. O.
採型区分		D-2	D-2
		採型·採寸	採寸
製作要素	付属品	A車椅子 普通型	Α
完成用部品		①把持装具用部品 B. F. O.	1)

## 2 - 5 見積例

## 1 下肢装具

### 股装具 B硬性

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -1	下肢装具 採型 (採寸)	
	継手	股継手 遊動	
	大腿支持部	A 半月	
製作		C2 モールド熱可塑性樹脂	
要素	その他の加算要素	仙腸支持部 モールド 支柱付	
価格		内張り 仙腸支持部	
		内張り 大腿支持部	
		股継手 ロック式 ダイヤルロック式	サカモトA 2-2
5	完成用部品		
			l



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 股装具 C軟性 \_\_\_\_\_\_

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	A -1	下肢装具 採型 (採寸)	
	継手	股継手 遊動	
	大腿支持部	B2 大腿コルセット	
	その他の加算要素	仙腸支持部 C軟性	
製作			
要素			
価格			
		股継手 ロック式 ダイヤルロック式	T O -755
完成用部品			
7077V 3 AP AR			



この適用例は、あくまで参考資料です。

## 長下肢装具 A 両側支柱① \_\_\_\_\_\_

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
	継手	膝継手 遊動 × 2	
		足継手 遊動 × 2	
	大腿支持部	A半月 × 2	
		B1カフバンド ×2	
\$11 <i>1/</i> -	下腿支持部	A半月	
製作要素		B 1 カフバンド	
価格	足部	Aあぶみ	
IMITE		B1 皮革等 大	
	その他の加算要素	膝当て	
		足底裏革 (すべり止め)	
		内張り 足部	
完成用部品		膝継手 ストッパー付輪止め式	K-111
		足継手 制御式 制限付	K-215
		あぶみ 制御式 制限付 足板付 二方向	K-217



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 長下肢装具 A両側支柱②

	名称·形式·部位	使用・材料部品		整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型		
	B-2	靴型装具 採型(採寸)		
	継手	膝継手 遊動	× 2	
		足継手 遊動	× 2	
	大腿支持部	A半月	× 2	
		B1 皮革等カフバンド	× 2	
製作	下腿支持部	A半月		
要素		B1 皮革等カフバンド		
価格	足部	Аあぶみ		
	その他の加算要素	膝当て		
	製作要素価格	患足 半長靴 整形靴 グッドイヤー式		
	製作要素価格	健足 半長靴 グッドイヤー式		
		膝継手 ストッパー付輪止め式		K-111
		足継手 制御式 補助付(ゲイトソリュ	ーショ	川村義肢 09-SIZE
5	尼成用部品	ン足継手)		K-215
		足継手 制御式 補助付		
	NUL + / + - +			·



この適用例は、あくまで参考資料です。

### 骨盤帯付両長下肢装具 A 両側支柱③

	名称·形式·部位			整理番号
基本価格	A -10	下肢装具 採型		
	継手	股継手 遊動	× 2	
		膝継手 遊動	× 4	
		足継手 遊動	× 4	
	腰椎支持部	B フレーム		
	大腿支持部	A半月	× 4	
\$11.7/ <del>-</del>		B1 皮革等カフバンド	× 4	
製作要素	下腿支持部	A半月	× 2	
価格		B 1 皮革等カフバンド	× 2	
ІЩ1П	足部	Aあぶみ	× 2	
		B1 皮革等 大	× 2	
	その他の加算要素	膝当て	× 2	
		足底裏革 (すべり止め)	× 2	
		股継手 ストッパー付輪止め式	× 2	K1-105
=	E成用部品	股継手 ストッパー付輪止め式	× 2	K-111
	PNV I J HENH	足継手 制御式 制限付	× 2	K-201
		あぶみ 制御式 制限付 足板付	× 2	K-205



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

### 長下肢装具 B片側支柱

	名称·形式·部位	使用・材料部品		整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型		
	継手	膝継手 遊動		
		足継手 遊動		
	大腿支持部	A半月	× 2	
#11//-		B 1 皮革等カフバンド	× 2	
製作要素	下腿支持部	A半月		
安糸 価格		B 1 皮革等カフバンド		
1114/111	足部	Aあぶみ		
		B1 皮革等 大		
	その他の加算要素	膝当て		
		足底裏革(すべり止め)		
		膝継手 ストッパー付輪止め式		K -111
完	成用部品	足継手 制御式 制限付		K -201
		あぶみ 制御式 制限付 足板付		K -205



この適用例は、あくまで参考資料です。

## 骨盤帯付長下肢装具 C硬性(免荷付)①

	名称·形式·部位	使用・材料部品		整理番号
基本価格	A -2	下肢装具 採型		
	継手	股継手 遊動		
		膝継手 遊動	× 2	
		足継手 遊動	× 2	
	腰椎支持部	A 1 モールド 熱可塑性樹脂 支柱付		
	大腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂		
製作		坐骨支持式		
要素	下腿支持部	A 半月		
価格		B1 皮革等カフバンド		
	足部	Aあぶみ		
	その他の加算要素	健足補高 5cm 高さ調節		
		内張り 仙腸支持部		
		内張り 大腿支持部		
完成用部品		股継手 ストッパー付輪止め式		K I -105
		膝継手 ストッパー付輪止め式		K -111
1	마다마다 다시되는 다시스테	歩行あぶみ		KI-D-301-2
		あぶみゴム		KI-D-301-3



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 長下肢装具 С硬性(免荷付)②

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
	継手	膝継手 遊動 × 2	
		足継手 遊動 × 2	
	大腿支持部	C2モールド 熱可塑性樹脂	
#11 //-		坐骨支持式	
製作	下腿支持部	A 半月	
要素価格		B1 皮革等カフバンド	
	足部	Aあぶみ	
		B1 皮革等 大	
	その他の加算要素	足底裏革 (すべり止め)	
		内張り 大腿部	
完成用部品		膝継手 ストッパー付輪止め式	K -111
		足継手 制御式 制限付	K -201
		あぶみ 制御式 制限付 足板付	K -205



この適用例は、あくまで参考資料です。

### 長下肢装具 C 硬性

	名称·形式·部位	使用・材料部品		整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型		
	継手	膝継手 固定	× 2	
		足継手 固定	× 2	
	大腿支持部	C2モールド 熱可塑性樹脂		
#11 //-	下腿支持部	C2モールド 熱可塑性樹脂		
製作要素	足部	B3 足部モールド (熱可塑性樹脂)		
<del>安糸</del> 価格	その他の加算要素	膝当て		
ІЩ1Ц		足底裏革 (すべり止め用)		
		内張り 大腿部		
		内張り 下腿部		
		内張り 足部		
完成用部品				

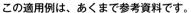


この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 膝装具 A 両側支柱①

	名称·形式·部位	使用·材料部品		整理番号
基本価格	A -4	下肢装具 採型		
	継手	膝継手 遊動	× 2	
	大腿支持部	A半月	× 2	
		B 1 皮革等カフバンド	× 2	
製作	下腿支持部	A半月	× 2	
要素		B 1 皮革等カフバンド	× 2	
価格	その他の加算要素	膝当て		
完成用部品		膝継手 ストッパー付輪止め式		K -111





## 

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -4	下肢装具 採型	
	継手	膝継手 遊動 × 2	
	大腿支持部	A半月	
製作		C2モールド 熱可塑性樹脂	
要素	下腿支持部	A半月	
価格		C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
ІЩ1Ц	その他の加算要素	内張り 大腿部	
		内張り 下腿部	
完成用部品		膝継手 ダイヤルロック	小原 12B-001



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 短下肢装具 A 両側支柱①

	名称·形式·部位	使用·材料部品		整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型		
	B-2	靴型装具 採型(採寸)		
	継手	足継手 遊動	× 2	
	下腿支持部	A半月		
\$U/F		B1 皮革等カフバンド		
製作	足部	あぶみ		
要素価格	その他の加算要素	T·Y ストラップ		
Щ11	製作要素価格	患足 短靴 整形靴 グッドイヤー式		
	製作要素価格	健足 短靴 グッドイヤー式		
完成用部品		足継手 制御式 制限付		K -209
		あぶみ 制御式 足板付一方向		k -211



この適用例は、あくまで参考資料です。

### 短下肢装具 A 両側支柱②

	1		
	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型	
	継手	足継手 遊動 × 2	
	下腿支持部	A半月	
		B1 皮革等カフバンド	
製作	足部	Aあぶみ	
要素		B1 皮革等 大	
価格	その他の加算要素	足底裏革 (すべり止め)	
		足継手 制御式 制限付	K -201
完	成用部品	あぶみ 制御式 制限付 足板付	K -205



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 短下肢装具 F 硬性(支柱つき PTB免荷付)①

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -5	下肢装具 採型	
	継手	足継手 固定 × 2	
	下腿支持部	C2 モールド熱可塑性樹脂	
		PTB支持式	
製作	足部	Aあぶみ	
要素		B3モールド(熱可塑性樹脂)	
価格	その他の加算要素	健足補高 5cm	
		高さ調整	
		内張り 下腿部	
		内張り 足部	
		歩行あぶみ	K I - D -301-2
完成用部品		あぶみゴム	K I - D -301-3



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -5	下肢装具 採型	
	継手	足継手 遊動 × 2	
	下腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
		PTB支持式	
製作	足部	Aあぶみ	
要素		B3 モールド (熱可塑性樹脂)	
価格	その他の加算要素	足底裏革(すべり止め用)	
		高さ調整	
		内張り 下腿部	
		内張り 足部	
		足継手 制御式 制限付	K -201
完	成用部品	あぶみ 制御式 制限付 足板付	K -205



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 短下肢装具 F 硬性(支柱なし)

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型	
	継手	足継手 プラスチック継手	
	下腿支持部	C2 モールド熱可塑性樹脂	
	足部	B3 足部モールド (熱可塑性樹脂)	
製作	その他の加算要素	内張り 下腿部	
要素		内張り 足部	
価格		足底裏革	
完	成用部品		



この適用例は、あくまで参考資料です。

#### 短下肢装具 F 硬性 ......

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型(採寸)	
	下腿支持部	B2 皮革等下腿コルセット	
	足部	B1 皮革等 小	
製作	その他の加算要素	伸展·屈曲補助装置	
要素			
価格			
完	成用部品		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 短下肢装具 G 軟性

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型(採寸)	
	下腿支持部	B1 皮革等カフバンド	
i	足部	B1 皮革等 小	
製作	その他の加算要素	伸展·屈曲補助装置	
要素			
価格			
i			
İ			
完			



この適用例は、あくまで参考資料です。

## 足底装具・Aアーチサポート①

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -7	採型 (採寸)	
	足部	B1 皮革等 小	
#11//-			
製作要素			
一 安糸 価格			
Щ11			
完	成用部品		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 足底装具・Bメタタルザルサポート

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -7	採型	
	足部	B3 足部モールド (熱可塑性樹脂)	
#11//-	その他の加算要素	足底裏革(すべり止め用)	
製作要素		内張り 足部	
を 価格			
IMAL			
完	成用部品		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 足底装具・D外側楔 .......

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -7	採型 (採寸)	
	足部	B1 皮革等 小	
\$11.7F			
製作要素			
世 一 一 一 任格			
1四位			
完	成用部品		



この適用例は、あくまで参考資料です。

#### 2 靴型装具

#### 靴型装具・A長靴 (注:両患足例)

	名称·形式·部位	使用·材料部品		整理番号
基本価格	B -1	採寸 (採型)	× 2	
製作	長靴	整形靴又は特殊靴	× 2	
要素				
価格				
完	民成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 靴型装具・A半長靴 (注:両患足例)

	名称·形式·部位	使用·材料部品		整理番号
基本価格	B -2	採寸 (採型)	× 2	
製作	半長靴	整形靴又は特殊靴	× 2	
要素				
価格				
完	6成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

#### 靴型装具・Cチャッカ靴 (注:両患足例)

	名称·形式·部位	使用・材料部品		整理番号
基本価格	B -2	採寸 (採型)	× 2	
製作	チャッカ靴	整形靴又は特殊靴	× 2	
要素				
価格				
完	6成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

#### 靴型装具・D短靴 (注:両患足例)

	名称·形式·部位	使用·材料部品		整理番号
基本価格	B -2	採寸 (採型)	× 2	
製作	短靴	整形靴又は特殊靴	× 2	
要素				
価格				
完	已成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 3 その他

## 先天性股脱装具 A パブリック帯 (リーメンビューゲル型)

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-8	採寸	(6~14歳)
	その他の加算要素	リーメンビューゲル	
製作			
要素			
価格			
完	成用部品		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

#### 内反足装具·B 靴型装具型(半長靴)

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A- 6	採型 × 2	(6~14歳)
	半長靴	特殊靴 × 2	
#11/6			
製作			
要素			
価格			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 内反足装具・C デニスブラウン副子(靴型装具型)

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号	
基本価格	A- 7	採型 × 2		
	短靴	特殊靴		
<b>#</b> 11.7/ <del>-</del>	その他の加算要素	デニスブラウン		
製作 要素				
価格				
完成用部品		デニスブラウン	KI-M-B	
			KI-M-F	
マの文田がは、ナノナー会も知识マナ				



この適用例は、あくまで参考資料です。

### 4 体幹装具

#### 頸椎装具・B硬性

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -2	採型	
	頸椎支持部	A2 モールド(熱可塑性樹脂)支柱なし	
#11 //-	その他の加算要素	内張り 頸椎支持部	
製作要素			
<del>安糸</del> 価格			
1 <u>ш/<del>1</del></u>			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 頸椎装具・Cカラー (あご受けのあるもの)

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -2	採型 (採寸)	
	頸椎支持部	C1 カラーあご受けあり	
製作			
要素			
価格			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -2	採型 (採寸)	
	頸椎支持部	C1 カラーあご受けなし	
製作			
要素			
価格			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 胸椎装具・A金属枠

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -3	採型	
	腰椎支持部	Bフレーム	
製作			
要素			
価格			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -3	採型	
	胸椎支持部	A1 モールド (熱可塑性樹脂)	
#11/6	その他の加算要素	内張り 胸椎支持部	
製作	胸椎支持部	サンドイッチ構造	
要素価格			
1 <u>ш</u> 1 <del>0</del>			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

#### 胸椎装具・C軟性

	名称·形式·部位	使用・材料部品		整理番号
基本価格	C -3	採型 (採寸)		
	胸椎支持部	C軟性		
製作	体幹装具付属品	肩バンド	× 2	
要素				
価格				
完成用部品				



この適用例は、あくまで参考資料です。

#### 仙腸装具・B硬性

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
	仙腸支持部	A2 モールド(熱可塑性樹脂) 支柱なし	
	その他の加算要素	体幹装具付属品 会陰ひも	
製作要素		内張り 仙腸支持部	
価格			
шчи			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 仙腸装具・C軟性

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型 (採寸)	
	仙腸支持部	C 軟性	
製作			
要素			
価格			
完	成用部品		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 側彎矯正装具・Bアンダーアームブレース

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	C -4	採型	
	骨盤支持部	B モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	付属品 胸椎パッド	
製作		付属品 腰椎パツド	
要素		アウトリガー	
価格		前方支柱	
IM III		後方支柱 × 2	
		胸郭バンド(プラスチックス製)	
		アウトリガー	K 1- N -005 A -3
	··成用部品	前方支柱	K 1- N -005 A -1
元以为司。		後方支柱	K 1- N -005 A -2





この適用例は、あくまで参考資料です。

#### 腰椎装具・A金属枠①

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号	
基本価格	C -5	採型		
	腰椎支持部	Bフレーム		
	その他の加算要素	付属品 腰部継手 × 2		
製作要素		付属品 腹圧強化バンド		
価格				
IM10				
完	成用部品		-	





この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

#### 腰椎装具・A金属枠②

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
	腰椎支持部	Bフレーム	
製作			
要素			
価格			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 腰椎装具・B硬性①

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
++ 1 /1 /15 / 6			正任田勺
基本価格	C -5	採型	
	腰椎支持部	A2 モールド (熱可塑性樹脂) 支柱なし	
\$11/F	その他の加算要素	付属品 腰部継手 × 2	
製作要素		内張り 腰椎支持部	
価格			
ІЩ1П			
		足継手 制限付 (補助付) 1方向	K -209-1
完成用部品		あぶみ 制限付 (補助付) 1方向	K -212



この適用例は、あくまで参考資料です。

#### 腰椎装具・B硬性②

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
	腰椎支持部	A2 モールド(熱可塑性樹脂) 支柱なし	
#u //-	その他の加算要素	内張り 腰椎支持部	
製作要素			
世 安 <u>米</u> 価格			
ІШЛІП			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

#### 腰椎装具・C軟性

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型 (採寸)	
	腰椎支持部	C軟性	
製作			
要素			
価格			
完	成用部品		



この適用例は、あくまで参考資料です。

# 5 上肢装具

# 肩装具・A金属枠

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D -1	採寸	
	肩継手		
		C 肩回旋装置	
	肘継手	B遊動(片側)	
	手継手	A 固定(片側)	
	胸郭支持部	Bフレーム	
製作	骨盤支持部	Bフレーム	
要素	上腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
価格	前腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
	手掌パッド	Αモールド	
	その他の加算要素	内張り 上腕部	
		内張り 前腕部	
		内張り 手部	
		体幹装具付属品 肩バンド	
		肩継手	A -3201
完成用部品		肘継手	A -3401
709X/13 HPHH			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 肩装具・B硬性 \_\_\_\_\_\_

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D -1	採寸	
	肩継手		
	肘継手		
#H / L			
製作			
要素価格	上腕支持部	B2 皮革等上腕コルセット	
1ш/11	前腕支持部	B2 皮革等前腕コルセット	
	その他の加算要素	体幹装具付属品 肩バンド	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

#### 肘装具・A 両側支柱

	名称·形式·部位	使用・材料部品		整理番号
基本価格	D -3	採型		
	肘継手	遊動	× 2	
	上腕支持部	A 半月	× 2	
#11 / <del>/</del> -		B1 皮革等カフバンド	× 2	
製作要素	前腕支持部	A 半月	× 2	
価格		B1 皮革等カフバンド	× 2	
ІЩЛІ				
完	成用部品	殻構造義肢肘継手単軸ヒンジュ	式遊動式	K I - H -027-2



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。 使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 

	名称·形式·部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-3	採型	
	上腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
	前腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
#11/6-	その他の加算要素	内張り 上腕部	
製作要素		内張り 前腕部	
価格			
ІШТП			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

#### 手背屈装具・硬性

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	D-4	採型	
	手継手	A 固定	
#11 //-	前腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
製作要素	手掌パッド	A モールド	
安系 価格	その他の加算要素	内張り 前腕部	
111111111111111111111111111111111111111		内張り 手部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

# 長対立装具(ランチョ型)

	名称·形式·部位	使用·材料部品		整理番号
基本価格	D-4	採寸		
	手継手	A 固定		
	前腕支持部	A 半月	×2	
#11 //-	手部背側パッド	Bフレーム		
製作要素	手掌パッド	Bフレーム		
- 安糸 価格	その他の加算要素	対立バー		
ІЩЛП	その他の加算要素	C / \( -		
完成用部品				



この適用例は、あくまで参考資料です。

#### 長対立装具

	名称·形式·部位	使用·材料部品		整理番号
基本価格	D-4	採寸		
	手継手	A 固定		
	前腕支持部	A 半月	× 2	
	手部背側パッド	Bフレーム		
製作	手掌パッド	Bフレーム		
要素	その他の加算要素	対立バー		
価格		C / \( -		
ішла		基節骨パッド フレーム		
		アウトリガー		
		伸展・屈曲補助バネ	× 5	
完	成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

## 短対立装具

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	D-5	採寸	
	手部背側パッド	Bフレーム	
製作	手掌パッド	Bフレーム	
要素	その他の加算要素	対立バー	
価格		C / Ÿ—	
完	成用部品		



この適用例は、あくまで参考資料です。

#### 把持装具·A 手関節駆動式

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	D-4	採寸	
	手継手	遊動	
	MP継手	遊動	
	IP継手	固定(金属)	
\$11 /h-	前腕支持部	A 半月	
製作要素	手掌パッド	A モールド	
を	その他の加算要素	基節骨パッド フレーム	
ІЩ1П		中・末節骨パッド フレーム	
		C/\(\(\sigma\)	
		対立バー	
完	成用部品	把持装具用部品 フレクサーヒンジ	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

#### 指装具

	名称·形式·部位	使用·材料部品	整理番号
基本価格	D-6	採寸	
#11 /L	IP継手	B遊動	
製作要素	その他の加算要素	基節骨パッド フレーム	
を 価格		中、末節骨パッド フレーム	
іш/п			
完	成用部品		

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



# 3 座位保持装置

## 3-1 主な解説と適応例

计存	」レ	<b>+</b> >	ス	障害
メリタ	$\sim$	<i>'</i>	へ	四十

体幹機能障害者

下肢機能障害者

#### 障害の状態

自力での座位又は長時間の座位が困難な状態をいいます。

#### 適応例

体幹や下肢に障害があるため、自力で座位姿勢を保持できない者または長時間の座位による姿勢保持が困難で姿勢の補正が自力で不可能な者で、座位保持装置を使用することにより、自力での座位保持が可能になり、座位の耐久性・安定性の向上が図られることが条件です。 脳性麻痺、筋ジストロフィー等により体幹筋力の低下や体幹変形が著しい者が適応となります。

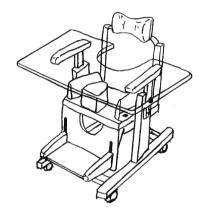
#### 基本構造

- ①長時間座位をとることができない者又は自力で座位を保持できない者に対し、安定した座 位の保持を可能とするために用いられる用具。
- ②座位に類似した姿勢(立位、臥位等)を保持する機能を有する装置も含む。
- ③耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

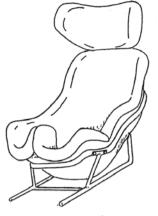
		基本構造	耐用年数
身体支持部、構造力	フレーム、付属品及	び完成用部品を組み合わせて製作する。	
支持部の主な形状	平面形状型	採寸により製作されるもので、平面を主体として構成された支 持面を持つ。	
	モールド型	採型により製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面 で構成された支持面を持つ。	
	シート張り調節型	<ul><li>・支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体 形状や変形に対応するもの。</li><li>・支持部と組み合わせる構造フレームとして、「ティルト機構」 及び「車椅子としての機能」を付加することができる。</li></ul>	3年
	受勢保持能力の状況 はる不快感を生じさ		



平面形状型



平面形状型(木製構造フレーム(ティルト機構)



モールド型



モールド型(車椅子の構造フレーム)

# 4 車椅子・電動車椅子

## (1) 車椅子

#### 対象となる障害

下肢機能障害者

体幹機能隨害者

平衡機能障害者

心臓機能障害者

呼吸器機能障害者

#### 障害の状態

歩行不能な状態、歩行可能だが、耐久性に欠ける状態をいいます。

#### 基本要件

義肢・装具・杖等他の補装具を使用しても歩行が困難な者(原則として、下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害3級以上で歩行障害がある者)です。

#### 車椅子の名称

車椅子は、基本的な構造の違い等により、下記の名称に分けられます。

- ①リクライニング式は体幹の支持性の低下等によりバックサポートの角度を変えなければ 座位保持が困難な者、ティルト式は座位保持が困難な者であって自立姿勢変換が困難な 者が適応となる。
- ②基本的な製作工程の違いにより、レディメイドとオーダーメイドに分けられる。
- ③レディメイドとは、メーカーにより標準化された既成のサイズの部品を組み立てて製作するものであり、オーダーメイドとは、障害の状態や体型、生活環境等により既成のサイズの部品では適合しない場合に、特定の個人に適合するように部品のサイズを変えて個別に製作するものである。

対象者・要件別基本構造等

名称	対象者·要件等	基本構造等	付属品	耐用年数
普通型	・両上肢又は片上下肢で駆動できる者 ・座位保持の状態によりリクライニング式やティルト式が必要となることがある。	折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIST 9201-1998 又は JIST 9201-2006 による		
リクライニング式 普通型		バックサポートの角度を変えることができるもの。 その他は普通型に同じ。		
ティルト式 普通型		座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。		
リクライニング・ ティルト式 普通型		バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。		
手動リフト式普通型	非リフト式車椅子への乗降が困難な者でリフト式普通型の使用により乗降が自力で可能となる者※自力乗降が可能にならない場合であっても、日常生活の状況や介護者の状況等を勘案し、真に必要とすると認められる場合は、支給対象とする。	<ul> <li>・座席の高さを変えることができるもの。</li> <li>・乗降時にレバーを操作することによって座面を上下(床面から70cmの安全な範囲で調整)できるリフト機能を持つ</li> <li>・その他は普通型と同じ。</li> </ul>	身体の障がい の状況により、 クッション、 その他の付属	
前方大車輪型	・肩関節等に運動制限、筋力低下等があり、普通型では十分な駆動力が得られない者 ・座位保持の状態によりリクライニング式が必要となることがある。※普通型車椅子より小回りが利くため、上肢に障害のある者に適するが、操作性において難しい面があることから、利用できる者は限定される。	<ul><li>折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。</li><li>前方に大車輪(駆動輪)があり、後方に自在輪(キャスター)がある。</li></ul>	品を必要とする場合は、修理基準の表に 関連をあるのでは、 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	6年
リクライニング式 前方大車輪型		<ul><li>バックサポートの角度を変えることができるもの。</li><li>その他は前方大車輪型と同じ。</li></ul>		
片手駆動型	・障がい状況が片麻痺等で、健 肢に相当程度の握力があり、効 果的に操作が可能な者 ・座位保持の状態によりリクラ イニング式が必要となることが ある。	原則として折りたたみ式で片側にハンド リムを二重に装着して、片麻痺患者の 使用できるもの。		
リクライニング式 片手駆動型		バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。		
レバー駆動型	片麻痺等で上肢機能障がいがあ るため、両上肢による駆動が困 難な者	レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺 患者の使用できるもの。		

名称	対象者·要件等	基本構造等	付属品	耐用年数
手押し型	・上肢での駆動が不能な者、又は下肢でしか駆動できない者など障がいの状況から車椅子の操作が難しく、移動は主に介助者による者。 ・認知力その他の障がいにより、安全な車椅子操作が難しい者。 ・座位保持の状態によりリクライニング式やティルト式が必要となることがある。	の。(折りたたみ式、非折りたたみ式)		
リクライニング式 手押し型		バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。		6年
ティルト式 手押し型		座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。		
リクライニング・ ティルト式 手押し型		バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。		

#### 様式と要件

①リクライニング式

頸髄損傷者で低血圧発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとる必要のある者 四肢・体幹機能障害により運動制限が著明で、座位を長時間保持できない者 股関節拘縮や強直がある者

②ティルト式

脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者等

③オーダーメイド

体格・体型が J I S 規格の既製品では適合しない者 障害者の身体状況に個別に対応することが必要な者

#### 【備考】

- ①価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品(モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。)に適用する。
- ②レディメイドによる製品 → オーダーメイドの額の75%の範囲内の額
- ③体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品(支持部(骨盤・大腿部))をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。
- ④身体の障がいの状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
- ⑤クッションを必要とする者とは、褥瘡のある者、褥瘡の発生の危険性のある者等。



普通型



リクライニング式普通型



手動リフト式普通型





片手駆動型



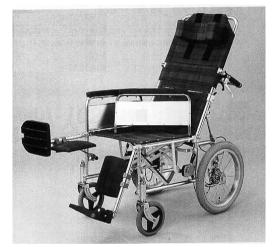
リクライニング・ティルト式手押し型



レバー駆動型



手押し型·A(大車輪のあるもの)

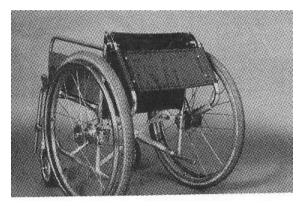


リクライニング式手押し型

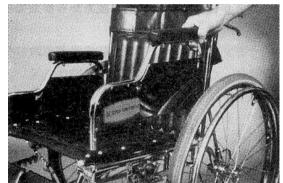
#### 付属品

身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とします。(対象者及び要件等については、P285「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領の一部改正について」(国通知)の 第4「車椅子及び電動車椅子に関する取扱い」を参照)

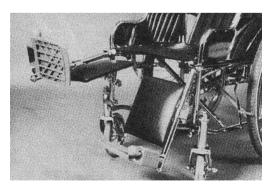
- ①クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調節するもの及び特殊な空気室構造のものに限る。)及びフローテーションパッドを車椅子(電動を含む)の補装具費支給後に生じた理由により追加する必要がある場合は、厚生相談所の判定が必要である。
- ②車椅子の補装具費支給の際に付属品を同時に支給する場合は、厚生相談所の判定が必要である。



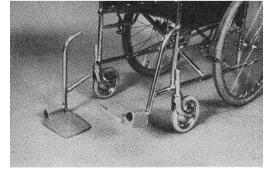
バックサポート:背折れ機構



アームサポート:脱着式



レッグサポート: 挙上式



レッグサポート:脱着式



クッション (特殊な空気室構造のもの)



栄養バック取り付け用ガートル架



シートベルト



スポークカバー







ステッキホルダー



転倒防止装置



フットブレーキ



酸素ボンベ固定装置

## 修理基準

修理部位	単位	価格(円)	備考
クッション交換		3,400	
クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造の もの及び立体編物構造のもの)交換		10,000	
クッション (ゲルとウレタンフォームの組合せのもの) 交換		17,000	
クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換		30,000	
クッション(特殊な空気室構造のもの)交換		45,000	
フローテーションパッド交換		30,000	三重構造とする場合は、 1,300円増しとすること。
背クッション交換	1個	10,000	
特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換	1個	20,790	
クッションカバー(防水加工を施したもの)交換	1個	6,530	
クッション滑り止め部品交換	1台	1,580	
バックサポート交換		7,500	
延長バックサポート交換	1台	8,750	枕は含めないこと。
枕(オーダー)交換	1台	10,330	レディメイドは50%と すること。
バックサポートパイプ交換		2,550	
バックサポートパイプ取付部品交換		3,700	
張り調整式バックサポート交換	1台	15,080	
高さ調整式バックサポート交換	1台	12,080	
背折れ機構部品交換	1台	5,840	
背座間角度調整部品交換	1台	8,100	
アームサポート(肘当て部分)交換		3,900	
アームサポート(フレーム)交換		4,600	
高さ角度調整式アームサポート交換	1個	9,010	
高さ調整式アームサポート(段階調整式)交換	1個	3,310	
角度調整式アームサポート交換	1個	7,050	
跳ね上げ式アームサポート交換	1個	4,680	
脱着式アームサポート交換	1個	4,680	
アームサポート拡幅部品交換	1個	3,610	
アームサポート延長部品交換	1個	3,610	
レッグサポート交換		1,800	
脱着式レッグサポート交換	1個	5,780	
<b>挙上式レッグサポート(パッド形状)交換</b>	1個	6,390	
開閉挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	1個	9,290	
開閉・脱着式レッグサポート交換	1個	6,790	
フットサポート交換	1個	3,000	前後調整、角度調整、左 右調整の各構造を有する 場合は、各 1,500 円増し とすること。
ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	1台	16,950	枕は含めること。
座布交換		7,300	
座張り調整部品交換	1台	10,000	

修理部位	単位	価格(円)	備考
座奥行き調整(スライド式)部品交換	1台	16,970	
座板交換	1台	6,800	
座席昇降ハンドルユニット交換		15,800	
座席昇降チェーン交換		8,400	
座席昇降メカユニット交換		22,100	
フレーム(サイドベース)交換		10,700	
フレーム(サイド拡張)交換		8,500	
フレーム(サイド拡張)取付部品交換		3,200	
フレーム(折りたたみ)交換		15,600	
ブレーキ交換		9,100	
キャリパーブレーキ交換		8,000	
フットブレーキ(介助者用)交換		6,000	
延長用ブレーキアーム交換	1個	1,450	
リフレクタ(反射器-夜光材)交換		430	1回当たりとすること。
リフレクタ(反射器ー夜光反射板)交換		670	
ハンドリム交換		4,350	
滑り止めハンドリム交換		7,000	
ノブ付きハンドリム交換	1個	4,470	購入後に後付けする場合 は、4,350円増しとする こと。
キャスター(大)交換		8,000	
キャスター(小)交換		5,800	
屋外用キャスター(エアー式等)交換		7,500	
リーム交換		5,500	
車軸位置調整部品交換	1台	16,120	
大車輪脱着ハブ交換	1個	5,000	
サイドガード交換		6,800	
タイヤ交換		4,250	
ノーバンクタイヤ交換	1個	3,690	購入後に後付けする場合 は、1,740円増しとする こと。
チューブ交換		2,450	
シートベルト交換		3,500	
テーブル交換		10,900	
スポークカバー交換		4,100	
塗装		17,900	1回当たりとすること。 総塗り替えの場合に限る こと。
ハブ取付部品交換		6,100	
キャスター取付部品交換		7,000	
ハブ用スプリング交換		16,000	
ステッキホルダー(杖たて)交換		3,000	
泥よけ交換		5,000	
転倒防止装置交換		3,750	
転倒防止装置交換(キャスター付き折りたたみ式)交換	1個	7,740	

修理部位	単位	価格(円)	備考
携带用会話補助装置搭載台交換		30,000	
酸素ボンベ固定装置交換		13,000	
人工呼吸器搭載台交換		25,000	
栄養パック取り付け用ガートル架交換		9,000	
点滴ポール交換		9,000	
シリンダー用レバー交換		2,500	
メカロック交換		10,000	
ティルト用ガスダンパー交換		15,000	
ワイヤー交換		1,200	
ガスダンパー交換	1 個	15,000	
幅止め交換	1 個	3,750	購入後に後付けする場合 は、750円増しとすること。
高さ調整式手押しハンドル交換	1台	7,840	
車載時固定用フック交換	1 個	3,000	
日よけ(雨よけ)部品交換	1 個	6,000	
6輪構造部品交換	1台	34,720	
成長対応型部品交換	1台	56,020	バックサポート高さ及び 張り調整、座奥行き及び 張り調整、フットプレート前後調整、車軸位置調 整及び脱着ハブ、その他 成長対応に必要な構造を 有すること。
<b>痰吸引器搭載台交換</b>	1 個	25,000	

#### (2) 電動車椅子

#### 対象となる障害

上肢機能障害者

下肢機能障害者

体幹機能障害者

心臓機能障害者

呼吸器機能障害者

#### 障害の状態

歩行が不能又は困難で、かつ手動式車椅子の駆動が不能又は著しく困難な状態(地理的環境を含む)をいいます。

#### 基本要件

下記要件のすべて(①については、①のア・イ又は②の何れかに該当すればよい)を満たす重度の歩行困難者で、電動車椅子の使用により自立と社会参加の促進が図れる者

- ①重度の下肢機能障害者(原則として下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害3級以上)で
  - ア 上肢機能障がいがあるため手動車椅子の使用が不可能な者又は操作が著しく困難な者
  - イ 上肢機能障害はないが、使用目的及び日常生活圏の環境等の状況から、電動車椅子 を使用しなければ日常生活の自立と社会参加の促進が図れない者
- ②呼吸器機能障害及び心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であって、医学 的所見から適応が可能な者
- ③視野、視力、聴力等に障害を有しない者又は障害を有するが電動車椅子の安全走行に支 障がないと判断される者
- ④歩行者として、必要最小限の交通規則を理解している者
- ⑤電動車椅子の操作を円滑にできる者

#### 対象別基本構造等

名称	対象者等	基本構造等	付属品	価格(円)	耐用 年数
普通型 (4.5Km/H)			外部充電器 バッテリー	314,000	
普通型 (6Km/H)	・手動式車椅子の駆動が困難であるが、電動車椅子の操作は自力で可能な者。 ・ 6Km/H の対象者は、周囲の環境に合わせ速度調整ができる者。	JIS T 9203-1999 又 は JIS T 9203- 2006 による	身にシの品す修表も品外よりである。のいうの必場基掲をのというでは、のる属といのる属といる。	329,000	6年

	名称	対象者等	基本構造等	付属品	価格(円)	耐用 年数
簡易	易型	平坦路は手動自走が可能であるが、 日常生活圏の坂路や悪路において は手動自走が著しく困難な者。				
	A切替式	障がい状況や職 圏の坂路や悪路 業上、教育上、で手動式車椅子	・電動力走行・手動 力走行を切り替え可 能なもの。 ・その他は車椅子の 普通型に準ずる。	る内額る外がでである の必加と でをこのででである。 の必加と でででする。 の必加と ででする。 の必加と ででする。 の必加と ででする。 ででする。 は、 ででする。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	A 157,500	
	Bアシスト式	手動式車椅子の 駆動は両上肢で アシスト式を使 用した場合に、生活圏の坂路や 手動による自走 が可能となる者。 椅子の駆動が著 しく困難な者が 適応となる。	・駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。 ・その他は車椅子の要通知に進ずる	子の普通型に準ずる。	B 212,500	0.47
	クライニング式 <sup>通型</sup>	・頸髄損傷者で低血圧発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとる必要のある者。 ・四肢・体幹機能障がいにより運動制限が著明で、座位を長時間保持できない者。 ・股関節拘縮や強直がある者。	バックサポートの角 度を変えることがで きるもの。	普通型と同じ	343,500	6年
	助 クライニング式 <b>通</b> 型	リクライニング式普通型電動車椅子の要件を満たし、かつ、この電動車椅子を使うことにより、自力でリクライニング操作が可能となる者。	1ト(1) 角世を必する /	普通型と同じ	440,000	
	動リフト式 <u>通型</u>	手動リフト式車椅子の使用が困難な者で、この電動車椅子の使用により自力乗降が可能となる者※自力乗降が不可能な者であっても、日常生活の状況や介護者の状況等を勘案し、真に必要とすると認められる場合は、交付対象とする。	電気で座席の高さを 変えることができる もの。	普通型と同じ	701,400	
	助ティルト式 通型	普通型電動車椅子の要件を満たし、 脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾 患等による四肢麻痺や、関節拘縮 等により座位保持が困難な者であっ て、自立姿勢変換が困難な者等で、 この電動車椅子を使うことにより、 自力でティルト操作が可能となる者。	度を維持した状態で 角度を変えることが できるもの。	普通型と同じ	580,000	

名称	対象者等	基本構造等	付属品	価格(円)	耐用 年数	
電動 リクライニング・ ティルト式 普通型	電動リクライニング式普通型及び 電動ティルト式普通型の要件を満た す者で、リクライニング式とティル ト式の両方の機能を必要とする者。	電気でバックサポートの角度を変えたができ、座の角度を変を座がったができず、一下の角度を変ををがした。 大態でのものできるもの。 その他は普通型と同じ。	普通型と同じ	982,000	6年	
備考	し。  ① 褥瘡のある者、褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ②体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品(支持部(骨盤・大腿部))をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。 ③外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は 30,000 円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。※外部充電器交換:20,000 円(簡易型は 25,000 円) ④バッテリーの価格は、修理基準の表に掲げるバッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)の額の範囲内で必要な額を加算すること。※バッテリー(マイコン内蔵型ニッカド電池)交換:31,000 円※バッテリー(マイコン内蔵型ニッカド電池)交換:31,000 円※バッテリー(マイコン内蔵型ニッカド電池)交換:31,000 円※バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換:54,000 円					

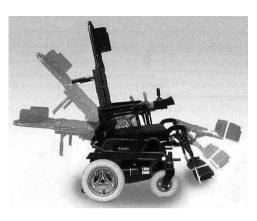


普通型 (6km/H)



普通型 (6km/H) (ハンドル形)

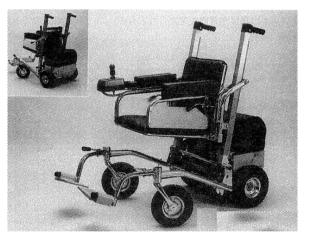




電動リクライニング式普通型



簡易型 (切替式)



電動リフト式普通型



電動リクライニング・ティルト式普通型

修理部位	単位	価格(円)	備考
コントローラー交換		84,300	
		9,500	
電動リフトコントローラー交換		40,600	
電動リフトコントローラー部品交換		10,200	
電動ティルトコントローラー交換		94,500	
電動ティルトコントローラー部品交換		10,200	
操作制御部交換		24,300	
操作制御部部品交換		5,800	
電動リフト操作制御部交換		30,500	
		5,100	
電動ティルト制御部交換		30,500	
電動ティルト制御部部品交換		5,100	
電動リフト自動停止制御部交換		15,200	
電動リフト自動停止制御部部品交換		5,100	
電動ティルト自動停止部品交換		15,200	
電動ティルト自動停止制御部部品交換		5,100	
		9,000	
ハーネス及びリレー部品交換		3,400	
電動リフトハーネス交換		15,200	
電動ティルトハーネス交換		15,200	
		28,500	
		7,200	
電動リクライニングモーター交換		17,000	
		60,900	
電動リフトモーター部品交換		8,100	
		17,000	
電動ティルトモーター部品交換		8,100	
		45,100	
ギヤーボックス部品交換		9,700	
電動リクライニング装置交換		53,300	
電動リクライニング装置部品交換		22,200	
電動ティルト装置交換		53,300	
電動ティルト装置部品交換		22,200	
電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用を除く。)交換		17,400	
電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用に限る。)交換		12,500	
手動ブレーキ交換		12,200	
手動ブレーキ部品交換		7,200	
クラッチ交換		8,600	
フレーム交換		38,300	
フレーム部品交換		8,900	
シートフレーム交換		15,100	
シートフレーム部品交換		6,400	

修理部位	単位	価格(円)	備考
電動リフトシートフレーム交換		81,200	5
		101,500	
		81,200	
		8,800	
延長バックサポート交換	1台	9,300	枕は含めないこと。
枕(オーダー)交換	1台	10,330	レディメイドは 50% とすること。
張り調整式バックサポート交換	1台	15,080	
ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	1台	16,950	枕は含めること。
高さ調整式アームサポート交換	1個	3,310	
跳ね上げ式アームサポート交換	1個	4,680	
アームサポート拡幅部品交換	1 個	3,610	
アームサポート延長部品交換	1個	3,610	
アームサポートパイプ交換		4,150	
アームサポートクッション交換		3,450	
サイドガード交換		5,000	
バックサポート交換		6,900	
シート交換		7,500	
フットサポート交換	1個	11,500	前後調整、角度調整、 左右調整の各構造を 有する場合は、各 1,500円増しとする こと。
フットサポート部品交換		5,200	
開閉・脱着式レッグサポート交換	1個	6,790	
キャスター交換		9,600	
キャスター部品交換		3,900	
フロントホイール交換		4,300	
リヤーホイール交換		5,200	
タイヤ交換		8,100	
ノーパンクタイヤ(前輪)交換	1個	5,000	購入後に後付けする 場合は、12,400円増 しとすること。
ノーパンクタイヤ(後輪)交換	1個	5,000	購入後に後付けする 場合は、13,300円増 しとすること。
リヤシフト交換		6,700	
電動リフトシャフト交換		50,800	
電動ティルトシャフト交換		58,000	
電動リフトチェーン交換		50,800	
電動リフトチェーンアジャスター交換		25,400	
簡易型電動装置交換		157,500	ア シ ス ト 式 は、 55,000円増しとする こと。AC サーボモー ター式を必要とする 場合は 20,000円増 しとすること。

修理部位	単位	価格(円)	備考
簡易型ホイール交換		27,700	アシスト式は、6,000円増しとすること。
簡易型ホイール部品交換		3,900	
簡易型右側駆動装置交換		114,850	ア シ ス ト 式 は、 21,900円増しとする こと。AC サーボモー ター式を必要とする 場合は 10,000円増 しとすること。
簡易型左側駆動装置交換		84,850	ア シ ス ト 式 は、 39,900円増しとする こと。AC サーボモー ター式を必要とする 場合は 10,000円増 しとすること。
簡易型駆動装置部品交換		23,400	
バッテリー交換		25,800	密閉型は、3,000円 増しとすること。
バッテリー(マイコン内蔵型ニッカド電池)交換		31,000	
バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換		54,000	
バッテリー部品交換		2,300	
内蔵充電器交換		47,400	
外部充電器交換		20,000	簡易型は。5,000円 増しとすること。
充電器部品交換		11,800	
オイル又はグリス交換		2,700	
ステッキホルダー(杖たて)交換		3,000	
転倒防止装置交換		3,750	
転倒防止装置 (キャスター付き折りたたみ式) 交換	1 個	7,740	
クライマーセット(段差乗り越え補助装置)交換		18,000	
フロントサブホイール(溝脱輪防止装置)交換		11,200	
携带用会話補助装置搭載台交換		30,000	
酸素ボンベ固定装置交換		13,000	
人工呼吸器搭載台交換		25,000	
栄養パック取り付け用ガートル架交換		9,000	
点滴ポール交換		9,000	
背座間角度調整部品交換	1台	8,100	
座奥行き調整(スライド式)部品交換	1台	12,080	
電動スイングチンコントロール一式交換	1台	213,000	
(以下パーツ)			
パワースイングチンアーム交換	1個	68,250	
チン操作ボックス交換	1個	15,250	
セレクター交換	1個	88,000	
液晶モニター交換	1個	52,000	
頭部スイッチ・取付金具交換	1個	20,000	
手動スイングチンコントロール一式交換	1個	35,000	

修理部位	単位	価格(円)	備考
(以下パーツ)	<u>+   -   -   -   -   -   -   -   -   -   </u>	IMILICI 37	ני מע
・	1個	19,750	
	1個	15,250	
手動スイングアーム交換	1個	10.000	
多様入力コントローラ(非常停止スイッチボックス)交換	1個	20,000	購入後に後付けする 場合は、28,000円増 しとすること。
多様入力コントローラ(4方向スイッチボックス)交換	1個	30,000	
多様入力コントローラ(4方向スイッチボード)交換	1個	30,000	
多様入力コントローラ(8方向スイッチボックス)交換	1個	50,000	
多様入力コントローラ(8方向スイッチボード)交換	1個	50,000	
多様入力コントローラ(小型ジョイスティックボックス)交換	1個	40,000	
多様入力コントローラ(フォースセンサ)交換	1個	88,000	
多様入力コントローラ(足用ボックス)交換	1個	40,000	
簡易 1 入力一式交換	1個	90,000	
延長式スイッチ交換	1個	1,000	
レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換	1個	3,350	購入後に後付けする 場合は、1,650円増 しとすること。
レバーノブ各種形状 (U ノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換	1個	3,860	購入後に後付けする 場合は、2,980円増 しとすること。
感度調整式ジョイスティック交換	1台	10,000	購入後に後付けする 場合は、5,000円増 しとすること。
ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	1台	7,500	購入後に変更する場合は、500円増しとすること。
前輪パワーステアリング部品交換	1台	51,000	
車載時固定用フック交換	1個	3,000	1ヶ所当たりとする こと。
日よけ(雨よけ)部品交換	1個	6,000	
テーブル交換	1個	10,900	
成長対応型部品交換	1台	56,020	バックサポート高さ 及び張り調整、座奥行 き及び張り調整、フッ トプレート前後調整、 その他成長対応に必 要な構造を有するこ と。
手動リクライニング装置交換	1台	35,000	
痰吸引器搭載台交換	1台	25,000	

# 5 視覚障害者のための補装具

## (1) 盲人安全つえ

## 対象となる障害

視覚障害者

#### 障害の状態

視力の低下、視野狭窄がある状態をいいます。

## 基本要件

視力の低下や視野狭窄により、盲人安全つえがなければ歩行の安全を図れない者が対象です。

# 用具の解説

視覚障がいがある場合で、路面状態や障害物などを事前に察知することにより安全性を確保 する目的として使用します。

杖先から地面の状況や突然の変化を探る情報提供の役割、障害物に先に当たるバンパーの役割、視覚に障がいがあることを周囲に理解させるシンボルとしての役割があります。あまり軽すぎると情報を感じ取りにくいので 200g 程度が適当とされています。

道路交通法に携帯義務が規定されているほか、外装(色)についても、白色または黄色であることが道路交通法施行令で定められています。

# ①普通用

直杖、棒状になっており、一般的な長さは85~140cm 程度です。シャフトとは、杖の本体であり、現在はグラスファイバー、アルミ、ジェラルミン、カーボンなどが使用されています。石突きとは、指先と同様の機能を果たすもので、丈夫で滑りやすいことが重要で、通常ナイロンが素材として使用されています。摩耗が激しいため、半年くらいで交換されています。

## ②携帯用

持ち運びに便利で、旅行時に利用したりします。

折りたたみ式は、数段に折りたたみ可能、本体の中にひもゴムまたはワイヤーを通してあり、バラバラにならないようになっています。

スライド式はアンテナロット式で数段に収納されており、先端部を引き伸ばして固定します。

ねじ式は引き伸ばしてねじるとそこで固定し、長さの調節が可能なものを言います。

# ③身体支持併用

主に身体を支えながら歩行すると共にシンボルケインとして使用される杖。持ち手には T字型グリップ、先端は滑り止めのゴム足などが付属されています。形態としては長さ調 整が可能なものや、折りたたみが出来るものがあります。

# 基本構造等

名称	基本構造等		付属品	価格(円)	耐用年数		
	主体 →グラスファイバー	石突 → 耐摩耗性合成樹脂または高 カアルミニウム合金		3,550	2年		
普通用	主体→木材	外装 → 白色または黄色の塗装もし		1,650	2年		
	主体→軽金属	くは加工  形状 → 直式		2,200	5年		
携帯用	主体 →グラスファイバー	石突および外装 → 普通用と同じ	夜光装置 ベル	4,400	2年		
	主体→木材	形状 → 折りたたみ式もしくはスラ  イド式	ゴムクリップ	3,700	2年		
	主体→軽金属	7 下式		3,550	4年		
身体支持併用	主体→軽金属	石突 → ゴム又は普通用と同じ。 外装 → 普通用と同じ 形状 → 直式又は折りたたみ式もし くはスライド式		3,800	4年		
備考	1 夜光装置(反射テープを貼り付けたもの)						

シャフト

石突き

身体支持併用白杖

# 修理価格。

修理部位	価格
マグネット付き石突交換	760

グリップ

# (2) 義眼

# 対象となる障害

視覚障害者

#### 障害の状況

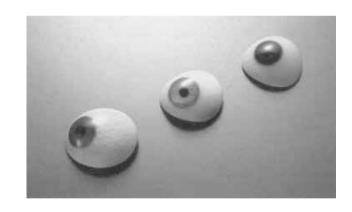
無眼球や眼球萎縮又は角膜に白斑がある状態をいいます。

#### 基本要件

無眼球や眼球萎縮のため義眼を必要とする者で、義眼の装着により容姿の改善が図られる者です。

# 基本構造等

名称	対象者・要件等	対象者·要件等基本構造		価格(円)	耐用年数
普通義眼	眼窩の状態が既製品に適する者。	主材料 →プラスチック またはガラス	既製品	17,000	
特殊義眼	眼窩の状態が既製品に適合しない者。		特殊加工を 施したもの。	60,000	2年
コンタクト義眼	・角膜に白斑もしくは変形があり、視力の向上が期待できない者。 ・眼球萎縮があり、コンタクト義眼が必要な者。	主材料→プラスチック		60,000	



# 【留意点】

義眼は、眼球摘出後や眼球内容除去後の無眼球の場合だけでなく、眼球が残っている場合であっても眼球癆、眼球萎縮、先天性小眼球症、角膜白斑など様々な場合に必要となります。 医師の処方を確認の上支給の決定をしてください。

なお、現在、普通義眼はほとんど作られていず、特殊義眼、コンタクト義眼が主流で、意見書で普通義眼の処方があった場合には十分確認の上支給決定をしてください。

(3) 眼鏡	
対象となる障害	
視覚障害者	
障害の状態	
視力の低下、視野狭窄がある状態をいいます。	
基本要件	
視覚障がいがあり、眼鏡の使用により日常生活が改善される者が対象です。	
用具の解説	

屈折異常や弱視等の視覚障害を補うほか、網膜色素変性症などの障害者の眼球保護に用いられる用具で、視覚障害者の障害の程度、状況により5種類に区分されています。

# 基本構造等

名称	対象者·要件等	用具の解説	基本棒	価格(円)	耐用年数	
矯正眼鏡	屈折異常もしくは 無水晶体眼などで 視力低下があり、 矯正眼鏡にて視力 が改善される者。	等、網膜で焦点が 正しく結ばれない 場合にレンズを用 いて矯正を行うた めの眼鏡。焦点距 離による度数に応 じて、右記の4種 類に区分される。	プラスチック 又はガラス 枠→セルロイド 製を原則とする。	未満 20D 以上	17,600 20,200 24,000 24,000	
遮光眼鏡	以す1りをと2い3遮り法4事め選乙※項光を(い動合と・だ・見・じ感・鏡応下者)身取。)る)光優が)務る定とこを眼確思場の的)ま感文や羞るが暗をがの。視体得 羞乙羞眼先な補取眼、。の参鏡認思合変に ぶじ字す明流軽転は早要 覚障し 明と明鏡さい装扱科処 際照のす表、化判 しがやくに涙滅時ずく件 障害て を。軽装ると貴指にで 下上用こで情かす や減なるつのる遮となき書子。 と、軽装ると貴が上門とで情かす や減なるつのる遮となるに手る し に用治。支によあ 記、効こき、らる 白すど。て不。光暗。た よ帳こ て によ療 給定るる 事遮果とな行総こ んるが 生快 眼順	使正焦度類い・をでじ・目視部すて曲でる・症に行進も・正用眼点数にる特力、な羞的光のる、線いこ網の視し行持前眼す鏡距に区。定ッ眩い明との透も分がると膜場力で緩っ掛鏡ると離応分 のトし のしう過の光公も 色合低い和し式とが同にじさ 光すさ 軽でちをで透表の 素、下くのるは一が易なたれ 波るを 減、の抑あ過さで 変徐がの役。、体矯のる種で 長の感 を可一制っ率れあ 性々進で割 矯化		前掛式 6D 未満 6D 以上 10D 未満 10D 以未満 20D 以上	21,500 30,000 30,000 30,000 30,000	4年
備考			枠を含むものである かわらず、4,200 F			

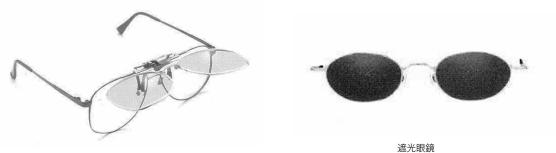
名称	対象者・要件等	用具の解説	基本棒	構造等	価格(円)	耐用年数	
コンタクトレンズ	強度の屈折異常や 角膜白斑などで視 力低下があり、コ ンタクトレンズに て良好な視力が得 られる者。	膜の表面に装着			15,400	4年	
備考	価格はレンズ1枚の	Dものであること。					
弱視眼鏡	矯正眼鏡やコンタ クトレンで見れていが、弱視眼鏡が立 り対象を視り対象を して見ることでは 動上で見るの効果が 動上その効果が 込まれる者。	<ul><li>ルーペを眼鏡に組込んだもの。</li><li>主に近用の適応は少ない。</li><li>焦点調整式で使用するタイプ。</li></ul>			17,900	4年	
		• 望遠鏡型で主 に遠用に使用。					
備考	に遠用に使用。   ・掛けめがね式 → 高倍率 (3倍率以上)の主鏡を必要とする場合は 21,800 円増しとする。 ・掛けめがね式高倍率 (3倍率以上)の対象者 → 職業上、教育上真に必要な者。 【例】①現に就労中の者(求職中の者を含む) ②地域社会活動(町内会の役員含む)参加者						

# 【備考】

2個支給は、医学的及び日常生活上真に必要な場合認められる。

# 例)

- ①遠用と近用の矯正眼鏡 ②屋内用・屋外用の遮光眼鏡
- ③円錐角膜や高度の白内障術後無水晶体眼など、障害の状況上、矯正眼鏡とコンタクト レンズを同時に使用しないと矯正が困難な場合
- ④矯正眼鏡で矯正視力が得られる弱視者で、弱視眼鏡と矯正眼鏡を使い分けする必要が ある者



遮光眼鏡 (前掛式)



## 修理価格

修理部位	価格	修理部位	価格(円)	修理部位	価格(円)		
枠交換	8,000	矯正用レンズ(6D以上10D未満)交換	6,450	遮光矯正用 レンズ交換	11,100		
矯正用レンズ (6D未満)交換	5,100	矯正用レンズ(10D以上)交換	8,400				
枠はセルロイド製を原則とすること。 備考 矯正用レンズ、遮光矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200 円増しとすること。							

- ※枠はセルロイド製を原則とすること。
- ※価格は、一枚当たりの価格。
- ※矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200 円増しとする こと。

# 【留意点】

■視野欠損のみの障害者に対する矯正眼鏡の支給決定

身体障害者手帳上、視野欠損のみの認定者に対して、矯正眼鏡は支給決定出来ません。 視野欠損と視力障障害は基本的には別の障害であるので、矯正眼鏡を支給決定するには、 手帳上、視力障害が認定されている必要があります。



# 聴覚障害者のための補装具

(1)補聴器
対象となる障害
聴覚障害者
障害の状態
会話や音の聴取が困難な状態をいいます。
基本要件
聴覚に障害があり、補聴器の装用により聴能の改善が見込まれる者が対象です。
用具の解説
難聴を補うために音を増幅する携帯型の器具。補装具の購入基準上では8区分に分類されます。
<b>基本</b>

名称	対象者・要件等	基本構造	用具の説明	付属品	価格(円)	耐用 年数
高度難聴用ポケット型高度難聴用耳かけ型	ベルが概ね 90dB 未満の者。	2000 による 90 d B最大出力音圧 のピーク値の表示 値が 140 d B 未 満のもの。 ・ 90 d B最大出 力音圧のピーク値	て、コード付きの イヤホンで聴くタ イプ。本体を相手 に近づけて聴くこ とも可能。箱形と も呼ばれる。		34,200 43,900	
			立たないタイプで ある。			5年
重度難聴用ポケット型	ベルが概ね 90dB 以上の者。 ・ポケット型と耳	カ音圧のピーク値 の表示値が140 dB以上のもの。 ・その他は高度難	10 44 -		55,800	
重度難聴用耳かけ型	じて選択可能。	- 1 312 3712 13713 111	<del>エ</del> 及知心/リッパイ/		67,300	

名	称	対象者・要件等	基本構造	用具の説明	付属品	価格(円)	耐用 年数
耳あな型 (レディ>		・ポケット型及び 耳かけ型の補聴器 の使用が困難で真 に必要な者。 -1 耳介の欠損や	ケット型及び高度 難聴用耳かけ型に 準ずる。 ・但し、オーダー	マイクロホンごと 耳介の中に入って しまう小型の補聴器で、既製品をいう。		87,000	
耳あな型(オーダー		変形、しては が著れている。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でいいできる。 でいいできる。 でいいでする。 でいいではないでする。 でいいではないでする。 でいいではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	メイドの出力制限 装置は内蔵型を含 むこと。	上記と同タイプで入る部分を使用者を ある部分を使用者を 合わせて作成イイン と耳型と聴力を とに注文製作する オーダーメイドが ある。	電池	137,000	
骨導式ポケット	骨導式 ・ 伝音性難聴者 IEC で、耳漏が著しい (198 者又は外耳閉鎖症 る 9 等を有する者で、フォーかつ、耳栓又はイ の表		(1985) に よ る 9 0 d B 最大	の電気信号を振動 に変えて、頭蓋骨 を振動させて音を	骨導レシー バー	70,100	5年
骨導式眼	鏡型			上記の本体を眼鏡 のフレームの中に 組み込んだもの。		120,000	
付属品	イヤー モール ド	・外耳道の変形などにより耳栓の使用が難しい者。 9,000					
備考							を、また、 交換の額

# 【留意点】

- ①両耳による最高語音明瞭度が50%以下の者で、補聴器にて語音明瞭度の改善が図られる 場合は、高度難聴用等の補聴器の対象となる。
- ②職業上、教育上必要とする場合で、更生相談所が必要と判定した場合には、両耳装用が 認められる。(2個支給)

# SP 高度用



高度難聴耳かけ型







ME5-9G ウォーム







F101P (高度)



F301 (重度)



F101SP (重度)

# 耳あな型



ME3-X EX

F201 (高度)





HI-89 (オーダーメイド)

# イヤモールド

カナル







ポケット

ポケット型



ポケット型補聴器



HA-74W (重度)



シェル

HA-76 (高度)



(高度、重度同じ画像です) DHP 重度 DMP 高度

第 1 章

第2章

第 3 章

修理部位	価格(円)	修理部位	価格(円)	修理部位	価格(円)
イヤモールド交換	9,000	眼鏡型マイクロホン交換	13,900	耳かけ型アンプ組立交換	20,200
ポケット型ケース組立交換	5,400	重度難聴用ポケット型 マイクロホン交換	8,300	耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	31,700
耳かけ型ケース組立交換	2,500	I C回路交換	4,550	耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	42,200
眼鏡型ケース組立交換	9,400	イヤホン交換	3,170	重度難聴用耳かけ型 アンプ組立交換	36,700
耳あな型シェル交換 (レディメイド)	6,300	重度難聴用イヤホン交換	4,700	眼鏡型アンプ組立交換	23,100
耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	26,400	骨導式ポケット型 レシーバー交換	10,500	眼鏡型アンプ組立交換 (送信用)	35,200
ポケット型クリップ交換	1,200	耳かけ型レシーバー交換	8,900	眼鏡型アンプ組立交換 (受信用)	54,700
ポケット型スイッチ交換	3,500	重度難聴用耳かけ型 レシーバー交換	15,000	眼鏡型ブランク (空つる)交換	4,350
耳かけ型スイッチ交換	3,000	耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)	14,200	眼鏡型テンプル (補助つる) 交換	3,100
耳あな型スイッチ交換	3,150	耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	20,000	眼鏡型フロント (前枠) 交換	9,500
眼鏡型スイッチ交換	3,450	眼鏡型骨導子交換	16,400	眼鏡型平面レンズ交換	3,600
重度難聴用 ポケット型スイッチ交換	3,150	コード交換	680	骨導式ポケット型 ヘッドバンド交換	3,150
ポケット型テレホンコイル交換	1,350	重度難聴用コード交換	1,200	FM型受信機交換	80,000
耳かけ型テレホンコイル交換	2,550	トランジスター又は ダイオード交換	2,050	FM型操作用基板交換	6,000
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	抵抗交換	2,050	FN型ワイヤレスマイク交換 (充電池を含む)	98,000
重度難聴用 ポケット型テレホンコイル交換	1,350	耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	2,100	FM型トリマー基板交換	6,000
耳あな型テレホンコイル交換 (レディメイド)	8,400	耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	8,900	F M型アンプ組立交換 (受信用)	48,000
耳あな型テレホンコイル交換 (オーダーメイド)	12,700	コンデンサ交換	2,050	FM型受信回路組立交換	46,000
コンセント交換	830	耳あな型コンデンサ交換 (レディメイド)	2,100	FM型アンテナ交換	5,000
ポケット型極板交換	1,350	耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	8,900	FM型水晶振動子交換	6,000
耳かけ型極板交換	980	トランス交換	1,900	FM型用ワイヤレスマイク 発振回路組立交換	27,000
耳あな型極板交換	1,050	耳かけ型 電池ホルダー交換	1,000	FM型用ワイヤレスマイク ID基板組立交換	14,000
眼鏡型極板交換	1,400	耳あな型電池ホルダー 交換(レディメイド)	1,050	F M型受信機ケース (端子)交換	5,000
ポケット型ボリューム交換	3,050	耳あな型電池ホルダー 交換(オーダーメイド)	1,550	FM型受信機 スイッチ交換	4,000
耳かけ型ボリューム交換	4,300	耳かけ型トリマー交換	1,900	F M型用ワイヤレスマイク アンテナ交換	10,000

修理部位	価格(円)	修理部位	価格(円)	修理部位	価格(円)
耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	8,400	耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	6,300	FM型用ワイヤレスマイク 基板交換	64,000
耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	11,600	耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	9,500	F M型用ワイヤレスマイク ケース交換	8,000
眼鏡型ボリューム交換	3,900	  耳かけ型フック交換	410	FM型用ワイヤレスマイク 充電池交換	5,000
ポケット型マイクロホン交換	5,400	ダンパー入り耳かけ型 フック交換	640	FM型用ワイヤレスマイク 充電用ACアダプタ交換	3,500
耳かけ型マイクロホン交換	8,920	耳かけ型耳栓組立交換	400	FM型用ワイヤレスマイク 外部入力コード交換	2,000
耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	13,500	耳かけ型サスペンション交 換	640	オーディオシュー交換	5,000
耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	15,950	耳あな型サスペンション交 換	890		

# 用語の解説

# デシベル (dB)

音の大きさ、増幅度(音響利得)、難聴の程度を表すのに用いられる尺度で難聴の程度を聴力レベル(正常値の何倍の大きさにすれば正常耳と同じ大きさに聞こえるか)何デシベルと表現します。また補聴器では音圧レベルとして用い、増幅量や出力レベルに用います。

# イヤモールド

樹脂を用いて、耳の形状に合わせて作られるオーダーメイドの耳栓。補聴器の耳穴への適合性を高め、ハウリング(音漏れ)を防ぎます

# WHOによる難聴の程度分類

Slight	26	~	40	d B	(軽度)
Moderate	4 1	~	60	d B	(中等度)
Severe	61	~	80	d B	(高度難聴)
Profound	8 1	d E	3 以上		(重度難聴)

# 第 1 音

# 第2音

#### 第 3 章

# 第 4 章

資料編

# 【留意点】

## 差額自己負担について

1 障害者本人が希望する補聴器の名称と更生相談所の判定が異なる場合であっても、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば、差額自已負担を条件として支給の対象とすることは差し支えありません。なお、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば、必要に応じてポケット型と耳かけ型の選択は差額自己負担なしで可能です。

基本構造が同一範囲内の補聴器とは、次のものをいいます。

高度難聴用ポケット型又は耳かけ型・耳あな型(レディメイド)・耳あな型(オーダーメイド)

重度難聴用のポケット型と耳かけ型

骨導式ポケット型・骨導式眼鏡型

- 2 差額自己負担による支給決定例
  - ①更生相談所の判定が高度難聴用ポケット型か高度難聴用耳かけ型の場合 障害者本人が希望すれば、耳あな型(レディメイド)及び耳あな型(オーダーメイド) のいずれも支給決定が可能。
  - ②更生相談所の判定が耳あな型 (レディメイド) の場合 障害者本人が希望すれば、耳あな型 (オーダーメイド) の支給決定が可能となる。
- 3 修理する場合の取扱い

差額自己負担することにより支給決定された補聴器の修理について、基準額で対応できない事態が生じた場合の修理についても、差額自己負担で対応すること。

# 例 1 ) 高度難聴用ポケット型の判定で耳あな型(レディメイド)の支給決定を受けた場合 の修理

- ①マイクロホン交換の場合
  - ポケット型 5,400 円 耳あな型 (レディメイド) 13,500 円 ポケット型の価格が修理価格となるので、8,100 円の差額自己負担が生じる。
- ②スイッチ交換の場合

ポケット型 3,500 円 耳あな型 (レディメイド) 3,150 円 ポケット型の価格が耳あな型の価格を上回るため、耳あな型の価格 3,150 円が修理価格 となるので、差額自己負担は生じない。

③レシーバー交換の場合

耳あな型レシーバー交換(レディメイド) 14,200 円 ポケット型にはない部品なので、全額(14,200 円)が差額自己負担となる。

# 例2) 自費購入した補聴器を修理する場合

- ①補聴器の要否処方判定を受けたことがない者については、更生相談所に判定依頼した 上で必要とする補聴器を決定し、当該補聴器と自費購入した補聴器の修理価格の比較 を前ページ例)1により行い、修理価格及び差額自己負担の額を決定すること。
- ②補聴器の要否処方判定を受けたことがある者については、更生相談所が判定した補聴器の修理価格が基本となるので、前ページ例1)にならい修理価格及び差額自己負担の額を決定すること。
- 4 障害者本人が強く希望する補聴器であっても、障害の状況によっては十分な補聴効果が得られない場合や、補聴器の操作を適切に行うことができない場合等も想定されるので、差額自己負担による支給決定を行う場合は、障がい者の生活状況や障害の程度を明確にするとともに、処方医師や補聴器業者との協議・検討を十分に行うこと。

# 7 重度障害者用意思伝達装置

# (1) 重度障害者用意思伝達装置

# 対象となる障害

両上下肢機能障害及び音声・言語機能障害者

難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者

# 基本要件

重度の両上下肢及び音声・言語機能の障害により意思の表出を行うことができない者です。 ただし、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必 ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが 確実と診断された場合には、早期支給を行うように配慮する必要があります。

なお、ここで「急速な進行」とされているように、極端な早期支給にならないように留意することが必要で、あくまでも間もなく「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者」又はそれに近い状態になると、専門医(神経内科医等)が診断した場合に対象となる障害状況と考えられます。一つの目安としては、毎年更新が必要な特定疾患医療受給者証の更新時に専門医を受診したときに、次回更新(1年後)までには、必要な状態になると判断されることすることが妥当だといえます。

# 適応者

ALS等の神経・筋疾患(難病)をはじめ、脳血管障害や脳性麻痺等により両上下肢機能全 廃及び音声・言語機能を喪失した者又はこれに準ずる者(急速な進行により、間もなく喪失 状態同等になると診断された進行性神経・筋疾(難病)患者等を含む)、であって、重度障害 者用意思伝達装置を用いなければコミュニケーションを図ることができず、かつ当該機器を 使用する意欲と能力を有する者が適応します。

なお、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会(編)の「重度障害者用意思伝達装置」 導入ガイドライン(http://www.resja.or.jp/com-gl/)に詳細な要件が解説されていますので、 それを参考にするとよいでしょう。

# 基本構造等

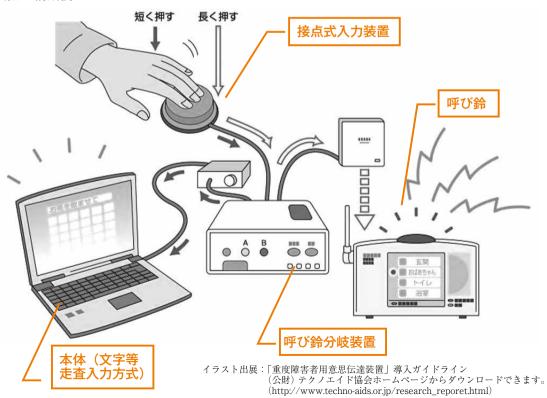
# <購入基準>

種目	名称	基本構造	付属品	価格(円)	耐用 年数	備考
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。 文字 盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	143,000	5	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの。その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。
置		簡易な環境制御機能が付加されたもの。	上と同じ。	191,000		簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアおよびハードウェアを組み込んでいるものであること。
		高度な環境制御機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	450,000		高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		通信機能が付加されたもの。	上と同じ。	450,000		通信機能が付加されたものとは、 文章表示欄が多く、定型句、各種 設定等の機能が豊富な特徴を持ち、 生成した伝言を、メール等を用い て、遠隔地の相手に対して伝達す ることができる専用ソフトウェア をハードウェアに組み込んでいる ものであること。
	生体現象方式	・ 生体信号の検出装置及び 解析装置。	プリンタ及び遠隔制御 装置を除き上と同じ。	450,000		生体現象方式とは、生体現象(脳波や脳の血液量等)を利用して「はいいいえ」を判定するものであること。

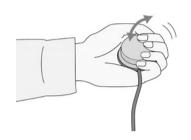
#### <修理基準>

種目	形式	修理部位	価格(円)	備考
重度障害者用		本体修理	50,000	
意思伝達装置		固定台(アーム式またはテーブル置き式)交換	30,000	
		固定台(自立スタンド式)交換	50,820	
		入力装置固定具交換	30,000	
		呼び鈴交換	20,000	
		呼び鈴分岐装置交換	33,600	
		接点式入力装置(スイッチ)交換	10,000	
		帯電式入力装置(スイッチ)交換	40,000	触れる操作で信号入力が可能なタッチセンサーコントローラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとすること。
		筋電式入力装置(スイッチ)交換	80,000	
		光電式入力装置(スイッチ)交換	50,000	
		呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換	35,000	
		圧電素子式入力装置(スイッチ)交換	38,000	
		空気圧式入力装置(スイッチ)交換	38,000	感度調整可能なセンサーを 使用するものに限る。
		遠隔制御装置交換	21,000	

# 装置の構成例



# 入力装置(スイッチ)の例



接点式入力装置



带電式入力装置



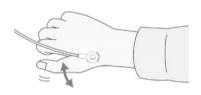
筋電式入力装置



光電式入力装置



呼気式(吸気式)入力装置



圧電素子式入力装置



空気圧式入力装置

http://www.resja.or.jp/com-gl/

# 8

# その他の肢体不自由者用補装具

# (1) 歩行器

# 対象となる障害

下肢機能障害者

体幹機能隨害者

平衡機能障害者

# 障害の状態

歩行障害があり、支持が必要な状態をいいます。

## 基本要件

杖などでは歩行能力の改善が見込まれない者で、歩行器の支持で自力移動ができる者が対象です。

# 用具の説明

- ①杖だけでは、重心が不安定となり立位や歩行が困難な者の歩行補助のために用いられる 用具。
- ②主体の材質としては、金属製パイプの組合せにより構成されているものであり、車輪付の二輪型、三輪型、四輪型及び六輪型と車輪を有しない固定型及び交互型に分類される。
- ③車輪付のものは、段差がある環境では使用困難である。

# 基本構造等

名	称	対象者·要件等	適応例	基本構造	価格(円)	耐用 年数
六 •	슦 型	四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、他の歩行器では安定走行に支障があるもの又は、室内の環境等により狭い場所での旋回が必要となるもの。		前二輪、中二輪、 後二輪の六輪車 で、前輪は自在 輪	63,100	5年
四輪型	腰掛つき	四肢、体幹の筋力低下などによ り立位保持が困難な者で、肘掛 けと腰掛けが必要なもの。		の四輪車で、前	39,600	
	腰掛 なし	四肢、体幹の筋力低下などによ り立位保持が困難な者で、肘掛 けを必要とするもの。			39,600	
三輪型		下肢、体幹の筋力低下などがあるが、上肢機能は比較的保たれておりハンドルを握ることでバランスが保たれ、速度調整などを安全にできる者。	把持能力の比較的良好 な者が適応となる。	前一輪、後二輪 の三輪車で、前 輪は自在車輪	34,000	

名	称	対象者・要件等	適応例	基本構造	価格(円)	耐用 年数	
	二輪型	四点の支持で安定が得られる者 で、上肢の筋力低下等があり、 軽い抵抗で操作できる者。		前二輪、後固定 式の脚を有する もの	27,000		
	固定型	下肢への荷重は難しいが上肢機 能が比較的良く、四点支持によ り直立姿勢を保てる者。	歩行器を持ち上げて歩	四脚を有し、使 用時に持ち上げ て移動させるも の	22,000		
	交互型	・体幹の障がいがある者で、体 幹の回旋運動に乏しく歩行パ ターンの獲得を必要とする者。 ・下肢への荷重は難しいが上肢 機能が比較的良く、四点支持に て直立姿勢を保てる者。	68 1 68 1 - 1.	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの	30,000		
	備考	四輪型 (腰掛なし) → サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは 61,000 円加算。後方支持型のものは 21,000 円加算。 高齢者の歩行補助具として「シルバーカー」が普及しているが、機能障がいにより歩行に補助が必要な場合には、歩行器 (歩行車を含む) を用いる方が安全と思われるので、危険性が認められる場合には厚生相談所に助言を求めること。安易にシルバーカーを支給するのは適当ではない。					

# 【備考】

四輪型 (腰掛なし)  $\rightarrow$  サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは 61,000 円加算。後方支持型のものは 21,000 円加算。

高齢者の歩行補助具として「シルバーカー」が普及しているが、機能障がいにより歩行に補助が必要な場合には、歩行器(歩行車を含む)を用いる方が安全と思われるので、危険性が認められる場合には厚生相談所に助言を求めること。安易にシルバーカーを支給するのは適当ではない。



# 修理価格

修理部位	価格	修理部位	価格(円)	備考
キャスター(大)交換	7,400	肘当交換	7,200	塗装(1回当たり、総塗り替えの場合)
キャスター(小)交換	3,700	ブレーキ交換	14,200	
腰掛交換	4,850	グリップ交換	1,850	

# (2) 歩行補助杖

# 対象となる障害

下肢機能障害者

体幹機能障害者

平衡機能障障害者

# 障害の状態

歩行障害があり、支持が必要な状態をいいます。

# 基本要件

上記障害があり、杖を使うことにより歩行能力の改善が見込まれる者に適応されます。

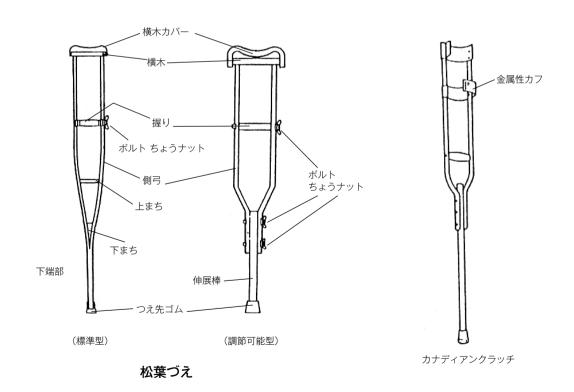
# 対象者

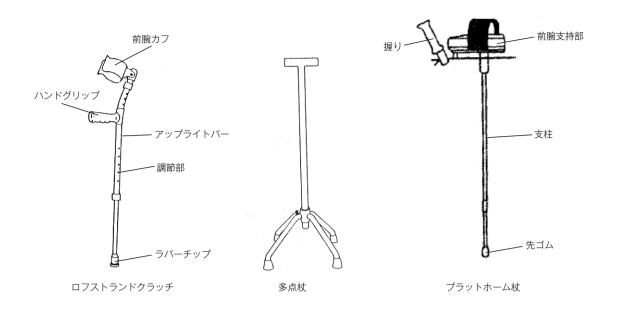
比較的障害の程度が軽度であり、歩行補助つえの使用により歩行機能が補完される者が対象です。

# 基本構造等

名称	対象者・要件等	適応例等	基本構造	付属品	価格(円)	耐用年数
松葉づえ	歩行能力の改善 のために腋窩支 持を必要とする 者。	歩行が障がいさ れ、腋窩支持を 必要とする者。	主 本	夜光材	A 3.300 B 3.300 A 4.000 B 4.500	2年
カナディアンクラッチ	歩行能力の改善 のためにするにするにする をとする。 をはずの他のでは、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がいまでも、 がっとも、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も		主体 → アルミニューム、鋼管上段4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。 腕支持器 → アルミニューム銀物及びステンレス鋼板握り部分 → アルミニューム銀物及びゴム外装 → 塗装なし(上腕三頭筋の筋力低下の場合に用いられ、肘つえとも呼ばれる)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8,000	4年

名称	対象者・要件等	適応例等	基本構造	付属品	価格(円)	耐用 年数
ロフストランドクラッチ	歩行能力の改善 のために軽い支 持を必要とする 者。	能力低下が認め	カナディアンクラッチに準ずる。 (前腕支えと握り (ハンドグリッ ブ) で、腕に固定するようにして 使用するタイプ)	夜光材	8,000	4年
多点杖	中枢神経麻痺等 で歩行が高度に 障がいされ、他 の歩行補助つえ では歩行能力が 改善されない 者。	歩行が高度に障 害された者。	杖の下部に三本以上の脚を有する もの。 主体 → 軽金属 外装 → 塗装なし (地面との接点が3点~4点あり、 安定性が良い軽量の杖)	夜光材	6,600	4年
プラットホーム 杖	く、手首に負担 をかけられない	れ、握力が極端 に弱く、手首に 負担をかけられ	カナディアンクラッチに準ずる。 (前腕と肘で支持し、腕に固定す るようにして使用するタイプ)	夜光材	24,000	4年
備考	2 価格は1本	あたりのものであ	・ 全面夜光材付とした場合 1,200 円点 ること。 を使用した場合 → 260 円加算	加算)		





# 修理価格

修理部位	価格(円)	修理部位	価格(円)
脇当交換	1,450	凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換	1,000

# 【留意点】

車椅子及び電動車椅子(付属品を含む)、歩行器、歩行補助つえ(一本つえを除く)については、 障害者自立支援法の補装具費支給制度より介護保険の貸与の方が優先されます。

ただし、医師や更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障がい者については、これらの品目についても、障害者総合支援法に基づく補装具として補装具費の支給ができます。

# 9 障害児に係わる補装具

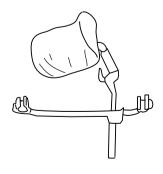
種目	基本構造	価格(円)	耐用年数	備考
座位保持椅子	機能障害の状況に適合させること。 主材料:木材、アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外装:二ス塗装	24,300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は 5,600円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合 は5,000円増しとすること。 車載用のものは40,700円増しと すること。
起立保持具	機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。 主材料:木材 外装:ニス塗装	27,400	3	障害児に限る。
頭部保持具	座位保持椅子等に装着して用いるもの で、頭部を固定する機能を有するもの。	7,100	3	障害児に限る。
排便補助具	普通便所で排便が困難な場合に用い、 座位排便が容易となるよう機能障害の 状況に適合させること。 主材料:木材 外装:ペンキ塗装	10,000	2	障害児に限る。



座位保持椅子



起立保持具



頭部保持具



排便補助具

# 資料編

参考1	障害者総合支援法	240
参考2	障害者総合支援法施行令	240
参考3	障害者総合支援法施行規則	241
参考4	義肢等補装具支給要綱の改正等について	243
参考5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について	247
参考6	補装具費支給事務取扱指針について	252
参考7	「義肢、装具及び座位保持装置等に係わる事務取扱要領」の 制定について	285
参考8	非課税物品に関する告示	345
参考9	身体障害者用物品の非課税扱い	359
参考 10	補装具費支給に係わるQ&A(平成22年10月29日、平成26年3月31日付)	381
参考 11	難病患者等における地域生活支援事業等の取り扱いに関するQ&A	391
参考 12	介護保険法における福祉用具貸与及び販売の種目	398
参考 13	連絡先一覧	406

# 参考 1

# 障害者総合支援法

(第5節第76条)

#### 第五節 補装具費の支給

- 第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。
- 2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入又は修理をした補装具について、補装具の 購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した 費用の額(その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該 現に補装具の購入又は修理に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。)を 合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌し て政令で定める額(当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超 えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。
- 3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。
- 4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について 準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

# 参考2

# 障害者総合支援法施行令

(第2条第4節 補装具費の支給 第43条の2及び3)

# 第四節 補装具費の支給

(補装具費の支給に係る政令で定める者等)

- 第四十三条の二 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害 者等の属する世帯の他の世帯員(障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。次項に おいて同じ。)とする。
- 2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその

属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあった月の 属する年度(補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの間にあっては、前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割 の額が四十六万円であることとする。

(補装具費に係る負担上限月額)

- 第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等(同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 市町村民税世帯非課税者(補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者(補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。)にあっては、その配偶者に限る。)が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。)又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等

# 参考 3

# 障害者総合支援法施行規則

(第2条第3節 補装具費の支給 第65条の3~9)

第六十五条の三 令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第 二十六条の三の規定を準用する。

第四節 補装具費の支給

(令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者)

第六十五条の四 令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額(同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。)としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第六十五条の五 削除

第六十五条の六 削除

#### (補装具費の支給の申請)

- 第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。
- 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日 及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る補装具の種目、名称、製造事業者名及び販売事業者名又は修理事業者名
- 四 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあっては、その番号
- 五 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち令第四十三条の二第一項に規定する者の所得が同条第二項の基準未満であることその他所得の状況に関する事項
- 六 医師の意見書又は診断書
- 七 第五号の事項を証する書類その他負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類
- 八 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要する費用の見積り
- 九 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収証
- 十 当該申請に係る補装具の購入又は修理の完了後の当該申請に係る障害者等の身体への適 合の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が 完了した後に、同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号 及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

## (身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

- 第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所及び次条に定める機関(次項において「身体障害者更生相談所等」という。)の意見を聴くことができる。
- 2 身体障害者更生相談所等は、補装具費の支給に係る補装具に関し、当該支給に係る障害 者等の身体に適合したものとなるよう、当該補装具の販売事業者又は修理事業者に対し、必 要な助言及び指導を行うことができる。

(法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関)

第六十五条の九 法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関は、指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)及び保健所とする。

参考4

# 義肢等補装具支給要綱の改正等について

基発第 0331005 号 平成 20 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

# 義肢等補装具支給要綱の改正等について

社会復帰促進等事業としての義肢等補装具の支給については、「義肢等補装具支給要綱の制定について」(平成18年6月1日付け基発第0601001号)により実施してきたところであるが、今般、「義肢等補装具支給要綱」を別添のとおり改正し、平成20年4月1日から適用することとしたので、下記第1に留意し、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、「労働福祉事業実施要綱の一部改正及び筋電電動義手の支給について」(昭和54年8月1日付け基発第433号-1)を廃止する。

また、「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」(昭和56年2月6日付け基発第69号)の別添「外科後処置実施要綱」の3の範囲について下記第2のとおり一部改正する。

記

- 第1 義肢等補装具支給要綱の改正について
  - 1 改正の趣旨

平成19年12月に「義肢等補装具専門家会議報告書」が取りまとめられたことから、当該報告書等を踏まえ、義肢等補装具の支給種目、支給対象者等の見直しを行い、併せて義肢等補装具の支給価格及び修理価格を改めるものである。

2 支給種目の基本的な考え方

義肢等補装具は、業務災害又は通勤災害によって被災し、一定の後遺障害を残した被災 労働者の社会復帰の促進を図るために必要なものであって、原則として次の要件をすべて 満たすものを支給種目とする。

- (1) 労災保険における障害等級に定められた障害の程度に応じて装着又は使用するものであり、その効果が医学的に広く認められているものであって、次のいずれかの機能を有すると認められるものであること
  - ア 労災保険における障害等級に該当する身体の欠損又は損なわれた身体機能を代替 するものであること
  - イ 後遺障害に起因する併発疾病の防止に資するものであること
- (2) 被災労働者が就労するために、又は社会生活を送るために、身体に装着又は使用することが必要不可欠なものと認められるものであること
- (3) 適正な装着、使用又は補修に必要な医療機関、義肢等補装具製作業者等が全国(おおむね各都道府県)に存在し、かつ、社会復帰促進等事業として支給することが適当である価額の範囲内であると認められるものであること

なお、上記要件のうち、(3)の要件を除く二つの要件を満たし、特に被災労働者の職業生活又は社会生活の復帰に資することが明らかに認められるものについては、必要に応じ、特別種目として支給するものとする。

# 3 見直しの要点

(1) 支給種目の追加

上記2の支給種目の基本的考え方を踏まえ、次のア及びイの支給種目を追加する。

ア 重度障害者用意思伝達装置

意思の伝達が困難な被災労働者が日常生活を自立し社会生活を送るためには、自己の意思を介護者等に効果的に伝達することができる重度障害者用意思伝達装置が必要であることから、支給種目に追加する。

イ 筋電電動義手

筋電電動義手については、両上肢を手関節以上で失った者に対する装着効果が明らかであるが、装着を行う医療機関及び機器のメンテナンスを行う義肢製作業者が全国各地には存在しておらず、正式な支給種目とすることは適当ではないため、特別種目とすることとする。

(2) 支給種目の名称変更

「褥瘡予防用敷ふとん」を「床ずれ防止用敷ふとん」に名称を変更する。

(3) 支給対象者の拡大

次の支給種目について、支給対象者を拡大する。

ア車いす

両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養(補償)給付を受けている者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合、通

院及び社会生活を送るために車いすが必要であることから、症状固定の見込み期間 を限定せずに支給することとする。

# イ 電動車いす

両下肢及び両上肢の著しい障害により傷病(補償)年金の支給を受けた者が、療養のために通院をしている場合、通院及び社会生活を送るために電動車いすが必要である者が認められることから、当該者であって、車いすの使用が著しく困難である者を追加する。

また、呼吸器又は循環器の障害を受けた者の中には、当該障害により歩行が困難である者が認められることから、業務災害又は通勤災害により呼吸器又は循環器の障害を受けた者であって、車いすの使用が著しく困難である者を追加する。

## ウ ストマ用装具

人工肛門の造設は、直腸摘出者に限定されないこと等から、大腸又は小腸に人工肛門を造設した者及び大腸又は小腸にできた皮膚瘻から腸内容が漏出する者を追加する。

# 工 浣腸器付排便剤

浣腸器付排便剤については、せき髄損傷であるか否かを問わず、障害等級認定基準で定める排便障害の程度に応じて決定することが適当であることから、用手摘便を要する状態又は1週間に排便が2回以下の高度な便秘といった排便障害を有する者を追加する。

#### オ 床ずれ防止用敷ふとん

褥瘡の発生のおそれは、せき髄損傷者に限定されるものではないこと等から、神経系統の機能に著しい障害を残す者又は両上下肢の用を全廃若しくは両上下肢を亡失した者のうち、常時介護に係る介護補償給付又は介護給付を受けている者に拡大する。

#### (4) 車いす、電動車いすの付属品について

被災労働者が、車いす又は電動車いすを安全かつ安定して使用するため、車いすの付属品に、「ステッキホルダー」、「泥よけ」、「屋外用キャスター」、「転倒防止用装置」、「滑り止めハンドリム」、「キャリパーブレーキ」、「フットブレーキ」、「酸素ボンベ固定装置」、「人工呼吸器搭載台」、「栄養パック取付用ガートル架」、「点滴ポール」を追加し、また、電動車いすの付属品に、「ステッキホルダー」、「屋外用キャスター」、「転倒防止用装置」、「クライマーセット」、「フロントサブホイール」、「酸素ボンベ固定装置」、「人工呼吸器搭載台」、「栄養パック取付用ガートル架」、「点滴ポール」を追加する。

#### (5) 修理基準について

修理部位について、歩行補助つえの凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換を追加する。

#### (6) 基準外支給について

基準外支給の対象種目として筋電電動義手を定めていたが、今般、基準外支給の対象種目から削除する。

#### (7)研究用支給について

適正な支給の研究を実施するため、必要に応じ研究用支給を行うことができること とする。

(8) 支給及び修理の手続について

義肢等支給・修理申請書について、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を 経由することを廃止して、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に直接提出す ることとする。

(9)装着訓練及び適合判定について

筋電電動義手を支給種目に追加したが、筋電電動義手は、切断された上肢の残存する筋肉から誘導される筋電信号を制御信号として用いる電動義手であり、筋電電動義手の支給に当たっては、確実に筋電信号を検出し、的確に訓練を行い、実際に申請者が筋電電動義手を使用可能であるか的確に判断する必要があることから、筋電電動義手を支給するに当たって、装着訓練及び適合判定を設けることとする。

(10) 症状照会について

個別の障害に応じて適切な義肢等補装具の支給を行うため、コンタクトレンズ、ストマ用装具、浣腸器付排便剤、重度障害者用意思伝達装置を支給する際には、症状照会を新たに行うこととする。

(11) 採型指導について

筋電電動義手、車いす及び電動車いすについて、新たに採型指導を行うこととする。

- 第2 外科後処置実施要綱の改正について
  - 1 外科後処置実施要綱の3の(1)に次を加える。
    - へ 筋電電動義手の装着訓練等
  - 2 外科後処置実施要綱の6に次を加える。

ただし、上記3のへに要する費用の額は、「義肢等補装具支給要綱の制定について」(平成18年6月1日付け基発第0601001号)の別添「義肢等補装具支給要綱」の12の(3)により算定した額とする。

(以下要綱は省略)

# 参考5

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)に基づく自立支援給付(以下「自立支援給付」という。)については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付が優先されることとなる。このうち、介護給付費等(法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。)の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保 健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等につ いて」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

# 1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

(1) 介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、 原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③~⑫の施設に入所又は入院している者については、①~⑫に掲げる施設(以下「介護保険適用除外施設」という。)から介護保険法の規定によるサービス(以下「介護保険サービス」という。)に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第11条及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)

を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所(要介護認定を受けた場合に限る。) し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

① 法第19条第1項の規定による支給決定(以下「支給決定」という。)(法第5条 第6項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)及び同条第11項に規定す る施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)に係るものに限る。)を受けて同 第2章

第3章

第 4 章

貝料編

法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者。

- ② 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項の規定により法第5条第12項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者。
- ③ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の4に規定する重症心身障害児施設。
- ④ 児童福祉法第7条第6項の厚生労働大臣が指定する医療機関(当該指定に係る治療等を行う病床に限る。)。
- ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設。
- ⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所。
- (7) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 38 条第 1 項第 1 号に規定する救護施設。
- ⑧ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。)。
- ⑨ 障害者支援施設(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第 2号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。)。
- ⑩ 指定障害者支援施設(支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。) を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)。
- ① 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施 行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第2条の3に規定する施設(法第5条 第5項に規定する療養介護を行うものに限る。)。
- ② 法附則第41条第1項によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。)(法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限る。)。

#### (2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である 65 歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合 (40 歳以上 65 歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合)には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定に

**第** 

笹

第3音

第4章

よる保険給付を受けることができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

# ① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている(障害者自立支援法施行令(平成 18 年政令第10 号)第2条)。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

## ② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの(同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付

費等)を支給する。

# ③ 具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において 適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係 る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険の ケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないも のと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても 利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに 相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合(当該事 情が解消するまでの間に限る。)。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護 認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利 用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と 市町村が認める場合(介護給付費に係るサービスについては、必要な障害程度区 分が認定された場合に限る。)。

#### (3) 補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、基本的な考え方は(2)の①及び②と同様であるが、具体的には以下のとおりである。

介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目(車いす、歩行器、 歩行補助つえ)が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定 する保険給付が優先される。ただし、車いす等保険給付として貸与されるこれら の品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更 生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障 害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して 差し支えない。

### 2. その他

- (1) 介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。
- (2) 法施行前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。

しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。

参考6

## 補装具費支給事務取扱指針について (H18.9.29 障発第 0929006 号)

障発0331第35号 平成26年3月31日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長 ( 公 印 省 略 )

「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正について

標記については、平成26年4月1日より消費税率の改定が施行されることに伴い、補装具費支給事務取扱指針について(平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を別紙のとおり改正したので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

障発第0929006号 平成18年9月29日 障発第0331003号 平成20年3月31日 障発第0331029号 平成21年3月31日 障発0331第12号 平成22年3月31日 障発0330第18号 平成24年3月30日 障発0315第4号 平成25年3月15日 最終改正障発0331第35号

各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長

殿

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長

## 補装具費支給事務取扱指針について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)が平成25年4月1日から施行され、同法第76条に基づき補装具費の支給が行われることに伴い、別添のとおり市町村及び身体障害者更生相談所((身体障害者福祉法第9条第7項の規定に基づく身体障害者更生相談所をいう。)(身体障害児にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第1項の規定に基づく医療を行う機関(以下「指定自立支援医療機関」という。))等における「補装具費支給事務取扱指針」を定め、事務の円滑・適正な運用に資することとしたので、了知のうえ貴管内市町村、関係機関等へ周知方ご配慮願いたい。

なお、本指針は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置付けられるものであるのでご留意願いたい。

第1章

第2章

第3章

第4章

料編

別添

### 補装具費支給事務取扱指針

### 第1 基本的事項

- 1 補装具費支給の目的について
- (1)補装具は、身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等(以下「身体障害者・児」という。)の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等(以下「身体障害者」という。)の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等(以下「身体障害児」という。)については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。

このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、 身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う業者「以 下「補装具業者」という。)との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状況、 性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する 必要があること。

- (2) 補装具を必要とする身体障害者・児及び現に装着又は装用(以下「装着等」という。) している身体障害者・児の状況を常に的確に把握し、装着等状況の観察、装着等訓練の 指導等の計画的な支援を積極的に行うこと。
- 2 関係各法に基づく補装具給付との適用関係について

障害者総合支援法(平成17年法律第123号)以外の関係各法の規定に基づき 補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先し て受けるよう取り扱うものであること。

### 3 都道府県等の役割について

### (1) 都道府県

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うとともに、各市町村の区域を超えた広域的な見地から実状の把握に努めること。

また、市町村の支援の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うものとすること。

さらに、身体障害者福祉法第9条第7項に定める身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)が、補装具費支給制度の技術的中枢機関としての業務が遂行できるよう、必要な体制の整備に努めること。

### (2) 更生相談所

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、補装具の専門的な直接判定の他に、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具業者に対する指導及び指定自立支援医療機関、児童福祉法第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所(以下「保健所」という。)、難病医療拠点病院、難病医療協力病院に対する技術的助言等を行うこと。

また、市町村担当職員、補装具費支給意見書を作成する医師及び補装具業者を育成等する観点から、研修等を実施することが望ましいこと。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に 努めるとともに、市町村及び補装具業者と情報の共有を図ること。

なお、身体障害者・児が自費で補装具の購入又は修理を行う場合(本人又は世帯 員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合を含む)に ついても、適切な補装具の購入又は修理を行うことができるよう、身体障害者福祉 法第10条に定める補装具の処方及び適合判定を行うこと。

### (3) 市町村

市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること。

情報提供する際には、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があること。

特に、義肢及び装具に係る補装具業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこと。

また、補装具業者の選定に当たっては、(公財) テクノエイド協会が提供している 情報(ホームページ等) を活用することが考えられること。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に 努めるとともに、更生相談所及び補装具業者と情報の共有を図ること。

なお、身体障害者・児が自費で補装具の購入又は修理を行う場合(本人又は世帯 員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合を含む)についても、適切な補装具の購入又は修理を行うために更生相談所等の意見を聴く必要がある場合には、当該身体障害者・児に更生相談所等を紹介するなどの調整等を行うこと。

### 第2 具体的事項

- 1 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について
- (1) 購入又は修理に要する費用の額及び消費税の取扱い等について

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。)の別表に定める価格は、別表の主材料、工作法又は基本構造、付属品等によった場合における上限の価格として定められているものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案のうえ、画一的な額の決定を行うことのないよう留意する必要があること。

なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件(平成3年厚生省告示第130号)に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の104.8に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限としているものである。

また、消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については、別表の価格の 100分の108に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限と しているものである。

### (2) 特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具(以下「特例補装具」という。)の購入又は修理に要する費用を支給する必要が生じた場合の取扱いは次のとおりとすること。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額 等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所(以下「更生 相談所等」という。)の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。

イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、

補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

(3) 国等が設置する補装具製作施設と契約する場合の購入又は修理に要する費用の額 について

購入又は修理に要する費用の額を告示本文第3項又は第4項に掲げる額の100分の95に相当する額とするものは、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が自ら製作した補装具(完成用部品に係る部分を除く。)についてのみ適用されるものであって、当該施設が民間業者の製作した補装具をあっせん又は取次販売する場合には適用されないこと。

(4) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができること。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めること。

(5) 耐用年数の取扱いについて

耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮すること。

なお、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができること。

また、骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、耐用年数を規定していないところであるが、部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合又は部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的・効果的であると認められる場合にあっては、再支給を行って差し支えないこと。

(6) 修理基準に規定されていない修理の取扱いについて

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができること。

(7) 差額自己負担の取扱いについて

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を 選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基 準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えない こと。

(8) 介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

65歳以上(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態(以下「要介護状態」という。)又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態(以下「要支援状態」という。)に該当する者については、40歳以上65歳未満)の身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先するため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしない。

ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し 支えないこと。

- 2 補装具費支給に係る事務処理について
- (1) 支給の申請及び判定
- ① 身体障害者の補装具費支給
- ア 申請の受付

市町村は、身体障害者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。)第65条の7に基づき、本事務取扱指針の別添様式例(以下「様式例」という。)第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成すること。

イ 更生相談所による判定

当該申請が、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車椅子(オーダーメイド)、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置の新規支給に係るものであるときには、更生相談所に対し、補装具費支給の要否について、様式例第3号の判定依頼書による判定依頼をするとともに、様式例第4号の判定通知書を身体障害者に送付すること。判定依頼を受けた更生相談所は、申請があった身体障害者について、

- (ア) 義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子に係る申請の場合は、申請者の来 所により、
- (イ) 補聴器、車椅子 (オーダーメイド) 及び重度障害者用意思伝達装置に係る申請で、補装具費支給申請書等により判定できる場合は、当該申請書等により、 医学的判定を行い、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。) 別表第1号 (別添様式1)の判定書により、判定結果を市町村に送付する。

この場合、判定書には様式例第5号の補装具処方箋を添付することができる。

これらの種目については、再支給(軽微なものを除く。)に際しても、障害状況等に変化のある場合、身体障害者本人が処方内容の変更を希望する場合、又は、それまで使用していた補装具から性能等が変更されている場合等は、同様の判定を行うこと。

なお、補装具のうち、別表の「種目」欄に掲げる補装具の対象者は、原則として、 同表の「対象者」欄に掲げる者とする。(身体障害児についても同様の取り扱い とする。)

- ウ 更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期すること。
- エ 更生相談所の長は、補装具費の支給判定を行うに当たって、更生相談所に専任の 医師又は適切な検査設備の置かれていないときは、身体障害者福祉法第15条第1 項に基づく指定医又は指定自立支援医療機関において当該医療を主として担当する 医師であって、所属医学会において認定されている専門医(平成19年厚生労働省 告示第108号第1条で定める項目を満たすものとして、厚生労働大臣に届け出を 行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師)に医 学的判定を委嘱すること。

### オ 市町村による決定

当該申請が、義眼、眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)、 車椅子 (レディメイド)、歩行器、盲人安全つえ及び歩行補助つえ (一本つえを除く) に係るものであって、補装具費支給申請書等により判断できる場合は、更生相談所 の判定を要せず、市町村が決定して差し支えないこと。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者 手帳によって当該申請に係る身体障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者で あることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることが できること。

カ 補装具費支給意見書の作成について

補装具費支給申請書等により更生相談所が判定又は市町村が判断のうえ決定する場合は、具体的には、医師が作成する様式例第6号の補装具費支給意見書により判定することとなる。

なお、補装具費支給意見書を作成する医師は、それぞれ、以下の要件を満たす者 とする。

(ア) 補装具費支給意見書により更生相談所が判定する場合のこれを作成する医師は、 エの要件を満たす専門医又は国立障害者リハビリテーションセンター学院において 実施している補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師であること。

- (イ) 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定する場合のこれを作成する医師は、エ又はカの(ア)と同等と認められる医師であること。
- キ 更生相談所の長は、重度の障害を持つ者又は遠隔地に住む者等の利便を考慮する 必要があるときは、エ又はカの(ア)と同等と認められる医師に医学的判定を委嘱 することができる。
- ク 申請者が、補装具費支給意見書を提出することに代えて、更生相談所において判 定を受けることを希望する場合は、更生相談所において判定を行うこと。

### ② 身体障害児の補装具費支給

市町村は、身体障害児の保護者から、様式例第6号の補装具費支給意見書を添付 した様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請 を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成する。

なお、身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者 手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者で あることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることが できること。

補装具費支給意見書は、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであること。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。

さらに、身体障害児に係る意見書及び補装具処方箋の様式は、①のイの様式に準 じること。

#### ③ 難病患者等の補装具費支給

原則、身体障害者・児の手続きに準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令に規定する疾患に該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとする。なお、特定疾患医療受給者証等により疾患名が確認できる場合には、医師の診断書の提出を求めないことができる。

なお、難病患者等に係る補装具費支給意見書を作成することのできる医師については、2(1)①カに示す医師に加え、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は 難病協力医療機関において難病治療に携わる医療を主として担当する医師であって、 所属学会において認定された専門医を加える。

### (2) 支給の決定等

市町村は、(1)により補装具費の支給を決定したときは、申請者に対し、速やかに、 様式例第7号の補装具費支給決定通知書及び様式例第8号の補装具費支給券を交付 すること。

また、その申請を却下することの決定をしたときは、様式例第9号の却下決定通知書により、理由を附して申請者に交付すること。

なお、補装具費の算定等については、別紙によるものとする。

## (3) 契約

補装具費支給決定通知書の交付を受けた身体障害者又は身体障害児の保護者(以下、「補装具費支給対象障害者等」という。)は、補装具業者に補装具費支給券を提示し、契約を結んだ上で、補装具の購入又は修理を行うこと。

## (4) 採型、仮合せ

義肢、装具及び座位保持装置の採型及び仮合せは、(1)に準じて専門医の指導の もとに実施すること。

## (5) 適合判定

- ア 補装具費の支給に当たっては、以下により適合判定を実施すること。
  - (ア) 申請者の来所による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの 更生相談所が適合判定を行い、市町村は適合判定が行われたことを確認する。
  - (イ)補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの 補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、更生相談所は適合判 定が適切に行われたことを確認する。最終的に、市町村は医師及び更生相談所 による適合判定が行われたことを確認する。
  - (ウ) 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定するもの 補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、市町村は適合判定が 適切に行われたことを確認する。
  - (エ) 身体障害者手帳により補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるもの

市町村が確認する。

なお、指定自立支援医療機関又は保健所の医師が作成した補装具費支給意見書により市町村が決定する補装具費の支給に当たっては、指定自立支援医療機関又は保健所の医師は、必要に応じて更生相談所に助言を求めながら、適合判定を行うこと。

- イ 適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、 義肢装具士、補装具業者、補装具担当職員及び身体障害者福祉司等の関係者の立会 いのもとに実施すること。
- ウ 義肢、装具及び座位保持装置の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合 状況、又は固定、免荷、矯正等装具装着の目的に対する適合状況、安定した姿勢の 保持状況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、併せて外観、 重量及び耐久力について考慮すること。
- エ 義肢、装具及び座位保持装置以外の種目についても、ウに準じて検討し、当該補 装具が申請書の使用目的に照らし、適合しているかどうかを判定すること。
- オ 適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合、処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具業者に対し不備な 箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせること。

## (6) 補装具費の支給手順について

ア 補装具の購入又は修理に要した費用の支払い

補装具業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から補装 具の購入又は修理に要した費用についての支払いを受け、領収書を発行すること。

イ 補装具費の請求

補装具費支給対象障害者等は、アで交付を受けた領収書及び補装具費支給券を添えて、市町村に請求すること。

ウ 補装具費の支払

市町村は、補装具費支給対象障害者等から、イに掲げる領収書等の提出があった場合は、審査のうえ、支払いを行うこと。

### (7)装着等訓練及び実地観察

- ア 市町村は、更生相談所等と連携して、随時、装着等訓練に必要な計画を立て実施 すること。
- イ 装着等訓練に際しては、補装具の装着等について熟達した者をモデルとして専門 医指導のもとに実施指導を行うことが効果的であるので、実施に当たっては留意さ れたいこと。
- ウ 市町村は、補装具費を支給した補装具について常に補装具担当職員、身体障害者 福祉司等にその装着等状況を観察させ、装着等訓練を必要とする者を発見した場合 は、速やかに適切な訓練を施すよう留意すること。

## 3 支給決定の時期等について

補装具費支給事務及び給付の迅速化を図るため、補装具費支給決定通知書及び補 装具費支給券又は却下決定通知書の発行等については、次のとおり取扱うこと。

市町村は、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に要否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めることとし、その迅速な対応に努めるとともに、速やかに補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券又は却下決定通知書を発行し、申請者に交付すること。

## 4 関係帳簿について

市町村は、補装具費の支給に当たって、様式例第10号による補装具費支給決定 簿を備え、必要な事項を記載しておくこと。

### 5 代理受領について

補装具費の支給手順については、原則として2の(6)の取扱いによることとなるが、補装具費支給対象障害者等の利便を考慮し、市町村は、補装具費支給対象障害者等が補装具業者に支払うべき補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給すべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、補装具業者に支払うことができること。

### (1) 代理受領の前提条件

代理受領による補装具費の支払を行う場合には、次の取扱いによることが望ましいこと。

ア 補装具費支給対象障害者等が希望する補装具業者と、市町村との間で代理受領について、登録・契約等に基づき合意していること。

なお、補装具業者と登録・契約等により取り決めを行う場合には、次の事項を盛りこむことが望ましいこと。

- ・補装具業者は、補装具費支給券に記載されている利用者負担額を受領し、補装具 費の請求の際には、利用者負担額を受領したことを証する書類を添付すること。
- ・引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的変化 により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は 不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の 責任において改善すること。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は1の(6)に基づいた修理のうち軽微なものについて、補装具業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヵ月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)であること。

イ 補装具費支給対象障害者等が、補装具業者に代理受領の委任をしていること。

## (2) 補装具費の支給手順

ア 利用者負担額の支払い

補装具業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から利用者 負担額についての支払いを受け、領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引 き渡しを受けること。ただし、利用者負担額が0円と認定された補装具費支給対象 障害者等については、領収書の発行を要しないこと。

## イ 補装具費の請求

補装具業者は、代理受領に係る補装具費支払請求書に、代理受領に対する委任状 及び補装具費支給券を添えて、市町村に提出すること。

ウ 補装具費の支払

市町村は、補装具業者から、イに掲げる請求書等の提出があった場合は、審査の上、 支払いを行うこと。

別添様式 (略)

## 別表

## ○ 補装具の対象者について

種目	名称	対象者
眼鏡	遮光眼鏡	以下の要件を満たす者。 1) 羞明を来していること。 2) 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと。 3) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。 ※この際、下記項目を参照の上、遮光眼鏡の装用効果を確認すること。 (意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること。) ・まぶしさや白んだ感じが軽減する ・文字や物などが見やすくなる ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する ・暗転時に遮光眼鏡をはずすと暗順応が早くなる ※遮光眼鏡とは、羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。 ※難病患者等に限り身体障害者手帳を要件としないものであり、それ以外は視覚障害により身体障害者手帳を取得していることが要件となる。
	弱視眼鏡(高倍率)	職業上又は教育上真に必要な者。
	全般	高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者 ※中軽度補聴器は補装具費の対象外であることに留意すること。
補聴器	耳あな型	ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。 特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対 応不可能な者。
	骨導式	伝音性難聴者であって、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、 耳栓又はイヤーモールドの使用が困難な者。
	手動リフト式普通型	当該車椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は 社会生活において真に必要な者。 ※手動リフト式普通型とは、座席の高さが床面から概ね 70cmの安全な範囲 で調整可能なものとする。
車椅子	リクライニング式	次のいずれかに該当する身体障害者・児であること。 ア 頸髄損傷者等で座位姿勢の持続により低血圧性発作を起こしやすいため、 随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要のある者。 イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があって座位を 長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生 活動作を回復する必要のある者。
	レバー駆動型	歩行困難な者で、かつ、片上肢機能に障害がある者。 脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座
	ティルト式 	位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者等。

種目	名称	対象者
	全般	学齢児以上であって、次のいずれかに該当する障害者・児であること。 なお、電動車椅子の特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。 ア 重度の下肢機能障害者であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者。 イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害、難病等で歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能な者 ※「電動車椅子に係る補装具費の支給について」参照
電動車椅子	リクライニング式	次のいずれかに該当する身体障害者・児であること。 ア 頸髄損傷者で座位姿勢の持続により低血圧性発作を起こしやすいため、 随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要のある者。 イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があって座位を 長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生 活動作を回復する必要のある者。
	電動リフト式普通型	手動リフト式普通型車椅子の使用が困難な者で、当該車椅子を使用すること により自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要 な者。
	ティルト式	脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座 位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者等。
	全般	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達 装置によらなければ意思の伝達が困難な者。 難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者。
	文字等走査入力方式 (簡易なもの)	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者、若しくはモバイル使用を希望する者。
重度障害者 用意思伝達 装置	文字等走査入力方式 (簡易な環境制御機能 若しくは高度な環境 制御機能が付加され たもの)	独居等日中の常時対応者(家族や介護者等)が不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。
	文字等走査入力方式 (通信機能が付加され たもの)	通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。
	生体現象方式	筋活動(まばたきや呼気等)による機器操作が困難な者。

- (注1)以上の表は、あくまでも対象者の例を示しているものであり、支給の判断に当たっては、個別の身体状況や生活環境等を十分に考慮すること。
- (注2) 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度である状態をもって判断すること。

## 補装具費等の算定について

- (1) 基準額の算出(端数処理:小数点以下切り捨て) 次に掲げる(ア)又は(イ)の内、どちらか低い額を基準額とする。
  - (ア)補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準により算出した額 (イ)現に補装具の購入又は修理に要した費用の額
- (2) 利用者負担額の算出

別紙

原則、負担上限月額(政令で定める額)とする。ただし、負担上限月額よりも基準額に 10 / 100 を乗じて得た額(1割負担額)の方が低い場合は、1割負担額(端数処理:小数点以下切り捨て)とする。

- (3) 補装具費の算出
  - ① 基準額の10/100相当額が負担上限月額を超えない場合 補装具費=基準額-利用者負担額
  - ② 基準額の10 / 100 相当額が利用者負担上限月額を超える場合 補装具費=基準額-負担上限月額
- ※同一月内に複数回の支給を受ける場合 補装具費の算出
- ① 前回の支給の際に利用者負担額が負担上限月額を超えていない場合 ア 今回の基準額の10/100相当額を加算して負担上限月額を超えない場合 補装具費=(今回の基準額+前回までの基準額)-(今回の利用者負担額+ 前回までの利用者負担額)
  - イ 今回の基準額の10/100相当額を加算して負担上限月額を超えた場合 補装具費= (今回の基準額+前回までの基準額) - 負担上限月額
- ② 前回の支給の際に利用者負担額が利用者負担上限月額を超えている場合 補装具費= (今回の基準額+前回までの基準額) - 負担上限月額

## 別添様式例第1号

# 補装具費(購入・修理)支給申請書

								申請	· · · ·	年	月	日
	(あて先	E) 市町村	長									
					(	申請	者)					
						住	所					
						氏	名					
								対象	者との続	柄		
						電	話					
			具費の支給申請									
			青(購入・修理 会、閲覧するこ			世帯の	住民登	録資料、税務	<b>客資料その</b> 作	也につ	ついて	、各
	1	所	1, 1925, 0 -									
対	フリガ	ナ										
象者	氏	名										
111	生年月	日	年	月日	性 別			電 話				
  /	나다소나	・ナルド	手帳番号	第	号	交付	1年月	E	Í	Ē.	月	H
身1  障	本障害者 害	于帳 名	障害種別						障害等約	<b>及</b>		
疾恩	患名		(障害者の日常生	<b>三活及び社会生</b>	活を総合的に	支援す	トるための	)法律施行令に	規定する疾患	見名を	記載の	)こと)
1		を受ける							,			
	<b></b>											
判5	定予定日											
1 '	望する	名称										
補:  者	装具業	所在地										
		電話		P		FA						
<u> </u>	当する所		1. 生活		2. 低所				4.一定	<b>听</b> 得	:以」	
		の移行予	│□ 生活保護∕	への移行予防	(定率負担	減免	昔置)を	:希望します。 				

## 別添様式例第2号

# 調査書

申詞	日請年月日 年 月 丁				日	申請者氏	:名					
	住	所										
対象者	フ! 氏	Jガナ 名										
	生生	<b>F月日</b>	年	月	日	性別			電話			
		氏	名	年	齢	対象者との	≅ <b>⊞ </b> Σ\λ	課税	状 況	武祖如	備	考
#						続 柄	課税	区分 ————	市氏祝	所得割		
世帯員の状況												
状況	非課税	氏名		所得	:		障害年金		手当	合計		
	代世帯					円		円	円			円
	世祖	带区分	1. 生	活保	護	2. 低	所得	3.一般	4	·定所得以	上	
	基	準額	見利	責額		利	用者負担	額	2	公費負担額	Ą	
		円			円							
		月額負担	旦上限額									
					円			円		·		円
	用.	具名	基注	<b>差額</b>		見利	責額	利用者	皆負担	公費	負担	
	合	計										
上記	 己の	とおり確認	しました。	)								
				年		月	日					
									調査者			

別添様式例第3号

## 判定依頼書

第 号

年 月 日

身体障害者更生相談所長 殿

市町村長 印

下記の者に対する判定を依頼する。

記

氏 名					年	月	日生	住 月	斤		
手帳	号	年	月	日交付				医療傷	保険名		
長期給付の区	内容(現在	被保険	き者で	あればそ	これも	含む	)				
家族 関	係										
生育・職業歴	<u> </u>										
障害・疾患等	等に関する	既往歷	<u>Ē</u>							最近5年間 <i>0</i> 交付・修理状	
										年	月
										年	月
										年	月
										年	月
										年	月
現在受療中の	の医療機関	名									
判定依頼事功	頁									通所、巡回	、在宅

# 911

第2章

第3章

第4章

## 判定通知書

 第
 号

 年
 月
 日

 市
 町
 村
 長
 印

殿

先に申請のあった 年 月 日に とになりました。

については、専門的判定の必要がありますので 身体障害者更生相談所において判定を行うこ

なお、当日は本書を持参してください。

記

- 1. 身体障害者手帳番号
- 2. 判定依頼事項

## 別添様式例第5号(1)

# 義手処方箋 (新規・再交付)

氏			男	・女	り ナ 町	左 在	月	日生	生(	) 歳
名					H 딕					
住所				TI	EL	_		職業	-	本的に)
切断 部位(右	・左・両)							断端長	<u>.</u>	cm
医学的所見	1									
(異常無	· 有)									
処方義手.	肩     上腕     月       装飾     作業       電動(	能動	(フ)	ック	7	ヽンド		交換式)	)	
ソケット	差込み式     類       全面接着式     オー	上支持式(			)	吸		(	)	
幹部	殻構造(合成樹脂 作業用(旧型 新	旨 木 ア 所型 タン	ルミ) ネン・	ベルク	ず) デ)	骨格構造 そ	: ( の他		)	
手 先 具	能動フック( 装飾手掌 作業月		)			/ド( その他		)		
手 継 手	固定 固定回旋式	大 交換式	(ネシ	<i>う</i>	゙イッ	クチェ	ンジ 屈	1曲 回	回旋 ~	その他)
肘継手	100070	曲 たわみ							ク・ヒ	ンジ
	遊動 屈曲外車									
	8字 胸郭/ 三頭筋バンド 布ベルト 月	その他						上腕カ	フ	
特記事項 (指示)・										
( <b>1</b> 日 <b>/)</b> / -										
処方					仮合	年	月	日.	良・不	良
		年 月	日		せせ	年	月	日.	良・不	良
採型		年 月	日		適合	計判定	至	手	月	日

# 第1章

## 別添様式例第5号(2)

# 義足処方箋 (新規・再交付)

氏名			男	・女	明大昭平	年	月	日生(	) 歳
住所				T	EL	_		職(具業	体的に)
切断 (右・ 部位	左・両)						K	斯端長	cm
医学的所見	L								
(異常無									
処方義足 . ソケット	在 来 式 在 カナダ式 差 i そ の 他 吸	大腿 来 式式式式 接触の	2重ソ	: 式	下版 在来 PT PT KB その	式 在 B カ S 2』 M そ	サイム 来 式 ナ ダ 式 重ソケット の 他	足袋式 下腿式 その他	足指
.h.,		成樹脂	アル		木	皮革		)他	
内ソケット     幹 部	有(皮革・スポ 殻構造 骨格	シジ・ビ ·構造(	ニーライ	<u> </u>	その他 )	L) 筋:	<u>無</u> 金	その他	
股継手	固定 遊動			)		その他			
膝継手	単軸 (前止め 固定 安全膝 ( 多軸 (	横引き 固定	遊 )			ロック 動 (	)	)	
足継手	単軸 ( )	多軸	固定			リンガー		の他	
懸垂方法 -	肩吊帯 股吊 大腿コルセット			盤帯	シ	レジア	バンド		
そ の 他 (オプション)	ターンテーブル 膝伸展補助装置		ブシャ	・フト	ト	ルクア	ブソーバ	)	
特記事項 (指示) <b>-</b>									
処方		Τ			仮	年	 月	日良・不	良
		年	月日		合 せ	 年	<del></del> 月	日良・オ	
採型		年	月日		適合	判定	年	月	H

## 別添様式例第5号(3)

# 装具処方箋(新規・再交付)

氏						明治				
名				男	・女	大正 昭和 平成	年	月	日生 (	)歳
住							職(	具体的	(C)	
所		TEL (	)		_		業			
病		医(	処方	上重	要な点	.)				
		的								
名		所 見								
		1 上肢装具 a) 肩装具 b) 肘装具								長具
処力	宝	f) 把持装具 g) MP屈曲 2 下肢装具 a) 股装具 b) 長下肢装			装具 漆装具				F.O )ツイスタ	<i>7</i> —
1	<b>5</b>	f ) 足底装具	•							
方面	両	3 体幹装具 a) 頸椎装具 b) 胸椎装, 4 靴型装具 a) 長靴 b) 半長靴 c)						具 e	)側彎矯』	E装具
		5 その他		· ( ) /	グギル	u / 必押	•			
		1 形 a)遊動 b)伸展制限付 c)内						a) あ	ぶみ b)	キャリ
	股継	外転蝶番 d)継手なし(全固定) ※角度指定時は備考欄に記入			バ- 2 <sup>‡</sup>	- c)そ 靴 a)矢		)編上	靴 c)その	の他
	手	2 ロック a)輪止め b)その他			3	期き a	) 外科[		) 外羽根	
		3 その他 1 軸 a)単軸 b)多軸 c)その他			の1 4	_	) 足袋形	∄ h)	足底板(皮	・苗・プ
		2 材質 a)金属 b)プラスチック			ラ	スチック	) c	)その他	<u>b</u>	
		c)その他 3 形 a)遊動 b)継手なし(全固定)		   足		シューイ 指示)	ンサー	ト・足	底押板 (材	質・形
下		c)オフセット d)膝伸展制限付	下	-			a ) 標準	<b>b</b> )5	SACH	
	膝	e)角度調整節置付(ターン・バックル・				トーマ 内・外)			ッジ e)	トルク
		ダイヤル・その他) /※可動域又は 屈曲     度\							中足バー	
		固定角度 伸展				ロッカー				`
DH-	継	4 ロック a)輪止め (両・内・外) b)スイス止め c)その他 d)ロック	D-1-	部	(**		ノール		_cm,内 cm	$-^{\mathrm{cm}}$
肢		なし	肢				à a	)縦の	アーチ l	))横の
		5   膝おさえ a ) ニーパッド b ) その他 c )なし			-	ーチ フレアー	(ヒール	/・ソー	-ル) (寸法	指示)
	手	6 矯正パッド (内・外・その他)			10 <	さび(ヒ	ニール・	ソール	/)(寸法指	
		<ul><li>7 プレティビアル・シェル</li><li>8 反張膝用装具(形式指示)</li></ul>				い月形			)特別 (指え	式)
装		9 プラスチック膝装具(形式指示)	装		13 3		u / //	T 0	) 13 // (1H)	1.7
		10 軟性膝装具 (形式指示) 11 その他							E合金・その	の他)
		11				両側 ( 支持部			い )モールド	・コル
		c ) その他		支			革・プ	ラスチ	ック・その	つ他)
具	足	2 形 a) 箱型 b) 二枚重ね c) 継手 なし(全固定) d) クレンザック(正・	具	       		その他 ツイスタ	a ) 両	前・右・左	E b)ゴム	・ケー
		逆・二重・棒入り) e)バネ又はコイル		の		V c)	内旋用・	外旋用	ı	
	継	(両・内・外) f)その他 /※可動域又は 底屈 度\		他		その他 半月の	形・位	置, コ.	ルセットの	)形状.
	Alta:	固定角度 背屈 度			止め	っに用い	るバン	ド,その	の他の特別	
	-	3 ストラップ (内・外・前おさえ・その 他)		<u> </u>		:ついて <i>l</i> 坐骨支持			<u> </u>	
	手	個) 4 プラスチック短下肢装具 (形式指示)		免荷		ETR 式	(ルグス)	日小)		
		5 軟性短下肢装具(形式指示)		装置		歩行あぶ	み付			
		6 その他			4	その他				

骨盤帯体幹	1 2 3 1 2 3 4	コントロー) 回旋) 型 a) 軟性 c) テーラー e) スタイン	<ul><li>両・右・左)</li><li>)軟性 b)</li><li>腸・腰・胸・レの方向(屈)</li><li>コルセット・イト・ドラー f)</li><li>ムス h) モームス カーモームス カーモームス カーモームス カー・エー・カース カー・エー・カース カー・エー・カース カー・カー・カース カー・カー・カース カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ</li></ul>	準頸: ゆう かい	c) 展・伊ラエヤケ	硬性		1 2 3	肩関節装具 a) 肩外転装具 b) 肩甲骨保持装具 c) その他 肘関節装具 a)保持装具 b) 動的指示装具 c) その 他 手部・指装具 a) 対立装具(長・短) b) 把持装具(形式・駆動源指示) c) 手背屈装具(パネル・その他) d) トーマス形懸垂装具 e) オッペンハイマー形装具 f) MP 用装具(ナックルベンダ・逆ナックルベンダ・その他)
装具	6	頸椎装具 a	形式指示    )カラー lb   d )その他					4 5	g) 指装具(指用ナックルベンダ・逆ナックルベンダ・時計バネ装具・安全ピン装具・その他) h) 手部(含手関節)固定用装具i) その他特殊装具(BFO・機能的上肢装具・その他)その他の上肢装具(詳細記述)
指示	;1 2 3	装具の略図をけるのにするのにます。他述ッの計は記述するでは、	ニックした時に 大・材質・色色	は必ずタ	処方の	詳細	追力	・変	医更事項 (年月日記入)
			<u></u>	年年	月月月	日日			仮合せⅡ 年 月 日 仮合せⅢ 年 月 日
			仮合せ I	年	月	日			適合判定 年 月 日

## 別添様式例第5号(4)

# 車椅子処方箋

氏:	名	生年 月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日()歳	性別 男・変	女
住	所	# * * *	!		TEL		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
医学师		身長重移無	白去. y	n / kg :介助•介助	職業 (具体的に 主な使用場		屋外 屋内夕	外
名 称 しょ キタ (背もたれ)	1. 普通型 6. 2. リクライニング式普通型 7. 3. ティルト式普通型 8. 4. リクライニング・ティルト式普通型 9. 5. 前方大車輸型 10. 材質:鉄・ステンレス・軽合金・その他(特記事項( 1. 径:5・6・7・8 インチ 2. 形状:ソリッド PU・ソフトフォーミング 屋外用(エアー式) 1. 材質:鏡 2. 標準形式 2. 延長パックサボート 3. ブイ付き 1. 固定式 1. ア 3. 張り調整式 1. ア 3. 張り調整式 1. 京の調整式 1. 京の記述を記述を記述されていません。 元の記述を記述されていません。 ア・ファン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	) <mark>駆動輪</mark> 2. : 失・ステンレス・軽合	方大車輪型 面型 右・左) 手駆動型(右 径:18・20・ ホイール材質: 第 金・樹脂・その クタ型	コ・左) ・22・24インチ・その た・ステンレス・軽合か の他( ) 「・握り 1. 固定式式 ・2. 脱挙上式 ・4. 開閉・脱 ・5. 開閉・脱	11. 手押し 12. リクライニ 13. ティルトニ 14. リクライニ 15. その他 (金・その他 (4. 滑り止め 6. その 他	型 A・B ンが式手押し型 、	押し型 ) 気入り・ノーバンク ニールコーティング ) ) を (片・両) を (片・両) 脱式 )	
トブレーキ	8. 枕(オーダー・レディー)	延長(左・右・ その他( 延 石 長	,	1. 両側兼月 2. 片側独立 1. 標 準 2. ソリッドデ	7.	材質 2.プララ 3.ベル 3. 張り 4. 座奥	ディック 止 め 2. 2	
)	8. スポークカバー(右・左) 24. 車載時間 9. 車軸位置調整 25. 日よけ (同 10. 大車輪着脱ハブ交換 11. サイドガード 12. 転倒防止装置 (先ゴム・キャスター) その他 13. 屋外用キャスター (エアー式) 14. ステッキホルダー (1本・2本) 15. 点滴ボール 16. 酸素ボンベ固定装置 17. 人工呼吸器搭載台 18. 携帯用会話補助装置搭載台 19. 栄養パック取り付け用ガードル架 20. 痰吸引器搭載台	ベルト 造・立体編物構造 書造 ヨン(骨盤・大腿イ め) ベー 式手押しハンドル 定用フック 肓よけ)	音 骨部サポート) )	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	10° C	● Rize M を ( ) 内に	) 内に記入 関注変者(6 競合のみお人	· ·
処力	方 年 月 日		適合判定	年	月 日			

# 第1音

## 別添様式例第5号(5)

# 電動車椅子処方箋

氏:	名							生年 月日	明治・Z 昭和・3			年	月	日 (	(	)歳	性別	男	・女
住	所												TEL				•		
医学	的	疾患名						身 長体 重		cm	/	kg	職	業					
所	見	障害名						移 乗 能 力	自	立・半	介助・ク	介助	(具体	的に)					
主な使 場	用 所		屋内	屋外		屋内外			速	度	1.	4.5 km/	/h	2. 6.0 k	m/ł	ı 3.	その他	(	)
名称	2. ! 3. 電	ド通型 リクライニ、 ご動リクラ・ ご動リフト:	イニング・式	6. 7.	(車) 電動ラ	』(切り替いす部分 ・す部分 ・イルト式 クライニン 1(	: <b>オ</b>	ータ・ーメイ	ト゛・レテ゛	/ሃ/ト <sup>*</sup>	)	バッテリー	通' 2. 外 マイコン	蔵式 ポ・シー付け式 内臓型 ニ	(取 y,h <sup>*</sup> 1	0外し型 電池	器		内 臓外 部
ジ	操作		1. 上肢(右	左)		2. 下肢					頭頚部	(チンマ	ウス 額	)			- 1m	ùtt:	
ョイスティック	源制御ボックス	1. 位 a) : c) · 2. スイ a) .	右 b) z その他(固定			5式) 4. <sup>1</sup>	レバ a) メ b) 指 レバ・ a) メ	ーの形 ーカー根	(準	) ) cm		レバーの: a メーカ b) 指 cの他の仕	一標準 定(	)		シート		ッド式( 着脱式 折りた 調整	た たみ式
(背もたれ ) バックサポート	3. 張 4. 高 5. 背 6. 背 7. ヘ	長ハ'ックサポー り調整式 さ調整式 折れ機構 座間角度調	引整 -^'-ス(枕含む)	(肘 あ て)	4. 高 5. 跳 6. 着 7. 幅	スク型 さ角度調整式 さ調整式 ね上げ式	両)	レッグサポート	1. 固定 2. 着脱 3. 举上 4. 開閉 5. 開閉 6. 伸縦 1. 両側	式 :式 ]挙上式 ]·着脱: 式 ]  兼用	; .t. ;	フットサポー	角度調整	: Pair		ブレーキ	<ol> <li>レバー a) 平</li> <li>トグル</li> <li>その作</li> <li>固定式</li> <li>継ぎ手</li> <li>片手換</li> <li>延長(右・)</li> </ol>	板 b) 式 b( 式 : 式 : 拆	,
フレーム	材質特記	その他	ルス・軽合金 ( )	1984	2. 材質	: 18・20 その他( ま: 鉄・ステン その他( ・: 空気入り	( /レス・1 (	) 軽合金 )	キャスター 簡易型 の場合	2. 形 P		インチ	ハンドリム	2. 標準形 3. ノブヤ	形状 けき : 4・6	· 8 · 10	軽合金・そインチ、水平 安革・ビニー	•垂直	•握り
	1. テ	ーブル	□上肢の筋 □日常生活				`ルで	は食事を	とることだ	が難しい	・者				その	他(	)		)
	2. シー	-トペ <i>ル</i> ト	□腰ベルト		匈ベルト		役ベル	レト	口その作	也(			)						
付属品(オ	3. 2	ッション	□クッション □ポリエステル・□特殊な空	( ・ウレタン多。 気室構造	)cm 層構造	□単 •立体編物 □* ※ 2	単一名  構造  特殊用 クッシ	空気量調	整 /ョン(骨:	[ 盤·大服 5特記	□ケ´ル・ 退骨部 事項	ッション ウレタン多層 サポート) (	構造	□クッシ	ョン州	骨り止め		)	
プション)	6. ファ 7. 電 8. 泥 9. ススネ 10. 車 11. クラ	よけ(右 ポークカハ・ー( 軸位置調 ライマーセット	磁式ブレーキ ・左・両 ) (右・左・両)	前助装置)	14. 転 15. 屋 16. ス 17. 点 18. 酸 19. 人	イドガード 倒防止装置 外用キャスタ テッキホル 滴ポール 素ボンベ エ呼吸器 帯用会話 著用会話	置 (タ ) ダー 国定報 i	(1本・2 装置 台	本)	-) 2 2 2 2 2 2	22. 痰吸 3. 幅」 4. ガン 5. 前幅 6. 高さ 7. 車		載台 ・ ステアリン 手押しハン 用フック	グ					
		頁、使用:	者の希望事			すること			適	<u></u>									
処	方		年	月	日				判				年	月	日				

別添様式例第6号

# 補装具費支給意見書

氏名	年	月	日生(	歳)
障害名及び原因となった疾病・外傷名				
※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	支援するための法律施	行令で定	める特殊の	疾病
(難病等)に該当(□する・□しない)				
障害・疾患等の状況(注:下記補装具を必要	と認める理由が明確と	なるよう	記載する。	難病
患者等については、	身体症状等の変動状	況や日内	変動等につ	いて
も記載する。)				
必 補装具の種目、名称				
要				
と   処 方				
認。				
b   2				
る   補				
装使用効果見込み				
具				
上記のとおり意見する				
年 月 日				
病院又は診療所	名			
所 在 地				
診療担当科名				
作成医師氏名			(E)	
117%区岬八石			(FI)	

## 別添様式例第7号

# 補装具費支給決定通知書

								年	月	E	1
	(申請清	者) 様									
									市町	丁村長	Ê
		~ 1 10	-	1 - 10 1	L	) <u> </u>					
1			ついて、次のと I	おりと	光定	しましたの	)で週知します。 				
	住	所									
対象者	フリ 氏	ガナ 名									
	生年	月日	年	月	日	性別		電話			
支給番号						支持	年	月	日		
	決定内	容				•		•			
補	名	称									
補装具業者	所在	生地									
者	電	話									
基準額			見積額			利用者負担額			公費負担額		
円				円							
月額負担上限額											
円							円				円
教示事項											

## 別添様式例第8号

# 補装具費支給券

支 給	番	号					支給決定	三日			年	月	日
氏		名					生年月日	1			年	月	日
住		所											
保 護 耆	首 氏	名								続柄			
補装具	称					修理部位	Ĺ						
処		方											
名称													
補装具 所在地													
–	電	話											
基準	<b></b>		見積額				利用者負担額			公費負担額			
		円				円							
	月初	額負担	旦上限額										
						円			円				円
上記のとおり決定する。 平成 年 月 日										市	可村	卡長	
判定検査	判 年 月	定日	平成	年	月	日	判定員職氏名						<b>(</b>
受 領	受 年 月	領 日	平成	年	月	日	受領者 氏 名		A	本人との関係			

### 別添様式例第9号

## 却下決定通知書

文 書 番 号 平成 年 月 日

〒 -○市 (町・村) ○○ ○○ 様

○○市(町村)長 印

年 月 日に申請された補装具費の支給申請及び利用者負担額減額・免除 等申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事項
- 2 却下の理由

### 教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に○○市町村長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、〇〇市町村長を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。(なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

補装具費支給申請決定

簿

別添様式例第10号

¥	麴			
	金			
羰		A	Ш	
権		₩	田	
引渡	Ш			
Ę.	田田			
	出			
蝈	分割	H		
中帝	$\mathbb{X}$			
	額			
利用者	型			
<b>₹</b>	倒			
額				
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
具 基準額	允			
業	神			
準				
() I	1 C	36		
淞	称及	田		
権	允	瘮		
総	き号 名称及び 業者名			
#1	横			
2 給	产定			
<u> </u>	平	<u>H</u>		
判定依頼	計	受付	Ш	
部	月日	1	H	
ച	#	定	枡	
	型	別		
購)	囫	6		
	中			
1	橅			
型				
居住地				
名 尼				
压 4				
K	Th			
7				
	梅			
牆	产行	Ш		
#	点又	H		

## 別添様式1

## 判定書(自立支援医療(更生医療)・補装具)

 第
 号

 年
 月
 日

殿

身体障害者更生相談所長 印

平成 年 月 日付けの依頼については、下記のとおり判定する。

記

氏		名							男女	明治 大正 昭和 平成	年	月	日生(	歳)
居	住	地		県		区市郡		町 村			丁目	番	号	方
判別	定年月	月日	平成	年	月		日							
障	害	名								程度				級
総	合 判	一定												

医	障		
274	害		
学	状		
的	況		
判	意		
定	見		
自立支援	1	具体的内容	
自立支援医療(更生医療)	2	治療効果見込み	
生医	3	術後の等級(	級)
療)	4	医療費概算額	円
	1	名称又は修理項目	4 処方(図示)
補装具	2	使用効果見込	
1			

# 参考7

# 「義肢、装具及び座位保持装置等に係わる事務取扱要領」の制定について (H18.3.29 障地発第 0929002 号)

障企自発第0331第3号 平成26年3月31日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室長 (公印省略)

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について

標記要領については、平成18年9月29日障地発第0929002号『「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定等について』の別紙により定めているところであるが、今般、同要領を別添のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、貴管内市区町村及び身体障害者更生相談所等の関係機関へ周知願いたい。

## (改正の概要)

○ 平成26年4月1日からの消費税率の改定に伴う所要の改正を行う。

## 改正後全文

障地発第 0929002 号 平成 18 年 3 月 29 日 障企自発第 0331001 号 平成 21 年 3 月 31 日 障企自発 0331 第 1 号 平成 22 年 3 月 31 日 障企自発 0330 第 1 号 平成 24 年 3 月 30 日 障企自発 0329 第 1 号 平成 25 年 3 月 29 日 最終改正障企自発 0331 第 3 号 平成 26 年 3 月 31 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部長 殿 中核市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室長

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第76条に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱要領を別紙のとおり定め、なお一層の円滑かつ適切な実施に資することとしたので、御了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方御配意願いたい。

なお、本取扱要領は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置づけられるものであることにご留意願いたい。

おって、これに伴い、平成14年2月1日障企発第0201001号『「義肢、装具及び座位保持 装置給付事務取扱要領」の制定について』は廃止する。

(別紙)

## 義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

障害者自立支援法第5条第23項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。)中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに2の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1の1、2、3、4、第3及び第5並びに第2の1、2、3、4及び第4により取り扱われることとされたい。

なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを交付の購入に係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額(その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。)の内訳に消費税相当額を含むこととなること。

また、告示第5項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。

# 第1 購入に要する費用の額の算定等に関する取扱い

- 1 殼構造義肢
- (1) 製作工程

殻構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素 材 費:義肢材料リストによる素材購入費

素材のロス:素材の正味必要量に対する割増分(ロス分)

小物材料費:個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費

(糸、釘、ビス、ナット、油脂等)

材料管理費:素材の購入及び保管に要する経費

#### ○製作加工費

作業人件費:製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費

(給与、賞与、退職手当、法定福利費等)

作業間の絵譜:製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の

作業時間相当人件費

製造間接費:光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費:完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。 殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

「基本価格:採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基

本工作に要する加工費の計

製作要素価格:材料の購入費及び当該材料を殼構造義肢の形態に適合するように行

う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格:完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とすること。(図-1参照)

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の104.8に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

設構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図-2、3 参照)

図-1 殻構造義肢の価格体系

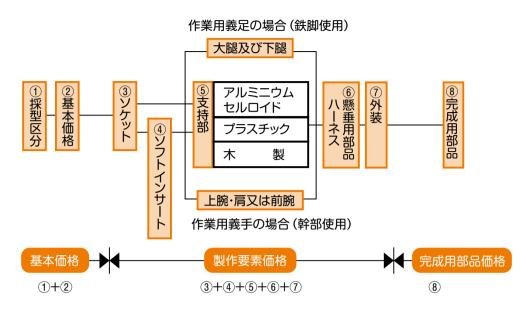
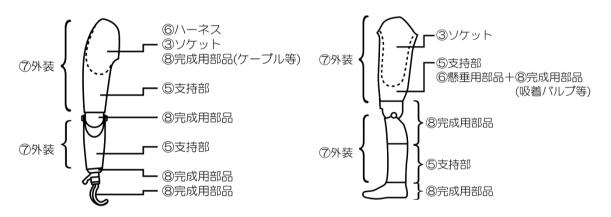


図-2 殻構造上腕義手の構成例

図-3 殻構造大腿義足の構成例



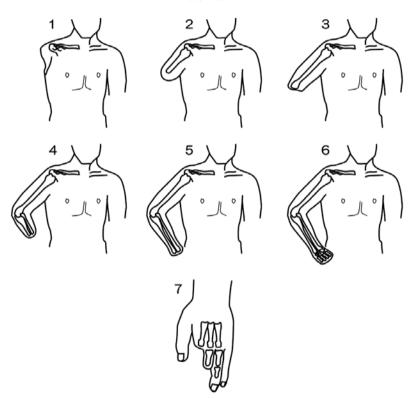
#### (3) 基本価格

## a 義手

- (a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-4参照) に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
  - A-1 肩義手 A-2 上腕義手 A-3 肘義手
  - A-4 前腕義手 A-5 手 義 手 A-6 手部義手
  - A-7 手指義手
- (c) 採型区分の「A-7」は、手指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。

- (d) 顆上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのように上腕 骨顆部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。
- (e) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレーツになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。
- (f) 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、 支持部や完成用部品の肘継手、手先具の型式にかかわらず取り扱うこと。

図-4 義手の採型区分

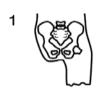


## b 義足

- (a) 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-5参照) に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
  - B-1 股義足 B-2 大腿義足 B-3 膝義足
  - B-4 下腿義足 B-5 下腿義足 (サイム義足)、果義足
  - B-6 果義足、足根中足義足 B-7 足指義足

- (c) 採型区分の「B-7」は、足指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。
- (d) 義足の型式は、ソケットの機能型を表したものであるため、常用と作業用とは、 足部の違いにより区分するものであること。
- (e) キップシャフト(短断端切断用)は、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。
- (f) IRCソケット(いわゆる坐骨収納型ソケット)は、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一部分)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- (g) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- (h) TSBソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿 義足の型式の範囲内で取り扱うこと。
- (i) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを 用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

図-5 義足の採型区分

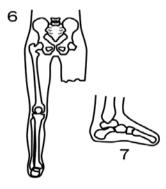












#### (4) 製作要素価格

- a ソケット
  - (a) ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア) の ソケット」から選択すること。
  - (b) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
  - (c) 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.(繊維強化プラスチック)のことで、ラミネートされたものであること。
  - (d) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。
- b ソフトインサート
  - (a) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用 材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。
  - (b) 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジ等であること。
  - (c) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
  - (d) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
  - (e) シリコーンとは、F. R. P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品の ライナーを加えられないこと。
- c 支持部
  - (a) 装飾用又は能動式義手及び常用義足の場合
    - i 支持部の価格は、各部位の組立て、切削等の加工費であり、それぞれ使用材料ごとに「(ウ)の支持部 | を加えること。
    - ii 支持部は、基本的には次のような方式により加算すること。

名 称	加算部位
肩 義 手	肩部・上腕部・前腕部
上腕義手	上腕部・前腕部
前 腕 義 手	前腕部
股義足	股部・大腿部・下腿部
大 腿 義 足	大腿部・下腿部
下腿義足	下腿部

- iii サイム義足の場合に限り、ソケット自体が支持部となることから下腿支持部を加えること。
- iv 支持部の加算方法
  - (i) 図-6及び図-7のような斜線の部分をもつソケットの場合は、斜線部分の大小にかかわらず支持部を加えること。
  - (ii) 支持部の価格は、使用材料ごとに「(ウ) の支持部」を加えること。
  - (iii) 支持部に熱可塑性樹脂を使用する場合は、セルロイドに準じて加算すること。
  - (iv) オープンエンド型ソケットは、使用材料ごとに支持部の価格を加算すること。
  - (v) 外装の価格は、使用材料ごとに「(オ) の外装」を加えること。
  - (vi) 熱可塑性樹脂で成型された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラス チックを加算することができないこと。
  - (vii) 図-8のような斜線の部分がないソケットの場合は、支持部を加えられないこと。ただし、外装を行う場合は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。

図-6 支持部を加算できるソケット

(義手)

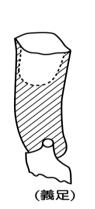


図-7 支持部を加算できるソケット

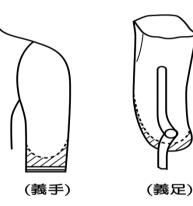
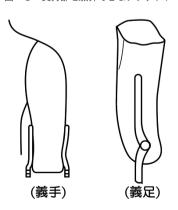


図-8 支持部を加算できないソケット





- (b) 作業用義手(幹部)及び作業用義足(鉄脚)の場合
  - i 作業用義手(幹部)
  - (i) 肩義手作業用及び上腕義手作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・上腕 部のみを加えること。
  - (ii) 前腕義手作業用の場合は、「(ウ) の支持部 | の作業用・前腕部のみを加えること。
  - ii 作業用義足(鉄脚)
  - (i) 股義足作業用及び大腿義足作業用の場合には、「(ウ)の支持部」の作業用・大腿部のみを加えること。
  - (ii) 下腿義足作業用の場合は、「(ウ) の支持部」の作業用・下腿部を加えること。
- (c) 果義足、足根中足義足及び足指義足の場合

図-9のようにソケットと足先ゴムの間を軟性発泡樹脂で埋めた場合に「(ウ)の支持部」の足部を加えること。

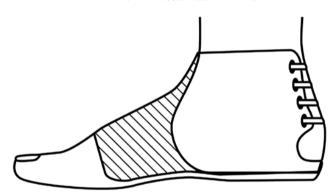


図-9 支持部を加算できる足部

- d 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品
  - (a) 義手用ハーネス
    - i 各義手に用いられるハーネスの例を、以下の図-10から図-20に示す。
    - ii 肘義手用は上腕義手用に、手義手用及び手部義手用は前腕義手用に、それぞれ準 じて取り扱うこと。
    - iii 使用部品の項目に一式とされているものであっても、使用部品の組み合わせができること。(図-14、15、18、19、20 参照)
    - iv 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組み合せを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができること。(図 20 参照)

図-10 肩義手用胸郭ベルトハーネス一式

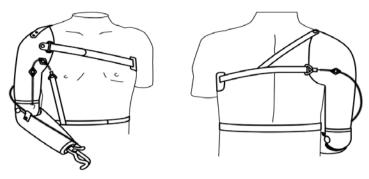


図-11 肩義手用及び上腕義手用肩たすき一式

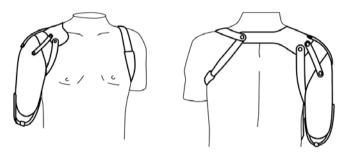


図-12 上腕義手用胸郭ベルトハーネス一式

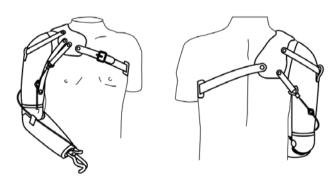


図-13 上腕義手用8字ハーネス一式

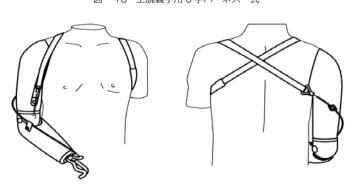


図-14 前腕義手用胸郭ベルトハーネス一式 (胸郭ベルトハーネス一式と上腕カフの組み合わせ)

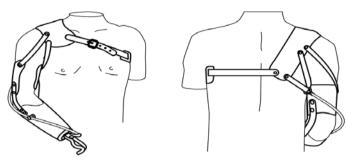


図-15 8字ハーネス一式と上腕カフの組み合わせ例(前腕義手用)

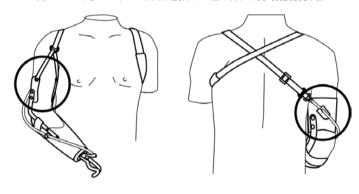


図-16 前腕義手用9字ハーネス一式

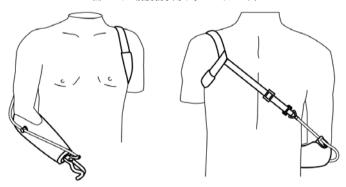


図- 17 上腕カフ(装飾用カフバンド)

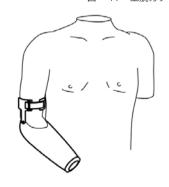




図- 18 前腕義手用9字ハーネス一式と 上腕カフの組合せ

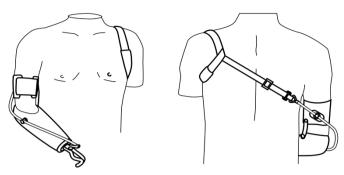


図-19 上腕カフ(三頭筋パッド)

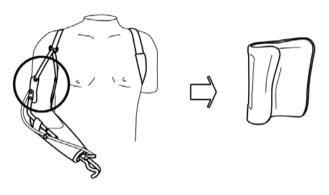
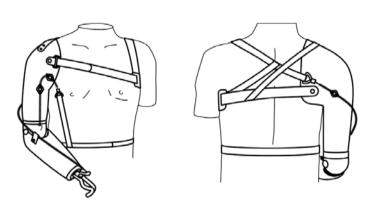


図-20 肩義手用胸郭ベルトハーネス一式と前腕義手用9字ハーネス一式の組合せ



## (b) 義足懸垂用部品

- i 膝義足は大腿義足用に、サイム義足用は下腿義足用にそれぞれ準じて取り扱うこと。
- ii 使用部品の項目に一式とされているもの(大腿もも締め一式を除く。)は、他の 義足懸垂部品を加えられないこと。(図 - 21 参照)
- iii 使用部品の項目に一式とされていないものは、使用部品の組み合わせにより加算すること。(図-22、23 参照)
- iv 義足用股吊りの価格は、1本当たりのものであること。
- v 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフは、PTB膝カフに準じて取り扱うこと。

図-21 シレジアバンドの区分





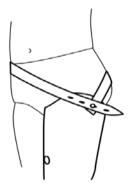


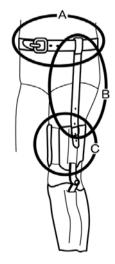
図-22 大腿義足懸垂部品の区分

図-23 下腿義足懸垂用部品の区分





A.肩吊帯 B.腰バンド C.横吊帯 D.義足用股吊帯



A.腰バンド B.横吊帯 C.大腿もも締め

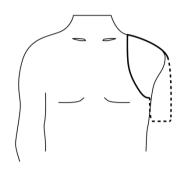
## e 外装

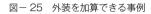
外装部位と使用材料により各部位ごとに加算すること。ただし、肩部、股部及び足部については、次によること。

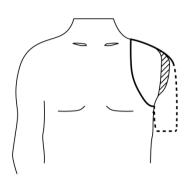
#### (a) 肩部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。(図-24、25参照)

図-24 外装を加算できない事例







# (b) 股部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。(図-26、27参照)

図-26 外装を加算できない事例

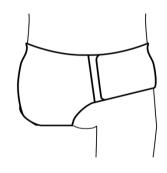


図-27 外装を加算できる事例



# (c) 足部

- i 足部表革及び裏革については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要がある認められる場合は、 木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
- ii 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えることができること。

#### (5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について(平成25年3月29日障発0329第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」(以下、「完成用部品の指定基準」という。)に定めるところによるものとする。

ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの 妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成 用部品を用いることができること。

## a 義手用部品

- (a) 肩継手部品のうち筋金の価格は、1本当たりのものであること。
- (b) 肩継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- (c) 手継手は、一組の価格であること。
- (d) 義手の作業用に付ける手先具は、3個を範囲として必要な数だけ加算することができること。
- (e) フック用先ゴムは1本当たりの価格とし、当分の間、6ヵ月分を限度として必要な数だけ一括支給することができること。
- (f) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当 該額の範囲で一括支給することができること。

#### b 義足用部品

- (a) 股継手部品のうち筋金の価格は、1本当たりのものであること。
- (b) 股継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- (c) 次に掲げる部品については、足部が含まれた価格であること。 (KI - BU - B19 - 1, KI - BU - B19 - 2)
- (d) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、 当該額の範囲で一括支給することができること。

# (参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

殻構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工程	作業の内容	設備
(ア)断端の観察	断端の表面の状況(筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等)、関節の運動機能の状況(屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等)並びに 肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の 作成	製作に必要な寸法(断端の周径、断端長)及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。(トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。)	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型(石膏の盛り削り修正)、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型冶具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(工)適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック(断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等)及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービング マシーン 電気オーブン
(オ)陽性モデルの製作	チェックソケットへのギブスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ 及び乾燥。	
(カ)ソケット製作	陽性モデルへのストッキネットの被覆、強化材の付加、PVA スリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ)支持部材の外形の 形成及び要素の結合	義手:パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部心材外形の形成及び要素の結合。 義足:股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービングマシーン
(ク)組立て	義手:継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部:カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み 合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	ミシン
(ケ) 仮合せ	<ul> <li>義手:ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本指導並びに適合の修正。</li> <li>義足:アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。</li> <li>※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明。</li> <li>※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためダイナミックアライメントを決定する。</li> </ul>	

工程	作業の内容	設備
(コ) 外装及び仕上げ	義手:外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション。 義足:カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並び にソケットの適合及び機能の最終点検。	
(サ)適合検査	適合及びアライメントの点検並びにユーザに対する義肢の取扱い方法の 説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※関連業務	・義肢の製作に必要な個人情報(氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等)の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・初期段階で、ユーザに義肢を装着するまでの流れについて説明する。 ・処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・義肢の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

製作所には、事務室、工作室等が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。具体例としては、以下に示す「(参考)義肢製作所の面積例」を参照すること。(「2 骨格構造義肢」、「3装具」についても、これを参照すること。)

設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等(例:復元器、コンターマシン、集塵器、ボール盤、グラインダー、バフグラインダー、溶接器、電動ドリル、パイプカッター、万力、八方ミシン、特殊ミシン、内周計、カップリング、ヒートガン等)を備えていること。(「2 骨格構造義肢」、「3 装具」についても、これを参照すること。)

## (参考) 義肢製作所の面積例

室 名 等	面積(坪数)		名 等 面積 (坪数) 備考	
事務室	16.5m²	5坪	受付、一般事務、待合室	
採型室	16.5m²	5坪	測定、仮合せ、試歩行	
工作室				
ギプス作業室	9.9m²	3坪	型流し、陽性モデル修正	
機械室	9.9m²	3坪	集塵設備	
一般組立室	19.8m²	6坪	作業台2台(義肢装具士2名以上)	
倉庫	9.9m²	3坪	材料保管	

## 2 骨格構造義肢

(1) 製作工程

骨格構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素 材 費:義肢材料リストによる素材購入費

素材のロス:素材の正味必要量に対する割増分(ロス分)

小物材料費:個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費

(糸、釘、ビス、ナット、油脂等)

材料管理費:素材の購入及び保管に要する経費

## ○製作加工費

作業人件費:製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費

(給与、當与、退職手当、法定福利費等)

作業間の余裕譜:製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の

作業時間相当人件費

製造間接費:光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費:完成品の保管、販売に要する経費

また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

骨格構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基 本 価 格:採型使用材料費及び骨格構造義肢の名称、型式別に設けられている

基本工作に要する加工費の計

製作要素価格:材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように

行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格:完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、骨格構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とすること。(図 – 28 参照)

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の104.8に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。骨格構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。(図 – 29、30 参照)

図-28 骨格構造義肢の価格体系

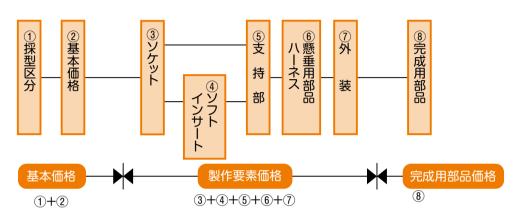


図-29 骨格構造義手の構成例

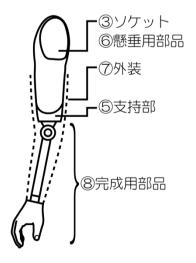
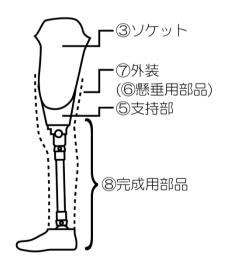


図-30 骨格構造義足の構成例



#### (3) 基本価格

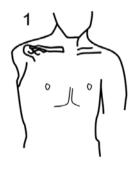
## a 義手

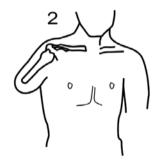
- (a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図 31 参照) に基づきそれぞれ製作する義 手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

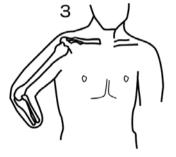
A-1 肩義手 A-2 上腕義手 A-3 前腕義手

- (c) 顆上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのように上腕骨 顆部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。
- (d) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレーツになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。

図-31 義手の採型区分



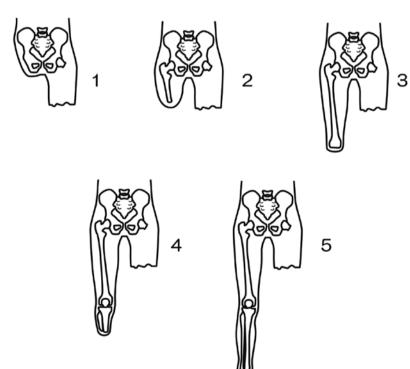




#### b 義足

- (a) 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図 32 参照) に基づきそれぞれ製作する義 足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
  - B-1 股義足 B-2 大腿義足 B-3 膝義足
  - B-4 下腿義足 B-5 下腿義足 (サイム義足)
- (c) キップシャフトは、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近 くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。
- (d) IRCソケット(いわゆる坐骨収納型ソケット)は、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一部分)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、かつ大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- (e) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- (f) TSBソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義 足の型式の範囲内で取り扱うこと。
- (g) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナー を用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

図-32 義足の採型区分



#### (4) 製作要素価格

## a ソケット

- (a) ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア) の ソケット」から選択すること。
- (b) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (c) 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.のことで、ラミネートされたものであること。
- (d) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

## b ソフトインサート

- (a) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用 材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。
- (b) 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジ等であること。
- (c) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
- (d) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
- (e) シリコーンとは、F.R.P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品の ライナーを加えられないこと。

#### c 支持部

(a) 支持部は、それぞれ製作する義手又は義足の型式ごとに「(ウ) の支持部」から選択すること。

名 称	適 用 例
肩 義 手 用	肩義手の場合に限ること。
上腕義手用	上腕義手の場合に限ること。
前腕義手用	前腕義手の場合に限ること。
股 義 足 用	股義足の場合に限ること。
大腿義足用	大腿義足の場合に限ること。
下腿義足用	下腿義足の場合に限ること。

d 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の取扱いについては、1の殻構造義肢に準ずること。

#### e 外装

- (a) 外装は、フォームカバーを用いる場合にのみ加えること。
- (b) フォームカバーは、股部、膝部に皮革を当てる又は補強材を塗る等耐久性を持た せる工夫を施すこと。
- (c) フォームカバーは、調整及び修理を考慮して簡単に着脱できる構造にすること。
- (d) 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品 | を加えること。

## (5) 完成用部品

部品の名称、使用部品価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

なお、断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、 当該額の範囲で一括支給することができること。

## (参考) 骨格構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

骨格構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工程	作業の内容	設備
(ア)断端の観察	断端の表面の状況(筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等)、関節の運動機能の状況(屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等)並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の 作成	製作に必要な寸法(断端の周径、断端長)及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。(トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。)	
(ウ)採型	ギプス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型(石膏の盛り削り修正)、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型冶具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(工)適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック(断端 の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミング ライン等)及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービング マシーン 電気オーブン

工程	作業の内容	設 備
(オ)陽性モデルの製作	チェックソケットへのギブスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及 び乾燥。	
(カ)ソケットの製作	陽性モデルへのストッキネットの被覆、強化材の付加、PVA スリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元冶具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の 形成及び要素の結合	義手:パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部心材外形の形成及び要素の結合。 義足:股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービングマシーン
(ク)組立て	義手:継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部:カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合 わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	ミシン
(ケ)仮合せ	<ul> <li>義手:ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本指導並びに適合の修正。</li> <li>義足:アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。</li> <li>※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明。</li> <li>※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためダイナミックアライメントを決定する。</li> </ul>	
(コ)外装及び仕上げ	義手:フォームカバーの穴堀及び外形の研削、ストッキネットの被覆。 義足:カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びに ソケットの適合及び機能の最終点検。	カービング マシーン
(サ)適合検査	適合及びアライメントの点検並びにユーザに対する義肢の取扱い方法の説 明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※関連業務	<ul> <li>・義肢の製作に必要な個人情報(氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等)の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。</li> <li>・初期段階で、ユーザに義肢を装着するまでの流れについて説明する。</li> <li>・処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。</li> <li>・義肢の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。</li> </ul>	

## 3 装具

(1) 製作工程

装具は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

「素 材 費:装具材料リストによる素材購入費

素材のロス:素材の正味必要量に対する割増分(ロス分)

小物材料費:個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費

(糸、釘、ビス、ナット、油脂等)

材料管理費:素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費:製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費

(給与、賞与、退職手当、法定福利費等)

作業時間の余裕譜:製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の

作業時間相当人件費

製造間接費:光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費:完成品の保管、販売に要する経費

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

装具の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格:採型(又は採寸)使用材料費及び装具の名称、採型区分別に設けら

れている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格:材料の購入費及び当該材料を身体の形態に適合するように行う加工、

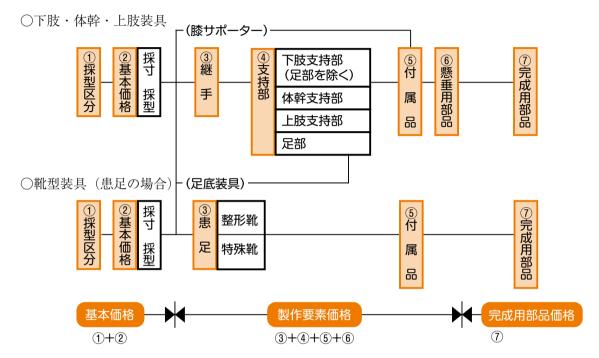
組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格:完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、装具の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の1048に相当する額を上限とすること。(図 - 33 参照)

なお、装具は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の104.8に相当」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

図-33 装具の価格体系



#### (3) 基本価格

#### a 共通事項

- (a) 装具の基本価格は、「イの採型区分」に基づき採寸又は採型のいずれかに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。
- (c) 採寸とは、「アの基本工作法」に基づいた採寸に必要な工程のなかで、「(イ) の採 寸及び投影図の作成」が行われるものであること。
- (d) 採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「(ウ) の採型」及び「(エ) の陽性モデルの製作」が行われるものであること。

なお、実際に採型を行ったものであっても「(エ)の陽性モデルの製作・修正」が 行われない場合には、採寸の価格とすること。 (e) 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、それぞれの基本価格を加算できないこと。ただし、右及び左を製作する場合には、下肢装具、靴型装具及び上肢装具の基本価格は、一側を一単位として加算することができること。

## b 下肢装具

- (a) 下肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-34参照) により決定すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
  - A-1 股装具 A-2 長下肢装具 (骨盤付) A-3 長下肢装具
  - A-4 膝装具 A-5 短下肢装具 (顆上式) A-6 短下肢装具
  - A-7 足底装具 A-8 股関節外転装具 (タイプ1)
  - A-9 股関節外転装具 (タイプ2) A-10 両長下肢装具 (骨盤付)

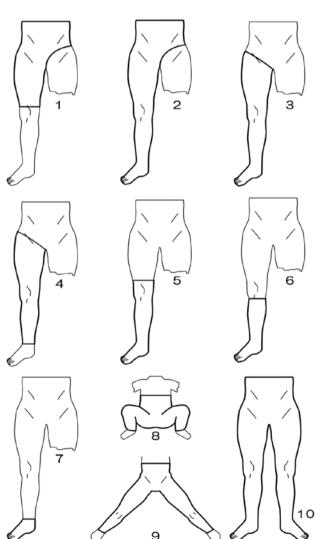


図-34 下肢装具の採型区分

## c 靴型装具

- (a) 靴型装具の基本価格は、「イの採型区分 | (図-35 参照) により決定すること。
- (b) 靴型装具の基本価格は、右又は左の一側 当たりのものであること。
- (c) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとお りであること。

B-1 長靴

B-2 半長靴、チャッカ靴、短靴

(d) 健足は採寸で取り扱うこと。

図-35 靴型装具の採型区分

## d 体幹装具

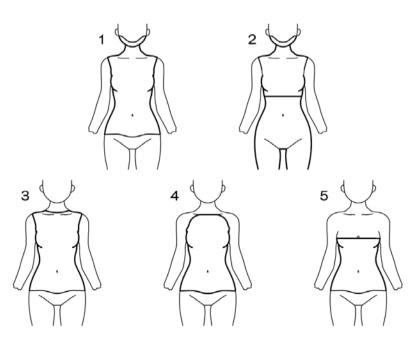
- (a) 体幹装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-36参照)により決定すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

C-1 頸椎装具(胸椎装具付) C-2 頸椎装具

C-3 胸椎装具(肩バンド付) C-4 胸椎装具

C-5 腰椎装具、仙腸装具

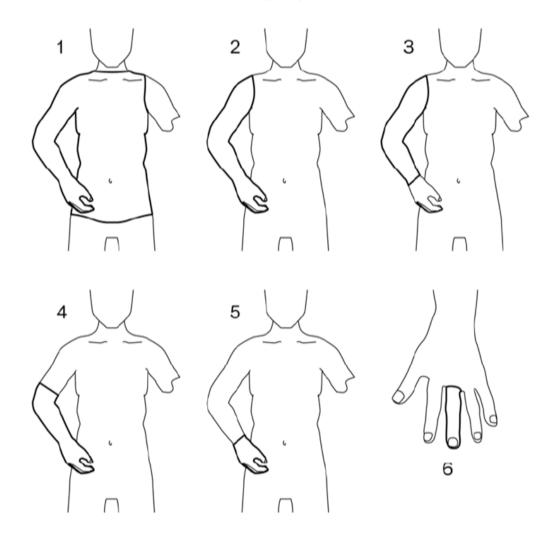
図-36 体幹装具の採型区分



## e 上肢装具

- (a) 上肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-37参照)により決定すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
  - D-1 肩装具 D-2 肘装具 (タイプ1)
  - D-3 肘装具(タイプ2) D-4 手背屈装具、長対立装具、把持装具
  - D-5 短対立装具、MP屈曲・伸展装具 D-6 指装具

図-37 上肢装具の採型区分



#### (4) 装具の製作要素価格

#### a 下肢装具

## (a) 継手

- i 固定継手
- (i) 固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。(図-38 参照)
- (ii) したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。
- ii 遊動継手
- (i) 遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。(図-39 参照)
- (ii) したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。 なお、遊動継手には固定・遊動切替式の継手も含まれること。
- iii プラスチック継手
  - (i) プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの 継手であり、遊動式のものと可撓性のものとに区分されること。
  - (ii) 可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手の価格(価格×1) とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価格は、片側を一単位とすること。(図-40参照)
  - (iii) 継手部品として独立していない形状のプラスチック継手については、その形状の如何を問わずフレキシブルアンクルの場合に限り、可撓性のプラスチック継手として取り扱うこと。
  - (iv) 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動継手として取り扱うこと。

#### iv その他

- (i) 鋼線支柱の場合は、遊動の価格とし、片側を一単位とすること。(図-41参照)
- (ii) 短下肢装具用の板バネ支柱の場合は、足継手の遊動の価格(価格×1)とすること。(図-42 参照)

図-38 固定継手の加算方法

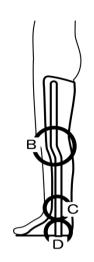


図-39 遊動継手の加算方法

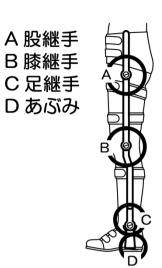


図-40 プラスチック継手の事例

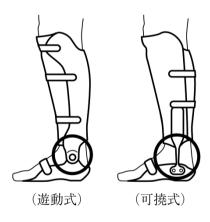
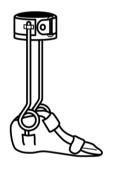
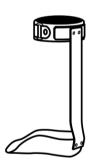


図- 41 鋼線支柱の事例



図ー 42 板バネ支柱の事例



## (b) 支持部

- i 支持部とは、肢体を半周又は一周するもので、装具を肢体に固定し、支柱の位置 決定及び装具の強度を高めるために用いられるものであること。
- ii 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を一単位とすること。
- iii 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.のことで、ラミネートされたものであること。
- v 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。
- v PTS式及びKBM式は、PTB支持式に準じて取り扱うこと。
- vi あぶみとは、足板又は靴と装具とを連結する足継手より遠位の部分のものである こと。なお、歩行用あぶみは、あぶみに準じて取り扱うこと。
- vii 足部とは、足部に装着するものであり、すべて支持部とすること。ただし、補高、 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「bの付属品等の 加算要素」に準じて取り扱うこと。
- viii 足部のBの皮革の『大』とは、足部の半分以上を覆うものであって、いわゆる『足部おおい』であること。また、『小』とは、『足部おおい以外のもの』であって通常の足底板はこれに含まれること。
- ix 標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料メーカーが製作販売している半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を製作する場合の基準であり、「オの完成用部品」を加算すること。
- x 短下肢装具の「F硬性」には、カフバンドを加算することができないこと。
- (c) その他の加算要素
  - i キャリパー及びツイスターを用いる場合は、完成用部品を加えられないこと。
  - ii ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「bの付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
  - iii 膝サポーターのみを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「cのその他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動継手付きの場合は、製作要素価格の「aの継手」を加えること。
  - iv 体幹装具以外で骨盤帯を用いる場合は、すべて体幹装具に準じて取り扱うこと。
  - v 懸垂帯を必要とする場合は、1の殻構造義肢の義足懸垂用部品に準じて取り扱う こと。
  - vi 補高用足部とは、脚長差を補正するために下肢装具の足部の下方に取り付ける義 足型足部であり、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えること。
  - vii ファンロックは、ダイヤルロックに準じて取り扱うこと。

#### b 靴型装具

#### (a) 製作要素

- i 靴型装具には、患足と健足とがあり、それぞれ短靴、チャッカ靴、半長靴及び長 靴に区分されること。
- ii 短靴とは、側革の高さが果部より低い靴であること。
- iii チャッカ靴とは、側革の高さが果部までの靴であること。
- iv 半長靴とは、側革の高さが果部を覆う靴であること。
- v 長靴とは、側革の高さが概ね下腿の2/3までかかる靴であること。

#### (b) 患足

- i 右又は左の一側を一単位とすること。
- ii 整形靴とは、医師の処方に基づき変形の矯正、疼痛のない圧力分散等特定の目的 のために特定の患者の足部に適合させた靴であること。
- iii 特殊靴とは、特定の患者の形態に応じて靴を作るため特別に木型をおこし作られ た靴であること。
- iv グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は、「aの製作要素」の2割増しとすること。
- v 支柱を必要とする場合には、「(ア)の下肢装具の製作要素価格」と「オの完成用 部品」を加えること。

#### (c) 健足

- i 右又は左の一側が健足である場合に加えること。
- ii 健足は、「オの完成用部品」を加えられないこと。
- (d) 付属品等の加算要素
  - i 月型の延長とは、通常の月型芯を足先方向又は足継手より上の方向に延長したものであり、それぞれの方向に延長した場合であっても当該価格で取り扱うこと。
  - ii スチールバネ入りとは、足関節の側方安定性を向上させる目的で付加されたものであり、使用本数にかかわらず一単位とすること。
  - iii マジックバンドは3個までを本体に含むものとし、3個を超える場合に、超える 分につき加算すること。

#### iv 補高

- (i) 敷き革式とは、靴の内部に挿入するものであること。
- (ii) 靴の補高とは、靴の表底に補高を張り合わせるものであり、健足補高もこれに 準じて取り扱うこと。

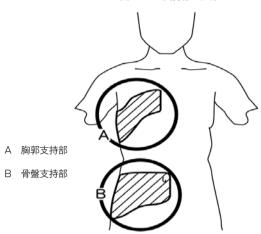
#### c 体幹装具

- (a) 体幹装具の価格は、基本価格と支持部ごとのそれぞれの価格を合算した額とすること。ただし、他の装具と組み合わせるものについては、この限りでないこと。
- (b) 骨盤支持部は、側彎矯正用装具の場合に限り加算すること。
- (c) 後方がフレーム、前方が軟性の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。
- (d) ジュエット型の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。
- (e) 高さ調整とは、容易に調整可能なものであり、頸椎装具について加算することができること。なお、価格は、1カ所当たりのものであること。
- (f) バタフライ、会陰ひも及び腹圧強化バンドについては、モールド又はフレームの場合にのみ加算すること。
- (g) 側彎矯正用装具付属品 体幹装具の骨盤支持部に用いる側彎矯正用装具付属品については、完成用部品を 加算することができること。
- (h) 体幹装具軟性は、キャンバス及びメッシュの区分がないこと。

#### d 上肢装具

- (a) 継手
  - i 固定継手
  - (i) 固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きの ない継手であること。
  - (ii) したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。
  - ii 遊動継手
  - (i) 遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。
  - (ii) したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。 なお、遊動継手には、固定・遊動切替式の継手も含まれること。
  - iii プラスチック継手
    - (i) プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの 継手であり、遊動式のものと可撓性のものとに区分されること。
    - (ii) 可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手の価格(価格×1) とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価格は、片側を一単位とすること。(継手については、下肢装具を参照)
    - (iii) プラスチック継手を用いる場合は、当該完成用部品を加算できないこと。
- (b) 支持部
  - i 胸郭支持部及び骨盤支持部は、右又は左の半身を一単位とすること。なお、胸郭 支持部及び骨盤支持部を加算する場合は、体幹装具に関する他のものを加えられな いこと。(図-43 参照)
  - ii 半月及び皮革の価格は、1ヵ所当たりのものであること。

図-43 支持部の区分



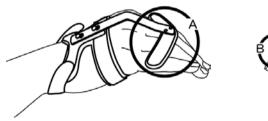
## (c) その他の加算要素

- i 基節骨パット及び中・末節骨パットは、背側及び掌側の片側又は両側を一単位と すること。(図 - 44 参照)
- ii アウトリガーの価格は、1ヵ所当たりのものであること。(図-45 参照)
- iii 伸展・屈曲補助バネの価格は、1本当たりのものであること。なお、肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを用いる場合は、下肢装具に準じて取り扱うこと。(図-46 参照)
- iv 懸垂帯を用いる場合は、殻構造義肢の購入基準の懸垂用部品に準じて取り扱うこと。

図-44 基節骨パッド等の加算要素区分

A 基節骨パッド

B 中·末節骨パッド



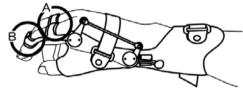


図-45 アウトリガーの加算要素区分

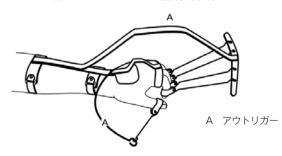
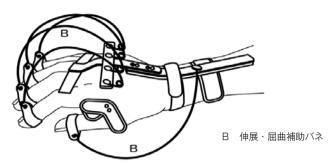


図-46 伸展・屈曲補助バネの加算要素区分



## (5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとすること。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。 なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び骨格構造義肢の完成用部品を用いることができること。

## (参考) 装具の基本工作法から考えられる必要な設備等

装具の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な 設備等については、以下を参照すること。

## (1) 靴型装具以外の装具

工程	作業の内容	設備
(ア) 患肢及び 患部の観察	患部の表面の状況(知覚の状況等)、関節の運動機能の状況(屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等)並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び 投影図の作成	製作に必要な寸法(周径、長さ)及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。(トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要。)	
(ウ)採型	ギプス包帯法による採型及び陰性モデルの順型。 ※採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデル の製作	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正(石膏の盛り削り修正)、表面 の仕上げ及び乾燥。	
(オ)組立て	陽性モデルにデザイン(継手、支柱、半月の位置、外形ライン)の記入。アライメントの確認。 フレーム:曲げ加工、組み立て及び調整。 モールド:プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング。調整筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の板止め及び各部の結合。	カービング マシーン ボール盤 (又はハンド ドリル) ミシン 電気オーブン (又はガス バーナー)
(カ) 仮合わせ (中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、継手等各部品の位置、角度の調整、アライメントの調整、試し使用及び仕上げ。	

工程	作業の内容	設備
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の 取付け及び仕上げ。	カービング マシーン ボール盤 (又はハンド ドリル) ミシン
(ク)適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査。 ※ユーザに対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導。	
※関連業務	<ul> <li>・装具の製作に必要な個人情報(氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等)の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。</li> <li>・初期段階で、ユーザに装具を装着するまでの流れについて説明する。</li> <li>・処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。</li> <li>・装具の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。</li> </ul>	

# (2) 靴型装具

工程	作業の内容	設備
(ア)患肢及び患部の観察	患部の表面の状況 (知覚の状況等)、関節の運動機能の状況 (屈伸、内転、 外転等の関節可動域や筋力等) 並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法(周径、長さ)及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。(トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要。)	
(ウ) 採型・採寸	ギブス包帯法による採型及び陰性モデルの順型。 ※ 採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデルの製作 (木型)	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正(石膏の盛り 削り修正)、表面の仕上げ及び乾燥。	
(オ) 足底板の製作		ベルトサンダー
(カ) アッパーの製作		ミシン
(キ) 吊り込み		
(ク) 底付け		ベルトサンダー
(ケ) 仕上げ		
(コ) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査。 ※ユーザに対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着 部の衛生管理等の指導。	
※関連業務	・装具の製作に必要な個人情報(氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等)の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。・初期段階で、ユーザに装具を装着するまでの流れについて説明する。・処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。・装具の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

### 4 座位保持装置

## 基本的事項

座位保持装置とは、体幹及び四肢の機能障害により座位姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるものである。なお、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢(いわゆる立位姿勢、膝立ち姿勢及び臥位姿勢等)を保持する機能を有した装置についても、座位保持装置として取り扱うことができること。

ただし、立位訓練を目的とするものは、座位保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まないため、起立保持具の特例として取り扱うこと。

### (1) 製作工程

座位保持装置は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成 用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

## (2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

### ○使用材料費

「素 材 費:座位保持装置材料リストによる素材購入費

素材のロス:素材の正味必要量に対する割増分(ロス分)

小物材料費:個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費

(糸、釘、ビス、ナット、油脂等)

材料管理費:素材の購入及び保管に要する経費

### ○製作加工費

作業人件費:製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費

(給与、賞与、退職手当、法定福利費等)

作業時間の余裕輔:製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の

作業時間相当人件費

製造間接費:光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費:完成品の保管、販売に要する経費

また、座位保持装置の価格は、次のように構成されていること。 座位保持装置の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格:採型(又は採寸)使用材料費及び基本工作に要する加工費の計

製作要素価格:材料の購入費及び当該材料を座位保持装置の形態に適合するよう

加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格:完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、座位保持装置の価格は、「イの身体部位区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とすること。(図 - 47 参照)

なお、座位保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の 内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の104.8に相当」の趣旨は、座位保 持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されている ため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

③
支 8完成用部品 ①身体部位区分 ④支持部の連結 採寸 )調節 讨 基本価格 横造フレー 機構 持 属 採型 部 品 製作要素価格 完成用部品価格 基本価格 (8) 1)+(2) (3)+(4)+(5)+(6)+(7)

図-47 座位保持装置の価格体系

#### (3) 基本価格

- a 座位保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位を「イの身体部位区分」から選択し、部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を「ウの基本価格」から選択して組み合わせること。ただし、下腿・足部の基本価格は採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。
- b 身体部位区分は、装置を製作するために必要とする最小限の区分を選択すること。
- c 採寸とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採寸、(エ)設計図の作成」が行われるものであること。
- d 採型とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(ウ)採型、(エ)設計図の作成、 (オ)陽性モデルの製作・修正」が行われるものであること。
- e 採型器による採型の後、その三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、 採型として取り扱うこと。
- f 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側一方を片側とすること。

図-48 座位保持装置の採寸・採型に係る身体部位区分

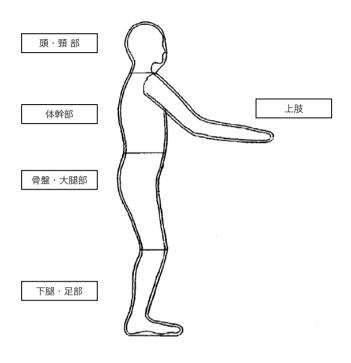
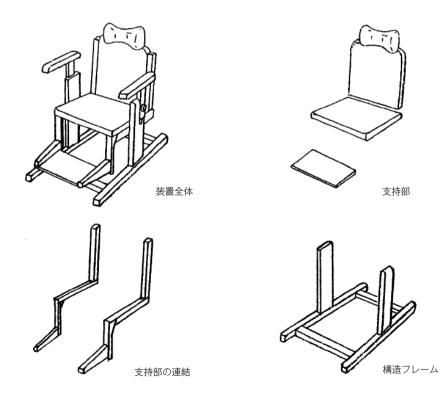


図-49 座位保持装置の構成概念図



### (4) 製作要素価格

## a 支持部

### (a) 共通事項

- i 座位保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部 を組み合わせること。
- ii 支持部カバー(表面の張り地)の価格は含まないものとすること。
- iii 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が及ぶ部位の製作要素価格の支持部を加算することができないこと。

### (b) 平面形状型

平面形状型とは、採寸で製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するものであること。 (図 - 50 参照)

なお、(エ) 付属品の体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品等を内蔵して 一体型として製作する場合は、その価格を加算することができること。

#### (c) モールド型

i モールド型の支持部とは、採型で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するものであること。(図 - 51 参照)

なお、付属品のうち体幹保持部品(胸パッド及び胸受けロールを除く。)及び 骨盤保持部品を組み合わせることはできないこと。

ii 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の80%に相当する額とすること。

図-50 平面形状型の例

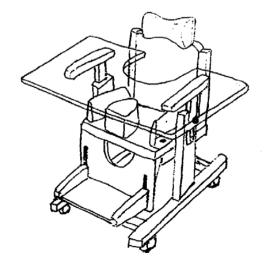
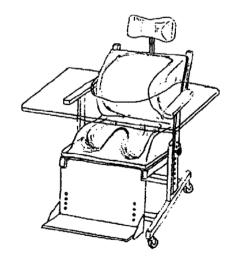


図-51 モールド型の例



### (d) シート張り調節型

シート張り調節型とは、支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって 身体形状や変形に対応し、姿勢を保持できる機能を有するものであること。

## (e) フレックス構造

フレックス構造とは、身体支持部が二つ以上に分割され、それらの間が柔軟性の ある部材で連結され、可動する構造を有するものであること。

## b 支持部の連結

## (a) 共通事項

- i 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結するものであること。
- ii 完成用部品の各種継手を使用する場合は、各支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- iii 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造であること。
- iv 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動軸を有するものであること。
- v フレックス構造により連結を行った支持部について、さらに固定又は遊動の価格を加算することはできないこと。
- vi 殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の購入基準に準じて取り扱うこと。

### (b) 角度調整用部品

- i 支持部の連結・遊動と組み合わせて無段階に角度可変調節を行うために使用されるものであること。
- ii 使用者の身体状況(体重を含む。)を参考に、安全性と耐久性を考慮して必要な本数分を加算することができること。

### (c) その他

- i 体幹支持部と骨盤・大腿支持部間の角度可変機構(いわゆるリクライニング)は、「腰部・遊動×(必要数)」+「角度調整用部品×(必要数)」で取り扱うこと。(図-52参照)
- ii 骨盤·大腿支持部と下腿支持部間の角度可変機構(いわゆるエレベーティング)は、「膝部·遊動×(必要数)」+「角度調整用部品×(必要数)」で取り扱うこと。(図-53 参照)

図-52 リクライニングの概念図

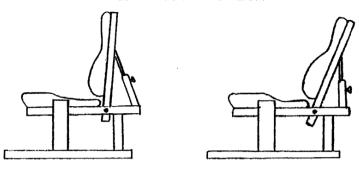
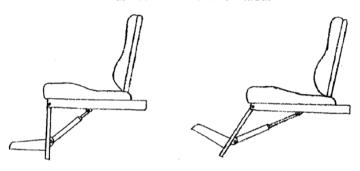


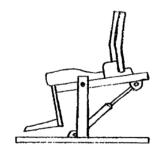
図-53 エレベーティングの概念図

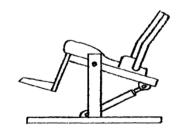


## c 構造フレーム

- (a) 構造フレームとは、支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持する ためのもので、これを「支持部」及び「支持部の連結」と組み合わせることで装 置本体の形が決定されるものであること。
- (b) ティルト機構とは、体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構であること。(図-54 参照)

図-54 ティルト機構の概念図





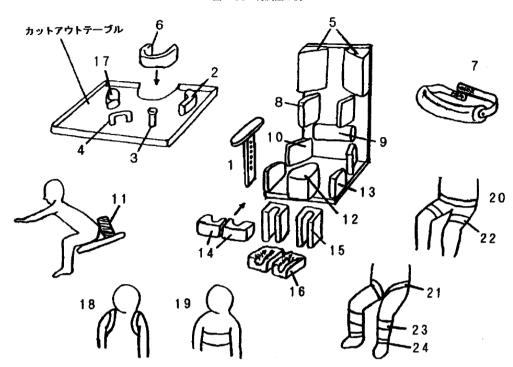
- (c) ティルト機構を有する装置の「支持部の連結」、「構造フレーム」の取扱いは、「腰部・固定×(必要数)」+「構造フレーム」+「ティルト機構加算」+「角度調整用部品×(必要数)」で取り扱うこと。
- (d) 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、車椅子及び電動車椅子 購入基準(普通型、リクライニング式普通型、ティルト式普通型、リクライニング・ ティルト式普通型、手押し型、リクライニング式手押し型、ティルト式手押し型 又はリクライニング・ティルト式手押し型)の価格を基本価格とし、構造フレー ムの基本価格を合算できないこと。
- (e) 座位保持装置として製作する部分が、車椅子及び電動車椅子に備わっているため重複することとなる部分(座布、バックサポート、アームサポート、レッグサポート、フットサポート等)については、車椅子及び電動車椅子修理基準の各部位の交換価格の95%を控除すること。ただし、リクライニング機構に限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側のリクライニング機構の製作加算は行わないこと。
- (f) 車椅子及び電動車椅子フレームに支持部を直接取りつける場合は、支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- (g) 完成用部品を使用する場合は、構造フレームの基本価格を合算することができないこと。

### d 付属品

- (a) 共涌事項
  - i 価格は、一単位(個・本)の額とすること。
  - ii 取り付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとすること。
- (b) カットアウトテーブル
  - i カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものであること。
  - ii 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を 目的とするものであること。
- (c) 上肢保持部品、体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品、ベルト部品については、次表に示すそれぞれの機能を果たすものであること。

なお、その形状が例示以外のものであっても、当該機能を果たすものであれば、 取り扱うことができること。

図-55 付属品の例



名称	種類	機能
上肢保持部品	<ol> <li>アームサポート</li> <li>肘パッド</li> <li>縦型グリップ</li> <li>横型グリップ</li> </ol>	上肢の支持 肩甲帯のリトラクション抑制、不随意運動の抑制 手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同上
体幹保持部品	5 肩パッド 6 胸パッド 7 胸受けロール 8 体幹パッド 9 腰部パッド	肩の挙上防止、肩甲帯のリトラクション抑制 体幹の前傾防止 同上 体幹の横ずれ防止 腰椎の支持
骨盤保持部品	10 骨盤パッド 11 臀部パッド	骨盤の固定 臀部の後ろずれ防止
下肢保持部品	12内転防止パッド13外転防止パッド14膝パッド15下腿保持パッド16足部保持パッド	股関節の内転防止 股関節の外転防止 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿の交差防止 足部の保持
ベルト部品	腕ベルト 17 手首ベルト 18 肩ベルト 19 胸盤ベルト 20 骨盤ベルト 21 股ベルト 22 大腿ベルト 膝ベルト 23 下腿ベルト 24 足首ベルト	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同上 体幹の正中保持、前傾防止 体幹の前傾防止 骨盤の保持 骨盤の前ずれ防止 大腿部の保持 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿部の保持 膝の伸展防止、足の横ずれ防止

- (d) ベルト部品は、クッション素材を取り付けた場合を含む価格とすること。
- (e) 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの 素材を用いたものであること。

なお、上肢支持部カバーは、支持部が上肢支え及び前腕・手部支えに分離しているものであっても、また、脱着式の加算は、支持部カバーが左右両側分であっても、一単位として取り扱うこと。

- (f) 内張りとは、アームサポートやテーブルの裏側に腕や膝が当たることによる怪 我の防止を目的としたものであること。
- (g) 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。
- (h) キャスターは、1個当たりの価格とし、屋内で使用される場合に用いられるものであること。なお、多機能キャスターとは、車輪の動き(方向と回転)を同時に固定できるものであること。
- (i) 完成用部品が付属品を有している場合は加算することができないこと。

### e 調節機構

- (a) 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実に行える構造のものであり、 蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは加算することができな いこと。
- (b) 完成用部品(支持部、継手部品、構造フレーム、アームサポートに係るもの) が調節機構を有している場合は加算することができないこと。

### (5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとすること。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装 具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき 決定すること。

### (参考) 座位保持装置の基本工作法から考えられる必要な設備等

座位保持装置の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、 標準的な設備等については、以下を参照すること。

工程	作業の内容	設備
(ア)身体状況の観察と 評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴 の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認。	
(イ) 採寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録。	
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型。	採型器
(工) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成。	
(オ)陽性モデルの製作・ 修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陰性モデルの製作、修正、表面の仕上げ。	
(カ)加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て。	
(キ)仮合せ(中間適合 検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正。	
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等。	ミシン
(ケ)適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査。 ※ユーザに対する座位保持装置の取扱い方法の説明やメンテナンス、接触 面の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	・製作に必要な個人情報(氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等)の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・初期段階で、ユーザが座位保持装置を入手するまでの流れについて説明する。 ・処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・座位保持装置の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	

- ※ 事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積(例:6坪以上) があること。
- ※ 設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等 (例:ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、 電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッ ター、ディスクグラインダー等) を備えていること。

## 第2 修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

### 1 殼構造義肢

殻構造義肢の修理については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100 分の1048に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとすること。

修理項目	価格	
アーソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理 価格とすること。	
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって 修理価格とすること。	
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。	
エ 義手用ハーネス及び義足 懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の基本価格をもって修理価格とすること。	
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。	
カ 完成用部品の交換	完成用部品の交換に係る基本価格に、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算した額をもって修理価格とすること。	
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に 定める額をもって修理価格とすること。	
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算すること。 2 ア、ウ及び力の修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。		

## (1) ソケットの交換

- a 基本価格及び複製価格
  - (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。
  - (b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
  - (c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該 支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。
- b ソケットの価格
  - (a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用 材料ごとに加算すること。
  - (b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (2) ソフトインサートの交換
  - a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。

b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルを作らなくてもよいこと。

## (3) 支持部の交換

- a 支持部交換を行う場合は、ソケット交換、継手交換、アンクルブロック交換、幹部 交換、鉄脚交換、高さ修正及び長さ修正等の修理において支持部に手を加えること を余儀なくされる場合に、その修理筒所の支持部を加算することができること。
- b 支持部交換に伴い、外装を新しく行う場合は、外装の価格を加算すること。ただし、 残存の皮革を使用する場合は、外装を加えられないこと。
- c 熱可塑性樹脂を用いる場合の価格は、セルロイドに準じて取り扱うこと。
- d 幹部、鉄脚及び足部の交換については、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。
- (4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換
  - a 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換は、当該基本価格に購入基準の使用部品 価格を加算すること。
  - b 修理項目の中で購入基準に掲げられていない修理については、当該基本価格をもって修理価格とすること。
  - c 金具部品交換の基本価格には、美錠等の金具部品の価格が含まれていること。
  - d 義足用股吊り交換の価格は、1本当たりのものであること。
  - e 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフの交換については、PTB膝カフに準 じて取り扱うこと。

### (5) 外装の交換

- a 新たに外装を行う場合にのみ加算すること。
- b 足部の表革及び裏革の交換については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、職業上・生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると 認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
- c リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に、「修 理基準のオの外装」に定める額を加算すること。
- (6) 完成用部品の交換
  - a アライメント調整を必要とするもの
    - (a) アライメント調整を必要とするものとは、支持部に手を加えないと修理できない 完成用部品の交換であること。
  - (b) 前留金具部品交換は、全体の交換とし、支持部の価格を加算できないこと。
  - (c) 溶接は、アライメント修正及び支持部修正を必要とする溶接であること。

- (d) 外装を必要とする修理は、外装の価格を加算することができること。
- b アライメント調整を必要としないもの
- (a) アライメント調整を必要としないものとは、支持部、外装に手を加えることなく 修理ができる完成用部品の交換であり、各パーツの小部品の交換とすること。ただ し、ネジ類の交換は、部品交換として加算できないこと。
- (b) 溶接は、外装交換の有無にかかわりなく支持部修正を必要としない溶接であること。
- (c) 吸着バルブの交換は、単独の場合とソケット交換に付随する場合とに区分され、 単独の場合にのみ部品交換の基本価格を加算すること。
- (d) その他アライメント調整を必要とするもの以外の修理であること。

### 2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとすること。

修理項目	価格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理 価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって 修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足 懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オー外装の交換	交換した外装の価格に、完成用部品の外装用部品を加算した額をもって修理価格と すること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる額に、2,500円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に 定める額をもって修理価格とすること。

- (注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用 部品」に掲げる価格を加算することができること。
  - 2 ア、ウ又は力の修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。
  - 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。

### (1) ソケットの交換

- a 基本価格及び複製価格
  - (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含み、ソケット交換を行う場合の価格であること。
  - (b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を 行う場合の価格であること。
  - (c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。
- b ソケットの価格
  - (a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
  - (b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料 ごとの価格を合算した額とすること。
- (2) ソフトインサートの交換
  - a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。
  - b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルの製作を省略することができること。
- (3) 支持部の交換

支持部交換は、ソケット交換を行う場合にのみ加算すること。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の取扱いについては、第1の1の殻構 造義肢に準ずること。

- (5) 外装の交換
  - a フォームカバーの交換を行う場合にのみ加算すること。
  - b リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準のオの外装の交換」に定める額を加算すること。
- (6) 完成用部品の交換

ストッキネット、吸着バルブ、エアパイロンポンプ等の交換及び断端袋の購入(交換を含む。)については、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。

## 3 装具

装具の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の1048に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとすること。

		修理項	目	価格		
ア	ア 継手及び支持部の交換			修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格に、「修理基準のアの継手及び支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。		
1	完成	用部品の交換		修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。		
ウ	ウ マジックバンドの交換			修理箇所ごとに 25 mm幅のもの及び 50 mm幅のものは「修理基準の ウのマジックバンドの交換」に定める額とすること。ただし、裏付きの 場合には、当該価格を 2 倍した額を修理価格とすること。		
エ	溶接			修理箇所ごとに「修理基準の工の溶接」に定める額とすること。		
オ	その	他の交換・修	理			
		下肢装具	足底革交換又は 足底ゴム交換			
			本底交換			
			足底挿板交換			
			半張交換			
	(ア)	靴型装具	踵交換			
	修	<b>乳尘衣</b> 吴	積上交換	  修理項目ごとに「修理基準の工のその他の交換・修理の(ア)の修理部位		
	理部		底張かけ交換	に定める額とすること。		
	位		ファスナー交換			
			細革交換			
			硬性コルセット			
		体幹装具	筋金交換			
		ITTX <del>X</del>	軟性コルセット			
			筋金交換			
	(イ)(ア)以外の部位		部位	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格とすること。		

- (注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。
  - 2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。
  - 3 靴型装具は、右又は左の一側を一単位とすること。
  - 4 本底交換の価格は、踵部品の価格を含むものであること。
  - 5 革底の細革交換は、革底の価格を加算すること。

完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとすること。

## 4 座位保持装置

座位保持装置の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の104.8に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

	修理項目	価格			
ア	支持部の交換	「購入基準の工の製作要素価格の(ア)の支持部」に掲げる価格に、「修理基準のアの 支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。			
1	支持部の調整	寸法調整 形状調整			
	頭部				
	上腕部				
	前腕・手部				
	体幹部	修理項目ごとに「修理基準のイの支持部の調整」に定める額とすること。			
	骨盤·大腿部				
	下腿部				
	足部				
	支持部の連結、連結角 度調整用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の支持部の連結」に掲げる価格に、「修理 基準のウの支持部の連結、連結角度調整用部品の交換」に定める額をもって修理価格 とすること。			
エ	構造フレームの交換	購入基準の製作要素価格の構造フレームに掲げる基本価格に、「修理基準の工の構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子及び電動車椅子の修理基準に準ずること。			
オ	付属品の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の付属品」に掲げる価格をもって修理価格 とすること。			
カ	調節機構の交換	修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。			
+	マジックバンドの交換	25mm 幅のもの及び 50mm 幅のものは「修理基準のキのマジックバンドの交換」に 定める額とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。			
ク	完成用部品の交換	修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。			
(注	(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。				

継手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品を1つ用いる場合は、「購入基準の設構造義肢の完成用部品」、「購入基準の装具の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。

# 第3 モジュラー方式車椅子に関する取扱い

モジュラー方式の車椅子を構成する部品は、別表「モジュラー方式車椅子の構成」に 掲げるものとすること。

# 別表

## モジュラー方式車椅子の構成

名称	構成内容	構成部品
71. /	サイドフレーム	サイドベースフレーム、サイド拡張フレーム(一体型も同じ)
フレーム	クロスフレーム	折りたたみフレーム(固定連結フレームも含む)
	バックサポート	バックサポート、バックサポートパイプ
	座	座布 (座シートも同じ)
身体支持ユニット	アームサポート	アームサポート、アームサポート取付部品、サイドガード
	フットサポート	フットサポート(フットプレート(パイプ状プレートも同じ)、ステップポストを含む)、レッグサポート
大車輪	駆動輪	ハブ取付部品、ハブ、ハブ軸、スポーク、リム、タイヤ、チューブ、ハ ンドリム
キャスター		キャスター(キャスターフォーク、キャスターステム、キャスター取付 部品、キャスターホイール、キャスタータイヤを含む)
ブレーキ	ブレーキ、ブレーキ取付部品	

# 第4 車椅子及び電動車椅子に関する取扱い

車椅子及び電動車椅子に、障害状況等に応じた部品等を追加する場合の対象者例及び 構造は次のとおり。

項目	1 台分 又は 1 個分	対象者例	構造
背クッション	個	背部の褥瘡危険性がある者。軽度 の座位困難性があり、座位保持に 必要な場合。	ウレタン等を主材料とする。
特殊形状クッション (骨盤・大腿部サポート)	個	座位保持が困難で臀部・大腿形状 に沿った形状のクッションが必要 な者。(座位保持装置のモールド 型までは必要ない者。)	ウレタンを主材料とし、座位保持機能を高め たもの。
クッションカバー (防水加工を施したもの)	個	失禁が頻回等の理由から防水用 クッションカバーを必要とする者。	防水加工を施したもの。
クッション滑り止め部品	台	足こぎ操作や、移乗動作によりクッ ションのズレが頻繁に生ずる者。	座面にベルクロや滑り止め効果のある素材を 縫製したもの。
延長バックサポート	台	体幹の筋力低下により、背当ての 延長が必要な者。リクライニング、 ティルト機構を有する車椅子には 必要。	バックサポートパイプを延長し、背当てシートを張ったタイプ。枕を含まない。
枕 (オーダー)	台	体幹筋、頭部筋の麻痺等により頭部 の位置を微調整する必要がある者。	利用者の頭頸部に適合させたオーダーメイド の枕。カバー含む。(レディメイド(カバー含む)の価格は50%)
張り調整式 バックサポート	台	体幹の筋力低下や脊柱変形等により、一枚ものの背当てシートでは 座位の安定性確保が困難な者。	バックサポートパイプ間に5㎝幅程度のベルトを数本張り、クッション入りカバーで覆う構造。(背クッションの同時加算は不可。)
高さ調整式バックサポート	台	成長期の児童。最初の1台目の車 椅子で、使用の慣れ等により背当 て高さ変更があり得る者。	バックサポートパイプの長さが可変できる構造。
後彎対応調整式バックサポート	台	背張り調整のみでは対応できない 場合(高度後彎の場合等)には必 要。(特例補装具の取扱い)	バックサポートパイプの途中に角度可変部品 が取り付けられている構造。
骨盤サポート	台	脊柱の変形等により骨盤部を支持 する必要がある者。(特例補装具 の取扱い)	バックサポートパイプの骨盤部に部品が取り付けられ、張り調整が可能なベルトを通している構造。
背折れ機構	台	背当てが高く、自動車のトランク 等への収納が頻繁にある場合等に 必要。	バックサポートパイプの途中から折りたたみ 可能な構造。
背座間角度調整機構	台	成長期の児童。最初の1台目の車 椅子で、使用の慣れ等により背当 て角度の変更があり得る者。	   バックサポートパイプと座ベースパイプの交   点付近に角度可変部品を取り付けた構造。
高さ角度調整式アームサポート	個	成長期の児童等でアームサポート の高さの変更の必要がある者。上 肢筋力低下、可動域制限等により アームサポートの高さ調整を要す る者で、かつ、上肢筋力低下によ り、ティルト時に肘が落ちる場合 に必要。	肘を乗せる部分が上下に可動(複数の穴にネジ等で固定)する構造、かつ、肘を乗せる部分の角度が可変する構造。

項目	1 台分 又は 1 個分	対象者例	構造
高さ調整式 アームサポート (段階調整式)	個	成長期の児童等でアームサポート の高さの変更の必要がある者。上 肢筋力低下、可動域制限等により アームサポートの高さ調整を要す る者。	肘を乗せる部分が上下に可動(複数の穴にネ ジ等で固定)する構造。
角度調整式 アームサポート	個	上肢筋力低下により、ティルト時 に肘が落ちる場合に必要。	肘を乗せる部分の角度が可変する構造。
跳ね上げ式 アームサポート	個	移乗動作時に必要な者。	アームサポートをフレームに連結する部品に 可動性を持たせ跳ね上げを可能とする構造。
脱着式アームサポート	個	移乗動作時に必要な者。	アームサポートをフレームに差し込む構造等。
アームサポート拡幅	個	上肢筋力低下により、肘が落ちや すい者。	肘当ての幅を6cm以上の幅広タイプとしたもの。
アームサポート延長	個	リクライニング時に肘が落ちる 者。	肘当ての長さを後方に延長したもの。
脱着式レッグサポート	個	足こぎが主な操作手段の者。移乗 動作時に必要な者。	フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。
挙上式レッグサポート (パッド形状)	個	膝関節の屈曲制限がある者。	歯形の形状又はメカニカルロックでレッグサ ポートフットサポートを挙上できる構造。
開閉挙上式 レッグサポート (パッド形状)	個	膝関節の屈曲制限がある者。	歯形の形状又はメカニカルロックでレッグサポートフットサポートを挙上できる構造、かつ、フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。
開閉 · 脱着式 レッグサポート	個	移乗動作時に必要な者。	フレームパイプに部品を取り付け、レッグサポートを差し込む等の構造。
フットサポート 前後 · 角度 · 左右調整	個	成長期の児童。足関節の可動域制限がある者。下肢装具をつけたまま車椅子に乗車する者等。	複数の穴を持つフットサポートをクランプで 挟む構造等。
ヘッドサポートベース (マルチタイプ)	台	体幹筋、頭部筋の麻痺等により頭 部の位置を微調整する必要がある 者。リクライニング、ティルト機 構を有する車椅子には必要。	顕頸部を支持するためにハックサホートバイ   プに取り付けられるベーフ部具   真さ・前後・
座張り調整機構	台	成長期の児童で座の奥行きの変更 の必要がある者。下肢、体幹筋の 麻痺等により座面を調整する必要 がある者。	座のベースパイプ間に5cm幅程度のベルトを
座奥行き調整 (スライド式)	台	成長期の児童で座の奥行きの変更 の必要がある者。下肢、体幹筋の 麻痺等により座面を調整する必要 がある者。	座のベースパイプの長さが可変できる構造。
座板	台	スリング式のシートでは座位保持 が困難な者。	硬度が高い板。材質は木材又は樹脂。
延長用ブレーキアーム	個	片麻痺者の麻痺側等に必要。	ネジ等で延長棒を取り付ける構造。
ノブ付きハンドリム	個	上肢筋力低下により、駆動にノブ が必要な者。	ハンドリムに複数のノブを溶接した構造。
車軸位置調整	台	成長期の児童で車軸の位置の変更 の必要がある者。最初の一台目の 車椅子の場合等で購入後に車軸位 置の変更があり得る者。	車軸取り付け位置を複数の穴又はスライド可能なプレート等で調整可能な構造。

項目	1 台分 又は 1 個分	対象者例	構造
大車輪脱着ハブ (クイックリリース)	個	車載などの際、簡単に取り外せる ことで車椅子を小さく、また持ち 運びやすくするため。車軸位置調 整構造の際必要。	車輪中心のボタンを押すことにより脱着可能 な構造。
ノーパンクタイヤ (車椅子用)	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ハイポリマー製のもの又はこれに準ずるもの。
転倒防止装置 (キャスター付き折りた たみ式)	個	頻繁に段差を介助する際等に必要。	ワンタッチで折りたたみ可能な構造。キャス ター付き。
ガスダンパー	個	使用者の体重が重い場合のティルト、リクライニング機構に必要。	ガス圧式のダンパー。ティルト機構等に取り付け。
幅止め	個	体重が重い方等でバックサポート パイプ等のたわみ防止に必要な者	バックサポートパイプ間又はベースパイプ間の 芯張り。
高さ調整式 手押しハンドル	台	ティルト、リクライニング時に介 助する場合に必要。	バックサポートパイプに沿って押し手がスラ イド可能な構造。
車載時固定用フック	個	車載固定等	フックをフレームに溶接された構造等。4個まで。
日よけ(雨よけ)部品	個	雨天外出が多い者。直射日光に弱い者。傘ホルダー等。(雨天走行時は取扱説明書の注意事項を参照すること。)	傘の持ち手を挟んでバックサポートパイプ等 に取り付ける構造等。
6輪構造	台	職場や家屋が狭隘な場合。	フレーム中心部に大車輪があり、後輪キャス ターを2個有するもの。前輪キャスター上げ も可能な構造。
成長対応型加算(車椅子)	台	成長期の児童、その他購入後に大幅な変更が見込まれる者等。	バックサポート高さ、座奥行き、背・座張り 調整、フットサポート前後調整、車軸位置調整、 脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有 すること。
成長対応型加算 (電動車椅子)	台	成長期の児童、その他購入後に大幅な変更が見込まれる者等。	バックサポート高さ、座奥行き、背・座張り 調整、フットサポート前後調整、その他成長 対応に必要な構造を有すること。
痰吸引器搭載台	台	痰吸引器を常時使用する必要がある者。	車椅子フレーム下部等に台を取り付けた構造。
前方オフセットフレーム	個	装具を付けた方のためなど通常のフレームでは他の福祉機器との併用が不可能な場合。(特例補装具の取扱い)	レッグサポートの斜めパイプを後方にオフ セットした構造。
フレーム補強	台	体重100kg以上の者。不随意 運動や緊張が激しい者など補強を 必要と認めた場合。(特例補装具 の取扱い)	三角プレート等を溶接、又は二重パイプにする等、強度を高める構造。
背パッド座パッド	個	軽度の座位困難性があり、保持に 必要な場合。(特例補装具の取扱 いとし、価格は座位保持装置の付 属品を参考とする。)	ウレタン等を主材料とし、背当てや座クッション面に装着するもの。
電動スイングチンコントロール一式	台	上肢筋力低下により、上肢での操 作が不可能な者。あごで操作が可 能な者。	下記パーツから構成された構造。

項目	1 台分 又は 1 個分	対象者例	構造
(パーツ) パワースイン グチンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操 作が不可能な者。	電動により可動するコントローラー取り付け アーム。
(パーツ) チン操作ボックス	個	上肢筋力低下により、上肢での操 作が不可能な者。	あご操作用のコントロールボックス。
(パーツ) セレクター	個	上肢筋力低下により、上肢での操 作が不可能な者。	走行、リクライニング等の操作切り替え用の スイッチ。
(パーツ) 液晶モニタ	個	上肢筋力低下により、上肢での操 作が不可能な者。	操作切り替えの状況等を表示するための液晶 モニタ。
(パーツ) 頭部スイッチ 取付金具	個	上肢筋力低下により、上肢での操 作が不可能な者。	頭部で走行、リクライニング等の操作切り替 えを行うためのスイッチとフレームに取り付 けるための金具。
手動スイングチンコン トロール一式	台	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。スイングアーム の位置調整は介助者が行う場合。	下記パーツから構成された構造。
(パーツ) 手動スイング チンアーム	個	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。スイングアーム の位置調整は介助者が行う場合。	手動により可動するコントローラー取り付け アーム。
(パーツ) チン操作ボックス	個	上肢筋力低下により、上肢での操 作が不可能な者。	あご操作用のコントロールボックス。
手動スイングアーム	個	上肢の可動域制限等により、コントローラー位置が、身体の中央になるような場合必要。	操作ボックスを任意の場所に取付が可能な アーム。
多様入力コントローラ (非常停止スイッチ ボックス)	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	非常停止スイッチ付きの多様入力コントローラ。
多様入力コントローラ (4 方向スイッチボッ クス)	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	十字配列型の4ボタン。
多様入力コントローラ (4方向スイッチボード)	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	並列配置の4ボタン。
多様入力コントローラ (8方向スイッチボッ クス)	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	円形配置の8ボタン。
多様入力コントローラ (8方向スイッチボード)	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	楕円形配置の8ボタン。
多様入力コントローラ (小型ジョイスティッ クボックス)	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者。	小型のジョイスティック。
多様入力コントローラ (フォースセンサ)	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	フォースセンサ内蔵のコントローラ。
多様入力コントローラ (足用ボックス)	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	足指や足底での操作に耐えるよう耐久性の高 いコントローラ。
簡易1入力一式	個	上肢筋力低下や不随意運動等によ り、特殊な入力装置が必要な者。	スキャン式で、1 ボタンで走行操作が可能な 仕様コントローラ。
延長式スイッチ	個	上肢筋力低下や可動域制限等により、スイッチの延長が必要な者。	材料-樹脂

項目	1 台分 又は 1 個分	対象者例	構造
レバーノブ各種形状	個	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊なノブが必要な者。	材料一樹脂
感度調整式ジョイスティック	台	上肢筋力低下や病状進行等により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に変更することが必要な者。	プログラム変更により、ジョイスティックの 傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立に 変更調整が可能なもの。
ジョイスティックのバ ネ圧変更	台	上肢筋力低下等により、バネ圧を 低くする等の対応が必要な者。	バネの変更による操作力調整。(弱くしすぎる と事故につながるため注意を要する。)
前輪パワーステアリング	台	悪路での使用が多い場合。不随意 運動等による操作不安定が、これ により解消する場合。	前輪を自在輪とせず、電動で操作する構造のもの。
前輪駆動後輪自在輪式	台	悪路での使用が多い場合。不随意 運動等による操作不安定が、これ により解消する場合。ベッド、机 等へ寄り付きやすくなる場合等。	前輪を駆動輪、後輪を自在輪としたもの。加算額は設けない。
簡易型電動装置サーボモーター式	台	一回充電の航続距離を長く必要と する者。メンテナンスフリーを希 望する者。	駆動方式としてACサーボモーターを採用したもの。
ノーパンクタイヤ (電動車椅子前輪)	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
ノーパンクタイヤ (電動車椅子後輪)	個	メンテナンスフリーを希望する者。	ホイール付き。
手動リクライニング装 置交換	ብ	手動リクライニング式電動車椅子 の修理時交換価格	リクライニング機構が手動のもの。
スイッチボックス別箱	個	上肢筋力低下や可動域制限等によりスイッチボックスを別箱で必要とする場合は特例対応。	コントロールボックスについているスイッチ を別箱により任意の場所に取り付ける構造。

# 第5 歩行器に関する取扱い

歩行器のうち、下記の項目の支給を行う場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項目	1 台分 又は 1 個分	対象者例	構造
歩行器(後方支持型)	台	前方支持型のものでは歩行姿勢が 前傾しやすい者であって、後方支 持型であっても転倒危険性がない 者、かつ、これによって実用的な 歩行が可能となる者。	基本構造は四輪歩行器(腰掛けなし)に準じ、フレームが側方及び後方にあり、上肢及び骨盤後方を支持する構造。
歩行器 (サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのもの)	台		基本構造は四輪歩行器(腰掛けなし)に準じ、 サドル・テーブル等を有する構造。

# 参考8

# 非課税物品に関する告示

消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及び その修理を定める件

平成三年六月七日厚生省告示第百三十号

消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、厚生大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を次のように定め、平成三年十月一日から適用する。

## <最新改正>

平成二十五年三月二十九日厚生労働省告示第百十五号

消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する 身体障害者用物品及びその修理

### 1 身体障害者用物品

- 一 義肢
- 二 装具

上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある者に装着することにより、当該機能の低下を抑制し、又は当該機能を補完するためのものであって、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号。第八号において「補装具告示」という。)の別表の1の(3)の基本構造欄に掲げる構造を有し、使用材料・部品及び工作法欄に掲げる部品を用い、かつ、個別に採寸等を行い製作されるものに限る。

### 三 座位保持装置

機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属 装置を装備し、安定した座位姿勢の保持を可能にする機能を有するもの。

- 四 盲人安全つえ
- 五 義眼
- 六 眼鏡

弱視眼鏡及び遮光眼鏡に限る。

### 七 点字器

### 八 補聴器

補装具告示の別表の1の(5)の補聴器の項の基本構造欄に掲げる構造を有するものに限る。

- 九 人工喉頭
- 十 車椅子
- 十一 電動車椅子

歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有するものにあっては上肢で保持して移動させることが可能なもの、車輪を有するものにあっては使用時に体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し、かつ、歩行の障害となる構造物を有しないもの。

### 十三 頭部保護帽

ヘルメット型で、歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するものであって、スポンジ及び革又はプラスチックを主材料にして、個別に採寸等を行い製作されるものに限る。

- 十四 装着式収尿器
- 十五 ストマ用装具
- 十六 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖及びプラットホーム杖に限る。

### 十七 起立保持具

足首、膝関節、大腿等をベルト等により固定することにより、起立困難な児童の起立を補助する機能を有するもの。

### 十八 頭部保持具

車椅子等に装着し、身体に障害を有する児童の頭部を固定する機能を有するもの。

### 十九 座位保持椅子

児童の機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド 等の付属装置を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子。

### 二十 排便補助具

身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び肘掛けを有する椅子状のものであることにより、座位を保持しつつ、排便をすることを可能にする機能を有するもので、移動可能なものに限る。

# 二十一 盲人用カセットテープレコーダー

点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、標準速度を半減速にすることに

より、通常の二倍又は四倍の時間の録音が可能な機能を有する製品であって、別表第 一に掲げるものに限る。

二十一の二 視覚障害者用ポータブルレコーダー

音声により操作ボタン及び操作方法に関する案内を行う機能を有し、かつ、DAISY方式による録音又は再生が可能な機能を有する製品であって、別表第一の二に掲げるものに限る。

二十二 盲人用時計

腕時計又は懐中時計であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れる ことができる構造を有するものに限る。

二十三 盲人用カナタイプライター

専ら片仮名又は平仮名で印字する機能を有するものであって、キーの位置を確認で きる凸線等の印がついているもの。

二十四 点字タイプライター

点字の六点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの。

二十五 盲人用電卓

入力結果及び計算結果を音声により伝える機能を有するもの。

二十六 盲人用体温計

検温結果を、音声により伝える機能を有するもの。

二十七 盲人用秤

家庭用上皿秤であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもの。

- 二十八 点字図書 (消費税法 (昭和六十三年法律第百八号) 別表第一第十二号に規定する教科用図書に該当するものを除く。)
- 二十八の二 盲人用体重計

計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、静止させた文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもの。

二十八の三 視覚障害者用拡大読書器

視力に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもので、別表第二に掲げるものに限る。

二十八の四 歩行時間延長信号機用小形送信機

電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもの。

二十八の五 点字ディスプレイ

文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示す機能を有するもの。

二十八の六 視覚障害者用活字文書読上げ装置

視力に障害を有する者の情報の入手を容易にする製品であって、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。

二十八の七 視覚障害者用音声 I C タグレコーダー

視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、I C タグその他の集積識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、別表第二の二に掲げるものに限る。

二十八の八 視覚障害者用音声方位磁石

視力に障害を有する者の方角に関する情報の入手を容易にすることのみを目的とする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号により情報を確認できる機能を有するものに限る。

二十八の九 視覚障害者用音声色彩識別装置

視力に障害を有する者の色に関する情報の入手を容易にすることのみを目的とする 製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号に より情報を確認できる機能を有するものに限る。

二十八の十 視覚障害者用携帯型歩行支援装置

視力に障害を有する者の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて位置情報を受信する機能及び触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するものに限る。

二十九 聴覚障害者用屋内信号装置

音声等による信号を感知し、光や振動に変換して、伝達する機能を有する持ち運び 可能な器具であって、別表第三に掲げる製品に限る。

二十九の二 聴覚障害者用情報受信装置

字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する製品であって、別表第三の二に掲げる製品に限る。

三十 特殊寝台

身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する 者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するもので、次に掲げる条件の全 てを満たすものに限る。

イ 本体の側板の外縁と側板の外縁との幅が百センチメートル以下のもの

ロ サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付け可能なもの

ハ キャスターを装備していないもの

## 三十一 特殊尿器

排尿を検知し、尿を自動的に吸入する機能を有するものに限る。

## 三十二 体位変換器

空気パッドにロッドを差し込んだものを身体の下に挿入することにより、又は身体の下にあらかじめ空気パッドを挿入し膨らませることにより、身体に障害を有する者の体位を容易に変換できる機能を有するもの。

## 三十三 重度障害者用意思伝達装置

両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、ディスプレイ等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有する製品であって、別表四に掲げるものに限る。

## 三十三の二 携帯用会話補助装置

発声、発語に著しい障害を有する者の意思を音声又は文字に変換して伝達する機能 を有する製品であって、別表第五に掲げるものに限る。

### 三十三の三 移動用リフト

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり具でつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と 車椅子との間等の移動を補助する機能を有するもの。

### 三十四 透析液加温器

透析液を四十一度を上限として加温し、一定の温度に保つ機能を有するものであって、持ち運び可能なもの。

### 三十五 福祉電話器

音声を振動により骨に伝える機能、上肢機能に障害を有する者が足等を使用して利用できる機能、又は聴覚障害者が筆談できる機能等を有する特殊な電話器であって、別表第六に掲げる製品に限る。

#### 三十六 視覚障害者用ワードプロセッサー

点字方式により入力する機能、入力結果が音声により確認できる機能、入力結果が 点字変換される機能、又は入力結果が点字で印字される機能を有する製品であって、 別表第七に掲げるものに限る。

三十七 身体に障害を有する者による運転に支障がないよう、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十一条の規定により付される運転免許の条件の趣旨に従い、当該身体に障害を有する者の身体の状態に応じた、次に掲げる補助手段が講じられている自動車

### イ 手動装置

車両本体に設けられたアクセルペダルとブレーキペダルを直接下肢で操作できな

い場合、下肢に替えて上肢で操作できるように設置されるもの

### ロ 左足用アクセル

右下肢に障害があり既存のアクセルペダルが操作できない場合、左下肢で操作で きるように設置されるもの

## ハ 足踏式方向指示器

右上肢に障害がありステアリングホイルの右側に設けられている既存の方向指示 器が操作できない場合、下肢で操作できるように設置されるもの

### ニ 右駐車ブレーキレバー

左上肢に障害があり運転座席の左側に設けられている既存の駐車ブレーキレバー が操作できない場合、右上肢で操作できるよう運転者席の右側に設置されるもの

### ホ 足動装置

両上肢に障害があり既存の車では運転操作できない場合、上肢に替えて両下肢で 運転操作できるようにするもの

## へ 運転用改造座席

身体に障害があり、安定した運転姿勢が確保できない場合、サイドボードを付加した座席に交換することにより、安定した運転姿勢を確保できるよう設置されるもの

三十八 車椅子及び電動車椅子(以下この号において「車椅子等」という。)を使用する 者を車椅子等とともに搬送できるよう、車椅子等昇降装置を装備し、かつ、車椅子等 の固定等に必要な手段を施した自動車(乗車定員11人以上の普通自動車については、 車椅子等を使用する者を専ら搬送するものに限る。)

### 2 身体障害者用物品の修理

前項の第一号から第二十号までに掲げるものに係る修理、第三十七号に掲げる補助手 段に係る修理及び第三十八号に掲げる車椅子等昇降装置及び必要な手段に係る修理

別表第一 盲人用カセットテープレコーダー (第二十一号関係)

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
TCM-4TR	ソニー株式会社	東京都港区港南一丁目7番1号

#### 別表第一の二 視覚障害者用ポータブルレコーダー (第二十一号の二関係)

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
プレクストーク ポータブルレコーダPTR2	シナノケンシ株式会社	長野県上田市上丸子 1078 番地
プレクストークPTN2	シナノケンシ株式会社	長野県上田市上丸子 1078 番地

別表第二 視覚障害者用拡大読書器 (第二十八号の三関係)

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
センスビューP 430	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川 1004
センスビュー M 430 デュオ	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
クリアビュープラス 1 9型 LCD モニタモデル	  株式会社タイムズコーポレーション 	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
マノ MANO	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
A V - 1 0 0 C P 1 9型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
A V - 1 0 0 C P 1 9型 LCD モニタモデル	株式会社エルモ社	愛知県名古屋市瑞穂区明前町6番14号
センスビュー D650 22 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ルッキープラス	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
Eye-C	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
アイ・ラビュー	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
アイ・ラビュー Z4	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
クリアビュープラス 24 型 LCDモニタモデル TwinView	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
コンパクト 5HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
コンパクト 7HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ズーマックス スノー	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ズーマックス レビュー	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ズーマックス レビュー 17 型 L C Dモニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ズーマックス レビュー 19型 LCDモニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
Crystal XL	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
アイ・ラビュー 7HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
アオキー	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
HD730 22型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
HD730 24型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
Aumed イメージ	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
クリアビュープラス HD Twin View 24型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
クリアビュープラス HD 22型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
クリアビュープラス HD 24型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
コンパクトミニ	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
コンパクト 4HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ズーマックス レビュー 22 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ズーマックス レビュー 24 型 LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
HIMS キャンディ	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ベオ 110 22 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ベオ 110 24 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ベオ 130 22 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ベオ 130 24 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ベオ 210 22 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ベオ 210 24 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ベオ 230 22 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ベオ 230 24 型クラス LCD モニタモデル	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
メゾ HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ルッキー HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
BRIGHT	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号神野ビル6階601号
SPECTRUM	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号神野ビル6階601号
STAR	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号神野ビル6階601号
TRAVELLER	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号神野ビル6階601号
CLEARVIEW COMPACT	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号神野ビル6階601号
SPECTRUM VGA	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号神野ビル6階601号
TRAVELLER FARVIEW	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号神野ビル6階601号
CLEARVIEW BRIGHT	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
CLEARVIEW SPECTRUM	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号神野ビル6階601号
CLEARVIEW SPECTRUM VGA	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
CLEARVIEWSTAR	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目 9番 10号 神野ビル 6階 601号
DOMINO SPECTRUM	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
SENTRY	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
CLEARNOTE	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
SPARK	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
NOTE VISION	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号 神野ビル6階601号
CLEAR-Z	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目 9番 10 号 神野ビル 6階 601 号
TRAVELLER-Z	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番 10 号神野ビル6階 601号
スパークビュワー	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番 10 号神野ビル6階 601号
CLEAR-Z/2	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番 10 号神野ビル6階 601 号
スパーク MK2	ウンメルスプロダクツ株式会社	東京都品川区東五反田一丁目9番10号神野ビル6階601号
イージーアイポケット	株式会社おんでこ	東京都豊島区西池袋三丁目 22番 13号
イージーアイポケット " TYPE-L "	株式会社おんでこ	東京都豊島区西池袋三丁目 22 番 13 号
ポケットMAX	株式会社おんでこ	東京都豊島区西池袋三丁目 22番 13号
アイビジョン デジタル5 N-N O T E	アイネットワーク有限会社	東京都日野市西平山五丁目 23 番地の 12
アイビジョン デジタル5N-NOTE-VOICE	アイネットワーク有限会社	東京都日野市西平山五丁目 23 番地の 12
アイビジョン アナログ7Z-LCD	アイネットワーク有限会社	東京都日野市西平山五丁目 23 番地の 12
アイビジョン デジタルビデオ12KLCD	アイネットワーク有限会社	東京都日野市西平山五丁目 23 番地の 12
アイビジョンカメラムーブ	アイネットワーク有限会社	東京都日野市西平山五丁目 23 番地の 12
ポケットビューワー	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番 12号
モノマウス	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番 12号
カラーマウス	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番 12号
モノマウス-RM	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番 12号
カラーマウス-RM	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
カラーマウス-RM	株式会社ビジュアルウェア	東京都港区南青山二丁目4番15号
モノマウスーUSB	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
ズームーEX	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
ポータバイザー	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
カラーマウスーUSB-RM	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
ジュニア	株式会社ケイメイ	宮崎県宮崎市清水三丁目7番12号
パワード・アイ	有限会社パワードアイ	東京都世田谷区千歳台三丁目3番12号
パワードアイ ビューカム	有限会社パワードアイ	東京都世田谷区千歳台三丁目3番12号
パワードアイ ビューカム/2	有限会社パワードアイ	東京都世田谷区千歳台三丁目3番12号
A ssist M aster	株式会社インフォメーションヒーローズ	栃木県宇都宮市中今泉三丁目 13番 13号
Acrobat LCD	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Merlin LCD 19インチ	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
Merlin LCD Limited	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
amigo	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Pebble 4.3インチ	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
transformer	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
A crobat アームタイプ 19 インチモニター付き	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
DaVinci HD	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Davinci HD OCR	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
transformer (VGA&USB)	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Pebble-mini	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Merlin HD elite	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Merlin HD OCR elite	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Merlin HD 22 インチ	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
Merlin HD 24 インチ	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麴町一丁目8番1号 半蔵門MKビル1階
オリンピア	株式会社インサイト	仙台市泉区長命ケ丘三丁目 28 番地の 1
ピコ	株式会社インサイト	仙台市泉区長命ケ丘三丁目 28 番地の 1
オニキス	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号
サファイア	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号
ルビー	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号
オニキスデスクセット 1 7インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号
オニキスデスクセット 19インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号
オニキスデスクセット 22インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号
トパーズ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号
トパーズスイベルモニタ 1 9インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号
トパーズスイベルモニタ 22インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号
オニキスフレキシブルアーム	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号
トパーズ XL HD プレミアム 20インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号
トパーズ XL HD プレミアム 22インチタイプ	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田 12番 24号

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
拡大読書器 VS-2000AF D	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
拡大読書器 VS-3000AF D	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
拡大読書器 VS-3000AF D [タイプA]	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
拡大読書器 VS-5000LCD	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
拡大読書器 VS-2000AF D [タイプA] 17型	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
グラジュエイト	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
シナジー19A	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
シナジー22A	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
シナジー SI	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
シナジー PI 20	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
シナジー PI 23	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
バーサ	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
バーサプラス	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
360	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城 6249 番地
携帯型拡大読書器 EJ-VMO1NP	パナソニックヘルスケア株式会社	愛媛県東温市南方 2131 番地 1
音声・拡大読書機 よむべえ	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15番地6号 第10秋山ビル1階
オーキー	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15番地6号 第10秋山ビル1階
オーマックス	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15番地6号 第10秋山ビル1階
キャプチャー	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15番地6号 第10秋山ビル1階
ミニマックス	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15番地6号第10秋山ビル1階
バタフライ	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15番地6号第10秋山ビル1階
よむべえスマイル	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目 15番地6号 第10秋山ビル1階
音声拡大読書器 とうくんライト	株式会社アイフレンズ	大阪市此花区西九条一丁目 33番 13号
Visio Book	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川 1004

# 別表第二の二 視覚障害者用音声 | Cタグレコーダー (第二十八号の七関係)

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
ものしりトーク ZER-868V	パナソニックシステムネットワークス 株式会社	福岡市博多区美野島四丁目 1 番 62 号
タッチメモ	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号

別表第三 聴覚障害者用屋内信号装置(第二十九号関係)

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
おしらせらんぷBA-05	リオン株式会社	東京都国分寺市東元町三丁目 20番 41号
回転呼び出し灯	株式会社アシスト	東京都杉並区下井草五丁目 18番 14号
守護神	株式会社アシスト	東京都杉並区下井草五丁目 18番 14号
ベルマンビジットシステム	株式会社自立コム	東京都渋谷区円山町 28番4号
シルウォッチ TYPE1	株式会社東京信友	東京都新宿区新宿一丁目 14番5号
シルウォッチ TYPE1 キューブライト	株式会社東京信友	東京都新宿区新宿一丁目 14 番5号
シルウォッチ 2011 モデル 給付セット	株式会社東京信友	東京都新宿区新宿一丁目 14番5号
ブルブルセンスBS-50	株式会社コニック	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 1番 20号
ロードケア	ウェルフェア株式会社	山梨県甲府市飯田三丁目1番2号

## 別表第三の二 聴覚障害者用情報受信装置(第二十九号の二関係)

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
アイ・ドラゴン3	株式会社アステム	大阪府大阪市北区東天満二丁目7番 12 号

### 別表第四 重度障害者用意思伝達装置(第三十三号関係)

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
コミュニケーション「愛」	社会福祉法人クピド・フェア	北海道岩見沢市志文町 301 番地3
伝の心	株式会社日立ケーイーシステムズ	千葉県習志野市東習志野七丁目1番1号
LUCY	ダブル技研株式会社	神奈川県藤沢市長後 903 番地の 3
「心語り」YN-501	エクセル・オブ・メカトロニクス株式会社	東京都練馬区関町東二丁目 14番4号
EMOS PX	株式会社テクノスジャパン	兵庫県姫路市北条一丁目 266 番地
MCTOS Model WX	株式会社テクノスジャパン	兵庫県姫路市北条一丁目 266 番地
レッツ・チャット	パナソニックヘルスケア株式会社	愛媛県東温市南方 2131 番地 1
意思伝VC	株式会社ボイスキャン	岡山県岡山市東区古都南方 2893 番地 123
話想	企業組合S. R. D	群馬県前橋市日吉町四丁目 32 番地 12
トビー PCEye コミュニケーション・パッケージ	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目6番 18号
マイトビー C12Eye	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目6番18号
マイトビー C15Eye	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目6番18号

別表第五 携帯用会話補助装置 (第三十三号の二関係)

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
トーキングエイドIT	株式会社バンダイナムコゲームス	東京都品川区東品川四丁目5番15号
トーキングエイドライト	株式会社バンダイナムコゲームス	東京都品川区東品川四丁目5番15号
ビバボイス	公益社団法人銀鈴会	東京都港区新橋五丁目7番 13 ビュロー新橋 901
ハートチャット	国際電業株式会社	愛知県名古屋市昭和区円上町 27番 14号
スーパートーカー	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目 18番 18号
VoiceCarry PECHARA	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目 18番 18号
アイトーク	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目 18番 18号
リンゴ	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目 18番 18号
アイトークウィズレベル	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目 18番 18号
トーキングブリックス	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目 18番 18号
VOCAフレックス2	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目 18番 18号
クイックトーカー 7	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目 18番 18号
クイックトーカー 12	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目 18番 18号
クイックトーカー 23	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目 18番 18号
トークトラック	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目 18番 18号
カーディナル	株式会社コムフレンド	京都府京都市南区上鳥羽卯ノ花 69 番2
読み上げペン サトシくん シールセット	株式会社コムフレンド	京都府京都市南区上鳥羽卯ノ花 69番2
テックトーク6×8	株式会社アクセスインターナショナル	東京都練馬区羽沢三丁目 40 番7号
テックスピーク2×32	株式会社アクセスインターナショナル	東京都練馬区羽沢三丁目 40 番7号
テックスピーク6×32	株式会社アクセスインターナショナル	東京都練馬区羽沢三丁目 40 番7号
パートナー / フォープラス	株式会社アクセスインターナショナル	東京都練馬区羽沢三丁目 40 番7号
ゴートーク4+	宮崎美和子(こころ工房)	徳島県徳島市方上町馬場の上 28 - 3
ゴートーク9+	宮崎美和子(こころ工房)	徳島県徳島市方上町馬場の上 28 - 3
チャットボックスCB - 1	宮崎美和子(こころ工房)	徳島県徳島市方上町馬場の上 28 - 3
チャットボックスDX	宮崎美和子(こころ工房)	徳島県徳島市方上町馬場の上 28 - 3
ゴートーク 20 +	宮崎美和子(こころ工房)	徳島県徳島市方上町馬場の上 28 - 3
ゴートークポケット	宮崎美和子(こころ工房)	徳島県徳島市方上町馬場の上 28 - 3
トビー S32 スキャン	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目6番 18号
トビー S32 タッチ	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目6番 18号

別表第六 福祉電話器 (第三十五号関係)

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
シルバーホンひびき	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19番2号
シルバーホンひびき	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
シルバーホンひびきS	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19番2号
シルバーホンひびきS	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
シルバーホンふれあい	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19番2号
シルバーホンふれあい	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
シルバーホンふれあいS	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19番2号
シルバーホンふれあいS	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番 15 号
シルバーホンひびきSⅡ	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19番2号
シルバーホンひびきSⅡ	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番 15 号
シルバーホン・ひびきSⅢ	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19番2号
シルバーホン・ひびきSⅢ	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番 15 号
シルバーホン・ふれあいSⅡ	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 19番2号
シルバーホン・ふれあいSⅡ	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番 15 号

# 別表第七 視覚障害者用ワードプロセッサー(第三十六号関係)

製品名(品番)	販売元	販売元の住所又は所在地
ブレイルライト	株式会社インターリンク	横浜市港北区太尾町 100 番地 1
ブレイル スタディ BS1	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川 1004
ブレイルセンス日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区谷田 12番 24号
ボイスセンス	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区谷田 12番 24号
ブレイルセンスプラス日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区谷田 12番 24号
ブレイルセンスオンハンド日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区谷田 12番 24号
ブレイルセンス U2 日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区谷田 12番 24号

# 身体障害者用物品の非課税扱い

障企発0331第4号 平成22年3月31日

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長殿 中核市

厚牛労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号) の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」の 一部改正について

標記については、平成3年9月26日社更第199号、児障第29号、児母衛第32号社会 局更生課長・児童家庭局障害福祉課長・母子衛生課長連名により通知しているところであるが、 今般、同通知を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関、 関係団体及び関係業者等に周知方御配慮願いたい。

記

### 1 改正の趣旨

平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大 臣が指定する身体障害者用物品及びその修理 | が平成22年3月31日厚生労働省告示第 116号により改正され、平成22年4月1日から適用されることになったことに伴い、身 体障害者用物品の追加等を行うものであること。

### 2 改正の内容

- (1) 具体的製品名を示した別表への製品の追加を行うもの
  - ア 視覚障害者用ポータブルレコーダー (別表1の2)
    - プレクストークPTN2 (シナノケンシ株式会社)

## イ 視覚障害者用拡大読書器(別表2)

- 1 クリアビュープラス18.5型 LCD モニタモデル(株式会社タイムズコーポレーション)
- 2 クリアビュープラス19型 LCD モニタモデル (株式会社タイムズコーポレーション)
- 3 クリアビュープラス 2 2 型 LCD モニタモデル (株式会社タイムズコーポレーション)
- 4 センスビューライト P350 SenseView LIGHT (株式会社タイムズコーポレーション)
- 5 マノMANO (株式会社タイムズコーポレーション)
- 6 AV-100CP 17型 LCD モニタモデル (株式会社タイムズコーポレーション)
- 7 AV-100CP 17型 LCD モニタモデル (株式会社エルモ社)
- 8 AV-100CP 19型 LCD モニタモデル (株式会社タイムズコーポレーション)
- 9 AV-100CP 19型 LCD モニタモデル (株式会社エルモ社)
- 10 アイビジョンアナログ 9 0 3 Z L C D (アイネットワーク有限会社)
- 11 アイビジョンアナログ906Z-XY-LCD(アイネットワーク有限会社)
- 12 Merlin LCD LIMITED (株式会社日本テレソフト)
- 13 アラジン・サンシャインプロ(株式会社インサイト)
- 14 エーペックス・ベーシック (株式会社インサイト)
- 15 オニキス (有限会社エクストラ)
- 16 サファイア (有限会社エクストラ)
- 17 ルビー (有限会社エクストラ)
- 18 拡大読書器VS-Ⅲ(株式会社西澤電機計器製作所)
- 19 拡大読書器VS-5 (株式会社西澤電機計器製作所)
- 20 拡大読書器VS-2000AF D (株式会社西澤電機計器製作所)
- 21 拡大読書器 VS-2000 AF D[タイプA](株式会社西澤電機計器製作所)
- 22 拡大読書器VS-3000AF D(株式会社西澤電機計器製作所)
- 23 拡大読書器VS-3000AF D[タイプA](株式会社西澤電機計器製作所)
- 24 拡大読書器VS-5000LCD(株式会社西澤電機計器製作所)
- 25 携帯型拡大読書器EI-VM01NP(パナソニック四国エレクトロニクス株式会社)

# ウ 聴覚障害者用情報受信装置(別表3の2)

- 1 アイ・ドラゴン3 (株式会社アステム)
- エ 重度障害者用意思伝達装置(別表4)
  - 1 EMOS PX (株式会社テクノスジャパン)
  - 2 MCTOS ModelWX (株式会社テクノスジャパン)

# オ 携帯用会話補助装置(別表5)

- 1 リンゴ (パシフィックサプライ株式会社)
- 2 パートナー / フォープラス (株式会社アクセスインターナショナル)
- 3 ゴートークポケット(宮崎美和子(こころ工房))

# (2) 別表に掲げる製品の販売を終了するもの

- ア 視覚障害者用拡大読書器(別表2)
  - 1 ナイツビジョンスキャナVS-Ⅲ(株式会社ナイツ)
  - 2 VS-3000 AF (株式会社ナイツ)
  - 3 ビジョンスキャナVS-5 (株式会社ナイツ)
  - 4 オートフォーカスカラー拡大読書器 V S 5000 L C D (株式会社ナイツ)
  - 5 オートフォーカスカラー拡大読書器 V S 2000 A F (株式会社ナイツ)
  - 6 MG-21 (株式会社タイムズコーポレーション)
  - 7 ビデオルーペ 1657104 (株式会社エッシェンバッハ光学ジャパン)
  - 8 ビデオルーペ 1657204 (株式会社エッシェンバッハ光学ジャパン)
  - 9 ビデオルーペプラス 1657304 (株式会社エッシェンバッハ光学ジャパン)
  - 10 カラーマウス-USB (株式会社ケイメイ)
  - 11 NEMO (株式会社日本テレソフト)
  - 12 アラジンサンシャイン (株式会社日本インシフィル)
  - 13 アラジンレインボーエリート (株式会社日本インシフィル)
- イ 聴覚障害者用屋内信号装置(別表3)
  - 1 システム5 (株式会社アシスト)
- ウ 聴覚障害者用情報受信装置 (別表3の2)
  - 1 アイ・ドラゴンⅡ (株式会社アステム)
- 工 重度障害者用意思伝達装置(別表4)
  - 1 パソパルマルチ(株式会社バンダイナムコゲームス)
- オ 携帯用会話補助装置(別表5)
  - 1 スポークスマン4キー (パシフィックサプライ株式会社)
  - 2 スポークスマン8キー (パシフィックサプライ株式会社)
  - 3 パートナーフォー (株式会社アクセスインターナショナル)
  - 4 テックスキャン6×32 (株式会社アクセスインターナショナル)
  - 5 ポケットゴートーク (宮崎美和子 (こころ工房))

- (3) 別表に掲げる販売元の名称及び販売元の所在地の変更
  - ア 視覚障害者用拡大読書器(別表2)
    - 1 〈旧〉販売元 株式会社日本インシフィル 所在地 仙台市青葉区南吉成六丁目2番地の2
      - 〈新〉販売元 株式会社インサイト 所在地 仙台市泉区長命ケ丘三丁目 28 番地の 1

(別添)

○消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて

平成3年9月26日社更第199号・児障第29号・児母衛第32号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局更生・児童家庭局障害福祉・母子衛生課長連名通知

改正 平成 4年3月31日 社更第73号、児障第8号、児母衛第11号

改正 平成 5年3月31日 社援更第113号・児障第17号・児母衛第11号

改正 平成 6年3月31日 社援更第102号・児障第16号・児母衛第13号

改正 平成 7年7月28日 社援更第189号 · 児障第39号

改正 平成 8年3月28日 社援更第86号・児障第18号

改正 平成 9年3月31日 障企第137号

改正 平成10年3月30日 障企第26号

改正 平成11年4月 1日 障企第28号

改正 平成12年4月14日 障企第12号

改正 平成13年3月30日 障企発第13号

改正 平成15年3月26日 障企発第0326006号

改正 平成16年4月 1日 障企発第0401002号

改正 平成17年4月 1日 障企発第0401002号

改正 平成18年3月31日 障企発第0331001号

改正 平成19年3月30日 障企発第0330002号

改正 平成20年3月31日 障企発第0331001号

改正 平成22年3月31日 障企発0331第4号

今般、消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。

今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

# 第1 共通的事項

1 改正の概要

身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品であって、 厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものに係る譲渡、貸付け、製作の請負及 び一定の物品に係る一定の修理が非課税となるものであること。

- 2 一般的注意事項
  - (1) 障害者自立支援法等に基づき給付される補装具、日常生活用具とは必ずしも一致しないものであり、これらの制度の対象となっていない物品であっても、非課税対象となるものもあること。
  - (2) 障害者自立支援法等に基づき給付される補装具、日常生活用具のみならず、一般購入した場合であっても非課税となるものであって、非課税措置を受けるに当たっては、購入時に身体障害者手帳を提示するなどの手続きは不要であること。
  - (3) 非課税対象となるのは、告示に該当する物品(当該物品と一体として譲渡等がなされる一定の付属品を含む。)であって、部品、付属品のみの単体の譲渡等は、非課税対象とはならないものであること。
  - (4) 資産の譲渡等の時期は、原則として実際に物品の引渡しがあった時点であること。
- 第2 個別品目の具体的範囲(改造自動車に係るものを除く。)

非課税対象となる身体障害者用物品は、平成3年6月厚生省告示第130号に示されたとおりであるが、その具体的内容及び留意事項は以下のとおりである。

- 1 義肢
- 2 装具
  - (1)補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号。以下「補装具告示」という。)の別表の1の(3)の基本構造欄に掲げる構造を有し、使用材料・部品及び工作法欄に掲げる部品を用い、かつ、個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。
  - (2) 採寸等を行う者は、製作業者本人に限られず、医師等が行うものも含まれること。
  - (3) 非課税扱いとするためには、医師が作成する処方箋又は個別に採寸等を行った 記録を保管しておく必要があること。

3 座位保持装置

機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位姿勢の保持を可能にする機能を有するものであること。

- 4 盲人安全つえ
- 5 義服
- 6 眼鏡
- (1) 弱視眼鏡及び遮光眼鏡に限られ、色めがね、矯正眼鏡及びコンタクトレンズは含まれないこと。
- (2) 弱視眼鏡とは、弱視者が医師の処方により使用するもので、対物レンズ及び接眼レンズからなる掛け眼鏡式又は焦点調整式の単眼鏡をいうものであること。
- (3) 遮光眼鏡とは、網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩症及び錐体杆体ジストロフィー等により羞明感がある者が医師の処方により使用するもので、主に短波長光を遮断するものをいうものであること。
- (4) レンズ及び枠が一体となったものが非課税対象になるものであること。
- 7 点字器
- 8 補聴器

補装具告示の別表の1の(5)の基本構造欄に定める構造を有するものに限られる こと。

- 9 人工喉頭
- 10 車いす
  - (1) 介助用の手押し型車いすも含まれるものであること。
  - (2) シャワーチェアー等の屋内用のキャスター付きのいすは該当しないものであること。
- 11 電動車いす
- 12 歩行器
  - (1) 歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものであること。
  - (2) 4脚を有するものにあっては上肢で保持して移動させることが可能なもの、車輪を有するものにあっては使用時に体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し、かつ、歩行の障害となる構造物を有しないものであること。
  - (3) 車輪を有するもので、成人用のものについては、次に掲げる条件を満たすものであること。
    - イ 左右に分離したハンドグリップを有するものにあっては、次に掲げる条件のすべてを満たすこと。
      - (イ) ハンドグリップ部分 (ハンドグリップに連結するフレーム類を含む。) の長

さ (ハンドグリップ部分の径の中心点の位置で水平に測った長さ) は、15cm以上であること。

- (ロ) ハンドグリップ部分の左右の幅(間隔)は、ハンドグリップ部分のあらゆる部位から37cm以上(内寸法)であること。ただし、3輪のものにあっては、ハンドグリップの後部上端から前方15cmの部位において37cm以上(内寸法)であること。
- (ハ)(イ)及び(ロ)に規定する寸法(15cm及び37cm)で囲まれた面から鉛直下方向に一切の構造物がないこと。(歩行時に構造物を折り畳む等により可能となる場合は、これに含まれる。)
- ロ 肘を載せるためのU字形のフレーム又は台等を有するものにあっては、これらフレームや台等が両肘を載せた状態で体の前及び左右を囲い込むものであって、その奥行きは 20cm以上(内寸法)であること。
- ハ 把手等のあらゆる部位からの鉛直線は、車輪が路面等と接する各支持点を結ん でつくられる面内にあること。
- ニ 足を踏み出した状態で歩行に支障となるような左右の車輪や構造物を連結する フレーム等がないこと。
- (4)「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、 「体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を」囲む形状を有し」とは、これらの把手等 を体の前又は後ろと体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の 前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有していなくても、 左右の把手等を連結するためのフレーム類でもよいこと。

# 13 頭部保護帽

- (1) 個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。
- (2) 採寸等を行う者は、製作業者本人に限られず、医師等が行うものも含まれること。
- (3) 非課税扱いとするためには、医師が作成する処方箋又は個別に採寸等を行った記録を保管しておく必要があること。
- 14 装着式収尿器
- 15 ストマ用装具
- 16 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖及びプラットホーム杖に限られ、それ以外のつえは、該当しないものであること。

17 起立保持具

足首、膝関節、大腿等をベルト等により固定することにより、起立困難な児童の起立を補助する機能を有するものであること。

## 18 頭部保持具

車いす等に装着し、身体に障害を有する児童の頭部を固定する機能を有するものであること。

19 座位保持いす

児童の機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等 の付属装置を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有するいすであること。

# 20 排便補助具

- (1) 身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及びひじ掛けを有するいす状のものであることにより、座位を保持しつつ、排便することを可能にする機能を有するものであること。
- (2) 移動可能なものに限られ、据付式のものは含まれないこと。
- (3) 便座の内孔の左右の最大径の幅が 15cm以下のものに限られるものであること。
- 21 盲人用カセットテープレコーダー

点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、標準速度を半減することにより、通常の二倍又は四倍の時間の録音が可能な機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

21の2 視覚障害者用ポータブルレコーダー

音声により操作ボタン及び操作方法に関する案内を行う機能を有し、かつ、DAI SY方式による録音又は再生が可能な機能を有する製品であって、平成3年6月厚生 省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

22 盲人用時計

腕時計又は懐中時計であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものに限られるものであること。

23 盲人用カナタイプライター

専らかたかな又はひらがなで印字する機能を有するものであって、キーの位置を確認できる凸線等の印がついているものであること。

24 点字タイプライター

点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するものであること。

25 盲人用電卓

入力結果及び計算結果を音声により伝える機能を有するものであること。

26 盲人用体温計

検温結果を、音声により伝える機能を有するものであること。

27 盲人用秤

家庭用上皿秤であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。

## 28 点字図書

- (1) 点字で説明等が施されている凸図表を含むものであること。
- (2) 図書には、パンフレット等も含むものであること。
- (3) 教科用図書は含まれないものであること。

# 28の2 盲人用体重計

計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、静止させた文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。

# 28の3 視覚障害者用拡大読書器

視力に障害を有する者の読書等を容易にするものであって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもので、 平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

28の4 歩行時間延長信号機用小型送信機

電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である 時間を延長することができるものであること。

28の5 点字ディスプレイ

文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示す機能を有するものであること。

28の6 視覚障害者用活字文書読上げ装置

視力に障害を有する者の情報の入手を容易にする製品であって、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するものであること。

28の7 視覚障害者用音声 I C タグレコーダー

視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

### 29 聴覚障害者用屋内信号装置

- (1)音声等による信号を感知し、光や振動に変換して、伝達する機能を有する持ち運び可能な器具で、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、聴覚障害者用屋内信号装置として一体で取引されるシステム又は単体で装置としての機能を有するものであって、システムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

## 29の2 聴覚障害者用情報受信装置

字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する製品であって、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

# 30 特殊寝台

身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する 者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するものであって以下の要件のす べてを満たすものであること。

- イ 本体の側板の外縁と側板の外縁との幅が100cm以下のものであること。
- ロサイドレールが取り付けてあるもの又は取り付け可能なものであること。
- ハキャスターを装着していないものであること。
- 31 特殊尿器

排尿を感知し、尿を自動的に吸入する機能を有するものに限られるものであること。

32 体位変換器

空気パッドにロッドを差し込んだものを身体の下に挿入することにより、又は身体の下にあらかじめ空気パッドを挿入し膨らませることにより、身体に障害を有する者の体位を容易に変換できる機能を有するものに限られること。

#### 33 重度障害者用意思伝達装置

- (1) 両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、ディスプレー等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、重度障害者用意思伝達装置として一体で取引されるシステムであって、システムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

# 33の2 携帯用会話補助装置

発声、発語に著しい障害を有する者の意思を音声又は文字に変換して伝達する機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

#### 33 の 3 移動用リフト

(1) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり具でつり上げ又は体重で 支える構造を有するものであり、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台 と車いすとの間等の移動を補助する機能を有するものであること。

- (2)「寝台と車いすとの間等の移動を補助する機能」とは、寝台、浴槽、自動車又は車いす等の機器間において、身体が一方の機器から他方の機器へ移動することを補助する機能をいう。
- 34 透析液加温器

透析液を 41 度を上限として加温し、一定の温度に保つ機能を有するものであって、 持ち運び可能なものであること。

# 35 福祉電話器

- (1) 音声を振動により骨に伝える機能、上肢機能に障害を有する者が足等を使用して利用できる機能、又は聴覚障害者が筆談できる機能等を有する特殊な電話器で、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2)上肢機能に障害を有する者が下肢等を使用して利用できる機能を有する電話器にあっては、下肢等で操作するための機器と一体として取引される場合のみが非課税となるものであること。
- 36 視覚障害者用ワードプロセッサー
  - (1) 点字方式により入力する機能、入力結果が音声により確認できる機能、入力結果が点字変換される機能、又は入力結果が点字で印字される機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。
  - (2) 非課税対象となるのは、入力、入力内容の確認及びその保存機能を有する単体又はシステム(一体として取引される点字プリンタ等を含む。)であること。 なお、点字プリンタ、点字キーボード等のシステムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。
- 第3 修理の範囲(改造自動車に係るものを除く)
  - 1 非課税対象となる修理の範囲は、平成3年6月厚生省告示第130号第1項第1号から第20号に規定する物品に係る修理に限られるものであること。
  - 2 障害者自立支援法等に基づき、給付の対象となるものであっても、以下に掲げるものは、非課税対象となる修理に該当しないものであること。
  - (1) 盲人安全つえのマグネット付き石突交換
  - (2)補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電池交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換、イヤホン交換、乾電池交換、水銀電池交換及び空気電池交換
  - (3) 人工喉頭の気管カニューレ交換、乾電池交換、蓄電池(カドニカ電池)交換及び 充電器交換

- (4) 車いすのクッション交換、クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、クッション(ゲルとウレタンフォームの組合わせのもの)交換、クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水加工を施したもの)交換、枕(オーダー及びレディメイド)交換、リフレクタ(反射器 夜光反射板)交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換
- (5) 電動車いすの枕 (オーダー及びレディメイド) 交換、バッテリー交換 (マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー (杖たて) 交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状 (小ノブ、球ノブ、こけしノブ) 交換、レバーノブ各種形状 (Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ) 交換、日よけ (雨よけ) 部品交換及びテーブル交換
- (6) 収尿器のサポータ交換、収尿瓶 (ゴムバンド付) 交換及び収尿ゴム袋 (ゴム管及 びつなぎ管付) 交換
- (7) 歩行補助つえの凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換
- 3 給付の対象とならないものについても、前記に準じた取扱いになるので留意すること。
- 4 修理用部品の譲渡等は非課税扱いにはならないものであること。

# 第4 その他

改造自動車に係る消費税の非課税措置については、平成3年9月20日社更第196号 社会局更生課長通知「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行 に伴う改造自動車の非課税扱いについて」を参照されたい。

障企発0329第1号 平成25年3月29日

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企画課長 (公印省略)

「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に 伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」の一部改正について

標記については、平成3年9月26日社更第199号、児障第29号、児母衛第32号社会局厚生課長・児童家庭局障害福祉課長・母子衛生課長連盟により通知しているところであるが、今般、同通知を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関、関係団体、関係業者等に周知方御配慮いただきたい。

記

# 1. 改正の趣旨

平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」が平成25年3月29日厚生労働省告示第115号により改正され、平成25年4月1日から適用されることになったことに伴い、身体障害者用物品の追加を行うものであること。

# 2. 改正の内容

新たな製品分類を設けるもの。

第1項第28号の10 視覚障害者用携帯型歩行支援装置

(別添)

○消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品 の非課税扱いについて

平成3年9月26日社更第199号・児障第29号・児母衛第32号各都道府県知事・各指定 都市あて厚生省社会局更生・児童家庭局障害福祉・母子衛生課長連名通知

```
改正 平成 4年3月31日 社更第73号・児障第8号・児母衛第11号
改正 平成
                              5年3月31日 社援更第113号·児障第17号·児母衛第11号
改正 平成
                              6年3月31日 社援更第102号·児障第16号·児母衛第13号
改正 平成
                             7年7月28日 社援更第189号・児障第39号
改正 平成 8年3月28日 社援更第86号・児障第18号
改正 平成 9年3月31日 障企第137号
改正 平成10年3月30日 障企第26号
改正 平成11年4月 1日
                                                                         障企第28号
改正 平成12年4月14日
                                                                         改正 平成13年3月30日
                                                                       障企発第13号
改正 平成15年3月26日 障企発第0326006号
改正 平成16年4月 1日
                                                                         障企発第 0401002 号
改正 平成17年4月 1日
                                                                         障企発第 0401002 号
改正 平成18年3月31日
                                                                         CARPERT OF THE PROOF OF THE P
改正 平成19年3月30日
                                                                      障企発第 0330002 号
改正 平成20年3月31日 障企発第0331001号
改正 平成22年3月31日 障企発0331第4号
改正 平成23年3月31日
                                                                         障企発 0331 第 1 号
改正 平成24年3月30日 障企発0330第1号
改正 平成25年3月29日 障企発0329第1号
```

今般、消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)が本年5月15日に、関係 政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されること となった。

今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

# 第1 共通的事項

1 改正の概要

身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品であって、 厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものに係る譲渡、貸付け、製作の請負及 び一定の物品に係る一定の修理が非課税となるものであること。

# 2 一般的注意事項

- (1) 障害者自立支援法等に基づき給付される補装具、日常生活用具とは必ずしも一致しないものであり、これらの制度の対象となっていない物品であっても、非課税対象となるものもあること。
- (2) 障害者自立支援法等に基づき給付される補装具、日常生活用具のみならず、一般 購入した場合であっても非課税となるものであって、非課税措置を受けるに当たっ ては、購入時に身体障害者手帳を提示するなどの手続きは不要であること。
- (3) 非課税対象となるのは、告示に該当する物品(当該物品と一体として譲渡等がなされる一定の付属品を含む。)であって、部品、付属品のみの単体の譲渡等は、非課税対象とはならないものであること。
- (4) 資産の譲渡等の時期は、原則として実際に物品の引渡しがあった時点であること。
- 第2 個別品目の具体的範囲(改造自動車に係るものを除く。)

非課税対象となる身体障害者用物品は、平成3年6月厚生省告示第130号に示されたとおりであるが、その具体的内容及び留意事項は以下のとおりである。

- 1 義肢
- 2 装具
- (1)補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号。以下「補装具告示」という。)の別表の1の(3)の基本構造欄に掲げる構造を有し、使用材料・部品及び工作法欄に掲げる部品を用い、かつ、個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。
- (2) 採寸等を行う者は、製作業者本人に限られず、医師等が行うものも含まれること。
- (3) 非課税扱いとするためには、医師が作成する処方箋又は個別に採寸等を行った記録を保管しておく必要があること。
- 3 座位保持装置

機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位姿勢の保持を可能にする機能を有するものであること。

- 4 盲人安全つえ
- 5 義眼
- 6 眼鏡
- (1) 弱視眼鏡及び遮光眼鏡に限られ、色めがね、矯正眼鏡及びコンタクトレンズは含まれないこと。
- (2) 弱視眼鏡とは、弱視者が医師の処方により使用するもので、対物レンズ及び接眼 レンズからなる掛け眼鏡式又は焦点調整式の単眼鏡をいうものであること。
- (3) 遮光眼鏡とは、網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩症及び錐体杆体ジストロフィー等により羞明感がある者が医師の処方により使用するもので、可視光のうちの一部の透過を抑制し、分光透過率曲線が公表されているものであること。
- (4) レンズ及び枠が一体となったものが非課税対象になるものであること。
- 7 点字器
- 8 補聴器 補装具告示の別表の1の(5)の基本構造欄に定める構造を有するものに限られること。
- 9 人工喉頭
- 10 車椅子
- (1) 介助用の手押し型車椅子も含まれるものであること。
- (2)シャワーチェアー等の屋内用のキャスター付きの椅子は該当しないものであること。
- 11 電動車椅子
- 12 歩行器
  - (1) 歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものであること。
  - (2) 4脚を有するものにあっては上肢で保持して移動させることが可能なもの、車輪を有するものにあっては使用時に体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し、かつ、歩行の障害となる構造物を有しないものであること。
  - (3) 車輪を有するもので、成人用のものについては、次に掲げる条件を満たすものであること。
    - イ 左右に分離したハンドグリップを有するものにあっては、次に掲げる条件の全 てを満たすこと。
      - (イ) ハンドグリップ部分 (ハンドグリップに連結するフレーム類を含む。)の長さ (ハンドグリップ部分の径の中心点の位置で水平に測った長さ)は、15cm以上であること。
      - (ロ) ハンドグリップ部分の左右の幅(間隔) は、ハンドグリップ部分のあらゆる 部位から 37cm 以上(内寸法)であること。ただし、3 輪のものにあっては、ハンドグリップの後部上端から前方 15cm の部位において 37cm 以上(内寸法)であること。

- (ハ)(イ)及び(口)に規定する寸法(15cm 及び37cm)で囲まれた面から鉛直下方向に一切の構造物がないこと。(歩行時に構造物を折り畳む等により可能となる場合は、これに含まれる。)
- ロ 肘を載せるためのU字形のフレーム又は台等を有するものにあっては、これらフレームや台等が両肘を載せた状態で体の前及び左右を囲い込むものであって、その奥行きは20cm以上(内寸法)であること。
- ハ 把手等のあらゆる部位からの鉛直線は、車輪が路面等と接する各支持点を結んでつくられる面内にあること。
- ニ 足を踏み出した状態で歩行に支障となるような左右の車輪や構造物を連結する フレーム等がないこと。
- (4)「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し」とは、これらの把手等を体の前又は後ろと体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有していなくても、左右の把手等を連結するためのフレーム類でもよいこと。

### 13 頭部保護帽

- (1) 個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。
- (2) 採寸等を行う者は、製作業者本人に限られず、医師等が行うものも含まれること。
- (3) 非課税扱いとするためには、医師が作成する処方箋又は個別に採寸等を行った記録を保管しておく必要があること。
- 14 装着式収尿器
- 15 ストマ用装具
- 16 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖及びプラットホーム杖に限られ、それ以外のつえは、該当しないものであること。

17 起立保持具

足首、膝関節、大腿等をベルト等により固定することにより、起立困難な児童の起立を補助する機能を有するものであること。

18 頭部保持具

車椅子等に装着し、身体に障害を有する児童の頭部を固定する機能を有するものであること。

19 座位保持椅子

児童の機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子であること。

## 20 排便補助具

- (1) 身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び肘掛けを有する椅子状のものであることにより、座位を保持しつつ、排便することを可能にする機能を有するものであること。
- (2) 移動可能なものに限られ、据付式のものは含まれないこと。
- (3) 便座の内孔の左右の最大径の幅が 15cm以下のものに限られるものであること。
- 21 盲人用カセットテープレコーダー

点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、標準速度を半減することにより、通常の二倍又は四倍の時間の録音が可能な機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

21の2 視覚障害者用ポータブルレコーダー

音声により操作ボタン及び操作方法に関する案内を行う機能を有し、かつ、DAI SY方式による録音又は再生が可能な機能を有する製品であって、平成3年6月厚生 省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

22 盲人用時計

腕時計又は懐中時計であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れる ことができる構造を有するものに限られるものであること。

23 盲人用カナタイプライター

専ら片仮名又は平仮名で印字する機能を有するものであって、キーの位置を確認で きる凸線等の印がついているものであること。

24 点字タイプライター

点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するものである こと。

25 盲人用電卓

入力結果及び計算結果を音声により伝える機能を有するものであること。

26 盲人用体温計

検温結果を、音声により伝える機能を有するものであること。

27 盲人用秤

家庭用上皿秤であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。

# 28 点字図書

- (1) 点字で説明等が施されている凸図表を含むものであること。
- (2) 図書には、パンフレット等も含むものであること。
- (3) 教科用図書は含まれないものであること。

## 28の2 盲人用体重計

計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、静止させた文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。

# 28の3 視覚障害者用拡大読書器

視力に障害を有する者の読書等を容易にするものであって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもので、 平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

# 28 の 4 歩行時間延長信号機用小型送信機

電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である 時間を延長することができるものであること。

### 28 の 5 点字ディスプレイ

文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示す機能を有するものであること。

## 28の6 視覚障害者用活字文書読上げ装置

視力に障害を有する者の情報の入手を容易にする製品であって、文字情報と同一紙 面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出 力する機能を有するものであること。

# 28の7 視覚障害者用音声 I C タグレコーダー

視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

# 28の8 視覚障害者用音声方位磁石

視力に障害を有する者の方角に関する情報の入手を容易にすることのみを目的とする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号により情報を確認できる機能を有するものに限られるものであること。

### 28の9 視覚障害者用音声色彩識別装置

視力に障害を有する者の色に関する情報の入手を容易にすることのみを目的とする 製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号に より情報を確認できる機能を有するものに限られるものであること。

#### 28の10 視覚障害者用携帯型歩行支援装置

視力に障害を有する者の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するものに限られるものであること。

## 29 聴覚障害者用屋内信号装置

- (1) 音声等による信号を感知し、光や振動に変換して、伝達する機能を有する持ち運び可能な器具で、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、聴覚障害者用屋内信号装置として一体で取引されるシステム又は単体で装置としての機能を有するものであって、システムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

### 29の2 聴覚障害者用情報受信装置

字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する製品であって、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

## 30 特殊寝台

身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する 者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するものであって以下の要件の全 てを満たすものであること。

- イ 本体の側板の外縁と側板の外縁との幅が100cm以下のものであること。
- ロサイドレールが取り付けてあるもの又は取り付け可能なものであること。
- ハキャスターを装着していないものであること。

# 31 特殊尿器

排尿を感知し、尿を自動的に吸入する機能を有するものに限られるものであること。

### 32 体位変換器

空気パッドにロッドを差し込んだものを身体の下に挿入することにより、又は身体の下にあらかじめ空気パッドを挿入し膨らませることにより、身体に障害を有する者の体位を容易に変換できる機能を有するものに限られること。

#### 33 重度障害者用意思伝達装置

- (1) 両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、ディスプレー等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、重度障害者用意思伝達装置として一体で取引されるシステムであって、システムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

# 33の2 携帯用会話補助装置

(1)発声、発語に著しい障害を有する者の意思を音声又は文字に変換して伝達する機

能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。

(2) 非課税対象となるのは、携帯用会話補助装置として一体で取引されるシステムであって、システム構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

# 33の3 移動用リフト

- (1) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり具でつり上げ又は体重で支える構造を有するものであり、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車椅子との間等の移動を補助する機能を有するものであること。
- (2)「寝台と車椅子との間等の移動を補助する機能」とは、寝台、浴槽、自動車又は車椅子等の機器間において、身体が一方の機器から他方の機器へ移動することを補助する機能をいう。

# 34 透析液加温器

透析液を 41 度を上限として加温し、一定の温度に保つ機能を有するものであって、 持ち運び可能なものであること。

### 35 福祉電話器

- (1)音声を振動により骨に伝える機能、上肢機能に障害を有する者が足等を使用して利用できる機能、又は聴覚障害者が筆談できる機能等を有する特殊な電話器で、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2)上肢機能に障害を有する者が下肢等を使用して利用できる機能を有する電話器にあっては、下肢等で操作するための機器と一体として取引される場合のみが非課税となるものであること。

# 36 視覚障害者用ワードプロセッサー

- (1) 点字方式により入力する機能、入力結果が音声により確認できる機能、入力結果が点字変換される機能、又は入力結果が点字で印字される機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、入力、入力内容の確認及びその保存機能を有する単体又はシステム(一体として取引される点字プリンタ等を含む。)であること。

なお、点字プリンタ、点字キーボード等のシステムの構成品単体の譲渡等は非課 税対象にはならないものであること。

# 第3 修理の範囲(改造自動車に係るものを除く)

- 1 非課税対象となる修理の範囲は、平成3年6月厚生省告示第130号第1項第1号 から第20号に規定する物品に係る修理に限られるものであること。
- 2 障害者自立支援法等に基づき、給付の対象となるものであっても、以下に掲げる ものは、非課税対象となる修理に該当しないものであること。

- (1) 盲人安全つえのマグネット付き石突交換
- (2)補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電池交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換、イヤホン交換、乾電池交換、水銀電池交換及び空気電池交換
- (3) 人工喉頭の気管カニューレ交換、乾電池交換、蓄電池(カドニカ電池)交換及び 充電器交換
- (4) 車椅子のクッション交換、クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、クッション(ゲルとウレタンフォームの組合わせのもの)交換、クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水加工を施したもの)交換、枕(オーダー及びレディメイド)交換、リフレクタ(反射器 夜光反射板)交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換
- (5) 電動車椅子の枕(オーダー及びレディメイド) 交換、バッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、日よけ(雨よけ) 部品交換及びテーブル交換
- (6) 収尿器のサポータ交換、収尿瓶 (ゴムバンド付) 交換及び収尿ゴム袋 (ゴム管及 びつなぎ管付) 交換
- (7) 歩行補助つえの凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換
- 3 給付の対象とならないものについても、前記に準じた取扱いになるので留意すること。
- 4 修理用部品の譲渡等は非課税扱いにはならないものであること。

# 第4 その他

改造自動車に係る消費税の非課税措置については、平成3年9月20日社更第196号 社会局更生課長通知「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行 に伴う改造自動車の非課税扱いについて」を参照されたい。

# 参考 10

# 補装具費支給に係わるQ&A (平成22年10月29日付)

各障害保健福祉主管課宛に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課総合支援振興室より出された「補装具費支給に係るQ&A」です。補装具費の支給手続きにあたり、平成22年度における改正内容等も踏まえ、特に問い合わせの多い事項について整理されたものです。

### Q 1

補装具に係る告示については、これまで各年度末に改正され、新年度から適用することとされているが、完成用部品の通知が年度途中で発出された場合、当該通知の適用日については、 どのように考えたらよいのか。



完成用部品の名称や価格等については、告示(補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準)において、「別に定める」こととされており、障害保健福祉部長通知(以下「通知」という。)により示しているところである。

したがって、完成用部品の価格等については、告示の改正に関わらず、「別に定める」ところの通知が改正されるまでの間は、旧来の通知が適用されることとなっている。

このため、年度途中において通知が改正された場合にあっては、当該年度の4月1日への 遡及適用は行わず、補装具費支給申請に対する支給決定日において適用されている通知に基 づき、判断していただくこととなる。

# Q 2

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として 1 種目につき 1 個であり、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は 2 個が可能となっているが、次のような場合にも、複数の支給を認めることは可能か。

- ①日常的に車椅子を利用している者が、日常使用している車椅子に加えてスポーツ専用車椅子を希望した場合
- ②自己での車椅子操作が不可能な方であって、主に外出用として、介護者の負担軽減のみを 理由とした電動車椅子を希望した場合
- ③室内用、室外用など、異なる場所での使用を想定し、複数台の支給を希望している場合

# A

# ① の場合

スポーツ専用車椅子については、その使用目的が日常生活の能率の向上にはあたらないことから、補装具費の支給対象とはしていない。

## ② の場合

電動車椅子の支給目的については、あくまでも電動車椅子を使用する者の自立(日常生活の能率の向上)を図ることであり、介護者の負担軽減のみを理由とした支給は想定していない。

### ③ の場合

室内用・室外用などを希望する場合については、それぞれの使用場所における兼用の可否とともに、職業又は教育上等特に必要と認められるのかを十分に確認した上で、支給の有無を慎重に判断されたい。

## Q 3

義肢等に使用される完成用部品は、義足の膝継ぎ手、足部など多種多様なものとなっており、 その適合判定に苦慮するところである。

補装具費の支給に当たり、失われた身体機能の補完、代替、生活の能率向上を図ることを 目的としていることや、公平な判定を行う観点からも、何らかの判断基準を示すべきではな いか。

# Δ

補装具については、身体障害者の場合は、職業その他日常生活の能率の向上を図ることを、また、身体障害児の場合は、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであることから、補装具費の支給に当たっては、障害の状況や生活環境、就労上、教育上等特に必要な配慮等を総合的に判断し、当該者・児に対して、最も適切な補装具(部品)を選択する必要がある。

こうしたことから、特定の完成用部品について、対象者を限定するなど、一律に判断基準 を示すことは選択の幅を狭めることとなるため、難しいと考えている。

#### Q 4

修理基準が示されていない場合の補装具の修理基準額はどのように考えたらよいか。

# Α

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給できることとしている。(平成22年3月31日障発第033112号「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」)

また、新規作成時に部品等の加算を行う場合であって、例えば、電動車椅子の修理基準に示されていないシートベルトなどの加算が必要となる場合には、上記の考え方に基づき、車椅子の修理基準を参考とするといった取扱いも可能である。

# Q 5

児童福祉法に基づく保護者とされる障害児施設の施設長が、補装具費(90/100 相当額) の支給申請を行なう場合、誰の所得証明を添付するのか。



保護者である施設長と施設長の属する世帯の他の世帯員の所得証明である。

利用者負担上限額は保護者及び保護者の属する世帯の他の世帯員の所得の状況に応じて判断をすることとなっている。

なお、利用者負担(10/100 相当額)を施設長に課すことは社会通念上適当ではないため、 利用者負担については障害児施設措置費において、医療費として支弁して差し支えない。

# Q 6

平成 22 年度改正により、盲人用安全つえについては、身体支持併用のつえも対象とされたが、その交付に当たって、肢体不自由(下肢の機能障害など)を理由とした身体障害者手帳の所持が必要か。



今回の改正については、高齢化に伴い、身体を支えることができる盲人用安全つえのニーズが高まっていることから、市場調査等を行った結果として新規に取り入れたものであるため、視覚障害であって、身体支持併用のつえの交付が必要と認められる場合、支給の対象と考えて差し支えない。

# Q 7

遮光眼鏡について、従来は原因疾患による支給対象者が示されていたが、平成 22 年度改正により、対象者が原因疾患によらないと明確化され、申請者の増加及び申請内容の多様化が見込まれるところであるが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。

- ①視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けていない者に対し、矯正機能のある 遮光眼鏡を給付することは可能か。
- ②視力障害を理由とした身体障害者手帳の交付を受けている者に、矯正遮光両用の眼鏡を 給付する場合、矯正眼鏡の基準額に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額として設定 してよいか。

# Δ

遮光眼鏡については、これまで遮光眼鏡の有効性が認められた疾患である網膜色素変性症、白子症、先天性無虹彩、錐体桿体ジストロフィーの4疾患としていたところであるが、真に症状に応じた支給とするため、改めてその症状に着目した対象者像を明確化したところである。

# ① の場合 .....

矯正眼鏡は、屈折異常もしくは無水晶体眼などで視力低下(視力障害)等の視力障害を理

由とする身体障害者手帳の交付を受けた者であって、矯正眼鏡にて視力が改善される者を対象に給付している。このため、それ以外の者に対する遮光眼鏡の支給に当たり、矯正機能を付加することは適当ではない。

# 

遮光眼鏡及び矯正眼鏡について、双方の給付を受けることができる者については、遮光眼鏡と矯正眼鏡を、それぞれの機能ごとに分けて使用することが想定されるのか、常時一体的に使用することとなるのかなど、申請者の生活環境等を参考として判断することとなる。したがって、一律に矯正眼鏡の基準額に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額とするのではなく、常時一体的に使用することとなる場合については、遮光眼鏡の基準額を上限として設定されたい。

# Q 8

平成 22 年度改正で、車椅子及び電動車椅子に関する特別調整加算が廃止されたが、どのように考えたらよいのか。



特別調整加算は、基本構造以外の構造を追加する際の基準として設定され、例えば「車椅子普通型」に跳ね上げ式のアームレストを付加するような場合、車椅子普通型の価格の 10% の範囲内で加算することにより対応するという取扱いが行われてきた。

しかしながら、補装具の支給状況を見ると、特例補装具が多く支給されていること、特例 補装具には価格の上限設定がないことから適正価格の判断が難しくなっていることなども考 えられるため、価格の適正化を図りつつ、一般化できるオプションについては、原則オプショ ンの部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたものである。

#### Q 9

車椅子及び電動車椅子の新規製作等について、

- ① ベースとなる「基本構造」
- ② 新規作成時及び修理時の加算
- ③ 加算する場合の基準額と使用部品数との関係について、どのように考えたらよいか。



平成 22 年度改正で、これまで特別調整加算により対応されてきた部品や、実際に特例補 装具として対応されてきたもののうち、一般化できるオプションについて、原則オプション の部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたものである。

①車椅子の基本構造は、フレーム、シート、バックレスト、アームレスト、フットサポート、フットプレート、キャスター、駆動輪、ブレーキ、ハンドリムなど、普通型の車椅

子を構成するのに必要最低限の構造を想定している。また、普通型電動車椅子については、 これらの構造に、電動駆動装置(モーター等)、コントロールボックス、クラッチレバー など、電動車椅子として機能するのに必要な構造が加わることとなる。

②補装具費の新規製作時には、基本構造に含まれていない部品に限り加算できることとしており、この場合は、修理基準の額を上限として加算する。

また、修理時には修理対象となる部品について、原則、修理基準の額を上限とすることができることとしている。

以下、考えられる修理事例と修理基準額適用の考え方を、いくつか例示する。

- ア) ノーパンクタイヤのついた車椅子(普通型)の、ノーパンクタイヤ2個を修理交換する場合の考え方
  - (ノーパンクタイヤ交換+購入後後付け加算※)×個数×1.03
  - = (3.690 円 +1.740 円) × 2 個× 1.03=11.185 円
  - ※ 購入後に後付けする場合は 1.740 円増しとするとなっている。
- イ)跳ね上げ式アームサポートのついた車椅子(普通型)の、跳ね上げ式アームサポート (1個)のみを修理交換する場合の考え方
  - (跳ね上げ式アームサポート交換)×個数×1.03
  - =4,680 円× 1 個× 1.03 = 4,820 円
- ウ)角度調整、前後調整付きフットサポートのついた車椅子(普通型)の、フットサポート(1個)を修理交換する場合の考え方
  - (フットサポート交換+角度調整+前後調整)×個数×1.03
  - $=(3.000 \oplus +1.500 \oplus +1.500 \oplus) \times 1$  個 $\times 1.03 = 6.180 \oplus$
- ③告示の修理基準などに示している基準額については、原則として個々の部品1個の額を想定しているため、1台の車椅子製作に必要な数を乗じて算出した額を上限と考えることとなる。しかしながら、例えば車軸位置調整部品などのように、必ず左右2つの部品をセットで使用しなければ機能しないものについては、2つの部品をセットしたものを車椅子1台分として基準額を示しているので、取扱いには留意されたい。

#### Q10

平成 22 年度改正により、個々の障害者の身体状況等を勘案して、種々の機能や部品が加算できることとされた。それにより、カタログに掲載され、定価も明示されている車椅子や電動車椅子そのものを申請しているにも関わらず、告示に示された種々の加算を加え、定価を超えた見積りを提出する業者が増えてきているが、

- ①標準搭載されている機能等について、個々に加算を認める必要があるのか。
- ②種々の加算を計上した場合に、カタログ掲載価格(定価)を超過してしまう場合の上限額をどのように考えるべきか。

# 

平成 22 年度改正で、これまで特別調整加算により対応されてきた部品や、実際に特例補 装具として対応されてきたもののうち、一般化できるオプションについて、原則オプション の部品価格を追加設定し、基本構造に付加していく仕組みとしたところである。

# ① の場合

申請時に提出されたカタログ等により、車椅子や電動車椅子の定価に標準搭載されている 機能や部品が含まれていることが明らかになっている場合について、加算をすることは適当 ではない。

# 

車椅子や電動車椅子を新規作成する際に、申請者の障害状況等を勘案した加算等を加えて作成した見積りがカタログ定価を超えた場合については、カタログ定価を上限とすることが最も合理的な判断と考える。この場合には、修理申請時の判断において、支給する車椅子がどのような機能を持つものであるのかを正確に把握しておくため、見積りには付属した機能を明記した上で、定価との差額を値引きとして取り扱うといった対応が考えられる。

#### Q11

平成 22 年度改正において、車椅子及び電動車椅子の備考欄に「体幹筋力の低下等により、 座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる場合には、別に定めるところによるも のを加算すること」との記述が追加されている。別に定めるところによるものとして、座位 保持装置の完成用部品の価格のみを加算するものと解釈してよいか。

# Α

お見込みのとおり。

#### Q12

車椅子及び電動車椅子の耐用年数が、5年から6年に改正されたが、平成21年度以前に 支給したものも、6年と考えてよろしいか。

併せて、座位保持装置に、車椅子・電動車椅子の機能を付加した場合については、どのように判断すべきか。

# Α

車椅子の耐用年数については、耐久性向上の環境が整えられつつあること、モジュラー型車椅子の普及により、部品の修理交換で対応できるケースが増え、再支給に至らない場合があること、医療機関の専門職への聞き取り結果等から、耐用年数を5年から6年に見直したところであり、平成22年4月以降に更新を行う車椅子については、6年として取り扱うこととなる。

しかしながら、そもそも耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能と

なるまでの予想年数を示しているものであり、耐用年数を超えていないから修理や再支給を 認めないなどと、一律に取り扱うのではなく、当該補装具の状態、障害状況や生活環境等を 把握することにより、実情に沿うよう十分に配慮することが必要である。

また、座位保持装置に車椅子・電動車椅子の機能を付加した場合についても、座位保持装置や車椅子・電動車椅子の耐用年数で一律に対応することなく、上記と同様の取扱いとすることが望ましい。

# Q13

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」p55 にある「成長対応加算」の対象者に記載されている、「バックサポート高さ、座奥行き、背座張り調整、フットサポート前後調整、車軸位置調整、脱着ハブ」について、これらすべてをとりつけたときに加算するという取扱いでよろしいか。



「取扱要領」にお示ししている部品は「成長対応加算」の例示であり、障害児等の状況によってはこれらの部品すべてが必要でない場合も考えられる。

この場合、成長対応型部品交換の修理基準の 56,020 円を上限として、必要な付属品の修理基準の額を加算することで対応していただいて差し支えない。

ただし、追加した部品の修理基準の総額が 56,020 円を下回る場合は、当該金額を上限額 として取り扱うこととされたい。

# Q14

電動車椅子簡易型 A 切り替え式について、従前は「手動兼用型」という名称で、告示の基本構造欄にも「ハンドリムに加える駆動人力により、手動自走が可能なもの。」という記載があったが、改正により名称が「簡易型」となり、基本構造欄も「車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。」と変更されている。

- ①これにより、駆動輪が小さい(車椅子手押し型に取り付ける)電動ユニットも基準内の 取り扱いが可能であると考えてよろしいか。
- ②また、電磁ブレーキの加算については、通常型の電動車椅子には、加算できないこととされているが、簡易型電動車椅子の見積もりに当たっては、電磁ブレーキは加算して考えるべきか。
- ③簡易型電動車椅子の上限額はどのように考えたらよいのか。

# ①の場合

簡易型電動車椅子については、従前「手動兼用型」としていたものについて、今回の改正において JIS にあわせた表記とすることとしたものであるので、原則としては、「普通型」の車椅子に電動駆動装置等を取り付けたものを想定している。

## ②の場合

通常型の電動車椅子には、電磁ブレーキが基本構造として含まれているため、新規加算はできないこととしているが、「簡易型車椅子」については、基本構造に含まれていないため、加算することが可能である。

## ③の場合

①及び②から、簡易型車椅子の上限額については、次のように考えることとなる。

「電動車椅子(簡易型)の基準額」+「車椅子(普通型)の基準額」+「付属品の基準額」 なお、ここでいう「付属品」には、上記の電磁ブレーキの他、外部充電器、バッテリー、 転倒防止装置など「車椅子」の修理基準の表に掲げられるものが想定される。

# Q15

電動車椅子を新規製作する場合、基準額にバッテリーの価格を加算することができるのか。 また、加算できるとした場合、その価格には、ハーネス及びリレーの価格も含まれているのか。

電動車椅子の基本構造にバッテリーは含まれているものの、制度導入時より想定していた 電動装置交換には、バッテリーの額は含まれていなかったことから、簡易型電動車椅子については加算の算定を可能としてきたところ。こうしたことを踏まえて、今般、普通型電動車 椅子についても、簡易型電動車椅子との整合性を図る必要があるという観点から加算の算定 を可能としたものである。

なお、新規製作時に加算する場合の価格については、修理基準の表に掲げるバッテリー交換の額の範囲内とされており、ハーネス及びリレー部分は、含まれない(基本構造に含まれる)ものである。

#### Q16

平成 22 年度改正で、座位保持いすの交付について、車載用として交付する場合の加算が付加されたが、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。

- ①どのような座位保持いすが加算できる対象範囲となるのか。
- ②座位保持いすの基準額と車載用の基準額の合計額を超える場合、差額自己負担で対応するのか。座位保持装置での支給も可能か。
- ③座位保持いすの車載用について、家用と通学用の複数支給は可能か。
- ④身体状況に合わせ、パット等を使用することが望ましい場合、座位保持装置のものを加 算して用いることが可能か。

# \_\_^

### ①について\_\_\_\_\_

一般の児童を対象とする市販のチャイルドシートでは対応できないような車載用の座位保

第 1 章

第2

第 3 章

育4章

持いすについて加算(支給)の対象としているものである。しかしながら、オーダーメイドに限定するものではなく、仮にいわゆる既製品であったとしても、個々の障害の状況等に対応できるものであれば(オーダーメイドに準じたものであれば)補装具として支給することは差し支えない。

# ②について

支給に当たっては、他の補装具と同様の扱いとなるため、個人の嗜好により生じた差額は 自己負担となる。また、車載用として交付する場合の加算は、「座位保持いす」についてのみ であり、「座位保持装置」として支給することは適切ではないと考えている。

## ③について

複数の支給に当たっては、就学上等、真に必要と認められる場合についてのみ対象となる。

# (4)について **(4)**

追加のパット等を使用する場合には、加算の範囲内で対応することが前提であるが、真に 必要と判断される場合には、特例補装具として扱うことも可能である。

# Q17

歩行器の基準(39,600 円)に、「後方支持型のものは 21,000 円増しとすること。」という内容が追加されたが、この「後方支持型」のものとは、具体的にどのようなものを指すのか。



「後方支持型」については、身体を支えるための支持バーが側方と後方のみにあるものを想 定している。

# 補装具費支給に係わるQ&A (平成26年3月31日)

#### Q1

消費税率の改定に伴う補装具費の基準額告示改正について、4月1日から適用されるが、 3月31日までに支給決定され、4月1日以降に製品の引き渡しが行われる場合、どのよう に考えたらよいか。



平成 22 年 10 月 29 日 の補装具支給にかかる Q&A にあるとおり、補装具費の支給決定日において適用される基準額に基づき、判断することとなる。

# Q2

眼鏡においては、「眼鏡」いう種目の中に矯正眼鏡、遮光眼鏡など複数の構造が示されているが、補装具については、原則一種目について一個の支給とされているため、支給に当たっては、何れかの種目について一つと考えるべきか。



「眼鏡」という種目の中には、矯正眼鏡、遮光眼鏡など、それぞれ構造が異なった種類を規定しており、その用途も異なっているため、「眼鏡」という種目の中で複数支給することは可能である。

従って、眼鏡の支給に当たっては、個々の者の視覚障害の程度や生活環境等を踏まえることが必要であり、個々の状況に応じて、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡を同時に支給することもあり得る。

# Q3

平成25年2月25日の障害保健福祉関係主管課長会議資料で、盲人安全つえの普通用(当事者の方が身近な地域を移動する際に必要)と携帯用(バスや電車などの公共交通機関を利用する際の乗車時に他の乗客に配慮して折り畳む必要がある)それぞれについて補装具費の支給を行うよう配慮していただきたいとあるが、これはスペアを支給してよいということか。



補装具費支給制度では、補装具の修理を行っている間などの当該補装具の代用品(いわゆる「スペア」)の支給は認めていないが、構造や用途が別であれば同一種目においても複数支給を認めることは可能である。この趣旨と障害者の生活状況を踏まえ、普通用と携帯用のそれぞれを支給する必要があるか判断することとなる。

# 参考 11

# 難病患者等における地域生活支援事業等の取り扱いに関するQ&A (平成25年3月15日現在)

各障害保健福祉主管課宛に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課総合支援振興室より出された「難病患者等における地域生活支援事業等の取り扱いに関するQ&A」より補装具費の支給についての部分を抜粋しました。補装具費の支給手続きにあたり、難病患者についての取り扱いについての改正内容等を踏まえ、特に問い合わせの多い事項について整理されたものです。

(注) このQ&Aで難病患者等とは、障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいう。

# Q 1

# 補装具の種目ごとに難病患者等の対象者を詳細にご教示願いたい。

# Λ

①補装具の種目ごとの難病患者等の対象者については、「補装具費支給事務取扱指針について (平成18年9月29日障発第0929006号障害保健福祉部長通知)」にお示ししてあ る対象者像を参考に、個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘 案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活上の必要性について 判断の上、支給の要否を決定していただきたい。

# [参考]

補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められない。「真に必要」な要件とは、単に便利だからとか、QOL の向上や介助の軽減になるというものでなく、その用具、機能がなければ生活、就労、就学が極めて困難であるかどうかという視点で必要性を判断すること。

②その際、申請者の来所(義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子)によらないものについては、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医等のほか、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病医療協力病院において、主に難病治療に携わる医師作成の補装具費支給意見書により判定することとなるが、判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査に加えて来所による判定を行うことなども考えられる。

# [参考]

障害者総合支援法で補装具を作製する場合、補装具費の支給申請を市町村が受け、その後の支給決定にいたる事務処理には以下の方法がある。

- ○身体障害者更生相談所による直接判定
- ○身体障害者更生相談所で医師意見書による書類判定(文書判定)
- ○市町村による決定(身体障害者更生相談所の判定が不要)

補装具費支給事務取扱指針では、義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子の場合は利用者の身体障害者更生相談所来所によって医学的判定を行うとされている。医学的判定では身体障害者更生相談所の医師、リハ専門職が申請者を直接診察して、障害状況、生活状況等を把握し、必要に応じて、住環境調査を含めた在宅訪問による判定も行う。難病患者等に対しては、これらのほか判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査などにおいて、身体状況や生活状況等を把握の上、判定を行う。

③なお、重度障害者用意思伝達装置については、難病患者等日常生活用具給付事業の対象者を考慮し、難病患者等の対象者は、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とされたい。

# Q 2

現行では、遮光眼鏡の対象者の要件の一つに「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」とあるが、難病患者等であって、難病等では身体障害者手帳に該当しない状態の方が遮光眼鏡を希望する場合でも、視覚障害の身体障害者手帳の取得は必要ないのか。

- ①遮光眼鏡の対象者の要件の一つである「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」については、難病患者等も対象者とすることから、補装具費支給事務取扱指針を改正し、 削除する。
- ②なお、難病患者等による補装具費の申請については、全ての種目において可能であるが、 補装具費支給意見書や身体障害者更生相談所等を通じ、個々の身体状況等に応じて必要性 を判定した結果、支給されない場合もあるということを難病患者等に十分に理解してもら うことも必要である。

#### Q 3

難聴を合併症状として有しない難病患者等が、難聴になった場合に補聴器の申請をした場合、支給対象となるのか。また、聴覚・平衡機能系疾患ではないが、難聴が合併症状として 生じてくる難病患者等に対して、補聴器を支給できるのか。

①補装具費支給制度で給付対象としている補聴器は、重度及び高度難聴用の補聴器が給付対象となっているため、少なくとも高度難聴と同程度の症状であるなら、支給決定が可能である。

# Q 4

難病患者等で、身体障害者手帳の下肢 6 級を持っている者が車椅子の申請をする場合、手帳の障害程度等級変更による申請、あるいは特定疾患医療受給者証(受給者証のない場合は、 医師の診断書)による申請のどちらでも、申請者が選ぶことが可能なのか。

- ①身体障害者手帳を所持している者については、原則、従来と同様の判断で差し支えない。
- ②その際、個々の難病患者等の身体症状の変動状況や日内変動の状況等も勘案し、移動手段 としての有効性を的確に判断の上、支給の判定をしていただきたい。

# Q 5

重度障害者用意思伝達装置の対象は音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とされているが、「筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患」でいう神経・筋疾患のうち、進行性の疾患を示して欲しい。

- ①疾患の診断については医師に委ねられているが、判断に迷う際には、診断書を作成した医師のほか、難病相談・支援センター等に相談していただく等により判断していただきたい。
- ②また、「難病情報センター(運営:公益財団法人難病医学研究財団)」では、厚生労働省が 難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象としている疾患を中心に、国の難病 対策、病気の解説や関連情報の提供などを行っているので参考にされたい。

# [参考]

- ●難病情報センターのホームページ http://www.nanbyou.or.ip/
- ●都道府県難病相談・支援センター一覧 http://www.nanbyou.or.jp/entry/1361

# Q 6

難病患者等日常生活用具給付事業により従来給付してきた車椅子、電動車椅子、歩行器、 意思伝達装置、整形靴以外のその他の補装具についても、難病患者等から支給の申請が行わ れることになる。そのため、市町村においては、窓口において丁寧な対応が求められるが、 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、補聴器等の補装具に関わる身体障害者手帳を持 たない難病患者等への対象拡大について、厚生労働省はどのように考えているのか。あくま で自治体の判断なのか。

# Α

- ①障害者総合支援法における補装具については、従来の補装具と同様に、個々の身体状況などを踏まえ、希望する補装具の必要性に応じて判断することとなる。
- ②難病患者等に対する補装具の支給については、身体障害者手帳を持たないことのみをもって、窓口において門前払いすることがないよう対応していただきたいと考えている。

③なお、難病患者等による補装具費の申請については、全ての種目において可能であるが、 補装具費支給意見書や身体障害者更生相談所等を通じ、他の身体障害者・児と同様に個々 の身体状況等に応じて必要性を判定した結果、支給されない場合もあるということを難病 患者等に十分に理解してもらうことも必要である。

#### Q 7

難病患者等に対する補装具の支給に関して、医師の意見書には、どのような項目が含まれるか。

# A

- ①難病患者等については、身体症状等の変動状況や日内変動の状況等についても記載することになる。
- ②これらのことを記載できるように「補装具費支給事務取扱指針について(平成18年9月 29日障発第0929006号障害保健福祉部長通知)」の別添様式例第6号を改正することとしている。

# Q 8

「症状がより重度の状態でもって判定する」場合、重度の状態となる頻度はどのように考えるのか。1ヶ月に1回や数ヶ月に1回程度でも考慮するのか。

# Α

①個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完 又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性について判断の上、支給の要否を 決定していただきたい。

#### Q 9

「症状がより重度である状態をもって判定する必要がある」について、具体的な判定方法を 教えていただきたい。

# Α

①申請者の来所(義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子)によらないものについては、 身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医等のほか、都道府県が指定する難病医療 拠点病院又は難病医療協力病院において、主に難病治療に携わる医師作成の補装具費支給 意見書により判定することとなるが、判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる 訪問調査に加えて来所により判定する。

#### Q10

補装具で医学的判定不要の種目において、症状が安定している時には利用頻度が少ない種目も希望があれば支給してよいか。

- ①補装具費支給制度においては、現状の障害・疾患や生活の状況等を踏まえ、現状において 身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性を判断するもので あるので、今後に備えるためなどの支給は適当ではない。
- ②他に有効な方法がなく、その機能がないと日常生活・社会生活等が極めて困難であること を確認できれば、支給しても差し支えない。
- ③なお、医師の診断書等により、症状の急速な進行が明らかな場合、早期支給を行うよう努められたい。

#### [参考]

○ 難病患者等に対する電動車椅子

難病患者等に対する電動車椅子の支給に際しては、症状の悪化を防止するという観点も踏まえ、車椅子ではなく、電動車椅子を認めるといった配慮が必要。(身体障害者も同様。)

○ 難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置

難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置について、特に筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うといった配慮が必要。(身体障害者も同様。)

なお、この取扱いとするのは、難病患者等日常生活用具給付事業における意思伝達装置の 対象者像を踏まえた上での対応である。(難病患者等日常生活用具給付事業は廃止されるため、 従前は対象者として取り扱っていた者が対象外とならないように配慮する必要がある。)

#### Q11

現行では、視覚障害の身体障害者手帳所持者でないと矯正眼鏡を支給できないことになっているが、難病患者等で支給を希望する者について視覚障害の手帳所持は必要か。

# Α

①矯正眼鏡については、視力障害の認定そのものが、矯正視力(矯正眼鏡を付けた状態)で 判断するものであることから、矯正眼鏡を使用しても身体障害者手帳の対象となる程度の 者を対象と考えることが適当である。

#### Q12

電動車椅子については「症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要」とあるが、現在対象外の場合も可とするということか。

①移動能力が車椅子の対象者であって電動車椅子の対象には該当しない場合であっても、疾患によっては、上肢の駆動操作による手への過剰な負担などの知覚や自覚が困難であることから、手動車椅子を自分で操作することによって、結果的に障害や疾患等が悪化する場合なども考えられるため、疾患の状態等を踏まえて対応をお願いするものである。

#### Q13

「既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子等を給付されたものから再支給・修理の申請があった場合には補装具の支給決定が認められないことがないようにする必要がある。その際迅速に支給決定を行うことができるよう配慮していただきたい。」といった趣旨の記述があるが、このような申請があった場合は身体障害者更生相談所の判定は不要と解してよいか。

# Α

- ①再支給・修理の申請の場合の配慮とは、既に難病患者等日常生活用具給付事業の給付時に、 当該用具の必要性を認められていることなどを考慮し、不支給とならないよう配慮を求め ているものである。
- ②なお、難病患者等が難病患者等日常生活用具給付事業で既に必要性が認められ給付のあったもののうち、身体障害者更生相談所による直接判定を要する補装具(電動車椅子)及び身体障害者更生相談所で医師意見書による書類判定を要する補装具(車椅子(オーダーメイド)及び重度障害者用意思伝達装置)ついての再支給(軽微なものを除く。)に際しても、疾患状況等に変化のある場合や難病患者等本人が処方内容の変更を希望する場合、又はそれまで使用していた車椅子等から性能等が変更されている場合等は、同様の判定を行うこととなる。

#### Q14

障害福祉サービスの支給申請時に申請者が難病患者等と判断するものとして「特定疾患医療受給者証等」と記載があるが、自治体担当者会議資料 P96 ②アの補装具費支給申請に、「特定疾患治療研究事業対象者は特定疾患医療受給者証の写しで代替できる」とある。障害福祉サービスのように「等」が入っていないが受給者証等で判断は可能か。

# A

①対象者の確認は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証で行うことを想定しているが、 その他の方法で申請者が難病患者等であると確認できる場合については、各自治体におい て適切に判断されたい。

#### Q15

既に難病患者等日常生活用具給付事業で給付された者から、修理申請があった場合は市町 村での支給と考えてよいか。

①補装具費の対象となる種目については、市町村において、従来の補装具にかかる修理申請 と同様の手続きで取り扱う。

#### Q16

特定疾患医療受給者証には、疾患名及び有効期間等が記載されていると思うが、診断書で確認する場合、診断書の記載日が古いものでも構わないか。有効と扱ってよい期間の目安があれば、お示しいただきたい。

# A

①申請受付に当たっての診断書の有効期間は、設定していないが、診断書の記載時期から状態が変化していると判断される場合などについては、再度、診断書を求めるなど各自治体の判断により適切に対応されたい。

#### Q17

難病患者等に対する補装具について、難病患者等の疾患や疾患群で種目別に対象者が分かれるのか。

# Λ

①疾患名や疾患群で限定されることなく、個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内 変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の 必要性について判断の上、支給の要否を決定することになる。

#### Q18

四肢の麻痺や体幹の変形等がなく、症状が軽い時には歩行が可能な難病患者等から、症状が重い時に生じる痛みや痺れ感、易疲労性等を理由に車椅子の申請があった場合に支給は可能か。

# Α

- ①個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完 又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性に判断の上、支給の要否を決定す ることになる。
- ②既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子の給付を受けていた場合は、当該用具の必要性を認められていることなどを考慮し、不支給とならないよう配慮する必要がある。

# 参考 12

# 介護保険法における福祉用具貸与及び販売の種目

平成11年3月31日 厚生省告示第93号最終改正:平成24年3月13日 厚生労働省告示第104号

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

#### 1 車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

#### 2 車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

#### 3 特殊寝台

サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる 機能のいずれかを有すもの

- 1 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
- 2 床板の高さが無段階に調整できる機能

#### 4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

#### 5 床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
- 2 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

#### 6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

### 7 手すり

取付に際し工事を伴わないものに限る。

#### 8 スロープ

段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る。

## 9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- 2 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

#### 10 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クッチ 、プラットホームクラッチ 及び多点杖に限る。

#### 11 認知性老人徘徊感知機器

介護保険法第5条2に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

#### 12 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有す ものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するも の(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

#### 13 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。)。

平成11年3月31日 厚生省告示第94号最終改正:平成24年3月30日 厚生労働省告示第202号

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

#### 1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)

#### 2 自動排泄処理装置の交換可能部品

尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

#### 3 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいず れかに該当するものに限る。

- 1 入浴用椅子
- 2 浴槽用手すり
- 3 浴槽内椅子
- 4 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
- 5 浴室内すのこ
- 6 浴槽内すのこ
- 7 入浴用介助ベルト

#### 4 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事 を伴わないもの

5 移動用リフトのつり具の部分

平成12年1月31日 老企第34号

最終改正:平成24年3月30日 老振発0330第9号

# 介護保険の給付対象となる福祉用具の取扱いについて (解釈通知)

#### 第1 福祉用具

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

#### (1) 車いす

貸与告示第1項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のおりである。

## ①自走用標準型車いす

日本工業規格 (JIS) T 9201 - 1998 のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの (前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。)をいう。

ただし、座位変換型を含み、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途(要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの)の自走用車いすは除かれる。

#### ②普通型電動車いす

日本工業規格(JIS) T 9203 - 1987 に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるもののいずれも含まれる。

ただし、各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。なお、電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるものにあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

#### ③介助用標準型車いす

日本工業規格 (JIS) T 9201 - 1998 のうち、介助用に該当するもの及びそれに準ずるもの (前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。) をいう。

ただし、座位変換型を含み、浴用型及び特殊型は除かれる。

#### (2) 車いす付属品

貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用 効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

#### ①クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

#### ②電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該 電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

①サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるととも に、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

②マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を 有するものに限る。

③ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を 行うことを容易にするものに限る。

④テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素 材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第3項第7号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

#### (5) 床ずれ防止用具

貸与告示第5項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①送風装置又は空気圧調整を備えたパッドが装着された空気マットであって、体圧を分散 することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
- ②水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散 することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

#### (6) 体位変換器

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、 その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行う ことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

#### (7) 手すり

貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。なお、上記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事(ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ)を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

- ①居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資する ことを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ②便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移 乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

#### (8) スロープ

貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち 運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第2号に掲げる「床段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

#### (9) 歩行器

貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び左右の両方いずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためフレーム類でも差し支えない。また、握手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。

### (10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クッチ、プラットホーム クラッチ

及び多点杖に限る。

#### (11) 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

#### (12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。

#### ①床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、 目的の場所に人を移動させるもの。

#### ②固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座 を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

#### ③据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く。)。

#### (13) 自動排泄処理装置

貸与告示第13項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、 居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。)及び専用パッド、洗浄液等 排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が 定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用 具の種目

#### (1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)。
- ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経

路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの 及び 専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

(3)入浴補助用具

購入告示第3項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

①入浴用いす

座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

②浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(4) 簡易浴槽

購入告示第4項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、 硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むもの であり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

- 3 複合的機能を有する福祉用具
  - 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。
  - ①それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
  - ②区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
  - ③福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に 基づく保険給付の対象外として取り扱う。

# 参考 13

# 連絡先一覧

# 厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター研究所、公益財団法人テクノエイド協会

所 属	₹	所 在	地	電話番号	FAX 番号
厚生労働省 社会·援護局 障害保健福祉部企画課	100-8916	東京都千代田区霞	が関 1-2-2	03-5253-1111	03-3503-7894
国立障害者リハビリテーションセンター研究所	359-8555	埼玉県所沢市並木	4-1	04-2995-3100	04-2995-3132
公益財団法人テクノエイド協会	162-0823	東京都新宿区神楽セントラルプラサ	河岸 1-1 * 4 階	03-3266-6883	03-3266-6885

# 全国の身体障害者更生相談所

	地区	名 称	電話番号
	111 스	〒 所 在 地	FAX 番号
	北海道	北海道立心身障害者総合相談所	TEL 011-613-5401
		064-0944 札幌市中央区円山西町 2-1-1	FAX 011-613-4892
	青森	青森県障害者相談センター	TEL 0172-32-8437
		036-8065 弘前市大字西城北 1-3-7	FAX 0172-34-6167
	岩手	岩手県福祉総合相談センター	TEL 019-629-9613
北		020-0015 盛岡市本町通 3-19-1	FAX 019-629-9619
海道	宮城	宮城県リハビリテーション支援センター	TEL 022-784-3589
		981-1217   名取市美田園 2-1-4 (まなウェルみやぎ内)	FAX 022-784-3593
東	秋田	秋田県福祉相談センター	TEL 018-831-2301
東北地		010-0001   秋田市中通 2-1-51 明徳館ビル 1F	FAX 018-831-2306
地区	山形	山形県福祉相談センター	TEL 023-627-1197
	ЩЛУ	990-0031 山形市十日町 1-6-6	FAX 023-627-1114
	福島	福島県障がい者総合福祉センター	TEL 024-525-8186
	THEFT	960-8043  福島市中町 1-19 中町ビル 4 階	FAX 024-525-8192
	札幌市	札幌市身体障害者更生相談所	TEL 011-641-8852
	4 File 111	063-0802 札幌市西区二十四軒 2 条 6-1-1	FAX 011-641-8686
	仙台市	仙台市障害者総合支援センター	TEL 022-771-6511
	ЩЦП	981-3133 仙台市泉区泉中央 2-24-1	FAX 022-371-7313
	茨城	茨城県福祉相談センター	TEL 029-221-4150
		310-0005 水戸市水府町 864-16	FAX 029-221-4536
	栃木	とちぎリハビリテーションセンター	TEL 028-623-7010
	100714	320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1	FAX 028-623-7255
	群馬	群馬県心身障害者福祉センター	TEL 027-254-1010
	11 //9	371-0843 前橋市新前橋町 13-12	FAX 027-254-2299
	埼玉	埼玉県総合リハビリテーションセンター	TEL 048-781-2222
		362-8567 上尾市西貝塚 148-1	FAX 048-781-2218
	千葉 (中央)	千葉県中央障害者相談センター	TEL 043-291-6872
関		266-0005   千葉市緑区誉田町 1-45-2	FAX 043-291-8488
関東甲信	千葉 (東葛飾)	千葉県東葛飾障害者相談センター	TEL 04-7165-2422
信		270-1151 我孫子市本町 3-1-2	FAX 04-7165-2423
越地区	東京	東京都心身障害者福祉センター	TEL 03-3203-6141
地区		162-0052 新宿区戸山 3-17-2	FAX 03-3204-3181
	神奈川	神奈川県立総合療育相談センター	TEL 0466-84-5700
		252-0813   藤沢市亀井野 3119	FAX 0466-84-2970
	新潟	新潟県中央身体障害者更生相談所	TEL 025-381-1111
	(中央)	950-0121 新潟市江南区亀田向陽 4-2-1	FAX 025-381-8939
	新潟	新潟県新発田身体障害者更生相談所	TEL 0254-26-9131
	(新発田)	957-8511  新発田市豊町 3-3-2	FAX 0254-26-0022
	新潟	新潟県長岡身体障害者更生相談所	TEL 0258-35-8500
	(長岡)	940-0865   長岡市四郎丸町 237	FAX 0258-35-7265
	新潟	新潟県南魚沼身体障害者更生相談所	TEL 025-770-2400
	(南魚沼)	949-6623 南魚沼市六日町 620-2	FAX 025-772-2190

地区		名 称	電話番号
		〒 所 在 地	FAX 番号
関東甲信越	新潟	新潟県上越身体障害者更生相談所	TEL 025-524-3355
	(上越)	943-0807  上越市春日山町 3-4-17	FAX 025-526-4662
	山梨	山梨県障害者相談所	TEL 055-254-8671
	山米	400-0005   甲府市北新 1-2-12   福祉プラザ 3F	FAX 055-254-8675
	長野	長野県立総合リハビリテーションセンター	TEL 026-296-3953
		381-8577 長野市大字下駒沢 618-1	FAX 026-295-0716
	横浜市	横浜市障害者更生相談所	TEL 045-473-0631
		222-0035 横浜市港北区鳥山町 1770	FAX 045-473-0809
	111444	川崎市障害者更生相談所	TEL 044-811-0091
划	川崎市	213-0002 川崎市高津区二子 6-14-10 YTT ビル 2階	FAX 044-811-0161
<u> </u>	イ本士	千葉市障害者相談センター	TEL 043-209-8823
-	千葉市	260-0844 千葉市中央区千葉寺町 1208-2	FAX 043-209-8826
İ	V. 1. 1. 1.	さいたま市障害者更生相談センター	TEL 048-646-3129
	さいたま市	330-8501 さいたま市大宮区大門町3-1	FAX 048-646-3163
Ì	der yraL.	新潟市身体障がい者更生相談所	TEL 025-230-7777 · 7789
	新潟市	951-8133 新潟市中央区川岸町 1 -57-1	FAX 025-230-7823
Ì	Los fello sent. L.	相模原市障害者更生相談所	TEL 042-769-9807
i	相模原市	252-0236   相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら 6 階	FAX 042-750-6150
		富山県身体障害者更生相談所	TEL 076-438-5560
	富山	931-8443 富山市下飯野 70-4	FAX 076-438-5585
ł		石川県身体障害者更生相談所	TEL 076-223-9557
	石川	920-8557   金沢市本多町 3-1-10	FAX 076-223-9556
ŀ		福井県総合福祉相談所	TEL 0776-24-5135
	福井	910-0026  福井市光陽 2-3-36	FAX 0776-24-8834
ŀ	岐阜	岐阜県身体障害者更生相談所	TEL 058-231-9715
i		502-0854   岐阜市鷺山向井 2563-18	FAX 058-231-9716
ł	静岡	静岡県中央身体障害者更生相談所	TEL 054-646-3579
	(中央)	426-0026 藤枝市岡出山 2-2-25	FAX 054-646-3563
ŀ	静岡	静岡県賀茂身体障害者更生相談所	TEL 0558-24-2038
ł	(賀茂)	415-0016 下田市中 531-1	FAX 0558-24-2159
ŀ	静岡	静岡県東部身体障害者更生相談所	TEL 055-920-2085
3	(東部)	410-8543   沼津市高島本町 1-3	FAX 055-920-2191
j j	静岡	静岡県西部身体障害者更生相談所	TEL 0538-37-2810
2			
	(西部)	438-8622   磐田市見付 3599-4     密知見中中日章・陰事孝相談といる。	FAX 0538-37-2841
	愛知	愛知県中央児童・障害者相談センター	TEL 052-961-7253
	(中央)	460-0001  名古屋市中区三の丸 2-6-1	FAX 052-950-2355 TEL 0564-27-2889
	愛知	愛知県西三河児童・障害者相談センター	
	(西三河)	444-0860   岡崎市明大寺本町 1-4	FAX 0564-27-2816
	愛知	愛知県東三河児童・障害者相談センター	TEL 0532-35-6150
	(東三河)	440-0806   豊橋市八町通 5-4	FAX 0532-54-6466
		名古屋市身体障害者更生相談所	TEL 052-835-3821
		467-8622   名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1-2	FAX 052-835-3724
		名古屋市総合リハビリテーションセンター内	
	静岡巾	静岡市地域リハビリテーション推進センター	TEL 054-249-3182
		420-0846   静岡市葵区城東町 24-1	FAX 054-209-0103
	浜松市	浜松市障害者更生相談所	TEL 053-457-2707
		430-0929 浜松市中区中央 1-12-1	FAX 053-457-2645

地区			名 称		電話番号
	地区	Ŧ	所 在 地		FAX 番号
	三重	三重県障害	- 害者相談支援センター	TEL	059-232-7356
		514-0113	津市一身田大古曽 670-2	FAX	059-231-0687
	滋賀	滋賀県立	リハビリテーションセンター	TEL	077-567-7221
		525-0072	草津市笠山 7-8-138	FAX	077-567-7222
	京都府	京都府家原	庭支援総合センター	TEL	075-531-9608
		605-0862	京都市東山区清水 4-185-1	FAX	075-531-9610
	大阪府	大阪府障7	がい者自立相談支援センター	TEL	06-6692-5262
		558-0001	大阪市住吉区大領 3-2-36	FAX	06-6692-5340
	兵庫	兵庫県立具	身体障害者更生相談所	TEL	078-927-2727
近鄉		651-2134	神戸市西区曙町 1070	FAX	078-927-2745
畿地	太白	奈良県身体	本障害者更生相談所	TEL	0744-32-0210
区	奈良	636-0393	奈良県磯城郡田原本町多 722	FAX	0744-32-0650
	4口可分 . 1 .	和歌山県	子ども・女性・障害者相談センター	TEL	073-445-7314
	和歌山	641-0014	和歌山市毛見 1437-218	FAX	073-446-0036
	+×7+	京都市身份	- 本障害者リハビリテーションセンター	TEL	075-823-1650
	京都市	604-8854	京都市中京区壬生仙念町 30	FAX	075-842-1545
	_L,7C+		心身障がい者リハビリテーションセンター	TEL	06-6797-6561
	大阪市	547-0026	大阪市平野区喜連西 6-2-55	FAX	06-6797-8222
		神戸市障害	- 害者更生相談所	TEL	078-512-4453
	神戸市		神戸市兵庫区水木通 2-1-10	FAX	078-577-6510
	IIII—I—		- 者更生相談所	TEL	072-245-9195
	堺市	590-0808	堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 健康福祉プラザ 3 階	FAX	072-244-3300
	鳥取		部身体障害者更生相談所	TEL	0858-23-3124
	(中部)				0858-23-4803
	鳥取		部身体障害者更生相談所	TEL	0857-22-5647
	(東部)		鳥取市江津 730		0857-22-5670
	鳥取		部身体障害者更生相談所	TEL	0859-31-9309
	(西部)		米子市東福原 1-1-45 西部総合事務所福祉保健局内		0859-34-1392
	島根		<b>心と体の相談センター</b>	TEL	0852-32-5905
			松江市東津田町 1741-3	FAX	
	岡山		<b>业相談センター</b>	TEL	086-235-4577
			岡山市北区南方 2-13-1		086-235-4346
中	1		身体障害者更生相談所	TEL	082-425-1455
国	広島		東広島市西条町田口 295-3		082-425-1634
四	山口		本障害者更生相談所	TEL	083-925-2346
国地方			山口市八幡馬場 36-1	FAX	
地方	徳島		害者相談支援センター	TEL	088-631-8711
//			徳島市南矢三町2-1-59		088-631-8722
	香川		害福祉相談所	TEL	087-867-2696
			高松市田村町 1114 かがわ総合リハビリテーションセンター内		
	愛媛		本障害者更生相談所	TEL	089-924-1216
			松山市本町 7-2		089-924-1216
	高知		療育福祉センター	TEL	088-844-4477
			高知市若草町 10-5	FAX	088-844-4478
	広島市		B     M	TEL	082-849-2802
			広島市安佐南区伴南 1-39-1	FAX	
	岡山市		害者更生相談所	TEL	086-803-1248
				FAX	086-803-1771
		100-0540	四年中40位  沈田町1 1 1	1. L/V	000-000-1111

	地区		名 称		電話番号
	地区	Ŧ	所 在 地		FAX 番号
	福岡	福岡県障害	害者更生相談所	TEL	092-586-1055
		816-0804	春日市原町 3-1-7	FAX	092-586-1065
	佐賀	佐賀県総合	合福祉センター(佐賀県身体障害者更生相談所)	TEL	0952-26-1212
		840-0851	佐賀市天祐 1-8-5	FAX	0952-23-4679
	長崎 (長崎)	長崎県長崎	<b>埼こども・女性・障害者支援センター</b>	TEL	095-846-8905
		852-8114	長崎市橋口町 10-22	FAX	095-846-8920
	長崎	長崎県佐世	世保こども・女性・障害者支援センター	TEL	0956-24-5272
	(佐世保)	857-0034	佐世保市万徳町 10-3	FAX	0956-24-5087
	熊本	熊本県福祉	止総合相談所	TEL	096-381-4411
+1		861-8039	熊本市東区長嶺南 2-3-3	FAX	096-381-4412
九州	大分	大分県身体	本障害者更生相談所	TEL	097-542-1209
地区		870-1155	大分市大字玉沢字平石 908 番地	FAX	097-541-6627
IX.	宮崎	宮崎県身体	本障害者相談センター	TEL	0985-29-2556
		880-0032	宮崎市霧島 1-1-2	FAX	0985-31-3553
	鹿児島	ハートピ	アかごしま(鹿児島県身体障害者更生相談所)	TEL	099-229-2324
		890-0021	鹿児島市小野 1-1-1	FAX	099-220-5166
	沖縄	沖縄県身体	本障害者更生相談所	TEL	098-886-2115
		903-0804	那覇市首里石嶺町 4-385-1	FAX	098-886-7990
	北九州市	北九州市立	立障害福祉センター	TEL	093-522-8724
		802-8560	北九州市小倉北区馬借 1-7-1	FAX	093-522-8772
	福岡市	福岡市障理	がい者更生相談所	TEL	092-713-8900
		810-0072	福岡市中央区長浜 1-2-8	FAX	092-715-3587
	熊本市	熊本市障7	がい者福祉相談所	TEL	096-362-6500
		862-0971	熊本市中央区大江 5-1-50 こどもセンターあいぱるくまもと1階	FAX	096-362-6660

# 補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査研究事業 検討委員会及び部会 委員名簿一覧(敬称略)

#### <検討委員会> ○委員長

氏 名 所 属

○伊藤 利之 横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問

樫本 修 宮城県リハビリテーション支援センター 所長

山﨑 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

義肢装具技術研究部 主任義肢装具士

### <研修のあり方検討部会> ○部会長

氏 名 所 属

○樫本 修 宮城県リハビリテーション支援センター 所長

河合 俊宏 埼玉県総合リハビリテーションセンター 相談部 福祉工学担当

永田有紀恵 武蔵野市障害者福祉センター 理学療法士

半澤 弘二 福島県障がい者総合福祉センター 主任身体障害者福祉司

正岡 悟 大阪府障がい者自立相談支援センター 所長

和田 初江 東京都心身障害者福祉センター 身体障害係長

#### <補装具種目の構造に関する検討部会> ○部会長

氏名 所属

井村 保 中部学院大学 リハビリテーション学部 准教授

我澤 賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部

社会適応システム開発研究室研究員

鈴木 孝幸 社会福祉法人 日本盲人会連合 副会長

德田 章三 一般社団法人 日本義肢協会 理事

松野 史幸 一般社団法人 日本車椅子シーティング協会

八嶋 隆 一般社団法人 日本補聴器工業会 事務局長

○山﨑 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

義肢装具技術研究部 主任義肢装具士

#### <オブザーバー>

加藤 晴喜 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室

福祉用具専門官

峰 悠子 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室

### <写真・イラスト提供>

一般社団法人 日本義肢協会

社会福祉法人 日本盲人会連合

一般社団法人 日本補聴器工業会

一般社団法人 日本車椅子シーティング協会

一般社団法人 日本リハビリテーション工学協会

#### <編集協力>

株式会社 サンワ

# 補装具費支給事務ガイドブック

**■発 行** 平成 26 年 3 月

■発行者 公益財団法人テクノエイド協会 企画部

〒 162-0823

東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ4階

TEL 03(3266)6883 FAX 03(3266)6885

http://www.techno-aids.or,jp

■印刷 株式会社サンワ

このガイドブックは、厚生労働省が実施する「平成25年度障害者総合福祉推進事業」から 国庫補助金の交付を受けて実施したものである。

# 最新の施策や通知の情報は、下記のホームページをご覧ください

#### ■ 厚生労働省

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/index.html ※ 福祉用具については、ページ中段「福祉用具」をご覧ください。



#### ■ テクノエイド協会

厚生労働省からの告示・通知等

http://www.techno-aids.or.jp/mhlw\_notice.shtml



#### 完成用部品データベースシステム

※完成用部品の詳細情報や写真の検索ができます。

http://wwwl.techno-aids.or.jp/search/index.php



# THE ASSOCIATION FOR TECHNICAL AIDS



THE ASSOCIATION FOR TECHNICAL AIDS A T A 公益財団法人 テクノエイド協会

平成25年度障害者総合福祉推進事業 補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査